

全世界（広域）障害主流化セクター別 ガイダンスノート作成業務

業務完了報告書

2026年2月

独立行政法人国際協力機構（JICA）

株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
26-018

**全世界（広域）
障害主流化セクター別ガイダンスノート作成業務
業務完了報告書**

目次

目次

図表目次

略語表

第1章 業務の目的・方法

1.1	業務の概要.....	1-1
1.1.1	背景.....	1-1
1.1.2	目的.....	1-1
1.1.3	業務期間.....	1-2
1.1.4	本件業務の成果品.....	1-2
1.1.5	本件業務の実施体制.....	1-2
1.1.6	本報告書の構成.....	1-3
1.2	業務の方法等.....	1-3
1.2.1	業務の実施工程.....	1-3
1.2.2	障害当事者団体ヒアリング.....	1-4
1.3	共通ガイダンスノート.....	1-5
1.4	用語解説.....	1-6

第2章 教育分野における障害主流化

2.1	ガイダンスノートが対象とする主な取組領域と活動.....	2-1
2.2	障害の視点から見る教育分野の基本的理解.....	2-1
2.2.1	障害のある学習者の教育形態に関する議論.....	2-1
2.2.2	教育分野における障害主流化とインクルーシブ教育.....	2-3
2.2.3	教育における差別の禁止と合理的配慮.....	2-4
2.3	障害の視点から見る教育分野の問題.....	2-4
2.3.1	障害のある学習者の教育へのアクセスが制限されている（就学率が低い）.....	2-4
2.3.2	障害のある学習者がニーズに応じた質の高い学びを享受できていない.....	2-5
2.3.3	障害のある学習者が一般の教育制度から排除されている.....	2-5
2.4	教育分野における障害主流化の重要性.....	2-5

2.4.1	持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献.....	2-5
2.4.2	障害者権利条約（CRPD）の履行.....	2-6
2.4.3	JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献.....	2-7
2.4.4	その他の国際動向	2-8
2.5	教育分野において障害者のアクセスと参画を阻む障壁.....	2-9
2.6	教育分野における障害主流化に向けた対策と取組.....	2-10
2.6.1	障壁に対する取組	2-10
2.6.2	学びのユニバーサルデザイン（Universal Design for Learning: UDL）	2-11
2.6.3	日本での取組事例—基礎的環境整備と合理的配慮	2-11
2.6.4	他国際援助機関における取組事例	2-14
2.7	教育分野における障害主流化に係る成果指標.....	2-15
	別添資料1：障害者権利委員会による「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号」（2016年）におけるインクルーシブ教育に関する説明の抜粋.....	2-17

第3章 保健医療分野における障害主流化

3.1	ガイダンスノートが対象とする主な取組領域.....	3-1
3.2	障害の視点から見る保健医療分野の基本的理解.....	3-1
3.2.1	障害インクルーシブな保健システム	3-1
3.2.2	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）と障害者	3-2
3.2.3	UHCの実現と障害インクルーシブな保健システム.....	3-2
3.3	障害の視点から見る保健医療分野の問題.....	3-2
3.3.1	障害者が直面する健康格差	3-2
3.4	保健医療分野における障害主流化の重要性.....	3-4
3.4.1	持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献.....	3-4
3.4.2	障害者権利条約（CRPD）の履行.....	3-4
3.4.3	JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献.....	3-4
3.4.4	関連する国際動向	3-5
3.5	保健医療分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁.....	3-6
3.5.1	保健医療サービスへのアクセスと参画を阻む障壁	3-6
3.5.2	各 JGA クラスターにおける障害の視点から見る障壁.....	3-7
3.6	保健医療分野における障害主流化に向けた対策と取組.....	3-11
3.6.1	障害者の健康格差是正実施のための基本原則	3-11
3.6.2	障壁に対する取組事例	3-12
3.6.3	他国際援助機関等における取組事例	3-13
3.7	保健医療分野における障害主流化に係る成果指標.....	3-16

第4章 栄養の改善分野における障害主流化

4.1	ガイダンスノートが対象とする主な取組領域.....	4-1
4.2	障害の視点から見る栄養の改善分野の基本的理解.....	4-1
4.2.1	栄養と障害の相互作用	4-1
4.2.2	分野横断的な取組（マルチセクトラルアプローチ）の必要性	4-2
4.3	障害の視点から見る栄養の改善分野の問題.....	4-3
4.3.1	障害者が直面する食料・栄養不安	4-3
4.3.2	障害のある子どもの栄養不良とその要因	4-3
4.3.3	障害と非感染性疾患（NCDs）	4-5
4.4	栄養の改善分野における障害主流化の重要性.....	4-5
4.4.1	持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献.....	4-5
4.4.2	障害者権利条約（CRPD）の履行.....	4-6
4.4.3	JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献.....	4-6
4.5	栄養の改善分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁.....	4-8
4.6	栄養の改善分野における障害主流化に向けた対策と取組.....	4-10
4.6.1	障壁に対する取組事例	4-10
4.6.2	他国際援助機関における取組事例	4-11
4.7	栄養の改善分野における障害主流化に係る成果指標.....	4-12

第5章 社会保障分野における障害主流化

5.1	ガイダンスノートが対象とする主な取組領域.....	5-1
5.2	障害の視点から見る社会保障分野の基本的理解.....	5-1
5.2.1	インクルーシブな社会保障システム（Inclusive Social Protection Systems）	5-1
5.2.2	ライフサイクルアプローチ	5-1
5.2.3	障害インクルーシブな社会保障システム （Disability-inclusive Social Protection Systems）	5-1
5.2.4	障害関連費用	5-2
5.2.5	障害者に係る社会保障施策の体系	5-2
5.3	障害の視点から見る社会保障分野の問題.....	5-3
5.3.1	ライフサイクルを通じて障害者が直面するリスク	5-3
5.3.2	社会保障に関わる問題	5-4
5.4	社会保障分野における障害主流化の重要性.....	5-7
5.4.1	持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献.....	5-8
5.4.2	障害者権利条約（CRPD）の履行.....	5-8
5.4.3	JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献.....	5-9

5.4.4	共同声明「障害者の完全かつ効果的な参加を支援する包括的な社会保障制度に向けて」 (2019年)	5-9
5.5	社会保障分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁.....	5-9
5.6	社会保障分野における障害主流化に向けた対策と取組.....	5-11
5.6.1	障害インクルーシブな社会保障制度の重要な要素	5-11
5.6.2	障壁に対する取組事例	5-12
5.6.3	他国際援助機関における取組事例	5-13
5.7	社会保障分野における障害主流化に係る成果指標.....	5-14
第 6 章 運輸交通分野における障害主流化		
6.1	ガイダンスノートが対象とする主な取組領域	6-1
6.2	障害の視点から見る運輸交通分野の基本的理解	6-1
6.2.1	障害の社会モデルの適用	6-1
6.2.2	環境の整備と合理的配慮	6-2
6.2.3	自立的な移動環境の構築	6-2
6.2.4	運輸交通分野での障害者のアクセシビリティ	6-2
6.3	障害の視点から見る運輸交通分野の問題	6-4
6.3.1	交通手段のアクセシビリティに関する法律や基準、指針の未整備	6-4
6.3.2	政策や計画の策定段階における障害者の参画の不足	6-5
6.3.3	公共交通機関の職員や他の利用者の障害理解の不足	6-5
6.4	運輸交通分野における障害主流化の重要性	6-6
6.4.1	持続可能な開発目標 (SDGs) 達成への貢献	6-6
6.4.2	障害者権利条約 (CRPD) の履行	6-7
6.4.3	JICA グローバル・アジェンダ (JGA) 達成への貢献	6-7
6.4.4	質の高いインフラ投資に関する G20 原則	6-7
6.5	運輸交通分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁	6-8
6.6	運輸交通分野における障害主流化に向けた対策と取組	6-9
6.6.1	課題に対する日本の対応状況	6-9
6.6.2	他国際援助機関における取組事例	6-13
6.7	運輸交通分野における障害主流化に係る成果指標	6-14
第 7 章 都市・地域開発分野における障害主流化		
7.1	ガイダンスノートが対象とする主な取組領域	7-1
7.2	障害の視点から見る都市・地域開発の基本的理解	7-1
7.2.1	都市・地域と生活環境の状況	7-1
7.2.2	インクルーシブな都市・地域	7-2

7.2.3	障害インクルーシブな都市・地域開発	7-3
7.3	障害の視点から見る都市・地域開発分野の問題	7-4
7.3.1	住環境	7-4
7.3.2	移動とネットワーク	7-5
7.3.3	経済機会、施設・サービスへのアクセス	7-6
7.3.4	安全・安心の確保	7-7
7.3.5	情報・コミュニケーション	7-7
7.3.6	地域開発と地方・農村の障害者を取り巻く環境	7-8
7.4	都市・地域開発分野における障害主流化の重要性	7-8
7.4.1	持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献	7-8
7.4.2	障害者権利条約（CRPD）の履行	7-9
7.4.3	JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献	7-10
7.4.4	ニュー・アーバン・アジェンダ	7-10
7.4.5	その他の国際動向	7-11
7.5	都市・地域開発分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁	7-12
7.6	都市・地域開発分野における障害主流化に向けた対策と取組	7-13
7.6.1	都市・地域開発と障壁に対する対応	7-13
7.6.2	障壁に対する取組事例	7-14
7.6.3	日本における取組	7-16
7.6.4	他国際援助機関等による取組	7-19
7.6.5	海外のプロジェクト事例	7-20
7.7	都市・地域開発分野における障害主流化に係る成果指標	7-22

第 8 章 防災・復興分野における障害主流化

8.1	ガイダンスノートが対象とする主な取組領域	8-1
8.2	障害の視点から見る防災・復興分野の基本的理解	8-1
8.2.1	障害インクルーシブな防災・復興	8-1
8.3	障害の視点から見る防災・復興分野の問題	8-2
8.3.1	防災・復興時における障害者の状況	8-2
8.3.2	障害者が直面する災害リスクと災害被害	8-3
8.3.3	障害者が直面する応急時の課題	8-4
8.3.4	障害者が直面する災害復興時の課題	8-5
8.4	防災・復興分野における障害主流化の重要性	8-7
8.4.1	持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献	8-7
8.4.2	障害者権利条約（CRPD）の履行	8-8

8.4.3	JICA グローバル・アジェンダ (JGA) 達成への貢献.....	8-8
8.4.4	仙台防災枠組 2015-2030 (SFDRR) 達成への貢献.....	8-8
8.4.5	人道憲章と人道に対する最低基準 (スフィア基準) の適用.....	8-9
8.4.6	関連する国際動向.....	8-9
8.5	防災・復興分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁.....	8-11
8.5.1	防災・復興分野における障壁の具体例.....	8-11
8.5.2	事前投資、災害リスク管理、復興における障壁とその性質.....	8-12
8.5.3	大規模インフラ整備.....	8-14
8.6	防災・復興分野における障害主流化に向けた対策と取組.....	8-14
8.6.1	防災・復興分野における障害主流化対策の項目.....	8-14
8.6.2	障壁に対する取組事例.....	8-15
8.7	防災・復興分野における障害主流化に係る成果指標.....	8-20
第 9 章 ガバナンス分野における障害主流化		
9.1	ガイダンスノートが対象とする主な取組領域.....	9-1
9.2	障害者の視点から見るガバナンス分野の基本的理解.....	9-1
9.3	障害の視点から見るガバナンス分野の問題.....	9-2
9.4	ガバナンス分野における障害主流化の重要性.....	9-5
9.4.1	持続可能な開発目標 (SDGs) 達成への貢献.....	9-5
9.4.2	障害者権利条約 (CRPD) の履行.....	9-6
9.4.3	JICA グローバル・アジェンダ (JGA) 達成への貢献.....	9-7
9.4.4	関連する国際動向.....	9-8
9.5	ガバナンス分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁.....	9-9
9.6	ガバナンス分野における障害主流化に向けた対策と取組.....	9-11
9.6.1	障壁に対する日本国内の取組.....	9-11
9.6.2	他国際援助機関における取組事例.....	9-15
9.7	ガバナンス分野における障害主流化に係る成果指標.....	9-17
別添資料 1 : ガバナンス分野において障害者権利条約 (CRPD) 締約国に義務付けられている事項 一覧.....		9-20

参考文献

図表目次

図 1-1	本件業務の実施体制	1-2
図 1-2	本件業務の実施工程	1-3
図 2-1	障害のある学習者の教育形態	2-2
図 2-2	合理的配慮と基礎的環境整備の関係	2-12
図 3-1	保健医療サービスと保健システムの障壁	3-6
図 4-1	栄養と障害の相互作用	4-2
図 4-2	子ども（24-59 か月）の低体重、発育障害、消耗症、過体重の割合	4-4
図 5-1	障害者に係る社会保障施策	5-3
図 5-2	重度障害者の現金給付受給者の割合（地域別、小地域別、所得水準別）（%）	5-5
図 6-1	移動円滑化の基本イメージ	6-2
図 6-2	交通アクセシビリティが不足していると考える障害者の割合（2021 年/データの最新年）	6-3
図 6-3	雇用・教育・医療・社会参加へのアクセシビリティと交通アクセシビリティの関係性	6-4
図 6-4	成田空港における UD 推進の各フェーズへの障害当事者参加	6-10
図 6-5	障害当事者との意見交換（交通サポートマネージャー研修）	6-12
図 6-6	視覚障害者の接遇・介助方法の習得・実技演習（交通サポートマネージャー研修）	6-12
図 6-7	小学生を対象とした交通バリアフリー 教室のタイムスケジュール事例	6-12
図 6-8	小学生を対象とした交通バリアフリー教室の様子（車いす介助体験）	6-12
図 6-9	Peshawar Sustainable Bus Rapid Transit Corridor Project で整備された BRT 駅	6-14
図 6-10	BRT 車内の車いすスペース	6-14
図 7-1	持続可能な都市の姿	7-2
図 7-2	住宅セーフティネット制度のイメージ	7-18
図 8-1	防災・復興に関する政策・施策と障害主流化の取組	8-2
図 9-1	総務省が公表している障害者に対する投票所での対応のためのツールの例	9-14
表 1-1	JICA 内担当部署とのキックオフミーティング及び勉強会の開催	1-4
表 1-2	障害当事者団体ヒアリングの概要	1-4
表 1-3	共通ガイダンスノートの構成	1-5
表 2-1	「教育におけるインクルージョンと公平に関する国際フォーラム」で合意されたインクル ージョンを強化するための対策	2-8
表 2-2	教育における障害のある学習者を取り巻く障壁	2-9
表 2-3	障壁に対する取組の例	2-10
表 2-4	UDL の原則と具体例	2-11

表 2-5	基礎的環境整備と合理的配慮の具体例	2-12
表 2-6	活動を評価するための指標例	2-15
表 3-1	保健医療分野のガイダンスノートが対象とする主な取組領域	3-1
表 3-2	保健医療サービスと保健システムにおける主な障壁とその例	3-7
表 3-3	保健医療サービス提供強化クラスターにおける障壁	3-8
表 3-4	感染症対策・検査拠点強化クラスターにおける障壁	3-9
表 3-5	母子手帳活用を含む質の高い母子継続ケア強化クラスターにおける障壁	3-9
表 3-6	医療保障制度の強化クラスターにおける障壁	3-10
表 3-7	障壁に対する取組の例と好事例	3-12
表 3-8	障害主流化指標—保健医療サービス提供強化クラスターの指標案	3-16
表 4-1	栄養の改善分野のガイダンスノートが対象とする主な取組領域	4-1
表 4-2	障害のある子どもの栄養不良の主な要因	4-4
表 4-3	障害者の栄養改善プログラムへのアクセスを阻害する主な障壁とその例	4-8
表 4-4	学校給食プログラムにおける障壁	4-9
表 4-5	障害者の農業参画における障壁	4-9
表 4-6	障害者の栄養改善プログラムへのアクセスを阻害する主な障壁に対する取組の例	4-10
表 4-7	ライフコースを通じた栄養改善クラスターの指標案	4-12
表 5-1	障害関連費用	5-2
表 5-2	社会保障制度において障害者が直面する障壁	5-10
表 5-3	障壁に対する取組例	5-12
表 5-4	障害インクルーシブな社会保障制度の評価項目	5-14
表 6-1	運輸交通分野のガイダンスノートが対象とする主な取組領域	6-1
表 6-2	アジア・太平洋諸国のうちの 11 カ国においてバスシステムのアクセシビリティに関する法的要件が存在する国の割合（2022 年）	6-5
表 6-3	運輸交通分野において障害者が直面する障壁	6-8
表 6-4	評価指標の例	6-15
表 7-1	インクルーシブな都市の要素	7-2
表 7-2	障害者の移動に係る問題	7-6
表 7-3	アジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略の都市・地域開発関連事項	7-11
表 7-4	都市・地域開発における主な障壁とその例	7-12
表 7-5	都市・地域開発分野の障壁に対する取組の例と好事例	7-14
表 7-6	バリアフリー法におけるの施設整備の基準	7-17

表 7-7 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画」策定時における 意見聴取の取組	7-18
表 7-8 都市・地域開発分野「まちづくり」クラスターの障害主流化指標案	7-22
表 7-9 都市・地域開発における障害主流化指標事例	7-23
表 8-1 防災・復興分野のガイダンスノートが対象とする主な取組領域	8-1
表 8-2 避難及び応急時において障害者が直面する課題事例	8-5
表 8-3 災害復興において障害者が直面する課題例	8-6
表 8-4 アジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略の防災・災害復興関連事項	8-10
表 8-5 防災・復興分野で障害者が直面する障壁	8-11
表 8-6 政策・制度、計画策定プロセスにおいて障害者が直面する障壁	8-14
表 8-7 防災・復興分野の障壁に対する取組の例と好事例	8-15
表 8-8 MCR 2030 障害者の包摂に関する追加指標	8-18
表 8-9 防災・復興分野の対策分野と指標例	8-20
表 9-1 ガバナンス分野のガイダンスノートが対象とする主な取組領域	9-1
表 9-2 障害当事者団体の政策策定への参加に関する調査（IDA, 2022 年）の主要結果	9-4
表 9-3 障害と関連するガバナンス分野の SDGs	9-5
表 9-4 ガバナンス分野において障害者が直面する障壁	9-9
表 9-5 ガバナンス分野の障壁に対する取組の例	9-11
表 9-6 ガバナンス分野の事業における障害主流化指標例	9-17

略語表

略語	英語	日本語
ADA	Americans with Disabilities Act	アメリカ障害者法
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
BBB	Build Back Better	より良い復興
BRT	Bus Rapid Transit	バス高速輸送システム
CAST	Center for Applied Special Technology	—
CBM	Christian Blind Mission	—
CHS	Core Humanitarian Standards	人道支援の最低基準
COVID-19	Coronavirus Disease 2019	新型コロナウイルス感染症
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)
DFHC	Disability-friendly Healthcare	障害者にフレンドリーな保健医療
DiDDR	Disability Inclusive Disaster Risk Reduction	障害インクルーシブな災害リスク削減
DPI	Disabled Peoples' International	—
ECOSOC	United Nations Economic and Social Council	国連経済社会理事会
EFA	Education for All	万人のための教育
ETR	Easy-to-Read	読みやすい版
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関
GFDRR	Global Facility for Disaster Reduction and Recovery	災害削減復興グローバル・ファシリティ
GIS	Geographic Information System	地理情報システム
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
HDI	Human Development Index	人間開発指数
ICD-11	International Classification of Diseases, 11th Revision	国際疾病分類第 11 版
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDA	International Disability Alliance	国際障害同盟
IEP	Individualized Education Program	個別教育プログラム
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカイニシアティブ
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IPC	International Paralympic Committee	国際パラリンピック委員会
ISO	International Organization for Standardization	国際標準化機構
JGA	JICA Global Agenda	JICA グローバル・アジェンダ
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MCR2030	Making Cities Resilient 2030	強靱な都市づくり 2030

略語	英語	日本語
NCDs	Noncommunicable Diseases	非感染性疾患
NFA	Nutrient Focused Food Access Improvement Approach	栄養素ギャップに基づく食料アクセス改善アプローチ
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OHCHR	Office of the High Commissioner for Human Rights	国連人権高等弁務官事務所
OSCE-ODIHR	Organization for Security and Co-operation in Europe - Office for Democratic Institutions and Human Rights	欧州安全保障協力機構民主制度・人権事務所
PHC	Primary Health Care	プライマリ・ヘルス・ケア
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SFDRR	Sendai Framework for Disaster Risk Reduction	仙台防災枠組 2015-2030
TOD	Transit Oriented Development	公共交通指向型都市開発
UD	Universal Design	ユニバーサルデザイン
UDL	Universal Design for Learning	学びのユニバーサルデザイン
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UN DESA	United Nations Department of Economic and Social Affairs	国連経済社会局
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNDRR	United Nations Office for Disaster Risk Reduction	国連防災機関
UNESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	国連アジア太平洋経済社会委員会
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UN-HABITAT	United Nations Human Settlements Programme	国連人間居住計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNPRPD	United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利促進に関する国連パートナーシップ
WFP	World Food Programme	国連世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

第1章 業務の目的・方法

1.1 業務の概要

1.1.1 背景

世界人口の16%（6人に1人）に当たる約13億人が障害者であり（2021年）、その約8割が開発途上国に居住している [1][2]。世界の最貧困層の20%が何らかの障害を抱えており、また5歳未満児の死亡率が20%以下に減少している国でも、障害のある子どもの死亡率は80%にも達する可能性がある [2]。開発途上国において、障害者は様々な障壁や差別に直面し、基礎的な社会サービスへのアクセスすら困難な状況にある。こうした状況への対応には、国際協力にも障害の視点を反映させ、そのプロセスに障害者を包摂する障害主流化に取り組むことが不可欠である。

国連「障害者の権利に関する条約」（Convention on the Rights of Persons with Disabilities: CRPD）の第32条は、国際協力を障害者の権利実現の重要な手段として位置づけ、国際協力のあらゆる段階において障害者の包摂、すなわち障害インクルージョンを確保することを締約国に求めている。さらに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、障害者を含め、社会的・制度的な障壁により不利な状況に置かれている人々が、開発のプロセスに包摂され、開発の成果を公平に享受することを求めている。これらの要請を背景として、国連機関や二国間援助機関を含む国際社会において、国際協力における障害主流化を推進する動きが近年一層強まっている。

こうした国際的な動向を踏まえ、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency : JICA）においても、障害主流化に向けた取組が積極的に進められている。2021年に策定された「社会保障・障害と開発分野におけるJICAグローバル・アジェンダ」では、障害インクルーシブな開発の推進を掲げ、すべてのJICA事業において障害主流化を進める方針が明確に示された。さらに、2023年には「JICA事業の障害主流化促進に係る情報収集・課題分析業務」が実施され、同調査で明らかとなった課題を踏まえ、障害主流化の一層の推進に向けた具体的な取組が進められている。

1.1.2 目的

上記の背景を踏まえ、「障害主流化セクター別ガイダンスノート作成業務」（以下「本件業務」）は、JICA事業における障害主流化の推進に向け、JICA関係者が案件形成・実施において障害主流化に資する取組を実行するための執務参考資料を作成することを目的に実施された。執務参考資料は、以下の8分野を対象とした。

- ①教育(高等教育も含む) ②保健医療 ③栄養の改善 ④社会保障
- ⑤運輸交通 ⑥都市・地域開発 ⑦防災・復興を通じた災害リスクの削減 ⑧ガバナンス

1.1.3 業務期間

2025年1月15日～2026年2月27日

1.1.4 本件業務の成果品

本件業務では、執務参考資料として、8分野を対象とする「分野別ガイダンスノート」を策定するとともに、分野横断的な視点から、障害主流化に関する JICA の基本方針及び具体的な実施方法を体系的に整理した「共通ガイダンスノート」を作成した。これらのガイダンスノートは JICA のウェブサイト¹に掲載されており、JICA 職員に限らず、国際協力に携わる幅広い関係者による活用が期待される。ガイダンスノートは英語版も作成しており、JICA 英語版ウェブサイトにて公開予定である。

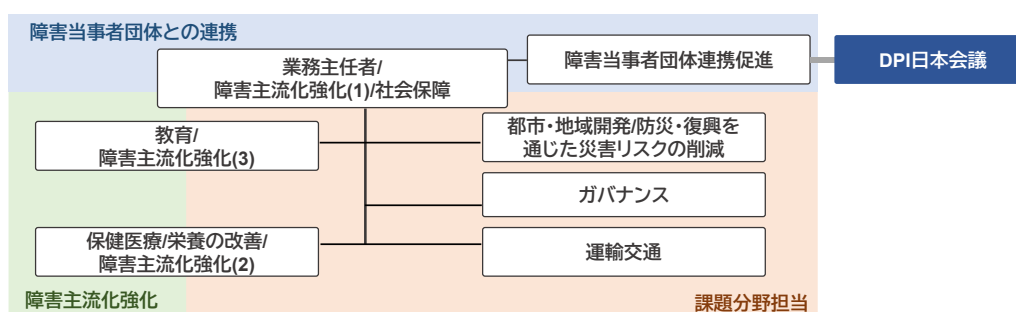
1.1.5 本件業務の実施体制

本件業務の実施体制を図 1-1 に示す。本件業務では、8分野における専門性及び協力支援の実務経験を有する計7名のコンサルタントを配置した。このうち3名を、障害と開発分野に高い専門性を有する「障害主流化強化」担当として位置づけ、各分野の課題と障害と開発分野の専門的知見を融合させたガイダンスノートの作成に取り組んだ。

コンサルタントの所属は以下の通りである。

- 株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング
- 日本工営株式会社
- 日本工営都市空間株式会社
- Human Connect LLC

さらに、DPI 日本会議²のメンバーを「障害当事者団体連携促進」担当として配置し、本件業務のすべての実施プロセスを通じて、DPI 日本会議と緊密に連携しながら業務を進めた。これにより、障害当事者の参画を確保し、その視点を業務に反映させるとともに、後述する勉強会等を通じて、関係者の意識啓発と能力強化を図った。



出所：調査チーム

図 1-1 本件業務の実施体制

¹ https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/1577179_14952.html

² DPI (Disabled Peoples' International) の日本国内組織。身体・知的・精神・難病等の障害種別を超えた約 90 の団体が加盟し、障害当事者の声を国の施策に反映する活動を行っている。

1.1.6 本報告書の構成

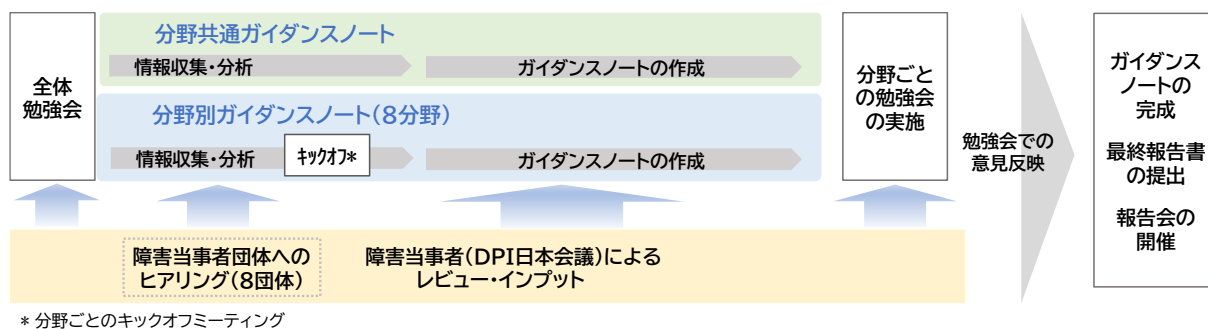
本報告書は、成果品であるガイダンスノートの作成に向けた基礎資料として、対象8分野における障害主流化に関する情報を収集・分析したものである。構成は以下のとおり。

- 第1章 調査の目的・方法
- 第2章 教育分野における障害主流化
- 第3章 保健医療分野における障害主流化
- 第4章 栄養の改善分野における障害主流化
- 第5章 社会保障分野における障害主流化
- 第6章 運輸交通分野における障害主流化
- 第7章 都市・地域開発分野における障害主流化
- 第8章 防災・復興分野における障害主流化
- 第9章 ガバナンス分野における障害主流化

1.2 業務の方法等

1.2.1 業務の実施工程

本件業務の実施工程を図 1-2 に示す。



出所：調査チーム

図 1-2 本件業務の実施工程

ガイダンスノートの策定に向けて、まず8分野における障害主流化に関する文献調査を実施した。併せて、障害当事者団体へのヒアリングを行い（詳細は1.2.2参照）、得られた知見を整理・分析して本報告書を取りまとめた。ガイダンスノートは、本報告書に整理した分析結果を基礎として策定した。

ガイダンスノートの策定過程では、JICAの各分野担当部署と連携し、情報収集・分析段階で各部署とのキックオフミーティングを実施した。さらに、ガイダンスノートのドラフト作成段階では分野ごとに勉強会を開催し、内容の適切性・妥当性の確認に加え、実務での適用を見据えた意見交換を行い、ドラフトに反映した。キックオフミーティング及び勉強会の開催概要を表1-1（次頁）に示す。

また、先述の通り、本件業務の実施にあたっては、DPI 日本会議と密に連携し、障害当事者の視点が各成果物に適切に反映されるよう取り組んだ。具体的には、調査開始時に事業の障害主流化に関する勉強会を開催したほか、本報告書及びガイダンスノートに対するレビューとインプットを受けた。さらに、分野ごとの勉強会についても、DPI 日本会議との協働により実施した。

表 1-1 JICA 内担当部署とのキックオフミーティング及び勉強会の開催

キックオフミーティング (括弧内は対応分野)	日程	勉強会	日程
人間開発部基礎教育グループ (教育)	2025年2月10日	全体勉強会（業務開始時）	2025年1月31日
人間開発部社会保障チーム (社会保障)	2025年4月15日	保健医療	2025年9月9日
社会基盤部（運輸交通）	2025年4月15日	運輸交通	2025年10月3日
地球環境部（防災・復興）	2025年4月17日	教育	2025年10月3日
社会基盤部（都市・地域開発）	2025年4月18日	都市・地域開発	2025年10月10日
ガバナンス・平和構築部 (ガバナンス)	2025年5月12日	防災・復興	2025年10月15日
人間開発部保健グループ (保健医療)	2025年5月14日	ガバナンス	2025年10月29日
人間開発部基礎教育グループ 高等教育・社会保障グループ (教育)	2025年5月16日	栄養の改善	2025年12月16日
人間開発部保健グループ 経済開発部 (栄養の改善)	2025年6月10日	最終報告会	2026年2月4日

出所：調査チーム

1.2.2 障害当事者団体ヒアリング

本件業務の実施にあたり、表 1-2に示す障害当事者団体及び当事者個人へのヒアリングを実施した。ヒアリングでは、各障害種別の視点から、(1)障害者の権利保障及び社会参画を推進する上で重要な事項、(2)国際協力事業への障害当事者の参画を促進するための取組と留意点、(3)各課題分野において優先的に取り組むべき事項について意見を聴取した。ヒアリング結果は、本調査報告書及びガイダンスノートに反映した。

表 1-2 障害当事者団体ヒアリングの概要

協力団体・個人	ヒアリング日程	形式
全日本ろうあ連盟	2025年3月27日	対面
全国手をつなぐ育成会連合会	2025年3月31日	オンライン
DPI 女性ネットワーク	2025年4月1日	オンライン
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	2025年4月8日	対面
全国精神保健福祉会連合会	2025年5月16日	オンライン
日本身体障害者団体連合会	2025年5月21日	オンライン
奈良崎 真弓 氏 (知的障害当事者団体「にじいろでGO！」 会長)	2025年6月9日	対面
日本視覚障害者団体連合	2025年7月11日	オンライン

出所：調査チーム

1.3 共通ガイダンスノート

共通ガイダンスノートは、インクルーシブな開発協力の推進を目的として、すべての分野に共通する障害主流化の基本方針及び原則、具体的な実践方法を整理したものである。本ガイダンスノートは、8つの分野別ガイダンスノートと併せて活用することにより、JICA 職員ならびに国際協力に携わる関係者が、案件形成から実施に至る各段階において障害主流化に取り組むための実務的な指針となることを意図している。

本ガイダンスノートの策定にあたっては、JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チームが示す障害主流化の方針と整合を図りつつ、同チームとの継続的な協議を通じて内容の検討を行い、策定を進めた。

また、本ガイダンスノートは、障害主流化は障害者のみを対象とする取組ではなく、多様な人々を包摂し、事業全体の効果と持続性を高めるための重要なアプローチであるとの認識に基づいている。さらに、障害主流化のプロセスにおいて不可欠な要素である「障害当事者の参画」を重視し、その意義を明確に示すとともに、実務において活用可能な具体的な実践方法を整理した。共通ガイダンスノートの構成は、表 1-3 に示すとおりである。

表 1-3 共通ガイダンスノートの構成

1. JICA の障害主流化に関する基本方針	4. 障害主流化の実践の具体的方法
(1) 障害主流化とは	(1) 障害当事者の参画の方法
(2) 基本方針	(2) 障害当事者の参画の形態
(3) 原則	(3) 基礎的環境整備と合理的配慮
(4) 留意点	(4) 情報保障とアクセシブルフォーマットでの情報提供
2. 事業における障害主流化の実践	(5) インクルーシブなイベント(会議、セミナー、研修等)の実施
(1) 障害主流化の4つの取組	
(2) 事業サイクルにおける基本プロセス	
3 事業スキームごとの基本プロセスとポイント	用語解説

出所：調査チーム

1.4 用語解説

本報告書で用いる主要な用語の定義を以下に示す。なお、本報告書では、法令表記に基づき、引用部分を除いて「障害」で統一する。

用語	定義
アクセシビリティ	障害者が他の人と平等に施設やサービスを利用できるよう保障することを意味する。これには、物理的な空間、交通機関、情報やコミュニケーション（情報通信技術やシステムを含む）、そして一般に公開されているその他の施設やサービスへのアクセスが含まれる（障害者権利条約第9条）。
インクルージョン	多様性を前提に排他的な環境を取り除き必要な変更（合理的配慮の提供を含む）を行うこと。
基礎的環境整備	個別具体的な「合理的配慮」の基礎として、建築物や製品、制度や事業が利用者の機能的な多様性を踏まえ設計・運営されること。いわゆるインクルーシブでアクセシブルな環境・製品・制度・事業の整備を意味する。
合理的配慮の提供	<p>障害者から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関や事業者等が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことを意味する。</p> <p>「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なる。事業者は、主な障害特性や合理的配慮の具体例などをあらかじめ確認した上で、個々の場面で柔軟に対応することが求められる。その際に重要なのは、障害者と事業者とが対話を重ね、共に解決策を検討・形成していく建設的対話である。</p>
障害	<p>障害者権利条約（CRPD）では、障害とは次のように説明されている。</p> <p>「機能障害（impairments）を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」</p> <p>すなわち、障害は、心身機能に障害のある人々の社会参加を困難にしている事物、制度、慣行、観念など、様々な社会的障壁によって生み出されるものである。</p> <p>JICAでは、上記条約の定義を踏まえ、社会参加の制約そのものを障害と捉えている。すなわち、障害の原因は機能障害などの多様性を考慮しない社会や環境の障壁にあるとする「障害の社会モデル」の考え方に基づいている。</p>
障害の医療モデルと社会モデル	<p>医療モデル（個人モデル）とは、障害が発生している原因は障害者個人の機能が制限されていることであると考え、個人の機能回復を優先的な解決事項としたモデル。</p> <p>障害の社会モデルとは、障害者とみなされる人々に対する社会的排除や社会参加の制約そのものを障害と捉え、その原因は人の多様性を考慮しない社会にあるとする考え方を基盤としている。障害の社会モデルでは、物理的な障壁や障害者を受け入れない人々の態度、さらに機能障害を理由に国家資格の取得を制限する欠格条項制度のような排他的な要因を解消し、社会を改革することを優先的な解決の取組としている。</p>
障害細分化データ	性別や年齢別のデータと同様に、障害の有無や機能障害別等のデータを意味する。

用語	定義
障害当事者団体	障害者自身が主導し、構成員の過半数が障害当事者である団体のこと。これらの団体は、団体の意思決定において、障害当事者が中心的な役割を果たしており、障害者の権利擁護、政策提言、社会参加の促進などを目的として活動する。
障壁	機能障害のある人が社会に完全かつ効果的に参加することを妨げる、制度的、物理的、情報面、意識上の要因。本報告書では障壁を以下の4種類で整理している。 <ul style="list-style-type: none">○ 制度的障壁：教育、雇用、医療、司法、交通などの制度に平等にアクセスできないような法律や制度、またはそれらの不備・運用の問題○ 物理的障壁：段差など、車いす利用者等の移動を妨げる建物構造や、介助者等の人的支援の不足など○ 情報面の障壁：情報が点字、音声、手話、分かりやすい言葉などで提供されないことで、情報にアクセスできない状況○ 態度や意識上の障壁：障害者に対する偏見、誤解、無理解、社会的慣行・信念など、これらの障壁は広範囲にわたり存在し、他の障壁に対処する意欲を低下させる可能性がある

出所： [3] [4]等を基に調査チーム作成

第2章 教育分野における障害主流化

2.1 ガイダンスノートが対象とする主な取組領域と活動

教育分野の JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略、以下 JGA）では、「誰ひとり取り残さない教育の改善クラスター」が設定されており、その中で教育協力事業における障害主流化及びマイノリティ配慮の方針が示されている [1]。障害については、「障害児の『学びの保障』の実現を目的に、対象国の構想・戦略とイニシアティブを尊重しつつ、これまでの知見と経験を最大限に活用し、『障害主流化』アプローチに基づいて、対象国のインクルーシブ教育の実現と障害児の将来的な自立と社会参加に貢献する」とされている。この方針を受け、すべての教育協力事業において合理的配慮と基礎的環境整備の要素を取り入れることが求められている [1]。

上記を踏まえ、教育分野のガイダンスノートでは、JICA の優先取組課題に基づく他の教育分野 JGA クラスターの方針に沿って、以下の3つの小分野を主な取組領域とする。なお、本章で扱う技術教育・職業訓練は、前期中等教育後の進路となっている公的職業訓練機関を対象として実施する案件を想定する。

- 基礎教育（教科書・教材開発を中心とした学びの改善クラスター、コミュニティ協働型教育改善クラスター）：子どもの学びの改善、教科書・教材開発、コミュニティ協働・学校運営改善など
- 高等教育（拠点大学強化クラスター）
- 技術教育・職業訓練

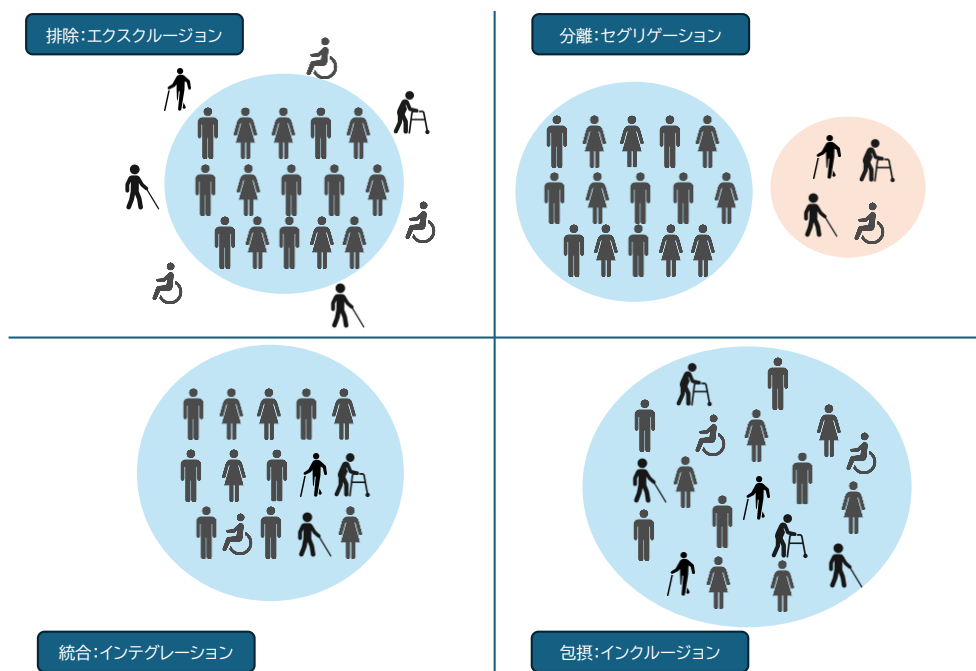
2.2 障害の視点から見る教育分野の基本的理解

本項において、障害のある学習者に対する教育を取り巻く状況や基本事項について説明する。

2.2.1 障害のある学習者¹の教育形態に関する議論

図 2-1 は、障害者権利条約（CRPD）をもとに、障害のある学習者の教育形態を示した図である。障害者を教育から排除する「排除（エクスクルージョン）」、教育の場を分ける「分離（セグリゲーション）」、場は一緒にするが個々のニーズに応じた教育ではなく画一的な教育に障害者を合わせようとする「統合（インテグレーション）」、そして障害者を含め学習者の多様性を尊重する「包摂（インクルージョン）」に分けられる。

¹ 本章では、初等教育から高等教育、技術教育・職業訓練で学ぶ児童生徒及び学生を対象としていることから、児童生徒及び学生を指す場合は「学習者」と表記する。



出所：[2] を基に調査チーム作成

図 2-1 障害のある学習者の教育形態

元来、1959年にデンマークでバンク-ミケルセンが提唱した「ノーマライゼーション」という概念が浸透し、それまで「排除（エクスクルージョン）」や「分離（セグリゲーション）」であった障害のある学習者への教育が、「統合（インテグレーション）」として具現化されることになった。しかし、「統合（インテグレーション）」は学ぶ場を同じにするだけで、個々の教育的ニーズには対応していないことから、1994年の「サラマンカ声明」において、「インクルーシブ教育」の概念が明記された。同声明には、「特別な教育的ニーズを持つ子どもたちは、彼らのニーズに合致できる児童中心の教育学の枠内で調整する、通常の学校にアクセスしなければならず、このインクルーシブ志向をもつ通常の学校こそ、（中略）インクルーシブ社会を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段 [3]」との記載があり、すべての子どもたちが地域の学校に通い、学校において個々のニーズに応じた教育を提供することの重要性が強調されている。嶺井（2021）によると、1992年前後から国際社会において統合教育からインクルーシブ教育への転換を目指す動きが見られ始め、次第にその理念が広く共有されるようになっていった [4]。なお、障害主流化においても、「障害者」と「障害のない人」という二元論で捉えるのではなく、社会には多様な人々が存在するという前提に立ち、排除をなくしていく取組が重要である。

教育開発の観点から見ると、1990年の「万人のための教育世界会議」において、基礎教育が基本的な人権であることが国際社会によって再認識された。会議では、基礎的な学習ニーズを満たすために、女子や教育の機会が与えられていない人々に対して教育の機会を提供することが目的として掲げられた。その後、各国の就学率に改善が見られるなか、「ラスト5%、10%」と呼ばれる、依然として就学が困難な状況にある学習者への就学機会の確保が着目されるようになった [5]。その後の障害者権利条約（CRPD）の採択や、後述するインチョン宣言、教育におけるインクルージョンと公平に関する国

際フォーラム等に見られるように、インクルーシブ教育の推進に向けた国際的な動きが活発になってきている。

2.2.2 教育分野における障害主流化とインクルーシブ教育

本報告書において、教育分野における障害主流化は、「JICA の教育分野の事業から障害のある学習者が取り残されないための取組」と定義する。主流化（メインストリーミング）は、アメリカにおける公民権運動による人種差別撤廃運動をもとに、障害のある学習者も含む多様な学習者の教育機会を保障することから出てきた考え方である [6]。アメリカでは、このメインストリーミングの流れを受けて、1990年に障害者教育法が制定され、1997年と2004年の2度の改正を経て、「できる限り制約の少ない環境において²」、無料の適切な公教育を提供し、保護者や教員などから成る個別教育プログラム（Individualized Education Program: IEP）チームが学習者一人ひとりの教育ニーズに応じた IEP を策定することを義務付けている [7]。

障害者権利条約（CRPD）一般的意見 4号³では、インクルーシブ教育について、第10項に以下のとおり記載されている [8]。

10.インクルーシブ教育は、以下のように理解される。

(a) すべての学習者の基本的人権。特に、教育は個々の学習者の権利であり、児童の場合、親や養育者の権利ではない。この点において、親の責任は児童の権利に従属する。

(b) すべての生徒の福祉を重視し、彼らの固有の尊厳と自律を尊重し、個人のニーズと、効果的に社会に参加し、貢献する能力を認めるという原則。

(c) 他の人権を実現する一手段。障害のある人が貧困から脱し、地域社会に完全に参加する手段を得、搾取から保護されることを可能にするために主要な手段。また、インクルーシブな社会を実現するために主要な手段。

(d) 教育を受ける権利を妨げる障壁の撤廃に対する継続的かつ積極的なコミットメントのプロセスの結果で、すべての生徒に配慮し、効果的にインクルージョンするために、通常学校の文化、方針及び実践を変革することを伴う。

また、国連児童基金（UNICEF）は以下のように説明している [9]。

すべての児童生徒を包含し、彼らが誰であろうと、また彼らの能力や要求が何であろうと、彼らが学ぶことを歓迎し、支援する教育システム。これは、授業やカリキュラム、校舎、教室、遊び場、学校への交通手段、トイレなどが、すべてのレベルのすべての子どもにとって適切であることを確認することを意味する。インクルーシブ教育とは、すべての子どもたちが同じ学校で共に学ぶことを意味する。

² 原文では、「in the least restrictive environment」となっており、最大限可能な限り障害のない学習者と同じ環境において学ぶことが規定されている。

³ 締約国の解釈が課題となる重要条文について国連障害者権利委員会が策定する公式文書。条約の解説や実現のための具体的方法等が記載されている。2016年8月に、「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号」が採択された。インクルーシブ教育に関する見解を別添資料1に引用する。

障害主流化が、障害視点を前提としている一方、インクルーシブ教育は、能力や民族の違い、障害などに関わらず、すべての児童生徒に平等な機会を提供するアプローチである。

本報告書においては、すべての学習者が共に学ぶインクルーシブ教育を前提としつつ、障害のある学習者がほかの学習者とともに学ぶための具体的方策を記述する。

2.2.3 教育における差別の禁止と合理的配慮

障害者権利条約（CRPD）では、障害に基づく差別を禁止している。教育分野においては、障害を理由とした入学拒否、視覚障害者がほかの学習者と同様の試験を受けさせられること等が差別として挙げられる。同様に、合理的配慮の否定も差別に含まれる。教育における合理的配慮は、障害のある学習者がほかの学習者と平等に教育を受ける権利を確保するために、教育機関が個別に必要となる変更や調整を行うことである。教育機関は、原則として本人または代理人からの申し出があった場合に、障害のある学習者の状況を把握し、合理的配慮の内容について本人や保護者と合意の上、必要な合理的配慮を提供することが求められる。日本の具体的な合理的配慮の例について、「2.6 教育分野における障害主流化に向けた対策と取組」において詳述する。

2.3 障害の視点から見る教育分野の問題

2.3.1 障害のある学習者の教育へのアクセスが制限されている（就学率が低い）

障害のある学習者の就学率は、障害のない学習者と比較して低い水準にとどまっている。国連の「障害と開発レポート 2024」 [10]によると、35 か国/地域において、10 歳から 17 歳の障害のある子どもの 7%が一度も学校に通ったことがないのに対し、同じ年齢の障害のない子どもは 5%であった。また、初等教育段階における障害のある女子の不就学率は 11%、男子は 10%と大きな差は見られなかったものの、前期中等教育段階では、障害のある女子の不就学率が 20%、男子が 14%と、教育段階が進むにつれてジェンダー格差が拡大する傾向が示されている。さらに、前期中等教育年齢の障害のある学習者の 16%、後期中等教育年齢では 32%が不就学であり、教育段階が進むにつれて就学率が低下している。

また、障害のある学習者の修了率の低さも問題として挙げられる。国連の「障害と開発レポート 2024」 [10]によると、24 か国/地域において、初等教育修了率は、障害のない学習者が 75%だったのに対し、障害のある学習者は 69%であった。UNICEF の報告書 [11]においても、障害のある学習者は留年したりドロップアウトしたりするリスクが高くなると指摘されている。就学率と同様に、教育段階が進むにつれて、修了率は低くなる傾向にある。上記国連のレポートによると、30 か国/地域において、障害のない学習者の 16%が高等教育を修了したのに対し、障害のある学習者は 6%であった。特に、学習障害や知的障害のある学習者の場合、学年が上がるにつれて学習速度についていくことが難しくなり、ドロップアウトに至るケースが多く見られる。

2.3.2 障害のある学習者がニーズに応じた質の高い学びを享受できていない

アクセスの問題を克服し、入学できたとしても、質の面での課題がある。

学力を見てみると、障害のある学習者が基本的な読解力や計算力を身に付けることができる可能性は障害のない学習者に比べて42%低いとされている [12]。UNICEFは、ヨーロッパと中央アジアにおいて、障害のある学習者は学校に通っているものの、時代遅れのカリキュラムや学習、生活や仕事に必要な知識や技能を身につけさせない教育方法の結果として、障害の有無に関わらず多くの子どもたちが学習面で遅れをとっていると指摘している [13]。さらに、同報告書において、多くのメインストリーム校は、障害のある学習者に対応する準備が十分ではなく、教師は必要な教育を提供するためのスキルや時間がなく、教師への支援も不足しているとの指摘もあり、障害のある学習者は、学校に通っていたとしても、適切な指導を受けることができていない。

2.3.3 障害のある学習者が一般の教育制度から排除されている

就学できたとしても、本人や保護者の希望にかかわらず一般の教育制度から排除され、障害のない学習者と分離された環境でしか学べない場合もある [14]。国連の報告書によると、障害のある学習者に対する教育の権利を保障する法律がある国は87%に及ぶ一方で、インクルーシブ教育を法的に保障している国は17%にとどまっている [10]。

これは、特別支援学校など障害のある学習者のための教育の場が整備されている国に見られがちな状況であり⁴、すべての学習者が共に学べるインクルーシブ教育を推進するための仕組みや環境づくりが求められている。

2.4 教育分野における障害主流化の重要性

教育を受ける権利は基本的人権であり、その基本的人権を保障することは、国際社会の最重要課題のひとつと言える。教育分野における障害主流化は、障害のある学習者が社会を構成する一員として不可欠な資質を身につけるだけでなく、個性や能力を伸ばし、個々の可能性を広げ、自らの意思で人生を選択できるようにするために必要不可欠である。また、卒業後に経済活動や労働市場に参加し、地域社会の一員として障害者が活躍するための準備段階としても、教育は重要な役割を担っている。

2.4.1 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

SDGsのゴール4において「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられており、障害の有無や国・地域の違い、貧困の有無などに関わらず、質の高い教育をすべての人に提供することが目標とされている。障害に関連する教育分野のターゲットは以下のとおりである [15]。

⁴ 国立特別支援教育総合研究所の資料によると、障害者権利条約（CRPD）締結国の条約の履行状況に関して障害者権利委員会が提出する総括所見において、日本をはじめ韓国やドイツが分離された環境で教育を受けている状況について勧告を受けている [40]。

【ターゲット4.3】 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

【指標4.5.1】 詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、パリティ指数(女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、またその他に、**障害状況**、先住民、紛争の影響を受けた者等の利用可能なデータ)

【ターゲット4. a】 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

【指標4.a.1】 基礎的サービスを提供している学校の割合（サービスの種類別）

(a)電気

(d)障害を持っている学生のための適切な施設や道具

(e)基本的な飲料水

(f)男女別の基本的なトイレ

(g)基本的な手洗い場（WASH指標の定義別）

SDGs で定められた教育分野の目標に基づき、「インチョン宣言－2030年に向けた教育：包括的かつ公平な質の高い教育及び万人のための生涯学習に向けて」が2015年5月に、「教育2030行動枠組み－万人のためのインクルーシブ、公平、質の高い教育と生涯学習に向けて－」（教育2030アジェンダ）が2015年11月に採択された。SDGsゴール4の達成を目指し、「アクセス」、「インクルージョン」、「公平性」、「男女平等」、「生涯学習」を2030年の新たな教育開発ビジョンとして設定し、質の高い生涯学習を保障することなどを示している [16]。

2.4.2 障害者権利条約（CRPD）の履行

締約国が障害者権利条約（CRPD）を履行する上で、教育分野における障害主流化の取組は不可欠である。第24条「教育」が最も関連する条項が多いが、加えて関係者の理解促進も重要となるため、締結国に求められる関連条項を以下に抜粋する。

第4条 一般的義務

「障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること」

第6条 障害のある女子

「障害のある女子が**複合的な差別を受けている**ことを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる」

第8条 意識の向上

「障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること」
「教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること」

第24条 教育

「教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習を確保すること」

「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のか

「義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」

「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」

第27条 労働及び雇用

「障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること」

2.4.3 JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献

教育分野のJGAは、「質の高い教育の提供を可能にすることで、人々が自らの才能と能力を十分に伸ばし、尊厳をもって生きることができる社会の基盤を築き、ひいては持続可能な社会経済開発を推進」することを目的とし、以下4つのクラスター事業戦略を設定している。

- 教科書・教材開発を中心とした学びの改善クラスター
- コミュニティ協働型教育改善クラスター
- 誰ひとり取り残さない教育改善クラスター
- 拠点大学強化クラスター

「誰ひとり取り残さない教育改善クラスター」では、「ジェンダー、障害、不就学、紛争影響、言語・社会・文化・地理的な隔たり等によって、こうした教育を受ける機会から取り残されないよう、その一人ひとりの教育ニーズを満たす取り組みを加速させること」を目的に、「子ども一人ひとりの特異なニーズに応じた教育の機会提供を強化する」ような開発協力を展開している。特に、対象となる脆弱層の子どもを①ジェンダー、②障害、③不就学、④紛争影響、⑤言語・社会・文化・地理的な隔離に分けており、これら脆弱層の子どもを対象とした事業実施のほか、その他クラスターの事業に脆弱層の子どもを主流化するアプローチもとっている。

技術教育・職業訓練については、クラスターにはなっていないものの、JGAでは教育と産業界を結ぶ重要な分野と位置付け、若年層の雇用に結びつけることを目的としている。また、SDGsのターゲット4.5に言及しつつ、「女子、障害児、難民等、取り残された子どもへの教育機会の提供も、引き続き重要な課題であることから、日本/JICAの強み、経験に応じた協力アプローチを設定する」としている。しかしながら、JICAの教育協力事業においては、様々な場面で障害のある学習者が排除される可能性がある。例えば、学校建設の案件で障害者が利用しやすい施設になっていない、教科書改訂案件で点字教科書や電子教科書等の多様な形態が準備されない、教員養成校の案件で障害のある学習者に関する講義や実習が含まれない、などの状況が考えられる。「誰ひとり取り残さない教育改善クラスター」のもとで、障害児を主な対象とした協力が検討・実施される一方、教育から取り残されている学習者に教育機会を提供していくには、すべての事業において障害主流化を進めていくことが必要不可欠である。

2.4.4 その他の国際動向

(1) 「インチョン宣言—2030年に向けた教育：包括的かつ公平な質の高い教育及び万人のための生涯学習に向けて」の採択

2015年に採択された「インチョン宣言—2030年に向けた教育：包括的かつ公平な質の高い教育及び万人のための生涯学習に向けて」は、2030年までにすべての人が包括的、公正で質の高い教育を受け、生涯学習の機会を促進することを目指している。「誰も取り残されないことを確実にするために、必要な教育政策の修正をし、最も不利な立場にいる人々や、特に障害を持つ人々に注力することを約束する」 [17]というビジョンが掲げられている。インチョン宣言は、同年に策定されたSDGsのゴール4として統合されている。

(2) 「教育におけるインクルージョンと公平に関する国際フォーラム」の開催

国連教育科学文化機関（UNESCO）は、「教育2030アジェンダ」の実現に向けて、パートナー機関と連携しながら、その推進と調整の中核的な役割を担っている。特に、上記インチョン宣言においては、UNESCOが教育分野における国際的なリーダーシップを発揮し、SDGsゴール4の達成に向けたグローバルな枠組みの形成と実施を主導することが明示されている。

2019年には「教育におけるインクルージョンと公平に関する国際フォーラム」をコロンビアのカリで開催した。このフォーラムは、教育政策立案者、教育実務者、市民社会組織、NGO、国連機関、開発パートナー、そして民間セクターの間で、教育におけるインクルージョンの強化に向けた共通理解とコミットメントを構築することを目的とし、40か国以上から関係者が参加した。ここで署名された「カリ・コミットメント」は、インクルージョンを強化するために以下の対策を国レベル、地域レベルで行うとしている。

表 2-1 「教育におけるインクルージョンと公平に関する国際フォーラム」で合意された
インクルージョンを強化するための対策

立法と政策立案	分野横断的なアプローチを採用する。 教育法、政策、計画において誰もが質の高いインクルーシブな学習機会にアクセスできるようにする。
意思決定者の役割と責任	すべてのシステムレベル、すべての部門にわたって、質の高い、インクルーシブで公平な学習機会へのアクセスを確保するための責任を負う。
教育課程	文化、芸術、スポーツを含む幅広いものでなければならず、教育実践は言語、文化の多様性を取り入れたものでなくてはならない。
学習環境	安全で、あらゆる形態の暴力がなく、すべての人が学習成果を保障されるような環境を作る。
ICT（情報通信技術）の導入	すべての学習者にとって使用しやすいものとする。
関係者の理解	教育関係者や政策立案者は障害、移民・難民、ジェンダーなどの多様性に対し、必要な価値観と態度、正しい理解を持つ。
データとエビデンスの重要性	データとエビデンスに基づいたモニタリングを行う。
資金調達	政府は適切な資金調達を支援し、資金が公平で効果的に使用されるようにする。

出所： [18]を基に調査チーム作成

2.5 教育分野において障害者のアクセスと参画を阻む障壁

2.3 で述べた障害の視点から見た教育分野の問題を踏まえ、これらの問題を引き起こす要因として、障害者を取り巻く障壁を表 2-2 に例示する。

表 2-2 教育における障害のある学習者を取り巻く障壁

障壁	具体例
制度的障壁： 教育制度、カリキュラム、学習活動	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な利害関係者（関連政府省庁（教育、雇用、建物、公共交通機関の責任者を含む）、社会的パートナー及び障害者の代表を含む市民社会）との協議をもとに政策や戦略が策定されていない。 • 障害のある学習者に教育を提供する法律や政策はあるが、インクルーシブ教育の戦略や計画が策定されていない。 • 評価基準がすべての学習者の多様なニーズを満たしていない。 • 教員の知識や理解、技術の不足により、学習者の多様なニーズに応じた学級運営や授業が提供されない。
物理的障壁： 階段や段差、施設の設備面及び人的資源の不足	<ul style="list-style-type: none"> • 教育機関の建物にスロープや使いやすいトイレが設置されておらず、車いす利用者や身体障害のある学習者が通学できない。 • 学校までの道のりが遠く、悪路であるために、車いす利用者や身体障害のある学習者が通学できない。 • 視覚障害のある学習者が教室や廊下等を自力で移動することが難しい。 • 障害のある学習者をサポートできる支援スタッフの不足により、ほかの学習者と同等に学ぶことができない。 • 実験室の机や機材の高さや配置が配慮されておらず、車いす利用者や身体障害のある学習者が実験に参加できない。
情報面の障壁： 様々な障害や特性に配慮した情報保障の欠如	<ul style="list-style-type: none"> • 聴覚障害のある学習者に対し、手話通訳が配置できず情報格差が生じる。 • 視覚障害のある学習者に対し、点字教材や拡大された教材がなく情報格差が生じる。 • 文字の読み書きに課題のある学習者に対し、タブレット等の ICT 機器が提供できず、情報格差が生じる。 • 実験の授業や研究活動において、機器の使用に関する説明が視覚・聴覚的に配慮されていない。 • 平易な言葉や適切なスピードでの情報提供ができていない。
意識上の障壁： 障害者に対する思い込みや偏見	<ul style="list-style-type: none"> • 障害のある学習者は学ぶことができないという考え、外見に対する偏見等が教育関係者やクラスメート、保護者、地域住民の間にあるために、教育へのアクセスが妨げられたり、ドロップアウトにつながったりしている。 • 障害者が就労することへの偏見、差別から、技術教育・職業訓練を受けることができない。

	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある学生は高等教育で学ぶ意味がないという考えのために、高等教育へのアクセスが妨げられ、入学後も合理的配慮を受けられなかったりほかの学生から差別を受けたりする。 特に障害のある女性は、学校内外でいじめやジェンダーに基づく暴力を経験しがちである。
--	---

出所： [19] [20] [21] [22]を基に調査チーム作成

2.6 教育分野における障害主流化に向けた対策と取組

2.6.1 障壁に対する取組

2.5 で述べた障壁を取り除くための取組の例を表 2-3 にまとめる。

表 2-3 障壁に対する取組の例

障壁	取組の例
制度的障壁： 教育制度、カリキュラム、学習活動	<ul style="list-style-type: none"> 国勢調査やアンケート調査を通じた障害細分化データの収集とデータに基づいた教育政策の策定とその確実な実施⁵ インクルーシブ教育推進のための予算確保⁶ 教育政策や制度設計の過程における障害当事者や保護者の参加 教育機関の方針や計画に障害のある学習者への対応や差別禁止事項を明記 テストや試験の際の合理的配慮の提供 カリキュラムの達成目標や評価方法の柔軟性の担保 障害のある学習者の指導に関する教員研修の実施 教員養成課程における障害のある学習者の指導に関する項目の導入
物理的障壁： 階段や段差、施設の設定面及び人的資源の不足	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関の建物のすべてのスペースへのアクセスを確保するため、滑りにくい廊下、階段やスロープ、エレベーターの設置 車いすでも十分に通れるドア幅の確保 廊下や階段への手すりの設置 スクールバス等の通学手段の提供/支援 誰もが利用しやすいトイレの設置 支援者の配置（通学時・学習時など）
情報面の障壁： 様々な障害や特性に配慮した情報保障の欠如	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害のある学習者のための音声形式の情報提供の準備 電子教材、スクリーンリーダー、点字教材、拡大読書器などの教材教具の準備 聴覚障害のある学習者のための文字媒体の教材の準備 手話通訳の配置 言語障害のある学習者のための、書面やコミュニケーションボード等の代替コミュニケーションの準備 認知に特性のある学習者のための、視覚的にわかりやすい配布物や分かりやすい言葉等による情報提供

⁵ ワシントン・グループの短縮質問紙セットや子ども用の機能モジュールがデータ収集のツールとして活用可能である。<https://www.washingtongroup-disability.com/question-sets/wg-short-set-on-functioning-wg-ss/>

⁶ 障害のある学習者は障害のない学習者に比べて2～2.5倍の経済的支援を必要としており、アメリカ、カナダ、セルビア等がこのモデルを用いて予算を決定している [23]。

障壁	取組の例
	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関の建物のすべてのスペースに、イラストやピクトグラムでの案内を追加
意識上の障壁： 障害者に対する思い込みや偏見	<ul style="list-style-type: none"> 職員、保護者、地域住民に対し、障害理解を深める研修の実施 学習者同士で助け合うピアサポート体制の導入

出所：[23][19]を基に調査チーム作成

2.6.2 学びのユニバーサルデザイン（Universal Design for Learning: UDL）

障害のある学習者がほかの学習者と同じ場で学ぶ際、画一的な授業や学級運営ではなく、学習者のさまざまなニーズに対応できるカリキュラムや教授法が必要となる。通常学級での従来の教え方に障害のある学習者が適応できるようにするのはなく、教え方そのものを変えていくために、すべての学習者にとってなにか「障害」となっているのかという視点に基づいた考え方がUDLである。UDLは、アメリカの非営利団体であるCenter for Applied Special Technology（CAST）によって提唱され、障害の有無にかかわらず、すべての学習者の学びを支援するために、柔軟な教材や指導方法の枠組みを教育者向けに提案している。CASTは、脳科学の研究を基に以下の3つのUDL原則を示している [24]。

表 2-4 UDL の原則と具体例

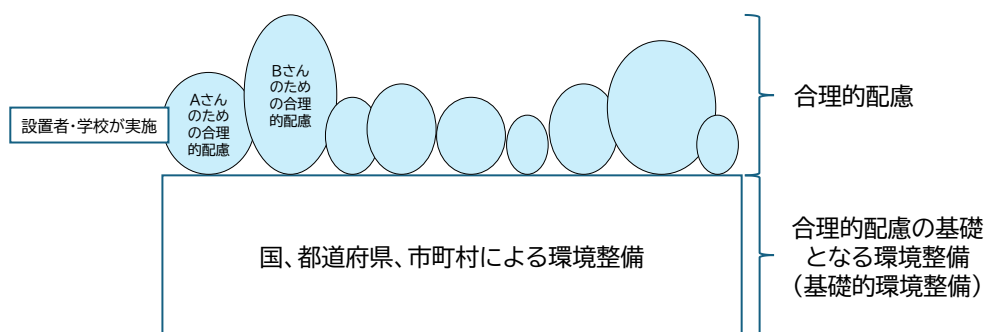
UDL 原則	学びの視点	具体例
原則 I： 提示のための多様な方法の提供 （学びの“what”／“何を”学ぶか）	学習内容や教師から伝える必要のある情報を、すべての学習者が理解できるよう、提示のためのオプションを提供する	<ul style="list-style-type: none"> 印刷教材だけでなくデジタル教材を活用する 図や表の記号に文章による説明を加える 順序性のあるプロセスを段階ごとに分かりやすく示す
原則 II：行動と表出のための多様な方法の提供 （学びの“how”／“どのように”学ぶか）	学習の進め方や自己表現、発表の手立てのオプションを複数提供する	<ul style="list-style-type: none"> マウス以外でキーボードを操作できるようにする 音声入力ソフトや電卓等を活用して課題に取り組めるようにする
原則 III：取組のための多様な方法の提供 （学びの“why”／“なぜ”学ぶのか）	学習への取組方法について、多様なオプションを提供する	<ul style="list-style-type: none"> 課題の難しさのレベルや課題に使うツールを複数提示して自分で選択できるようにする 学級の決まったルーティンを作る 気持ちを落ち着かせるスペースや個別学習できるスペースを準備する

出所：[24]を基に調査チーム作成

2.6.3 日本での取組事例—基礎的環境整備と合理的配慮

2012年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会）において、「障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」という考え方が示されている。

基礎的環境整備は合理的配慮の基礎となるもので、国、都道府県、市町村が行い、合理的配慮は個々の特性に応じて学校の設置者及び学校が提供するという整理がされた。



出所： [25]を基に調査チーム作成

図 2-2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

また、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が2016年4月から施行され、国・地方公共団体は合理的配慮の提供に法的義務を負っている。民間事業者に対しても、2024年4月から合理的配慮の提供が義務付けられた。同法の施行により、学校・園において、障害のある児童生徒等の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供することが義務付けられている。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、インクルーシブ教育システム構築支援データベース⁷（通称インクルDB）を作成しており、全国の幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校から集めた基礎的環境整備や合理的配慮の事例を閲覧することができる。また、各都道府県の教育委員会や教育センターも合理的配慮の事例集を出している。基礎的環境整備と合理的配慮に関し、具体例を下表にまとめる。

表 2-5 基礎的環境整備と合理的配慮の具体例

基礎的環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の段差を解消する。 点字ブロックや点字看板を設置する。 授業においてデジタル教科書を活用する。 在籍する障害のある学習者への対応を検討する校内委員会を設置する。 障害のある学習者への指導に関する専門性向上のための教員研修を実施する。 専門性のある教員、支援員等を追加で配置する。
合理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりのニーズに応じた点字、手話、情報通信技術（ICT）機器等のコミュニケーション手段を確保する。 聴覚障害の学習者のためにビデオ教材（視聴覚教材）に字幕を挿入する。 漢字の読み書きが苦手な学習者に、書き順のついたワークシートを配布するなど、補完的な対応をする。 医療的ケアが必要な学習者のための部屋や設備を確保し、看護師を配置する。 刺激に敏感な学習者が気持ちを落ち着かせる（クールダウンする）ための部屋を確保する。

⁷ [トップページ | インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）](#)

	<ul style="list-style-type: none">・ 認知に特性のある学習者のために、口頭による指導だけでなく、板書やメモ等による情報提示を行う。・ 聴覚障害の学習者のために音声情報を書きとる支援員（ノートテイク）を配置する。・ 入学試験の際に個々の必要性に応じた配慮を行う（例：手話通訳の配置、回答用紙の拡大、試験問題の拡大、試験時間延長、座席配慮等）。
--	---

出所：[26][27]を基に調査チーム作成

また、日本学生支援機構は、「障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」⁸を作成しており、毎年度、全国の大学・短期大学・高等専門学校等から収集した合理的配慮に関する事例を障害種ごとにまとめている。職業訓練については、厚生労働省が障害者を対象とした訓練校やコースを設置しており、その中でも合理的配慮は個々のニーズに応じる必要があることから、基礎的環境整備と合理的配慮に関する整理が進められている。加えて、「特別な支援」として、集合訓練が難しい参加者の個別対応も行っている。

コラム：実習、実験授業における基礎的環境整備と合理的配慮

JICAは、理数科教育や工学系高等教育の支援を重点的に行っており、協力内容には機材を用いた実習や実験も含まれる。このような授業における基礎的環境整備と合理的配慮の例を以下に挙げる。

基礎的環境整備：

- ・ 教室のドア、通路は車いすが移動可能なスペースを考慮する。
- ・ 実験テーブルは昇降可能なものにする。
- ・ シンクは車いすで操作しやすいよう手前に設置する。
- ・ 配置を自由にするためにテーブルや機器にはキャスターをつける。
- ・ 緊急用シャワーの位置を低くして車いす利用者でも使えるようにする。
- ・ 非常時の警報が視覚的にもわかりやすいよう回転灯で知らせる装置を設置する。

合理的配慮：

- ・ 野外実習の同行が難しい場合に装着型カメラを用いて映像を見ながら実習に参加する。
- ・ 実験に関し、当事者に分かりやすい追加のマニュアルを用意する。
- ・ 個別の支援者を配置する。

出所：[28][29][30]を基に調査チーム作成

障害主流化を進める上で、合理的配慮の提供は必要不可欠であるが、各教育機関の基礎的環境整備の状況に左右されることになり、また、当事者を含めた関係者が合理的配慮提供の過程や内容について正しく理解しておくことが必要となる。実際、教育における合理的配慮の提供には課題もあり、日本の教育現場における合理的配慮の提供については、以下のような課題があることが指摘されている[31][32]。

- ・ 合理的配慮とプライバシー：合理的配慮のニーズを本人が意思表示することで、障害があることが周囲に露呈するというプライバシーの課題

⁸ [障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集 | JASSO](#)

- 合理的配慮の適格性判断：発達障害など、目に見えにくい障害や診断されていない場合に合理的配慮を提供するかどうかという課題
- 配慮を求める側の認識：配慮を求める側がこれまでの経験から、努力しなければならない、周囲に合わせなければならないと思いきみ、必要な配慮を伝えられないという課題

2.6.4 他国際援助機関における取組事例

(1) 世界銀行 教育プロジェクトにおける障害インクルージョンの取組（ガイアナ）

「ガイアナ教育セクター改善プロジェクト」（2017年～2025年）では、就学前教育、初等教育、前期中等教育の各段階における教育の質の向上を目指し、障害のある学習者が地域の学校で学べるよう、以下の7つの活動が実施された [33]。

- 意思決定と参加：カリキュラム改訂の計画段階に、国家障害委員会等の団体を巻き込む
- 態度の改善：障害のある学習者に対する教員の肯定的な態度を育むための研修を実施する
- 利用しやすさ：教材が障害、性別、文化の多様性に対応したものであることを保障する
- 労働：性別、人種、民族の異なる教員を確保し、障害のある教員が採用されるような措置をとる
- モニタリング：性別、人種、民族の異なる学習者、障害のある学習者に関する啓発活動に参加した教員数を指標とする
- コンサルテーション：障害者や当事者団体との対話や協議をプロジェクト期間中に実施する
- 知識とエビデンスに基づく政策立案：障害のある学習者が学ぶ学校をプロジェクトの対象校に選定する

(2) Save the Children 教育分野における障害主流化の好事例に関するレポート

Save the Children は、9か国で実施した教育プロジェクトにおいて取り組んだ障害主流化の好事例を1冊のレポートにまとめている [34]。コソボの事例では、すでにある特別支援学校をリソースセンターに、特別支援教室をリソースルームに移行するという政府の方針に沿って、インクルーシブ教育の推進を支援した。プロジェクトでは、市民社会組織と協力し、以下の活動を実施した。

- 障害のある子どもたちや、ロマ、アシュカリ、エジプシャン⁹のコミュニティに属する子どもたちなど、社会から疎外されたグループの子どもたちの就学を促進する。
- 学校を安全で、インクルーシブで、インタラクティブな学習環境に変える。
- 子どもたち、保護者、コミュニティが、自分たちの権利を学校に要求できるようにする。

具体的には、市町村レベルに教育評価チームを設置し、障害のある子どもの教育ニーズをアセスメントするとともに、障害当事者団体と協働して、子どもの権利に関する保護者向け啓発活動を実施した。これらの取組により、教育評価チームメンバーが市町村教育局の人的・物的資源の計画策定に参

⁹ コソボに居住する少数民族。

加するようになり、またチームメンバーは試験結果だけではない視点から子どもを評価することができるようになった。また、学習環境についても、インクルーシブ教育や個別教育計画の作成に関する教員研修が実施され、より子どもが参加しやすい授業となるような工夫がなされた。

(3) アジア開発銀行（ADB）高等教育機関におけるアクセシビリティの確保（ソロモン諸島）

ADBは、ソロモン諸島における「Higher Education in the Pacific Investment Program（Tranche 2）」において、高等教育格差の解消と、科学、技術、工学分野を含む高等教育への女性の参加促進を目的とした支援を行った [35]。同プログラムの支援で建設された南太平洋大学の新キャンパスは、女子学生の安全に配慮したスペースの設計や、障害者がアクセスしやすいトイレや廊下、駐車場を設置するなど、障害とジェンダー両面からアクセスに配慮した建物となっている。

(4) 技術教育・職業訓練における障害配慮（バングラデシュ）

技術教育・職業訓練に関し、バングラデシュ政府は国際労働機関（ILO）の支援を受けて国家技能開発政策を策定し、障害者のインクルージョンを推進した。政策には、すべての技術教育・職業訓練機関に障害者の入学率 5%を設けること、奨学金や宿泊施設、交通手段を提供すること、アクセシブルな施設の提供などが規定されている。また、すべての技術教育・職業訓練機関の年間計画や予算、職員の業績評価に障害者への配慮を盛り込むようにし、成績優秀な校長を表彰したり、雇用につながるように雇用主向けの合理的配慮の事例集を作成したりして、障害者の雇用を促進した [36]。

2.7 教育分野における障害主流化に係る成果指標

経済協力開発機構（OECD）の教育におけるインクルージョンの指標に関するワーキングペーパーで示された指標例等をもとに、本ガイダンスノートで活用可能な指標例を以下に示す。

表 2-6 活動を評価するための指標例

障壁	評価項目	指標例
政策	障害のある学習者の教育、インクルーシブ教育に関する政策や戦略の有無	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある学習者がほかの学習者とともに学べるのが法律や政策に含まれているか 学校に関する情報はすべての人が閲覧可能になっているか
財政源	障害のある学習者に対する予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある学習者に対する予算が国家レベル、地方レベル、学校レベルで確保されているか
カリキュラム	障害のある学習者にも対応したカリキュラムの準備	<ul style="list-style-type: none"> 学習者中心のアプローチがとられ、障害のある学習者が考慮されているか 評価方法が柔軟なものとなっているか
教員研修	多様なニーズに応じた教え方に関する教員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に多様なニーズに応じた教授方法や学級運営に関する教員研修を実施しているか ICTの活用や支援機器の活用等に関する教員研修を実施しているか 高等教育機関や技術教育・職業訓練機関におけるコースデザインは多様なニーズに対応できる柔軟性があるか
教材	教科書や教材の形態	<ul style="list-style-type: none"> 教科書や教材は音声、書籍、電子等の様々な形態で準備できているか

障壁	評価項目	指標例
外部機関との連携	障害のある学習者に関する医療機関や福祉機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や福祉機関、行政と連携して、障害のある学習者に対する支援を実施できているか
学校環境	障害のある学習者が利用しやすい教育機関の物理的環境 障害のある学習者をいじめたり差別したりしない方針	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある学習者が利用しやすいスロープ、トイレが設置されているか 障害のある学習者を差別しない方針が教育機関の文書に明記されているか 学習者同士で支援し合うようなピアサポート体制を校内で構築できているか
個人へのサポート	合理的配慮が提供できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 個々のニーズを聴取し、合理的配慮を提供できるプロセスがあるか 合理的配慮を提供できているか

出所： [37][38][39]を基に調査チーム作成

また、成果指標に関しては、事業に応じて以下の観点から設定することができる。

- 障害のある学習者の就学率
- 障害のある学習者が入学や合理的配慮などの意思決定に関わったかどうか
- 障害のある学習者のドロップアウト率
- 障害のある学習者の卒業率・修了率
- 障害のある学習者の就職率
- 障害のある学習者の学位取得率

別添資料 1：障害者権利委員会による「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般 的意見第4号」（2016年）におけるインクルーシブ教育に関する説明の抜粋 [8]

10. インクルーシブ教育は、以下のように理解される。

- (a) すべての学習者の基本的人権。特に、教育は個々の学習者の権利であり、児童の場合、親や養育者の権利ではない。この点において、親の責任は児童の権利に従属する。
- (b) すべての生徒の福祉を重視し、彼らの固有の尊厳と自律を尊重し、個人のニーズと、効果的に社会に参加し、貢献する能力を認めるという原則。
- (c) 他の人権を実現する一手段。障害のある人が貧困から脱し、地域社会に完全に参加する手段を得、搾取から保護されることを可能にするために主要な手段。また、インクルーシブな社会を実現するために主要な手段。
- (d) 教育を受ける権利を妨げる障壁の撤廃に対する継続的かつ積極的なコミットメントのプロセスの結果で、すべての生徒に配慮し、効果的にインクルージョンするために、通常学校の文化、方針及び実践を変革することを伴う。

11. 委員会は、排除、分離、統合及びインクルージョンの違いを認識することの重要性を強調する。排除は、生徒が直接的または間接的に、何らかの形態の教育を享受する機会を妨げられたり、否定されたりするときに発生する。分離は、障害のある生徒の教育が、特定の機能障害やさまざまな機能障害に対応するために設計され、あるいは使用される別の環境で、障害のない生徒から切り離されて行われるときに発生する。統合は、障害のある人は既存の主流の教育機関の標準化された要件に適合できるという理解の下に、彼らをそのような機関に配置するプロセスである。インクルージョンには、対象となる年齢層のすべての生徒に、公正な参加型の学習体験と、彼らのニーズと選好に最も合致した環境を提供することに貢献するというビジョンを伴った、障壁を克服するための教育内容、指導方法、アプローチ、組織体制及び方略の変更と修正を具体化した制度改革のプロセスが含まれる。たとえば組織、カリキュラム及び指導・学習方略などの構造的な変更を伴わずに障害のある生徒を通常学級に配置することは、インクルージョンにならない。さらに、統合は分離からインクルージョンへの移行を自動的に保障するものではない。

12. インクルーシブ教育の基本的な特徴は、以下のとおりである。

- (a) 「全システム」的アプローチ：教育省は、あらゆる資源が、インクルーシブ教育の推進と、制度的文化、政策及び実践における必要な変更の導入と定着に投資されることを確保しなければならない。
- (b) 「全教育環境」：教室での指導と人間関係、理事会、教員の監督、カウンセリングサービス及び医療、校外学習・修学旅行、予算配分、障害のある学習者及び障害のない学習者の親とのあらゆるやりとり、該当する場合は、地域社会や広く一般の人々をも含む、あらゆる段階及びあらゆる分野におけるインクルーシブ教育の実現に必要な文化、政策及び実践の導入と定着のためには、教育機関による責任あるリーダーシップが不可欠である。
- (c) 「全人」的アプローチ：すべての人の学習能力を認め、障害のある学習者を含むすべての学習者への高い期待を確立する。インクルーシブ教育は、さまざまな強み、ニーズおよび学習スタイルに合わせた柔軟性のあるカリキュラムと指導・学習方法を提供する。このアプローチは、すべての学習

者がその可能性を実現できるように、支援、合理的配慮及び早期介入を行うことを意味する。教育活動の計画において焦点となるのは、その内容ではなく、学習者の能力と志である。「全人」的アプローチは、適切な支援を伴うアクセシブルな学習環境におけるインクルーシブな教室指導の確保による教育現場での分離の廃止を目指している。教育システムは、生徒がシステムに適合することを期待するのではなく、個別の教育的対応を提供しなければならない。

- (d) 教員支援：すべての教員及びその他の職員は、障害のある教員を含むインクルーシブな学習環境を提供する基本的価値観と能力を得るために必要な教育と研修を受ける。インクルーシブな文化は、協力、人と人との交流及び問題解決による取り組みを促進する、アクセシブルで支援を受けられる環境を提供する。
- (e) 多様性の尊重と重視：学習コミュニティのすべてのメンバーは平等に歓迎され、障害、人種、皮膚の色、性別、言語、言語的文化、宗教、政治的及びその他の意見、国籍、種族的出身、先住民であること、あるいは社会的出身、財産、家柄、年齢、その他の地位にかかわらず、多様性を尊重されなければならない。すべての生徒が、高く評価され、尊重され、受け入れられ、自分の意見に耳を傾けられていると感じなければならない。また、虐待といじめを予防する効果的な措置を設ける。インクルージョンには、生徒への個別のアプローチが必要である。
- (f) 学習者に優しい環境：インクルーシブな学習環境とは、誰もが安心して、サポートや刺激を受け、自分の意見を表現できると感じるとともに、前向きな学校コミュニティの構築への生徒の関与が大いに重視される、アクセシブルな環境である。学習、好ましい人間関係の構築、友情及び受容においては、ピアグループの存在が認められる。
- (g) 効果的な移行：障害のある学習者は、学校での学習から職業及び高等教育、そして最終的には就労への効果的な移行を確実にを行うための支援を受ける。学習者の能力と自信が育まれ、学習者は合理的配慮を受け、アセスメントと試験の手続きにおいて平等に扱われ、その能力と技能は他の者との平等を基礎として認定される。
- (h) パートナーシップの認識：教員組合、学生会及び学生連盟、障害者団体、教育委員会、PTA 及びその他の機能している学校支援団体は、公式・非公式を問わず、すべて障害に対する理解と知識を増強することを奨励される。親や養育者及び地域社会の関与は、資源と強みを提供してくれる資産と見なされる。学習環境とより広範な地域社会との関係は、インクルーシブな社会への道として認識されなければならない。
- (i) 監視：継続的なプロセスとして、インクルーシブ教育は、公式・非公式を問わず、分離も統合も起きていないことを確かにするために、定期的に監視され、評価されなければならない。第33条に従い、監視には、必要に応じて障害のある児童の親や養育者とともに、児童や集中的な支援を必要としている人を含む障害のある人の関与を、その代表団体を通じて得るべきである。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に合致した方法で、障害インクルーシブな指標が開発され、使用されなければならない。

第3章 保健医療分野における障害主流化

3.1 ガイダンスノートが対象とする主な取組領域

JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略、以下 JGA）では、保健医療分野においては「平時からの公衆衛生危機に対する予防・備え・対応の強化を含む各国での保健システム強化を通じ、より強靱・公平・持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成」を目的としている。本ガイダンスノートはこの目的に沿って、JICA の優先取組課題に基づく JGA クラスターを主な取組領域とする（表 3-1）。

表 3-1 保健医療分野のガイダンスノートが対象とする主な取組領域

JGA クラスター	主な取組領域
① 保健医療サービス提供強化～強靱・公平・持続可能な UHC の達成	<ul style="list-style-type: none"> 保健システムを構成する「ガバナンス・リーダーシップ」、「人材」、「施設・医療機材」、「財政・保健施設マネジメント」、「保健情報」の強化
② 感染症対策・検査拠点強化	<ul style="list-style-type: none"> 感染症検査・研究拠点の新增設・拡充、専門人材育成 感染者の早期発見・接触者追跡の強化 国境水際対策の強化、等
③ 母子手帳活用を含む質の高い母子継続ケア強化	<ul style="list-style-type: none"> 質の高いサービスを継続して提供する体制の強化 母子手帳等母子健康に係る家庭用記録の活用促進
④ 医療保障制度の強化	<ul style="list-style-type: none"> 医療保障制度の整備・改善：政策・制度への助言、サービス提供との連携、資金支援

出所：[1]を基に調査チーム作成

なお、食育・給食については「栄養の改善」分野ガイダンスノートで扱い、医療保障（医療保険）以外の年金、雇用保険、労災保険等の社会保険は「社会保障」分野ガイダンスノートで扱うこととする。

3.2 障害の視点から見る保健医療分野の基本的理解

3.2.1 障害インクルーシブな保健システム

障害者権利条約（CRPD）第 25 条では、締約国は「障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める」ことが明記されており、これが保健医療分野における障害主流化の根幹となる理念である。

従来の保健システムでは、障害者を「治療や医学的介入の対象」として捉える医療モデルが中心であった。しかし、障害者権利条約（CRPD）に基づく人権モデルでは、障害者を権利を有する主体として位置づけ、保健医療サービスへの平等なアクセスと意思決定への参画を保障することが求められている。

障害インクルーシブな保健システムとは、障害者が障害のない人と同じ質・範囲・水準の保健サービスを享受でき、個別のニーズに応じた合理的配慮が提供される仕組みである。さらに、障害者がサービス設計や政策決定に参加できる仕組みも重要な要素である。

3.2.2 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）と障害者

UHCとは、「すべての人が、十分な質の保健医療サービスを、経済的困難をこうむることなく、必要な時に受けられるようにすること」を指し、この「すべての人」には当然、障害者も含まれる。

UHCの3つの次元（対象者、サービス、費用）すべてにおいて、障害者は以下のような特有の課題に直面している [2]。

- **対象者**：医療制度や健康保険制度において十分にカバーされておらず、障害者のニーズを想定していない制度設計により制度の対象から取り残されている。
- **サービス**：障害者はより多くの健康課題を抱えるため保健医療サービスのニーズが高く、さらにリハビリテーション等の専門サービスが必要であるにもかかわらず、アクセス障壁や医療従事者の知識・技術不足により適切なサービスを受けられない。
- **費用**：医療費に加え、交通費や介助費用などの付加的な費用負担が公的に保障されていない場合、障害者や家族の経済的負担が増加する。

世界の13億人の障害者が、質の高い保健医療サービスを適時・適切に利用できるようにすることは、UHCの達成に不可欠である。

3.2.3 UHCの実現と障害インクルーシブな保健システム

UHCの理念を現実のものにするためには、障害者が排除されないインクルーシブな仕組みが必要不可欠である。

障害インクルーシブな保健システムは、UHCの達成を支える基盤である。障害者のニーズに対応することは、結果的に誰もが利用しやすい、質の高い保健サービスの整備につながり、UHC全体の質と公平性を高める。

3.3 障害の視点から見る保健医療分野の問題

3.3.1 障害者が直面する健康格差

(1) 健康状態における格差

障害者は、障害のない人と比較して深刻な健康格差に直面している。これらの格差は以下の3つの側面で顕著に現れている [3]。

- **早期死亡リスクの増加**：障害者は、障害のない人と比較して（最大で20年早く）早期に亡くなるリスクが高い。精神障害者では高所得国において男性で20年、女性で15年の死亡年齢の差が見られる。知的障害者の年間死亡率は一般人口の2倍である。脊髄損傷者の場合、低中所得国での院内死亡率は高所得国の約3倍に達する。

- **特定の疾病の罹患率や重症化リスクの増加**：障害者は、メンタルヘルス関連の問題や栄養関連の問題（低栄養など）に直面しやすく、重篤な妊産婦合併症のリスクが高い傾向がある。また、医療従事者による障害に併存する疾患の見落としが健康状態の悪化につながる可能性がある。
- **全般的な健康状態の悪化**：保健医療サービスへのアクセスや利用の困難さ、経済的な障壁、コミュニケーションの障壁が複合的に影響し、障害者は障害のない人と比較して全般的に健康状態が悪化しやすい状況が見られる。

これらの健康格差の多くは、基礎となる健康状態や機能障害によって説明されるものではなく、回避可能で不公平な環境的・社会的要因によって生じている。すなわち、これらは「健康の不公平性 (health inequities)」であり、障害者権利条約 (CRPD) の第 25 条に基づく「到達可能な最高水準の健康」を享受する権利の実現を阻害していると言える [3]。

(2) 保健医療サービス利用における格差

健康状態における格差に加え、障害者が必要とする保健医療サービスを十分に受けられないというサービス利用における格差も深刻である。主な格差として以下が挙げられる [3]。

- **未充足医療ニーズ**：高い医療費、物理的アクセシビリティの欠如、医療従事者の知識不足や差別的態度などにより、多くの障害者は必要な医療サービスにアクセスできない状態（未充足医療ニーズ）を経験している。
- **専門医療へのアクセス困難**：リハビリテーション、精神保健、専門医療への紹介・受診が困難な状況にある。南部アフリカでは、必要なリハビリテーションを受けられる障害者はわずか 26% に過ぎない。眼鏡を含む支援技術へのアクセスも、国によって 3～90% と大きな格差がある¹ [4]。
- **予防医療の機会損失**：健康診断、予防接種、がん検診等の予防医療サービスの利用率が低い。例えば、認知障害のある女性の乳がん検診受診率は、障害のない女性と比較して著しく低い。これは、コミュニケーションの困難さ、複雑な交通手段、医療従事者の偏見などが原因となっている。

¹ 眼鏡を含む支援技術へのアクセスは人間開発指数 (Human Development Index: HDI) のカテゴリー別に推計されている。低 HDI 国：平均 10.7% (範囲 2.6%～17.1%)、中 HDI 国：平均 33.2% (範囲 15.7%～65.3%)、高 HDI 国：平均 64.6% (範囲 35.4%～80.2%)、超高 HDI 国：平均 87.7% (範囲 54.7%～89.8%) であり、2.6% (約 3%) から 89.9% (約 90%) の差がある [4]。

3.4 保健医療分野における障害主流化の重要性

3.4.1 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

保健医療分野における障害主流化は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に大きく貢献するものである。特に、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する（ゴール3）」を中心に、貧困撲滅（ゴール1）、ジェンダー平等（ゴール5）、格差是正（ゴール10）の達成への貢献が挙げられる。

特に、ゴール3（健康）のターゲット3.8では「すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、UHCを達成する」ことが掲げられており、障害者を含むすべての人が質の高い保健医療サービスを受けられることの重要性が強調されている。

3.4.2 障害者権利条約（CRPD）の履行

障害者権利条約（CRPD）は、障害者が生涯を通じて健康を享受し、質の高い保健医療サービスを受ける上で、保健医療制度が果たす重要な役割を強調している。特に、第25条「健康」では、障害者が障害に基づく差別なく、到達可能な最高水準の健康を享受する権利を、締約国の義務として明記している。母子継続ケアについては、第23条「家庭及び家族の尊重」において、障害者が生殖・出産に関する情報・教育にアクセスし、子どもの養育にあたり適切な援助を受ける権利が明記されている。

これに関連し、第9条「施設及びサービス等の利用の容易さ」では保健施設を含むすべての施設のアクセシビリティ確保を、第26条「ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション」では保健分野を含む包括的なリハビリテーションサービスの提供を求めている。さらに、第12条「法律の前にひとしく認められる権利」は、保健医療サービスの利用において障害者の法的能力とインフォームドコンセントの権利を保障することを規定している。

障害者権利条約（CRPD）は、第25条の健康への権利を中心に、関連する諸条文が相互に関連しつつ保健医療分野における障害者の権利を包括的に保障しており、締約国にはこれらの権利に基づく障害者の保健医療へのアクセスと質の確保に向けた継続的な取組が求められている。

3.4.3 JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献

JGAは、保健医療分野においては「平時からの公衆衛生危機に対する予防・備え・対応の強化を含む各国での保健システム強化を通じ、より強靱・公平・持続可能なUHCの達成」を目的としている。保健医療分野における障害主流化の推進は、このUHC達成において不可欠な要素である。特に「公平」な保健システムの構築には、障害者の保健医療アクセスの改善が必要不可欠であり、保健医療分野のJGAの4つのクラスターすべてにおいて障害の視点を組み込むことで、真に誰一人取り残さない持続可能なUHCの実現に寄与することが期待される。

3.4.4 関連する国際動向

(1) 国連 UHC に関する政治宣言（UHC ハイレベル会合）（2019 年）

2019 年の国連 UHC 政治宣言では、世界人口の 15%を占める障害者が依然として満たされていない健康ニーズを抱えていることを認識し、各国に対して障害者の保健サービスへのアクセス向上を求めている。具体的には、物理的、態度的、社会的、構造的、財政的な障壁を除去し、質の高いケアの基準を提供し、障害者のエンパワーメントと包摂を促進することをコミットメントとして掲げている。また、障害に配慮した介入の実施や、障害者の特定のニーズに対応した研修の開発も含まれており、2030 年までに誰一人取り残さないインクルーシブな保健システムの構築を目指している [5]。

(2) 第 74 回世界保健総会決議 EB148.R6「障害者にとって到達可能な最高水準の健康」採択（2021 年）

第 74 回世界保健総会で採択された決議 EB148.R6「障害者にとって到達可能な最高水準の健康」は、障害者が直面する重大な障壁に取り組み、保健分野をより包括的にすることを目的とし、以下の 3 つの重点領域に焦点を当てている。

- 効果的な保健サービスへのアクセス：物理的・情動的・態度的障壁を除去する
- 健康危機時の保護：COVID-19 のような公衆衛生上の緊急事態において障害者が不平等に影響を受ける問題に対処する
- 分野横断的公衆衛生介入へのアクセス：障害者のニーズを反映した介入の実現を目指す

また、この決議により、信頼できる障害データの収集と分析の改善や 2022 年末までの障害者の健康に関する報告書の作成等が要請された [6]。

(3) ICD-11（国際疾病分類第 11 版）における機能（functioning）評価に関する補足セクションの導入

2022 年に発行された ICD-11（国際疾病分類第 11 版）では、機能（functioning）評価に関する補足セクションが導入されている。従来の ICD が疾病・死因分類に焦点を当てていたのに対し、この機能評価補足セクションは ICF（国際生活機能分類）の要素を統合し、46 の機能領域コードを通じて個人の機能状態を包括的に評価可能にしている [7]。WHO 加盟国での使用は任意であるが、障害者の健康と機能の状況をより正確に把握し、包括的な保健医療政策立案に寄与する基盤となることが期待される。同セクションの導入は、医療記録や保健統計において疾病情報と機能情報が同時に捕捉され、保健医療分野における障害主流化が「障害」ではなく「機能（functioning）」を共通・基礎概念とする方向に発展していることを示している。

(4) リハビリテーション 2030

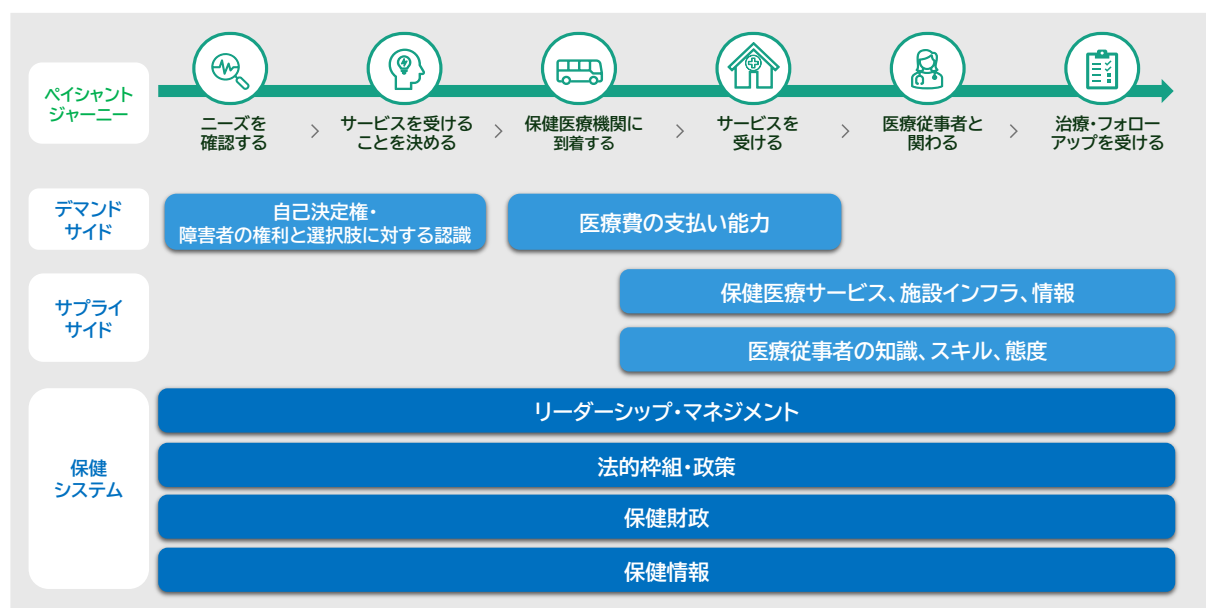
リハビリテーション 2030 は、WHO が 2017 年に提唱した世界的なリハビリテーション強化イニシアチブである。その基本理念は、すべての人がライフコース全体を通じてリハビリテーションを利用

できるようにし、保健システムを強化してリハビリテーションをすべての医療レベルにおいて包括的に統合することである。リハビリテーション 2030 の 10 の優先行動領域には、リーダーシップと政治的支援の構築、国家計画への統合、保健セクターとの連携強化、UHC への組み込みなどが含まれる [8]。2023 年の世界保健総会では、リハビリテーションを保健システムに統合することを求める決議（WHA76.6）が採択され、リハビリテーションが UHC を達成するために不可欠な保健施策として認識されることとなった [9]。

3.5 保健医療分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁

3.5.1 保健医療サービスへのアクセスと参画を阻む障壁

保健医療サービスへのアクセス及び利用において、障害者は、制度的、物理的、態度的な障壁に直面している。これらの障壁は、必要な医療サービスの遅延や未利用につながり、健康状態の悪化や健康格差の拡大を引き起こす可能性が指摘されている [3]。障害者が保健医療サービスを必要と認識してから実際にサービスを受け、治療・フォローアップケアに至るまでの過程（ペイシャントジャーニー）に沿って、保健医療サービスと保健システムにおける主な障壁の関係を図 3-1 に示す。



出所： [10]を基に調査チーム改変

図 3-1 保健医療サービスと保健システムの障壁

保健医療サービスと保健システムにおける主な障壁の例を表 3-2 に示す。

表 3-2 保健医療サービスと保健システムにおける主な障壁とその例

障壁	例
1. デマンドサイド（サービスを求める側）	
自己決定権、障害者の権利と選択肢に対する認識	<ul style="list-style-type: none"> 自身の健康状態や必要なサービスについての情報不足や認識の遅れ。 過去の経験（差別的な扱い、サービスの拒否など）から、医療機関に行くこと自体へのためらい。 医療現場での対応が障害者の人権を侵害しているという認識が不十分なため、障害者が必要な支援を受けられなかったり、被害を受けることがある。
医療費の支払い能力	<ul style="list-style-type: none"> 医療費以外の、交通費、通訳費用、介助者の費用など、サービス利用に伴う付加的な費用負担が公的に保障されていない場合、個人・家族にかかる経済的負担が増える。
2. サプライサイド（サービス提供側）	
医療従事者の知識、スキル、態度	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者の研修に「障害と人権」に関する知識・情報や配慮が不足している。 偏見や差別的な態度、プライバシーの侵害。 障害種別特有の課題への対応不足（以下は例）： <ul style="list-style-type: none"> 症状表現の困難（痛みなどを言語化できない）により早期発見・早期治療の機会を逸する。 診療時のパニックや触診への拒否反応により医師が診療を中断・断念するケースがある。 受診行動そのものの困難さ、症状の可視性の低さによる配慮不足
保健医療施設のインフラ	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設の物理的なアクセシビリティが不十分（建物、部屋、検査機器、診察台、トイレなど）。 様々な種類の障害に対応した点字、手話などのアクセシブルフォーマットでの情報が少ない。
3. 保健システム	
リーダーシップ・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 多くの国の保健省において、障害者のインクルージョンに責任を持つ部署やスタッフがおらず、また障害当事者の声を吸い上げる機会やメカニズムも少ないことから当事者の声（ニーズの実態）が届かない。
法的枠組・政策	<ul style="list-style-type: none"> 多くの国が障害者権利条約（CRPD）を批准しているものの、第25条（健康）に基づく権利・義務が履行されていない。障害者の医療を受ける権利を保護する法規制や政策を実現するための「当事者参画」での保健分野の政策への取組が不十分。 障害者や障害当事者団体が国家保健政策・計画の策定・評価プロセスに参画する機会が限定的であり、障害者の保健医療へのアクセスが具体的に言及されていない。
保健財政	<ul style="list-style-type: none"> 保健省の予算において、保健サービスへのアクセス障壁に対処するための費用などが不足していることが多い。
保健情報	<ul style="list-style-type: none"> 障害に関するデータが限られており、優先順位が低くなる。 障害インクルーシブな開発のための効果的な介入に関するエビデンスが不足している。

出所： [10], [11], 障害当事者団体へのヒアリングを基に調査チーム作成

3.5.2 各 JGA クラスターにおける障害の視点から見る障壁

JICA の保健医療分野における 4 つの JGA クラスターにおいて、障害者が直面する障壁は多岐にわたる。以下に、各クラスターにおける障壁を整理する。

(1) 保健医療サービス提供強化クラスター

保健医療サービス提供強化クラスターにおける障害者が直面する障壁は、保健システムのすべての構成要素にわたって体系的に存在している。これらの障壁は相互に関連し合い、障害者の保健医療アクセスに複合的な障壁を形成していると考えられる。

表 3-3 保健医療サービス提供強化クラスターにおける障壁

保健システム	障壁の例
ガバナンス・リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> 政策・計画からの排除：国家保健政策や戦略計画において障害者の健康ニーズが明示的に言及されていない 専門部署の不在：多くの保健省において、障害を専門とする部署や担当者が配置されていない 意思決定プロセスからの排除：障害者や障害当事者団体が国家保健政策・計画の策定・評価プロセスに参画する機会が限定的 分野横断的政策調整の不備：保健省と他省庁（社会保障、障害者支援担当）間での政策調整メカニズムが欠如している
人材	<ul style="list-style-type: none"> 基礎教育での障害理解不足：医療従事者の基礎教育カリキュラムに障害に関する内容が不十分、障害種別に応じた専門的診療技能の不足 継続教育の欠如：現職医療従事者への障害に関する研修機会が少ない 専門人材の不足：手話通訳者、支援技術専門家等の専門人材が絶対的に不足 態度的障壁：医療従事者の障害に対する偏見や差別的態度が根強く存在 連携スキルの不足：医療従事者の福祉制度理解不足により効果的連携が阻害される
施設・医療機材	<ul style="list-style-type: none"> 物理的アクセシビリティの欠如：建物入口、廊下、診察室、トイレ等の段差やスペースの問題、エレベーター、手すり、視覚・聴覚障害者向け設備の不備、診察台、医療機器の高さ調整機能の不足 情報アクセシビリティの不備：点字、音声、手話、分かりやすい言語や図・絵などアクセシブルフォーマットでの情報提供の不足、デジタル情報のアクセシビリティ対応不備 支援機器・技術の不足：移乗用リフト、コミュニケーション支援機器等の不備
財政・保健施設マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 追加費用への配慮不足：障害者が医療サービス利用時に必要な追加費用（通訳費、交通費、介助費等）への配慮不足 質管理における包摂性の欠如：医療の質の評価指標に障害者への配慮や満足度が含まれていない 資源配分の不平等：障害者のニーズに対応するための予算配分が不十分 分野間費用負担の未整理：保健医療と福祉支援の境界が不明確で、費用負担責任が曖昧
保健情報	<ul style="list-style-type: none"> データ収集の欠如：障害者の健康状態、医療サービス利用、アウトカムに関するデータ収集・分析が不十分 分類・分析の不備：障害種別、程度別の詳細な分析ができていない エビデンスの不足：効果的な介入方法に関する研究・エビデンスが限定的

出所：[12], [3], [10]等を基に調査チーム作成

(2) 感染症対策・検査拠点強化クラスター

感染症の検知から対応評価までの一連のサーベイランスループの各段階において、表 3-4 に示すとおり、障害者が直面する障壁が存在する。サーベイランスループの各段階において、障害者の特性やニーズが適切に考慮されていないことが、感染症流行時の脆弱性を高める要因となることが考えられる。

表 3-4 感染症対策・検査拠点強化クラスターにおける障壁

アプローチ	直接アウトカム	障壁の例
探知	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティやプライマリ・ヘルス・ケアレベルで疾病発生を迅速に探知するための能力が強化される 検査室における検査能力が整備される 検査室連携体制が整備される 	<ul style="list-style-type: none"> 情報アクセシビリティの不備：手話通訳、字幕、分かりやすい言語での情報提供の不足やデジタルデバイドによる情報格差 検査へのアクセスにおける不備：検査施設の物理的アクセシビリティ問題、検査手順における合理的配慮の不足
報告	<ul style="list-style-type: none"> 感染症情報が迅速かつ適切に報告されるための体制が整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> 報告システムからの排除：障害者の感染状況が適切に報告システムに反映されない データ収集の不備：障害別の感染率、重症化率、死亡率等の詳細データが収集されていない 情報共有の遅れ：障害者支援機関や医療施設等との情報共有体制の不備や情報共有のタイミングの遅延
分析・解釈	<ul style="list-style-type: none"> 感染症情報を迅速かつ適切に分析・解釈するための体制整備・能力強化がなされている 	<ul style="list-style-type: none"> データ分析の不備：障害別の感染率、重症化率、死亡率等の詳細データが分析されていない
対応評価	<ul style="list-style-type: none"> 重篤な感染症発生時の対応とモニタリング・評価が行われている 	<ul style="list-style-type: none"> 対応計画への包含不足：感染症対応計画において障害者の特別なニーズが考慮されていない フィードバック機能の不備：障害当事者からの対応評価・改善提案を収集する仕組みの不足

出所： [13], [3], [10]等を基に調査チーム作成

(3) 母子手帳活用を含む質の高い母子継続ケア強化クラスター

母子手帳活用を含む質の高い母子継続ケア強化クラスターにおいても、表 3-5 に示すとおり、障害者が直面する障壁は多岐にわたる。妊娠期から幼児期までの継続的なケアの各段階において、サービス提供側、受益者側、マルチセクターのそれぞれで障害インクルーシブな支援体制の構築が求められる。

表 3-5 母子手帳活用を含む質の高い母子継続ケア強化クラスターにおける障壁

分野	障壁の例
ガバナンス・リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健政策からの障害者の排除：母子保健政策・戦略において障害のある母親や子どもの特別なニーズが考慮されていない 妊産婦・母子保健サービス計画の不備：障害のある女性の妊娠・出産・育児支援に関する具体的計画や指針の欠如
サービス提供側 保健人材	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健従事者の理解不足：助産師、産科医、小児科医、保健師等の基礎教育・継続教育において障害に関する知識が不十分 コミュニケーション支援技能の欠如：手話、視覚的コミュニケーション、分かりやすい説明技術等の習得機会の不足 障害者への偏見：医療従事者の差別的態度や偏見（障害者を性的主体として認識しないため、性感染症予防、避妊などリプロダクティブヘルスサービスの対象者として認識しないなど） 専門人材の不足：障害のある妊産婦・母子への専門的支援を行える医療従事者の絶対的不足
施設・医療機材	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科・小児科施設のアクセシビリティ不備：産科診察台の高さ調整機能不足、分娩室への車椅子でのアクセス困難、新生児ケア設備の不備 母子手帳等情報のアクセシビリティ不足：点字、音声、視覚的表示、分かりやすい言語での母子手帳・指導材料の未整備

分野		障壁の例
		<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の主体的記録管理に係る仕組みの不備：障害者自身が記録を書き込み、管理できる仕組み（例：アプリを活用した音声入力、点字での書き込みスペース、バインダー形式での記録管理等）の不備 補助具・支援機器の不備：障害のある母親の授乳支援機器、移乗用具、育児補助具等の不足 緊急時対応設備の不備：緊急帝王切開、新生児蘇生等における障害者への配慮が不十分な医療機器設計
	保健財政	<ul style="list-style-type: none"> 追加的ケア費用への配慮不足：障害のある母親の妊娠・出産・育児に必要な追加的医療費、支援費用の予算措置不足 支援技術・機器調達予算の不備：障害者向け医療機器、コミュニケーション支援機器等の調達予算の未計上 長期継続ケア費用の過小評価：障害のある子どもの継続的な医療・療育費用の積算不備
	保健情報	<ul style="list-style-type: none"> 障害別母子保健データの不足：障害の種類・程度別の妊娠・出産・育児に関するデータ収集・分析体制の未整備 母子手帳記録の不備：障害に関連する健康情報、発達情報、支援ニーズ等の記録項目・様式の不適切性 エビデンス基盤の脆弱性：障害のある母子への効果的支援方法に関する研究・エビデンスの蓄積不足
サービス受益側	女性、家族、地域社会の参画	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある女性の自己決定権の制限：家族や地域社会による障害女性の妊娠・出産・育児に関する意思決定への過度な介入 社会的偏見と差別：「障害者は子どもを産むべきではない」といった地域社会の偏見や差別的態度 家族の支援能力不足：障害のある母親や障害のある子どもへの適切な支援方法に関する家族の知識・技能不足 ピアサポート体制の不備：障害のある母親同士の経験共有・相互支援ネットワークやピアカウンセリングの未発達
マルチセクター	食料、ジェンダー、水と衛生、インフラ、デジタル、教育等	<ul style="list-style-type: none"> 栄養支援の不適切性：障害の特性を考慮した妊産婦・母子への栄養指導・支援の不足 交通・移動アクセスの障壁：障害のある母親が保健医療施設へアクセスする際の交通手段、道路インフラの不備 教育機関との連携不足：障害のある子どもの早期発見・早期介入における保健・教育セクター間の連携体制の未整備、等

出所：[14], [3], [10]等を基に調査チーム作成

(4) 医療保障制度の強化クラスター

医療保障制度における障害に係る問題は、保健財政の機能（財源確保、プーリング、購入）の各段階で生じている。障害者は一般人口と比較して医療ニーズが高いにもかかわらず、破滅的医療支出のリスクが高く、制度設計から運用まで複合的な障壁に直面している。表 3-6 に保健財政の機能別に主な障壁を整理する。

表 3-6 医療保障制度の強化クラスターにおける障壁

保健財政の機能	直接アウトカム	障壁の例
財源確保	<ul style="list-style-type: none"> 公的保健財源確保に向けた中長期的な計画が策定される。 医療保障制度の対象者（特に貧困層・脆弱層）が把握される。 所得や資産に応じて税や健康保険料が徴収される。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健財政計画からの排除：中長期的な保健財政計画において障害者の医療ニーズや追加的費用が考慮されていない 障害関連医療費の過小推計：保健財政計画において障害者の追加的医療ニーズ（リハビリ、補装具等）が適切に積算されていない

保健財政の機能	直接アウトカム	障壁の例
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制・保険料徴収の不公平：障害による就労制限を考慮しない一律の保険料設定、減免制度の不備
プーリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過度に断片化された保健財源プーリングが統合される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の断片化による格差：フォーマルセクター向け制度から障害者の多くが除外、インフォーマルセクターでの低カバー率 ・ 障害者向けプーリングの未整備：障害者を対象とした独立したリスクプールや、障害者の高い医療ニーズを考慮した財源再配分メカニズムの不在 ・ 財源再配分の不公平：障害者の医療ニーズの高さを考慮した財源配分メカニズムの不在
購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保障の給付内容が財源の範囲内で健康ニーズや費用対効果等に基づき決定される。 ・ 医療機関に対して質の高いサービスを効率的に提供するインセンティブが設定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付パッケージの不適切性：リハビリテーション、支援技術、精神保健サービス等の必須サービスの除外 ・ 医療技術評価での差別：費用対効果分析における障害者のQOL（生活の質）の過小評価 ・ 診療報酬設定の不適切性：障害者への診療に必要な追加時間（コミュニケーション支援、移乗介助等）に対する適切な診療報酬が設定されていない ・ 質認証制度の不備：医療機関認証基準にアクセシビリティや合理的配慮の要件が含まれていない

出所： [15], [3], [10]等を基に調査チーム作成

3.6 保健医療分野における障害主流化に向けた対策と取組

3.6.1 障害者の健康格差是正実施のための基本原則

保健医療分野における障害主流化を効果的に推進するためには、まず基本となる原則を明確にしておく必要がある。WHO「障害者の健康格差に関するグローバル報告書（2022年）」では、障害者の健康格差是正を進めるための原則として以下の3つが示されている。

(1) 保健医療分野のあらゆる活動において障害者の健康格差是正を中心に位置づける

保健医療分野におけるすべての政策、戦略、プログラム、サービスの計画・実施・評価において、障害者の健康格差是正を優先課題として位置づける。これは、障害者が障害のない人と同等の健康アウトカムを達成できるよう、システム全体で取り組むことを意味する。

(2) 障害者とその代表組織のエンパワーメントと意味のある参画を確保する

保健医療分野のあらゆる活動の実施において、障害者とその代表組織が意思決定プロセスに意味のある形で参画できるようにする。「Nothing about us, without us（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」の理念に基づき、障害者の声と経験を政策策定から実施、評価まですべての段階で反映させる。

(3) 保健医療分野の活動が障害者の健康格差是正に与える影響をモニタリング・評価する

実施した活動が障害者の健康格差是正にどの程度貢献しているかを継続的にモニタリング・評価し、必要に応じて改善を図る。これには、障害種別にデータを分類・分析し、エビデンスに基づいた意思決定を行うことが含まれる。

これらの原則は相互に関連しており、統合的なアプローチとして実践することで、真に包摂的で公平な保健医療システムの構築に寄与することが期待される。特に障害者の意味ある参画は、政策や介入の効果とサービスの質・安全性・アクセシビリティの向上を実現し、より効果的で持続可能な保健システムの強化を図る上で重要な要因である。

3.6.2 障壁に対する取組事例

前項 3.5 で述べた障壁に対する取組の例と好事例を表 3-7 に記載する。

表 3-7 障壁に対する取組の例と好事例

障壁	取組の例	好事例
1. デマンドサイド（サービスを求める側）		
自己決定権、障害者の権利と選択肢に対する認識	<ul style="list-style-type: none"> 市民社会及びメディアキャンペーンによる認識向上、アクセシブルな形式での情報提供、患者支援グループの設立。 	<ul style="list-style-type: none"> フィリピン：障害者セルフヘルプグループを設立し、専門支援者がリプロダクティブヘルスのニーズの理解と医療アクセス向上を支援。当事者主体の健康管理を促進。
医療費の支払い能力	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障または医療保険の提供、障害者への手数料免除、移動費用削減のための統合ケア及びアウトリーチプログラム。 	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム：障害者手当と補助医療保険制度により、交通費等の医療アクセス関連費用を支援。医療以外の付帯費用軽減を図る包括的支援。
2. サプライサイド（サービス提供側）		
医療従事者の知識、スキル、態度	<ul style="list-style-type: none"> 初期・継続研修における障害認識と技能研修の組み込み、障害者の医療従事者としての雇用、障害者の医療ケアを専門的に調整・管理する担当者の配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ケニア：手話通訳研修を実施し医療従事者の障害理解を向上。 エチオピア、モザンビーク、ルワンダ：障害研修によりサービスの質的改善を目指す。
保健医療施設のインフラ	<ul style="list-style-type: none"> アクセシビリティ基準の確立、施設の定期監査、アクセシビリティ改修予算の確保、包摂的な施設・設備の設計。 	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル：全国 38,812 のプライマリ・ヘルス・ケア施設でアクセシビリティ監査を実施。成果連動型支払制度に施設アクセシビリティを組み込み、改善を促進。
3. 保健システム		
リーダーシップ・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 保健省内での障害インクルージョンを担当する委員会または担当者の設置、障害者を含む調整構造の確立、危機または災害対応行動における障害に関するリーダーシップの確立。 	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア、カナダ：COVID-19 対応時に障害者諮問委員会を設置。危機時における障害者の視点を政策決定に反映し、専門的支援体制を構築。
法的枠組・政策	<ul style="list-style-type: none"> 既存の法律・政策の見直し、新たな法律の制定または既存の法律・政策の拡張、実施監視メカニズムの確立。 	<ul style="list-style-type: none"> ウルグアイ：障害者の健康格差是正政策により、医療従事者研修、施設のユニバーサルデザイン、障害者の医療アクセス時の直接・間接費用補助を義務化。最低要件を設定し、包括的支援を目指す。

障壁	取組の例	好事例
保健財政	<ul style="list-style-type: none"> 障害インクルーシブな保健サービス提供（アクセシビリティ、支援技術など）のための予算確保、インクルーシブな保健予算に関する保健省と財務省の連携、追加費用を考慮した適切な償還メカニズムの提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ：知的障害者の歯科治療において、診療時間延長に対する追加報酬制度を導入。障害特性に配慮した診療への適切な経済的補償を目指す。
保健情報	<ul style="list-style-type: none"> 保健情報システム及び大規模保健調査への障害指標の組み込み、障害特化調査の実施、障害者の健康状況の定期的検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国：学習障害者登録制度により年次保健データを収集し、健康格差の実態把握と介入指針作成を実現。死亡率調査も併行実施。

出所： [11], [16]を基に調査チーム作成

3.6.3 他国際援助機関等における取組事例

(1) 世界銀行 フィリピン COVID-19 緊急対応プロジェクト (Philippines COVID-19 Emergency Response Project²) における障害当事者との協議・連携 [17]

COVID-19 流行中、世界銀行のフィリピンにおける対応には、障害者との協議と意見聴取が重要な要素として組み込まれていた。プロジェクトサイクル全体を通じて、障害者は関与すべき重要なグループとして特定され、障害当事者団体との体系的な協議が実施された。本事例は、緊急時対応における障害者の参画と意見反映の重要性を明確に示すとともに、短期的な危機対応が長期的な政策改善につながる可能性を具体的に実証している点で、保健医療分野における障害主流化の好事例として考えられる。

COVID-19 対応での障害者との協議・連携

- プロジェクト全体を通じて障害者を重要なステークホルダーとして位置づけ
- 障害当事者団体との積極的な協議を実施

具体的な取組

- 環境社会フレームワークを通じて、COVID-19 情報へのアクセス障壁や病院での障壁を特定
- 医療従事者への追加研修、アクセシブルなサービス提供場所の明示、アクセシビリティ改善のための追加評価などの対応策を策定
- COVID-19 家計調査に障害に関する指標を含め、データの分類分析を可能にした

長期的なインパクト

- 本プロジェクトでの協働を通じ、COVID-19 対応を超えた保健プロジェクトでの包摂性の可能性を実証
- 政府の脆弱グループ向け保健施設評価調査にも障害者を含めるようになった
- 調査結果を基に、障害者の健康改善に向けたアクションプランを策定予定

² <https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P173877>

(2) UNICEF バングラデシュの公的保健医療施設における障害者にフレンドリーな保健医療（Disability-friendly healthcare: DFHC）に関する調査を通じた障壁特定と研修の制度化 [18]

2019年、UNICEFはバングラデシュ政府の非感染性疾患（NCDs）対策プログラム及び現地NGOと連携し、公的保健医療における障害者にフレンドリーな保健医療（Disability-friendly healthcare: DFHC）サービスにおける障壁を特定する包括的研究を実施した。本事例は、エビデンスに基づく障壁分析から政府との協働による研修プログラム開発につなげた好事例であり、政府規模での研修プログラム実施により継続的な取組を生み出している点で、保健医療分野における障害主流化の効果的なアプローチを示している。

包括的な障壁特定調査の実施

- 公的保健医療施設 150 施設を対象に、情報、コミュニケーション、インフラ、医療従事者の能力の4領域でDFHC評価を実施
- 政策立案者、行政官、医療従事者、NGO、地域指導者、障害者、介助者を含む幅広い関係者との協議を実施

主な調査結果

- ほとんどの公的保健施設が4領域すべてにおいて障害対応が不十分
- 情報とコミュニケーションは主に介助者のみがアクセス可能
- インフラアクセシビリティ（入口、トイレ等）は平均20%（大病院46%、一次医療施設17.1%）
- 医療従事者の多くがDFHCを提供する能力が不十分と評価

関係者からの提言

- 障害者：情報提供とコミュニケーションに関するスタッフの技能向上研修の実施
- 地域指導者、障害者、介助者：手すり、車いす、スロープの設置
- 医療従事者：DFHCに関する知識と認識の向上

政府との協働による研修の制度化

- UNICEFと政府が協働で医療従事者向け研修プログラムと教材を開発
- 2021年に22か所の保健施設で434名の医療従事者に研修実施（英語とベンガル語で実施）
- ガイドラインをオンラインで公開し、政府が20県の新規採用医師360名に研修実施
- 2022年にコックスバザール難民キャンプの4施設で65名の保健従事者に研修実施
- 2023年も研修が継続実施されている

(3) JICA アンゴラ 母子健康手帳を通じた母子保健サービスの向上プロジェクト（技術協力プロジェクト：2017～2022年）

アンゴラの母子健康手帳を通じた母子保健サービスの向上プロジェクトでは、母子健康手帳の導入プログラムを作成してモデル州にて運用し、管理体制の構築および妊産婦等のための母子保健に関する知識の向上を図った。そして、全国版のプログラムを作成し、手帳の全国展開戦略を策定した。これらを実施する中で、障害のある母子にもサービスが届くように検討し、保健医療分野における障害主流化を促進した。本事例は、既存のプロジェクト活動に障害の視点を後から組み込むことで障害主流化を実現した実践例である。

現地関係者への問題提起と現状把握

- COVID-19 流行中の定例オンラインミーティングにて、「障害のある母子が保健施設を訪問しているか」という問いかけから開始
- スーパービジョンでの施設訪問時に、障害者の受診状況、医療従事者の対応状況などの観察を依頼

ワークショップによる課題の共通認識

- オンラインワークショップで、保健施設での観察結果を基に現状を整理
- 課題の共通認識：「障害のある母子がいるが、保健サービスに繋がっていない」、「障害のある母子がサービスから取り残されないことを目指し、何らかの対応をする必要がある」
- 日本での母子健康手帳を通じた多様なニーズへの配慮に関する事例を紹介（リトルベビーハンドブック（低出生体重児を対象とした手帳）等）
- アンゴラで必要な取組について協議し、優先度と実現可能性を検討

具体的な活動の実施

- 医療従事者研修の教材（講義スライド）への障害に関する内容の追加（2021年3月）
- 変更した教材を使用した医療従事者研修の実施（2021年4～5月）
- コミュニティ開発ワーカーの研修教材への障害に関する内容の追加（2021年3月）
- Eラーニング研修教材への障害に関する内容の追加（2021年10月～2022年2月）
- 母子健康手帳の全国展開戦略への記載（2021年10月～2022年3月）

成果と今後の展開

- プロジェクト専門家および現地関係者の障害理解が促進された
- 「障害のある人にもサービスが届くようにプログラムを作成していこう」という考え方が現地関係者に受け入れられた
- 後続案件³でも、研修教材（講義スライド）に障害に関する内容が盛り込まれ、現場レベルのニーズが顕在化しやすくなった
- 2024年に点字の母子健康手帳を作成する動きに発展し、2025年に点字版母子健康手帳が印刷された

出所：[15],[16]を基に調査チーム作成

³ プライマリヘルスケア施設における妊産婦ケアの質改善プロジェクト（2023年～2027年）

3.7 保健医療分野における障害主流化に係る成果指標

障害主流化に係る取組によって期待される成果（変化）を測る指標（障害主流化指標）として、WHOの「Health equity for persons with disabilities: Guide for action（2024年）」に所収されている指標などが参考となる。一方で、JGAのクラスターごとにクラスターの成果目標と指標が定められていることから、その目標と指標を基に、各国際援助機関等の指標を参照しつつ障害主流化指標を検討することも可能である。表3-8に保健医療サービス提供強化クラスターにおける指標案を示す。

表 3-8 障害主流化指標—保健医療サービス提供強化クラスターの指標案

直接目標	指標	障害主流化指標の案
保健医療サービス提供の政策が策定される。	<ul style="list-style-type: none"> ① 策定された政策、戦略、ロードマップ、ガイドライン、基準数（うち格差対策を記載した文書数） ② 政策策定・履行にかかる研修コース数 ③ 策定された防災・気候変動関連投資計画数 	<ul style="list-style-type: none"> • 策定された政策、戦略、ロードマップ、ガイドライン、基準数（うち障害者のアクセス改善、障害者の雇用や起用等を明記した文書数） • 政策策定・履行にかかる研修コース数（うち障害に関する内容を含む研修コース数） • 策定された防災・気候変動関連投資計画数（うち障害者の避難・緊急時対応を含む計画数）
保健人材の継続的な能力向上体制が整備される。	<ul style="list-style-type: none"> ① 能力強化のために策定されたツール数（うち質向上、医療安全・院内感染対策に関するツール数） ② 育成された人材数 	<ul style="list-style-type: none"> • 能力強化のために策定されたツール数（うち障害者への対応方法等を含むツール数） • 育成された人材数（うち障害と人権に関する研修を受けた人材数）
適切な保健医療サービス提供のための施設・資機材が整備される。	<ul style="list-style-type: none"> ① 整備された施設数（うち認証要件に合致した数、ジェンダー・障害者配慮がなされた施設数、防災・気候変動対応がなされた施設数、デジタル技術活用により効率性向上が図られた施設数） ② 施設機材維持管理の人材育成人数又は国数 ③ 選択された必須医薬品在庫切れ解消のための対策の有無 	<ul style="list-style-type: none"> • 整備された施設数（うち障害者配慮がなされた施設数） • 整備された施設数（うちアクセシビリティ基準を満たした施設数）
病院財政・運営が向上し、適切なリソース配分がなされる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 病院運営管理人材育成人数 ② 施設マネジメントの改善が図られた施設数（うち住民とコミュニケーションが実施された施設数） 	<ul style="list-style-type: none"> • 施設マネジメントの改善が図られた施設数（うち障害者もしくは障害者団体との協議を実施した施設数）
保健情報システムの整備・利活用が促進される。	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健情報システムを新規導入・更新した国数（うち脆弱層のアクセス等のデータ分析を含むシステム導入国数） ② 保健情報データ利活用の人材育成人数又は国数（うち脆弱層のアクセス等のデータ分析を含む育成人数又は国数） 	<ul style="list-style-type: none"> • 保健情報システムを新規導入・更新した国数（うち障害者のアクセス等のデータ分析を含むシステム導入国数） • 保健情報データ利活用の人材育成人数又は国数（うち障害者のアクセス等のデータ分析を含む育成人数又は国数）

出所： [12]を基に調査チーム作成

第4章 栄養の改善分野における障害主流化

4.1 ガイダンスノートが対象とする主な取組領域

栄養の改善分野の JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略、以下 JGA）においては、開発途上国の子どもを中心とする脆弱な人々の慢性的な低栄養状態の改善に向けた取組により、国際的に深刻化が懸念されている「栄養不良」の課題解決を目的としている。また、「過栄養」に対する取組も、同課題が深刻化している国において推進し、栄養不良の二重負荷（低栄養、過栄養）の低減も目指している。本ガイダンスノートはこの目的に沿って、JGA に示される以下の領域を主な取組領域とする（表 4-1）。

表 4-1 栄養の改善分野のガイダンスノートが対象とする主な取組領域

JGA における領域	主な取組領域
① ライフコースを通じた栄養改善	<ul style="list-style-type: none"> • プライマリ・ヘルス・ケア（PHC）を通じた栄養改善 <ol style="list-style-type: none"> 1) 母子栄養改善 2) 非感染性疾患（NCDs）対策 • 食育・給食の推進
② 食と栄養のアフリカ・インドネシア・ラテンアメリカ（IFNA）	<ul style="list-style-type: none"> • 政策提言・アドボカシー • 能力開発 • 現場の栄養改善事業、特に栄養の適切な摂取に必要な農産物・食品供給に向けた「栄養素ギャップに基づく食料アクセス改善アプローチ（Nutrient Focused Food Access Improvement Approach: NFA）」の推進

出所：[1]を基に調査チーム作成

なお、PHC を通じた栄養改善の母子栄養改善と NCDs 対策については、「保健医療」分野ガイダンスノートも参照のこと。

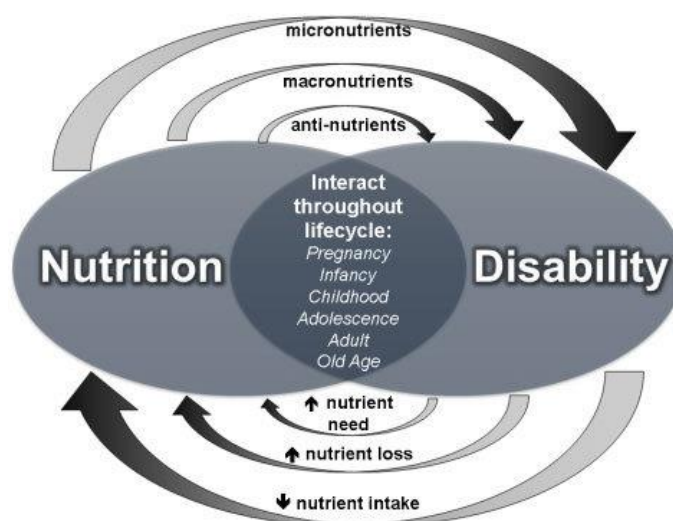
4.2 障害の視点から見る栄養の改善分野の基本的理解

4.2.1 栄養と障害の相互作用

栄養と障害はライフサイクルを通じて相互に作用する関係にある（図 4-1 参照）。栄養不良は機能障害を引き起こしたり悪化させることがあり、逆に機能障害が栄養状態に悪影響を与えることがある。この関係は妊娠期から乳児期、小児期、思春期、成人期、高齢期までのライフサイクル全体を通して続く [2]。例えば、母体の栄養不良は、乳児に障害をもたらすリスクを高める可能性がある。成人や高齢者における栄養不良の累積的影響は、食事関連の NCDs や関連する合併症を引き起こす可能性がある [3]。

また、機能障害（摂食嚥下障害、吸収不良等）により栄養素の必要量が増加する一方で、栄養素の損失が増加し、栄養素の摂取が減少するという三重の負担が生じることがある。さらに、社会的障壁（適切な栄養指導や介助の欠如、食料・サービスへのアクセス困難、差別や偏見等）により、栄養不良のリスクが高まる。このような相互作用により、障害者は栄養状態の悪化と健康リスクの増大とい

う悪循環に陥りやすい [2]。障害者の栄養改善には、このような複雑な相互作用を理解した包括的なアプローチが不可欠である。



出所： [2]

図 4-1 栄養と障害の相互作用

4.2.2 分野横断的な取組（マルチセクトラルアプローチ）の必要性

障害者の食料・栄養に係る問題は複数の構造的要因が相互に関連して生じている複合的な課題である。したがって、障害者の栄養課題の解決には、複数の分野による分野横断的な取組（マルチセクトラルアプローチ）が不可欠である。

これらの複合的課題に対応するためには、以下に挙げるような分野間連携が求められる。

- ▶ 保健医療分野（母子栄養改善や健康的な食事の定着など）
- ▶ 教育分野（障害インクルーシブな学校給食と栄養教育の実施など）
- ▶ 農業・食料分野（障害者の農業参画促進と栄養面で優れた農産物の生産など）
- ▶ 水・衛生分野（アクセシブルな衛生設備の整備と感染症の予防など）
- ▶ 運輸交通分野（食料調達施設へのアクセシブルな交通手段の確保など）
- ▶ 都市・地域開発分野（栄養関連サービス施設のバリアフリー化、食料アクセスが容易となるインクルーシブな都市環境整備など）
- ▶ 社会保障分野（障害に配慮した現金給付・食料支援制度の構築など）

このようなマルチセクトラルアプローチにより、単一分野では解決困難な根本的課題に対処し、障害者の栄養改善への包括的支援体制の構築が可能となる。各分野の専門性を活かしながら、障害者のニーズを中心とした総合的な解決策を提供することで、持続可能で効果的な栄養改善が実現される。

4.3 障害の視点から見る栄養の改善分野の問題

4.3.1 障害者が直面する食料・栄養不安

障害者は食料・栄養安全保障において深刻な不平等に直面している。アフリカ・アジア 14 国々の平均では、障害者の 55%が食料不安世帯（常に十分な食料を得られない状態にある世帯）に住んでいるのに対し、障害のない人では 44%にとどまっている。中央アフリカ共和国の事例では、障害者のいる世帯の 30%が家計収入の 75%以上を食料に支出しており、障害者のいない世帯の 21%を大きく上回っている。また、食料不足への対処として住居や土地、最後の雌畜を売却するなどの緊急戦略を採用する割合も、障害者のいる世帯で 24%と、障害者のいない世帯の 17%より高い水準にある [6]。

障害者が食料アクセスで不利な立場に置かれる背景には、高い失業率と低賃金による経済的制約がある。障害に関連する追加的費用（車いす等の補助具購入費、タクシー等の交通費、医療費など）により、食料・栄養への支出が後回しにされがちである。さらに、食料配布場所への交通手段の欠如、配布システムの利用困難、情報提供の不備といった構造的な問題も存在する。特に学校給食プログラムにおいては、就学率の低さにより障害のある子どもの受益機会が限られている [7]。

食料を購入・入手する物理的環境においても深刻な障壁が存在する。2022 年時点で世界的にフードバンクの 20%が車いす利用者にとってアクセス不可能であり、スーパーマーケットでは先進国で 12%、開発途上国で 32%がアクセス困難な状況にある。レストランではさらに深刻で、先進国の 58%、開発途上国の 54%が物理的にアクセス困難である。これらの施設では階段や狭い入口といった物理的な障壁に加え、手話通訳の不在や視覚障害者向けのアクセシブルな情報提供の欠如など、コミュニケーション面での障壁も多い [6]。

農業生産分野でも、障害者は土地や生産資源へのアクセス、金融サービスの利用、技術・知識の習得において制約を受けており、食料安全保障への貢献機会が限定されている [7]。COVID-19 パンデミック期間中にはこれらの格差がさらに拡大し、特に開発途上国で深刻な影響が観察された [6]。

4.3.2 障害のある子どもの栄養不良とその要因

図 4-2 に示すとおり、障害のある子どもほど、栄養・成長に関する問題（低体重・発育阻害・消耗症）を抱える傾向が強く、特に機能障害が重複している子どものリスクは高い。また、居住地別では、農村部の貧困層世帯に暮らす障害のある子どもは、低体重・発育阻害のリスクが最も高い（低体重 37%、発育阻害 54%）。これは都市部貧困層の障害のある子ども（低体重 28%、発育阻害 40%）や農村部貧困層の障害のない子ども（低体重 28%、発育阻害 43%）と比較して顕著である [5]。

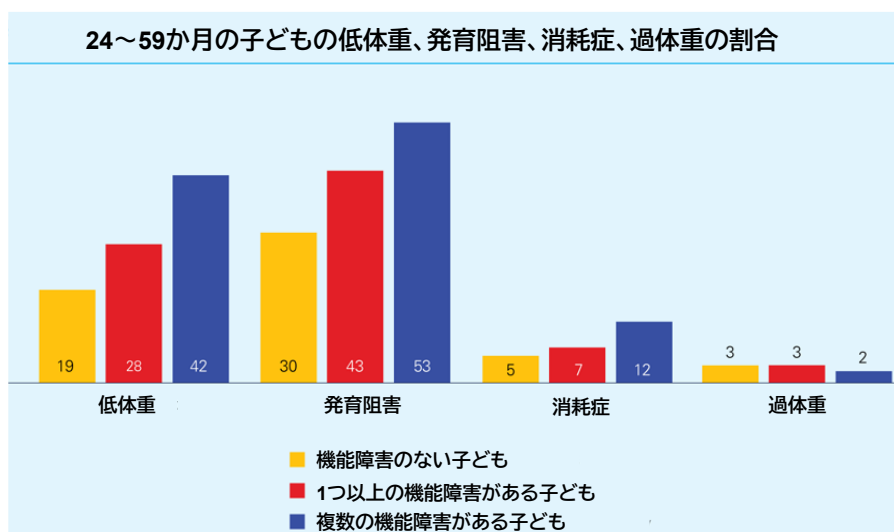


図 4-2 子ども（24-59 か月）の低体重、発育阻害、消耗症、過体重の割合

障害のある子どもの栄養不良の主な要因を表 4-2に示す。これらの要因が複合的に作用することで、障害のある子どもは障害のない子どもと比較して高い栄養不良リスクに晒されている。なお、一部の国や地域では障害のある子どもが「呪い」や不吉な存在とみなされる偏見や差別が残っている。このような社会的スティグマにより、障害のある子どもは家族や地域社会から食事や必要なケアを拒まれることがある [5]。栄養はすべての子どもにとって生存の基本条件であるが、特に障害のある子どもにおいてはその確保が生存に関わる重要な課題となっている。そのため、栄養不良や健康状態の悪化を防ぐための包括的な栄養改善に係る支援体制の構築が急務である。

表 4-2 障害のある子どもの栄養不良の主な要因

身体的要因	<ul style="list-style-type: none"> 障害による口や手の機能不全など、物理的に食べ物を摂取しにくい状態。 発達障害による感覚過敏やこだわり等があるために偏食となることがある。 病気にかかりやすくなったり、栄養をうまく吸収できなくなる可能性がある。
養育者の知識・技術の不足	<ul style="list-style-type: none"> 特別な配慮が必要な子どものための摂食支援の方法や栄養に関する知識が乏しい。 摂食困難のある子どもへの適切な食事介助技術が不足している。
社会的・文化的要因	<ul style="list-style-type: none"> 偏見や差別により障害のある子どもが食事の場から除外されたり、差別的な扱いを受けたりする。 家庭内や地域社会での無関心や偏見(例:母親が授乳を控えるよう圧力を受けたり、きょうだいとの食事格差がある)。
家庭内の食料不足	<ul style="list-style-type: none"> 特に貧困層では、障害の有無に関わらず、食料へのアクセスが困難。 障害のある子どもがいる家庭では、子どもに医療費などの追加的な費用がかかるなどの理由から食料不安を抱える割合が高い。
制度的要因	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設などでは、人材不足などで障害のある子どもが後回しにされがち。 学校給食プログラムへのアクセス不足（就学率が低いため）。
緊急時・人道的危機	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の支援（栄養、教育、保健）から障害者は除外される傾向にある。 特別な配慮がないため、生命のリスクが高まる。

出所：[5],[8]等を基に調査チーム作成

4.3.3 障害と非感染性疾患（NCDs）

障害者とがん、心血管疾患、慢性呼吸器疾患、糖尿病などの非感染性疾患（NCDs）の関係は双方向的である。NCDsは、世界的に機能障害の主要原因となっている [8]。NCDsに罹患した人のうち、食事、入浴、着衣などの基本的な日常生活動作に困難を抱える人の割合は、高所得国の系統的レビューによると、心血管疾患患者で21.1～64.1%、慢性呼吸器疾患患者で7.4～49.8%、糖尿病患者で12.2～54.5%となっている [9]。低中所得国でも類似した傾向が示唆されているが、データは限定的である。一方、障害者はNCDsに対してより脆弱である。身体活動の制限により肥満リスクが高い傾向にあることや、医療アクセスの困難などがリスク要因となっている [9]。

NCDsが機能障害に至るメカニズムは多様で、身体的、認知的、心理的領域にわたる。直接的影響として、糖尿病では眼疾患、神経障害、脳卒中や心筋梗塞などの合併症が生じ、移動障害や日常生活動作の低下と50～80%の関連性が認められている。間接的影響として、慢性呼吸器疾患では機能制限に加えて不安・うつが生じ、がんでは広範囲な機能状態への影響がある [9]。

例えば、脳卒中は片麻痺、バランス障害、視覚・言語障害などの身体的障害、認知障害、うつなどの心理的後遺症を引き起こす [8]。世界的に18～73%が認知障害、15～79%が失語を経験する [9]。低中所得国でも同様の傾向があり、タンザニアでは60%以上が中等度から重度の機能障害を示した [10]。参加制約も深刻で、南アフリカでは脳卒中後少なくとも6か月経過時点で43%が家庭内での役割回復や仕事復帰をほとんど達成できず [11]、ナイジェリア、南アフリカ、タンザニア、ルワンダでも社会的孤立、宗教活動の制限、就労の困難が報告されている [12]。

このように、NCDsと障害の関係は双方向的であり、障害者のNCDsリスクの高さと、NCDs罹患による機能制限や社会参加への影響を考慮すると、栄養の改善においてもこの関係性を理解した包括的なアプローチが不可欠である。

4.4 栄養の改善分野における障害主流化の重要性

4.4.1 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

栄養の改善分野における障害主流化は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に重要な役割を果たす。特に、「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現する（ゴール2）」及び「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する（ゴール3）」への直接的な貢献が期待される。

ゴール2「飢餓をゼロに」におけるターゲット2.1は「2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする」こと、そしてターゲット2.2は、「2030年までに、あらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う」ことを目指している。障害者は障害のない人々と比較して栄養不良のリスクが高く、このターゲットが重視する特別な配慮を必要とする

人々に該当する。ライフコースを通じた栄養改善においては、青少年期から成人期にかけての継続的な栄養管理と健康教育が重要であり、これには栄養摂取のみならず、健康な身体づくりに影響を与える可能性のある要因全般への包括的な対応が含まれる。

また、障害と栄養不良は相互に影響し合う関係にあるため、栄養の改善分野及びマルチセクトラルでの取組（保健、農業・食料、水・衛生、教育、運輸交通、都市・地域開発等の分野横断的取組）において障害者のニーズを組み込むことは、SDGsの根本原則である「誰一人取り残さない」の実現に重要である。特に、栄養改善プログラムやサービスへのアクセシビリティ確保には、保健医療施設のバリアフリー化、食料調達可能な商業施設や市場への物理的アクセシビリティ、学校給食を受けるための教育施設的环境整備など、建築や都市・地域開発分野との連携が不可欠であり、このようなマルチセクトラルなアプローチが障害主流化の実現に繋がる。

4.4.2 障害者権利条約（CRPD）の履行

障害者権利条約（CRPD）は、障害者が生涯を通じて適切な栄養を享受し、質の高い栄養サービスを受ける上で、栄養改善に関わる制度や取組が果たす重要な役割を強調している。特に、第25条「健康」では、障害者が障害に基づく差別なく、到達可能な最高水準の健康を享受する権利を、締約国の義務として明記しており、これは栄養状態の改善を含む包括的な健康の概念を包含している。

また、第28条「相当な生活水準及び社会的な保障」では障害者が食料を含む適切な生活水準についての権利を有することを認め、栄養改善プログラムや食料支援への平等なアクセスを保障している。第9条「施設及びサービス等の利用の容易さ」では食料配布拠点を含むすべての施設のアクセシビリティ確保を求めている。さらに、第11条「危険な状況及び人道上の緊急事態」は、災害時や緊急時における障害者の栄養ニーズへの特別な配慮と支援を規定している。

障害者権利条約（CRPD）は、第25条の健康への権利と第28条の適切な生活水準への権利を中心に、関連する諸条文が相互に関連しつつ栄養の改善分野における障害者の権利を包括的に保障しており、締約国にはこれらの権利に基づく障害者の栄養改善へのアクセスと質の確保に向けた継続的な取組が求められている。

4.4.3 JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献

栄養の改善分野のJGAは、「開発途上国の子どもを中心とする脆弱な人々の慢性的な低栄養状態の改善に向けた取組により、国際的に深刻化が懸念されている「栄養不良」の課題解決を目指す」ことを目的としている。栄養の改善分野における障害主流化の推進は、この目的達成において不可欠な要素である。

特に、栄養改善における「包摂性」の確保には、障害者の栄養サービスへのアクセス改善が必要不可欠である。障害者は障害のない人々と比較して栄養不良のリスクが高い。栄養の改善分野のJGAの「ライフコースを通じた栄養改善」と「食と栄養のアフリカイニシアティブ（IFNA）」の両方におい

て障害の視点を組み込むことで、真に誰一人取り残さない栄養改善の実現に寄与することが期待される。

ライフコースを通じた栄養改善においては、以下の貢献が期待される。

- **母子栄養改善**：障害のある妊産婦や乳幼児への包摂的な栄養サービス提供により、真に誰一人取り残さない母子栄養改善が実現可能となる。産前健診での障害に配慮した栄養指導、母子手帳を活用した障害児の成長モニタリング、適切な母乳・補完食推進等を障害者も含めた母子継続ケアの一環として実施することで、最初の 1000 日における包摂的な栄養改善に寄与することが可能となる。
- **NCDs 対策**：障害者は健康診断や栄養カウンセリングへのアクセスが制限されがちであり、適切な栄養管理の機会が限られている。保健医療施設のアクセシビリティ確保、障害に応じた栄養指導技術の向上、地域での健康的な食事推進等により、障害者を含むすべての人々がライフコースを通じて NCDs 予防・管理サービスにアクセスできる体制構築への貢献が見込まれる。
- **食育・給食の推進**：障害のある子どもの給食プログラムへの参加促進により、教育と栄養の両面で包摂性を確保する。障害に応じた食器・食具の提供、個別の栄養ニーズへの対応、食事介助スタッフの配置等を通じた給食アクセス改善と、地産地消や食の多様性を学ぶ食育活動への参加促進により、障害の有無に関わらずすべての子どもが健康的な食生活を送るための知識と習慣を身につけ、包摂的な食環境の実現に貢献する。

IFNA においては、食と農業の視点からの栄養コア人材（栄養改善を推進する政策決定者・実務者）5,000 名の育成、直接裨益人口 27 万人の達成を目指すとしているが、障害者の農業参画促進や栄養素ギャップに基づく食料アクセス改善アプローチ（NFA）における障害インクルージョンにより、包摂的な栄養改善に貢献することが可能となる。

- **政策提言・アドボカシー**：地域経済共同体や国レベルでの政策対話を通じ、農業・栄養政策における障害の視点的組み込みを促進する。これには、障害者の農業参画に関する国家戦略への反映、障害者のアクセシビリティ確保のための予算配分の提案などが含まれる。
- **能力開発**：マルチセクター連携アプローチと NFA に基づく地域研修を通じ、農業・栄養分野の政府職員の障害インクルーシブな事業計画策定能力を強化する。NFA App などのデジタルツールの活用により、障害者を含む脆弱層の栄養ニーズに基づいた介入計画の立案を支援する。
- **現場レベルでの実践**：障害者がアクセス可能な農業技術研修、栄養価の高い作物の栽培支援等により、障害者世帯における食の多様性と栄養状態の改善を図る。また、障害者とその家族を対象とした調理デモンストレーションや栄養教育を通じ、地域で生産可能な栄養価の高い食品の利用促進に貢献する。

これらの取組により、栄養の改善分野における障害主流化は、JICA の栄養宣言が掲げる「栄養をすべての人々へ」の理念を真に実現することに寄与する。

4.5 栄養の改善分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁

栄養改善プログラムへのアクセス及び利用において、障害者は、制度的、物理的（環境的）、情報面の障壁及び意識上の障壁（否定的な態度・差別・無理解）に直面している。これらの複数の障壁が相互作用することで、文脈に応じて複雑な状況を作り出している。そのため、障害者のニーズを満たすためには、様々な戦略を組み合わせた多面的アプローチが必要であり、個別のニーズに合わせた対応が不可欠である [10]。障害者の栄養改善プログラムへのアクセスを阻害する主な障壁とその例を表 4-3 に示す。

表 4-3 障害者の栄養改善プログラムへのアクセスを阻害する主な障壁とその例

障壁	例
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 栄養改善プログラムに関する国家ガイドラインと障害に特化したガイダンスの不足 • 栄養改善プログラムへのアクセスに関する年齢・性別・障害別データの不足 • 障害の観点からの栄養改善プログラムに関する組織・機関レベルでの専門知識の欠如 • 障害者の栄養問題の早期発見・介入に関する制度や意識啓発体制の不足
物理的障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 保健・教育施設やサービス提供施設への物理的なアクセスの障壁（スロープ、車いす対応設備の不足など） • 保健・栄養専門施設の都市部への集中、専門スタッフの都市部への集中
情報の障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 栄養改善プログラムに関する情報へのアクセシビリティの欠如（字幕、手話、音声、点字、平易な言葉での情報提供の不備など）
意識上の障壁 （否定的な態度・差別・無理解）	<ul style="list-style-type: none"> • 保護者や介助者の食事や栄養に関する知識不足 • 医療従事者からの偏見や差別、否定的態度

出所：[10]を基に調査チーム作成

JICA の栄養の改善分野における取組においても、障害者が直面する障壁は多岐にわたることが想定される。例として、ライフコースを通じた栄養改善における取組のうち給食の推進に係る障壁を表 4-4 に、IFNA における取組に障害者が参画する場合に想定される障壁を表 4-5 に示す。

障害のある子どもの学校給食プログラムに係る障壁は二段階に分かれる。第一段階として、障害のある子どもがそもそも学校に通学できない根本的問題がある。バリアフリー設備の不足、教師や他の保護者の否定的態度、医療・福祉サービスの不備等により、未就学状態にある障害のある子どもがいる。第二段階として、通学はしているが給食を適切に利用できないという問題がある。個別の食事ニーズへの未対応、食事を介助するスタッフの不足、適切な食器・食具の不足などにより、学校に通えても給食への適切なアクセスが阻害されている場合がある [11]。二段階目の学校内での給食プログラムにおける具体的な障壁を表 4-4 に示す（第一段階目の教育に関する障壁については第2章「教育分野における障害主流化」を参照）。

表 4-4 学校給食プログラムにおける障壁

障壁	障壁の例
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> 食事選択の制限：代替食品提供の範囲が限定され、個々の栄養ニーズ・嗜好に対応困難 支援の不足：食事支援に必要なスタッフ数や技術レベルの不足 調理知識の不足：異なる障害に適した食事準備の知識不足、食品の調理技術不足
物理的障壁	<ul style="list-style-type: none"> 水・衛生設備：食前食後の一般的・口腔衛生に必要な設備へのアクセス困難 食事環境：適切な座席、食器・食具の不足、食事の時間制限 介助者の必要性：家族や介助者が昼食時間に学校で食事支援を行う必要性
情報の障壁	<ul style="list-style-type: none"> 情報アクセス：点字等アクセシブルなフォーマットでの栄養情報・衛生指導の不備
意識上の障壁	<ul style="list-style-type: none"> 学校スタッフの拒否：時間や資源不足を理由とした支援に対する拒否 調理担当者の負担感：限られた時間や資源での追加的な対応を負担と認識

出所： [11]を基に調査チーム作成

IFNA においては、農業を通じた栄養改善に取り組むとしているが、障害者の農業参画には多層的な障壁が存在する。食料・栄養安全保障の向上には農業生産への参加が重要な要素となるものの、障害者は土地や農業資材・設備へのアクセス、技術習得等において制約を受けやすい。これらの障壁を理解し、インクルーシブな農業・栄養改善事業を実現するため、障害者の農業参画を阻む主な障壁を表 4-5 に示す。

表 4-5 障害者の農業参画における障壁

障壁	障壁の例
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> 農業を通じた栄養改善事業への障害者の参加に関する国家政策やガイドラインの不備 農業・栄養分野における障害者のニーズを考慮したプログラムの欠如 農業・栄養分野における障害関連データ・エビデンス収集方針の不備 農業研修・技術指導に障害者が参加するための体制の未整備
物理的障壁	<ul style="list-style-type: none"> 農業研修施設・栽培現場等へのアクセス困難（車いす対応設備の不足など） 障害に応じた農具・機械の不足
情報の障壁	<ul style="list-style-type: none"> 情報アクセス：点字等アクセシブルなフォーマットでの農業技術、栄養啓発情報、市場価格や気象情報等の不足
意識上の障壁	<ul style="list-style-type: none"> 農業関係者・地域住民の障害に対する理解不足と偏見 家庭内における障害者の農業従事に対する理解不足や支援の欠如 「障害者は農業に適さない」という誤った認識や障害者が生産する農産物の品質に対する偏見 農業指導者・普及員の障害者とのコミュニケーション能力不足

出所： [12], [13]を基に調査チーム作成

4.6 栄養の改善分野における障害主流化に向けた対策と取組

4.6.1 障壁に対する取組事例

前項 4.5 で述べた障壁に対する取組の例を表 4-6 に記載する。特に物理的障壁については、栄養改善プログラムを提供する施設へのアクセシビリティのみならず、これらの施設に至る道路や交通インフラまで、都市環境全体のアクセシビリティが影響する。栄養改善事業の効果的实施には、運輸交通・都市計画分野との連携による包括的なアクセス環境の整備が必要である。

表 4-6 障害者の栄養改善プログラムへのアクセスを阻害する主な障壁に対する取組の例

障壁	取組の例
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> 政策策定：栄養政策における障害者の栄養ニーズ等の明記、障害当事者団体の意思決定プロセスへの参画促進 情報システム：障害分類データ収集システムの構築 マルチセクトラルな連携強化：保健、教育、障害、栄養部門間の協働体制構築
物理的（環境的）障壁	<ul style="list-style-type: none"> 物理的アクセシビリティの改善：スロープ、調整可能ベッド、車いす、アクセシブルな衛生設備（トイレ等）の整備 資源・サービスの地理的分散・最適配置：保健医療施設や栄養サービス提供施設と専門スタッフの地方展開 交通アクセスの確保：アクセシブルな交通手段の確保、交通費支援
情報の障壁	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション：視覚障害者向けラジオ、聴覚障害者向け字幕・手話付き映像の提供などアクセシブルなフォーマットかつ多様な媒体での情報提供
意識上の障壁	<ul style="list-style-type: none"> 家族・介助者教育：適切な食事支援、体位調整、栄養管理等に関する研修 保健医療従事者、教師等への障害と人権研修、障害者とのコミュニケーションや合理的配慮に関する研修 保健医療従事者、教師等の専門性向上：障害の観点からの栄養改善プログラムに関する専門知識の向上

出所：[10]を基に調査チーム作成

国連世界食糧計画（WFP）は障害インクルーシブな学校給食プログラムを実現するための具体的な行動を以下のとおり提示している [14]。

- 明確な対象設定：障害のある子どもを学校給食戦略・計画・規制において明確な対象集団として位置づける。
- データ改善：分析で明らかになったデータギャップを特定し、ワシントングループの質問項目を含む障害データの改善機会を特定する。
- 能力開発への予算確保：スタッフやパートナーの研修、障害インクルージョン監査など、能力開発に必要な資源を確保する。
- 意思決定への参加促進：学校管理委員会や教育開発委員会などの学校給食担当機関に障害当事者（団体）を含め、障害当事者の参加と意思決定のレベルをモニタリングする。
- 障害に応じた給食用品と栄養対応：障害に応じた食器や座位保持椅子など、障害のある子どもの自立摂食を支援する用具を提供し、特別な栄養ニーズに対応した食事を提供する。
- 障害当事者団体との連携：学校給食プログラムの設計において障害当事者団体や障害のある子どもとその家族の参加を促し、支援提供方法（現金給付、持ち帰り配給など）を検討する。

- ・ 社会・行動変容キャンペーン：国レベルで政府と協力し、障害への理解と障害者の栄養改善に関する理解及び態度向上のためのキャンペーンを実施する。

4.6.2 他国際援助機関における取組事例

(1) 国連世界食糧計画（WFP） アフガニスタンでの障害インクルージョン・ガイダンスノート（アフガニスタン・レジリエンス・食料システムプログラム） [15]

WFPは、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、障害者の権利と参加を確保する取組を進めている。WFP戦略計画（2022-2026年）では、1) すべての事業とプログラムにおける、障害者の意義ある参加とインクルージョンの実現、2) 運営・管理・支援といった組織運営のあらゆる側面での障害インクルージョンの推進、3) 障害者に選ばれる雇用主となる（WFPのあらゆる業務に障害者自身を参加させる）といった障害インクルージョンに係る目標を掲げている。

こうした組織の方針を受けて、アフガニスタンでは同国の複雑な人道状況と文化的背景を踏まえた障害インクルージョン・ガイダンスノートを策定した。このガイダンスノートは、アフガニスタンにおけるレジリエンス・食料システムプログラムの全段階（ニーズ評価・現状分析、設計、計画、実施、モニタリング、評価）において、障害者の参加を可能にするための具体的指針を提供している。概要は以下のとおり。

■ 組織レベルでの基盤整備

アフガニスタンにおいて最も支援を必要とする障害者に支援プログラムを効果的に届けるため、WFPアフガニスタン事務所では組織自体を障害者にとって親しみやすいものにする取組を進めている。オフィス、交通手段、情報通信技術（ICT）設備のアクセシビリティ確保、障害に対する社会的偏見の解消、経済的機会の創出、包括的な政策策定まで、物理的・社会的・経済的・政策的な障壁を体系的に除去している。さらに、全職員が障害者のニーズを理解し適切な支援を提供できるよう、継続的な研修と能力開発を実施している。

■ 事業レベルでの実践的取組

- ・ **ニーズ評価・現状分析**：現地の障害当事者団体と密接に協力し、障害者が直面する障壁、多様なニーズ、文化的背景等を理解している。障害・性別・年齢別に細分化したデータを体系的に収集し、包括的な評価ツールを活用している。
- ・ **プロジェクト設計・計画段階**：障害者と障害当事者団体が設計プロセスに参画し、多様な障害者のニーズと優先事項を反映している。同国の重度障害者率13.9%を考慮した具体的な目標を設定し、精神障害など外見では分かりにくい見えない障害への配慮も重視している。
- ・ **実施**：受益者選定で障害者を優先し、特に女性障害者や複数の障害者がいる世帯に配慮している。WFP職員と協力パートナーへの障害インクルージョン研修を実施し、アクセシブルな会場・ツール・コミュニケーションを確保している。女性、障害者、宗教指導者や地域の指導者等を含むコミュニティ啓発ワークショップを展開するとともに、協力パートナー契約に障害インクルージョンを必須要件として組み込んでいる。

- ・ **モニタリング・評価**：国際標準のワシントングループの短い質問セットを用いて障害者を特定し、障害別データを体系的に収集・分析している。障害者から直接意見を聞き、プログラム改善に活かしている。

(2) 国連食糧農業機関（FAO） シリア「Building Local Resilience in Syria」プロジェクトにおける障害インクルーシブな栄養改善と農業支援 [16]

国連食糧農業機関（FAO）とUK Aidは、シリアにおける Building Local Resilience in Syria プロジェクト（2022年4月～2025年3月）を通じて、障害者を優先対象とした包括的な農業・栄養改善支援を実施した。本プロジェクトは、気候変動に配慮した農業技術とジェンダー対応型介入を統合し、シリアの脆弱な農業コミュニティの生産性向上、食料・栄養安全保障の改善を目指した。特に注目すべき点は、女性、若者と並んで障害者を明確に優先対象として位置づけ、54,600世帯への支援を通じて障害インクルーシブな農業開発を実現した点である。

このプロジェクトは、農民フィールドスクールを通じて、9,000人以上の農業従事者に、より良い農業実践と気候変動対応農業のアプローチを提供した。農民フィールドスクールの特徴は、障害者が単なる支援対象ではなく、地域農業システムの重要なリーダーとして位置づけられていることである。実際に、障害のある男性ファシリテーターが25名の畜産農家を指導し、自家製飼料生産や乳製品加工技術を教えて地域の生産性向上に貢献しており、これは包括的で持続可能な農村開発モデルの成功例といえる [17]。

4.7 栄養の改善分野における障害主流化に係る成果指標

障害主流化に係る取組によって期待される成果（変化）を測る指標（障害主流化指標）として、表4-7にライフコースを通じた栄養改善クラスターにおける指標案を示す。

表 4-7 ライフコースを通じた栄養改善クラスターの指標案

直接目標	指標	障害主流化指標の案
質の高い栄養サービスが提供できる栄養コア人材（栄養改善を推進する政策決定者・実務者）の育成	① 生体計測（体重・身長・血圧等）ができる医療従事者数・地域人材の数 ② 血液検査（貧血・血糖等）ができる医療従事者数 ③ 栄養カウンセリング・指導ができる医療従事者数 ④ 栄養教育・食育・給食等に携わる地域人材の数 ⑤ 栄養マルチセクター案件数 【毎年少なくとも1件の新規案件形成】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の種類別に配慮した栄養カウンセリング・指導技術に関する研修を受けた人材の割合 ・ 障害インクルーシブな栄養教育・食育・給食提供に関する研修実施回数と研修受講者数 ・ 障害インクルーシブな栄養改善コンポーネントを含む新規栄養マルチセクター案件の割合

出所： [18]を基に調査チーム作成

第5章 社会保障分野における障害主流化

5.1 ガイダンスノートが対象とする主な取組領域

社会保障分野におけるガイダンスノートは、社会保障・障害と開発分野の JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略、以下 JGA）に基づき、以下の3分野を主な取組領域とする。なお、3. 雇用・労働環境改善については、脆弱層を対象にした就労支援に焦点を当てることとし、障害に特化した障害者就労支援や労働環境改善は本ガイダンスノートの対象とはしない。

1. 社会保険制度構築：年金、雇用保険、労災保険等の社会保険制度
2. 社会福祉の推進：子ども、障害者、高齢者、生活困窮者等への社会福祉サービス
3. 雇用・労働環境改善

なお、医療保障（医療保険）については、「保健医療」分野ガイダンスノートで扱うこととする。

5.2 障害の視点から見る社会保障分野の基本的理解

5.2.1 インクルーシブな社会保障システム（Inclusive Social Protection Systems）

インクルーシブな社会保障システムとは、「ジェンダーに対応し、また社会的排除に起因する脆弱性を考慮した形で、ライフサイクルにわたり、包括的で適切、かつ持続的な社会保障をすべての人に対し提供するために関連する制度を組み合わせたもの」と定義されている [1]。持続可能な開発目標（SDGs）ゴール 1.3 に掲げられている「適切な社会保護制度及び対策の実施」に向け、開発途上国を含む各国と国際社会は、インクルーシブな社会保障システムの確立に取り組んでいる。

5.2.2 ライフサイクルアプローチ

国際労働機関（ILO）を中心に提唱されている社会保障におけるライフサイクルアプローチは、個人の一生を通じて必要な支援を提供するという考え方であり、障害主流化を検討する上でも重要である。出生から高齢期までのライフサイクルにおいて、障害者は様々なリスクに直面する。例えば、幼児や学齢期において障害のある子どもは、不就学、家族との分離、栄養不良等のリスクがある。成人期には労働市場に参入できず、障害関連費用を含む必要な生活費を確保できない状態に至りやすい。高齢期では、経済的困窮に加え、介護ニーズを支える家族の不在等のリスクが生じる。各国はこれらのリスクを考慮し、ライフサイクルにわたる社会保障システムを構築する必要がある。

5.2.3 障害インクルーシブな社会保障システム（Disability-inclusive Social Protection Systems）

長年にわたり、障害者を対象とした社会保障政策は、主に「貧困」「就労困難」「一人で生活ができないこと」といった側面に焦点を当て、所得保障や施設による保護を軸に展開されてきた。しかし、2006年に国連で採択された障害者権利条約（CRPD）は、こうした従来の考え方に大きな転換を促し

た。同条約は、障害者を受け身の保護対象としてではなく、社会の一員として積極的に参加し、貢献する権利を持つ存在として位置づけている。

この考え方は、2019年にILOと国際障害同盟（International Disability Alliance: IDA）等が発表した共同声明「障害者の完全かつ効果的な参加を支援する包括的な社会保障制度に向けて」にも明確に示されている（詳細は5.4.4を参照）。この声明は、社会保障制度は単に障害者を保護するための仕組みにとどまらず、障害者が社会の一員として主体的かつ意味のある形で参加し、完全に包摂されることを支える制度であるべきだと示している [2]。

日本においても、2003年の支援費制度導入により、行政がサービスを決定する措置制度から、本人の意思に基づきサービスを選択できる仕組みへと転換が図られた [3]。この改革は、障害者が自らの生活を主体的に設計し、地域社会で自立して暮らし、参加することを可能にする上で重要な一歩となった。

5.2.4 障害関連費用

障害関連費用は、障害者の社会保障を考える上で非常に重要である。障害関連費用は、障害者とその家族が日常生活を送るために必要な支援やサービスにかかる費用を指す。これらの費用を適切にカバーすることにより、障害者のエンパワメントと社会参加につながる [1]。障害関連費用の内容を表5-1に整理する。

表 5-1 障害関連費用

直接経費	<ul style="list-style-type: none"> 医療費、交通費（公共交通機関を利用しにくい）、障害児保育サービス、住宅費（バリアフリーな居住環境への転居、障害のある子どもの教育やリハビリテーションのための転居） 車いす、点字読書機器、リハビリテーション、人的支援（介助や手話通訳）を含む障害に特化した支出
間接経費	<ul style="list-style-type: none"> 教育や雇用へのアクセスにおける差別による低所得 無償のケアとサポートの提供による家族（特に女兒や女性）の機会費用（教育や就労の機会が制限され、社会的・経済的に直接的・永続的な影響を及ぼす）

出所： [1]を基に調査チーム作成

5.2.5 障害者に係る社会保障施策の体系

障害者に係る社会保障施策の体系を図5-1に示す。

障害者の社会保障施策は、大別して①現金給付、②現物給付、③関連施策との連携に分類され、その機能は所得保障、保健医療及び障害関連費用の補償、ならびに他のサービスへのアクセス改善に整理される。また、これらの施策は、一般的な社会保障施策と障害者に特化した施策で構成されている。なお、国際的には社会保障政策と雇用政策を統合的に推進するアプローチが主流となっており、本報告書においても社会保障政策の枠組みに脆弱層への就労支援を含めて整理している。

現金給付には、拋出型（社会保険方式）と非拋出型（税財源による給付）の制度があり、さらにライフサイクルに応じた多様な形態が展開されている。現物給付は、大きく「支援サービス」と「減免

措置」に分類される。支援サービスには、介助、手話通訳、移動支援、レスパイトサービスなどの地域生活支援に加え、医療費補助、早期介入、リハビリテーション、補助器具の提供といった保健医療サービスが含まれる。減免措置には、公共交通機関や公共料金の割引、税制上の控除、食料補助などが含まれる。

各国は、これらの給付や支援を戦略的に組み合わせることで、障害者一人ひとりの多様なニーズに応じた社会保障制度の構築を進めている。

種類	ライフサイクル			機能
	子ども	成人期	老年期	
現金給付	貧困手当、公共事業(cash for work)			所得保障
	児童／家族手当	失業手当、産休・育休手当 障害所得補償給付	高齢者手当	
	障害給付／追加給付／障害者控除等各種控除			保健医療／ 障害関連経費の補償
	介助者手当			
現物給付	支援サービス 地域生活支援(介助者、通訳者、カウンセリング、レスパイトケア) 保健医療(医療費補助、早期介入、リハビリテーション、補助器具)			保健医療／ 障害関連経費の補償
	減免措置 (交通費補助、光熱費補助、補助器具)			
関連施策	発達支援、子どもの保護、教育	経済的エンパワメントプログラム、職場復帰支援プログラム、女性のエンパワメントプログラムなど		他のサービスへのアクセス改善

出所：[1]を基に調査チーム作成

図 5-1 障害者に係る社会保障施策

5.3 障害の視点から見る社会保障分野の問題

5.3.1 ライフサイクルを通じて障害者が直面するリスク

障害者は、医療、教育、就労をはじめとする社会・経済のあらゆる側面において、制度的・物理的・情動的な障壁に直面しており、これらはしばしば複合的に作用する。また、健康の維持や日常生活の継続には、支援サービス、リハビリテーション、補装具・福祉機器の利用など、障害に起因する追加的な費用（障害関連費用）が必要となる。

こうした構造的な障壁と経済的負担の重なりにより、障害者とその家族は、貧困状態に至るリスクが高く、ライフサイクルを通じて多様かつ重層的な社会的・経済的リスクや脆弱性にさらされている。特に、ケアやサポートを担う家族（多くは女性や少女）に対しても、教育機会や就労機会の制限といった影響が及び、世帯全体の経済的不安定性を助長する要因となっている。障害者がライフサイクルを通じて直面する主なリスクを以下に整理する。

- 障害者とその家族は、障害のない人に比べ貧困率が高い。国連の「障害と開発レポート（2024）」によると、11 か国のデータであるが、障害のない人が国の貧困ライン以下で生活している割合は18%であるのに対し、障害者は20%であった。障害関連費用を加味すると、貧困状態にある障害者の割合はより大きいと言える。また、多次元貧困指数で見ると、33 か国の平均では、障害

のない人は60%であるのに対し、障害者は80%であった [4]。

- 障害のある子どもは、貧困や家族への支援が限定的であることなどにより、施設に入所する可能性が同年代の子どもと比較して最大で17倍高い。また、障害のある子どもは、障害のない子どもよりも、暴力を経験する可能性が約4倍高い [2]。
- 障害のある若者に関し、教育、就労、職業訓練のいずれにも参加していない若者（Not in Education, Employment, or Training: NEET）の割合は障害のない若者に比して約2倍となっている（障害のない若者：約25%、障害のある若者：約50%） [4]。また、成人期への移行に伴い、国や地域、家族からの支援が減少することで、貧困状態に至るリスクがさらに高まる。
- 障害者、特に障害のある女性は、雇用機会が限られており、正規雇用の可能性はさらに低い。2021年のデータによると、世界の就労年齢人口のうち雇用されている人口の割合は、障害のない人が56%であるのに対し、障害者は27%である [4]。就労の制限は、貧困や経済不安に直結する。
- 障害の割合は年齢とともに増加し、世界では60歳以上の高齢者の46%以上が障害を有する [5]。累積的な不利益による経済不安に加え、介助を含む支援ニーズの増大に応じた支援の確保が困難になる可能性が高まる。
- 紛争や災害を含む人道的危機において、障害者はより脆弱な状況に直面する。人道的危機下の障害者の死亡率は障害のない人に比して2~4倍高い [6]。
- 国連経済社会局（UN DESA）（2020）によると、障害のある女性は、障害のない男性と比較して、複数の側面において著しい不利益を被っている。例えば、医療ニーズが満たされていない可能性は約3倍、文字が読めない割合は約3倍高い。また、雇用されている割合及びインターネットの利用率は、それぞれ約2倍低い水準にとどまっている。さらに、障害のある女兒や女性は、社会的・経済的に孤立しやすく、こうした孤立はジェンダーに基づく暴力のリスクを高める要因となっている。実際、障害のない女性と比較して、性暴力の被害に遭うリスクが著しく高い状況にある [7]。

5.3.2 社会保障に関わる問題

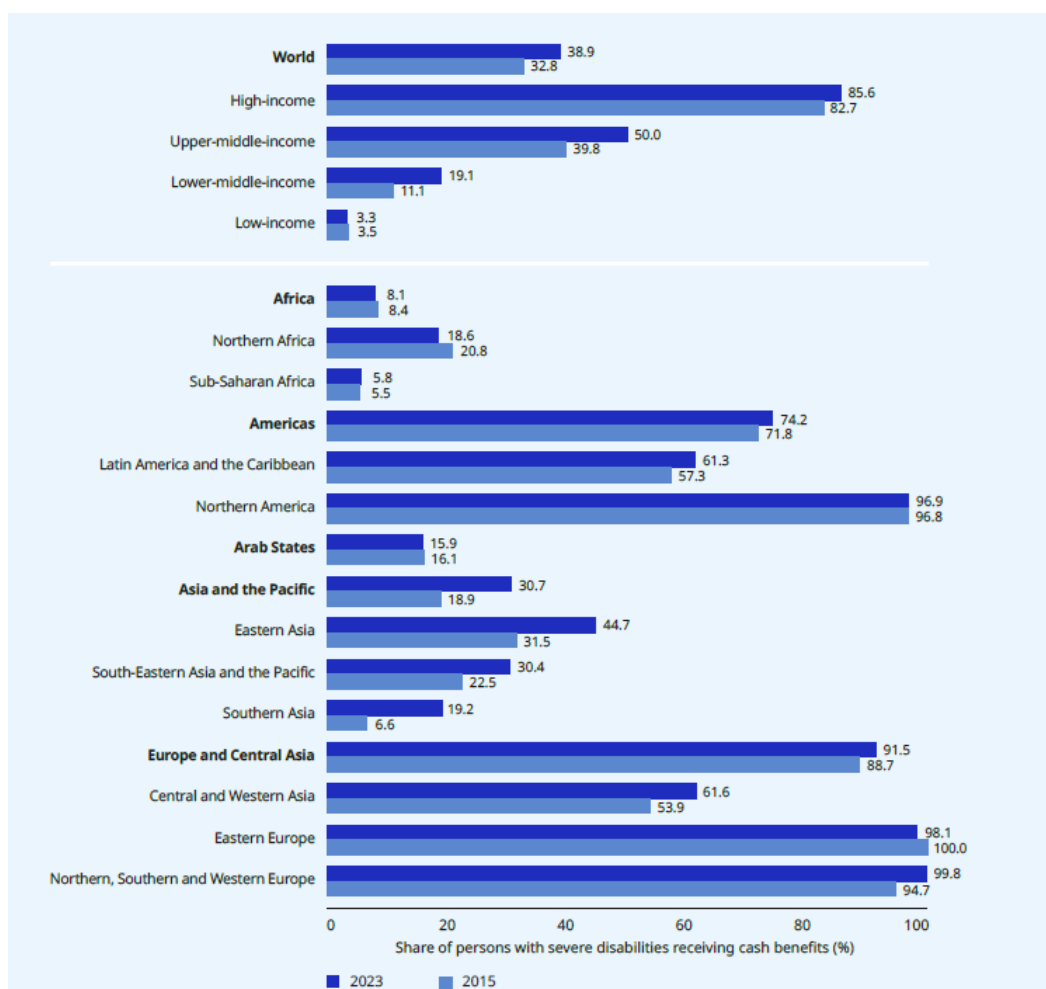
(1) 社会保障における障害者のカバレッジギャップ

図 5-2（次頁）に示すとおり、「World Social Protection Report 2024–2026」によると、世界全体で重度の障害者のうち現金給付を受給している者はわずか38.9%にとどまっている。所得水準別にみると、高所得国では85.6%と高いカバレッジを示す一方で、高中所得国では50.0%、低中所得国では19.1%、低所得国ではわずか3.3%に過ぎない。地域別にみても、アフリカ（8.1%）、アラブ諸国（15.9%）、南アジア（19.2%）と、特に開発途上地域においてカバレッジの低さが顕著である [8]。

¹ ILO の地域区分

このような状況は、貧困状態にある障害者が多く存在する開発途上国において、所得保障が十分に機能していない実態を浮き彫りにしている。障害者に対する現金給付のカバレッジが限定的である要因の一つとして、多くの国において障害給付が拠出型制度に依存している点が挙げられる。拠出型制度は、フォーマルセクターでの就労を通じて社会保険料を納付した者を対象とする仕組みである。そのため、障害のある子どもや無職の障害者、インフォーマルセクターで働く障害者が多い国々では、制度の対象から排除される人が多い構造となっている [1]。

2023年のデータによれば²、障害給付を無拠出型制度により提供している国は全体の36%にとどまる。さらに、無拠出型制度であっても、その多くは所得審査（ミーンズテスト）を条件としており、所得が一定水準を下回る者のみに限定されている。普遍的な障害給付制度を導入している国は依然として少数にとどまり、障害者の包括的な所得保障の実現には、制度設計の抜本的な見直しが求められている。



出所: p.146, [8]

図 5-2 重度障害者の現金給付受給者の割合（地域別、小地域別、所得水準別）（%）

² [ILO World Social Protection Data Dashboard](#) のデータを基に算出

(2) 障害者に対する社会保障の支援水準と内容の不十分さ

UN Flagship Report on Disability and Development (2024) は、ほとんどの低中所得国において、障害者に対する現金給付が所得保障の観点から不十分であることを指摘している [4]。さらに、給付の方式が拠出型か非拠出型かを問わず、多くの制度においては最低限の所得代替に重点が置かれており、障害関連費用は考慮されていない [1]。また、社会保障の給付額や受給資格を決定するための所得算定を世帯単位で行う仕組みには課題がある。世帯全体の所得が基準を満たしていても、障害者本人に収入があるか、また必要とする介助費や補装具、医療費などの障害関連費用に世帯内で資源配分がなされるかは別問題である。その結果、障害者が家族内で不利な立場に置かれることがある。

同様に、低中所得国では必要な物品や支援サービスの提供が著しく限定されている。たとえば、介助者や手話通訳といった支援制度は制度的に整備されていない場合が多く、介助や日常的なサポートは主に家族、特に女性や少女に依存しているのが実情である。また、支援機器（補装具・福祉器具）へのアクセスも深刻な課題である。世界全体でそれらを必要とする人々のうち、実際に利用できているのはわずか 5～15%にとどまるとされており、特に低中所得国においては、支援機器の入手や利用が極めて困難な状況にある [1] [2]。

(3) 社会保障システムの設計に関する問題

社会保障システムの制度設計に関し、以下の問題が指摘される [1]。

1) 「就労不能」に焦点を当てた制度設計

多くの国において、障害給付の受給要件として「就労不能」であることが制度上求められている。しかし、実際には就労している障害者も少なくなく、こうした障害者も依然として、支援技術の購入・維持費、専門的サービスの利用料など、障害関連費用を負担している。そのため、就労の有無にかかわらず、障害者を社会保障の対象とする包括的な制度設計が求められる。

現行の多くの社会保障制度では、こうした障害関連費用が考慮されておらず、就労している障害者が支援の対象から除外されるケースが少なくない。特に開発途上国においては、収入を得る上での複合的な障壁や、ライフサイクルを通じて発生する多様な障害関連費用が制度設計に十分に反映されていない現状がある。また、社会保障制度が「就労不能」にのみ焦点を当てている場合、就労を目指す障害者が直面する費用負担や、障害のある子どもや高齢者に対する支援ニーズが制度上見落とされる可能性が高い。このような制度設計は、障害者の社会参加や経済的自立を阻害する要因となり得る。

2) 医療モデルと慈善アプローチに基づく制度設計

障害者を「保護の対象」として捉える医療モデルや、慈善的な視点に基づくサービスモデルにおいては、支援の目的が自立の促進ではなく、依存を前提とした支援に偏る傾向がある。その結果、障害者が地域社会から隔離され、施設への収容が促進されるなど、本人の意思に基づく自立した生活の実現が制限される可能性が高まる。また、こうした制度的枠組みは、スティグマや差別の助長にもつな

がりかねない [1]。

日本においても、かつては障害福祉サービスの提供に「措置制度」が採用されており、行政がサービスの内容や提供先を決定していた。この制度は、障害者を保護の対象とみなす考え方に基づくものであり、本人の選択や意思決定を十分に尊重する仕組みとは言い難かった³。

2015年に発表された「障害者の権利に関する国連特別報告者報告書（A/70/297）」 [9]において、社会保障制度を従来の福祉的アプローチから、権利に基づくアプローチへと移行する必要性が明確に示された。この報告書は、障害者を受動的な保護の対象としてではなく、権利の主体として位置づける視点の重要性を強調しており、各国に対して、障害者の社会参加とインクルージョンを促進することを目的とした、包括的かつ包摂的な社会保障制度の構築を求めている。

3) 障害認定

障害認定（disability assessment）は、障害者が必要とする支援を特定し、対象者を適切に絞り込み、支援の優先順位を決定するための重要な手段である。しかし、多くの国においては、障害認定が依然として主に医師による医学的診断に依拠している⁴。このようなアプローチでは、実際の機能制限や社会参加への障壁、支援の必要性といった側面が十分に考慮されず、認定基準に該当しない人々が、実際には支援を必要としているにもかかわらず制度の対象外となってしまう問題がある。したがって、障害認定においては、機能障害に加え、社会的障壁や環境要因も合わせて考慮することが重要である。

また、医師による診断を支援の前提条件とする制度設計は、医療人材や医療施設が不足している開発途上国、特に農村部において、障害認定及び社会保障サービスへのアクセスを著しく制限する要因となっている。さらに、多くの国では、障害給付制度において所得審査と障害認定の双方を受給要件としており、これにより除外エラー（本来支援を受けるべき人が制度から排除される事態）のリスクが高まっている。その結果、支援を最も必要とする人々が制度そのものにアクセスできない状況が生じている。

5.4 社会保障分野における障害主流化の重要性

5.3.1で述べたように、障害者はライフサイクルを通じて多くのリスクに直面し、その頻度や影響の大きさは障害のない人々と比べ顕著である。こうした状況に対応するため、社会保障制度は、障害者の生活と権利を保護し、所得や機会の不平等を是正するとともに、社会参加とインクルージョンを促進する上で不可欠な役割を果たす。

すべての障害者が、人生のあらゆる段階で社会保障の恩恵を受けるためには、「障害主流化の取り組み」と「障害に特化した取り組み」の両方が必要である（ツイントラック・アプローチ）。これは、

³ 2000年の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法の改正により、「措置制度」から「契約制度」への移行が行われた。

⁴ 医学的に機能障害を扱うことを否定するものではない。

一般的な社会保障制度の中に障害の視点を組み込むと同時に、一般施策では対応しきれない障害特有のニーズに応えるために、専門的で個別性の高い支援策を整備することを意味している。

このような障害インクルーシブな社会保障制度の構築は、SDGs の関連目標の達成、障害者権利条約（CRPD）の履行義務の遂行、さらには JGA の実現に向けて極めて重要である。

5.4.1 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

障害インクルーシブな社会保障制度は、SDGs の達成に大きく貢献するものである。具体的には、貧困撲滅（ゴール1）、健康（ゴール3）、ジェンダー平等（ゴール5）、経済成長・雇用（ゴール8）、格差是正（ゴール10）の達成への貢献が挙げられる。

特に、ゴール1（貧困撲滅）のターゲット1.3では「各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する」ことが掲げられている。このターゲットに対応する指標1.3.1では、障害者が明確に言及されており、障害者を含むすべての人々が社会保障の恩恵を受けられることの重要性が強調されている。これは、社会保障制度が包括的であること、すなわち障害の有無にかかわらず、すべての人々が平等にアクセスできる制度設計が求められていることを意味している。

〔ターゲット1.3〕 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
〔指標1.3.1〕 社会保障制度によって保護されている人口の割合（性別、子ども、失業者、年配者、**障害者**、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別）

5.4.2 障害者権利条約（CRPD）の履行

障害者権利条約（CRPD）は、障害者の生涯を通じた社会参加とインクルージョンを実現する上で、社会保障制度が果たす重要な役割を明確に位置づけている。特に第28条「相当な生活水準及び社会的な保障」では、障害者が尊厳ある生活を営むために必要な社会保障及び生活基盤への平等なアクセスを、締約国の義務として明記している。同条文では、障害関連費用に対する支援と費用負担可能な支援サービスや補装具の提供が規定されている。

また、第19条「自立した生活及び地域社会への包容」では、障害者が地域社会の一員として自立した生活を送るために必要な住居や支援サービスの提供を、第20条「個人の移動を容易にすること」では、質の高い移動補助具や移動支援へのアクセスを費用負担可能な形で保障することを求めている。

障害者権利条約（CRPD）は、第28条を中心に、関連する諸条文が相互に関連しつつ社会保障分野における障害者の権利を包括的に規定している。締約国には、これらの権利に基づき、障害者の社会保障への平等なアクセスの確保と同時に、社会参加とインクルージョンを保障する包括的な社会保障施策の確立のための継続的かつ実効的な取組を講じることが求められている。

5.4.3 JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献

社会保障・障害と開発分野のJGAは、目標として「人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度の構築を支援し、高齢者、女性、子どもや障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現を推進する」と掲げており、社会保障を通じた障害者の社会包摂の実現を明示している。社会保障分野の国際協力事業における障害主流化の推進は、障害者の生活の保障と社会参加を進める上で不可欠であり、上記目標の達成に直接的に貢献するものである。

5.4.4 共同声明「障害者の完全かつ効果的な参加を支援する包括的な社会保障制度に向けて」（2019年）

2019年、ILOやIDA等の国際機関、二国間援助機関、障害当事者団体、NGOが協力し、共同声明「障害者の完全かつ効果的な参加を支援する包括的な社会保障制度に向けて」（Joint Statement: Towards inclusive social protection systems supporting full and effective participation and inclusion of persons with disabilities）が発表された。この共同声明には、JICAを含む20の組織が賛同を表明している（2019年時点）。同声明は、障害者が直面するリスク及び脆弱性を明確にするとともに、それらに対応する手段としての社会保障の重要性を強調している。さらに、障害者の完全かつ効果的な参加とインクルージョンを実現するためには、障害インクルーシブな社会保障制度の構築が不可欠であることを示し、そのために必要な制度改革の方向性を提言している [2]。

5.5 社会保障分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁

障害者の社会保障サービスへのアクセスや利用にかかる障壁を表5-2に整理する。

障害者は、社会保障サービスの提供プロセス全体において、多様かつ複合的な障壁に直面している。これらの障壁は、制度的、物理的、コミュニケーション、態度的といった複数の側面にわたり、相互に影響し合うことで、サービスへのアクセス及び利用を困難にしている。加えて、多くの社会保障制度が依然として障害の個人モデル（医療モデル）に基づいて設計されており、障害を個人の機能的な問題として捉える傾向が強い。このような制度設計は、障害者の自立や社会参加を支援する社会モデルへの転換を阻害する要因となっている。また、就労との両立が困難であるなど、制度そのものが障害者の社会的インクルージョンを妨げる構造的な障壁となっている場合も少なくない。

したがって、障害者の権利に基づく障害インクルーシブな社会保障制度の構築にあたっては、これらの複合的な障壁を体系的に把握し、制度設計・運用のあらゆる段階において排除のリスクを最小化する視点が重要である。

表 5-2 社会保障制度において障害者が直面する障壁

障壁	具体例
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 医療モデルに基づいた制度設計と障害認定：社会生活上に障害を有していても⁵社会保障サービスを受けることができない場合がある、また社会参加や生活上必要な支援が考慮されない • 就労不能を要件とする制度設計：就職活動や就労している場合、障害給付を受給することができず、障害関連費用を賄うことができない、また就労意欲や経済的自立を阻害する可能性がある • 障害関連費用を考慮しない制度設計：ミーンズテスト（資力調査）にあたり、障害者が日常生活や社会参加に要する追加的費用が考慮されないため、給付の対象から除外される • 国民 ID を持たない人を排除した制度設計：複合的な困難や差別を抱える立場にある人々は、出生時に戸籍や住民登録などの公式な記録に登録されていない場合があり、サービス受給資格を得られない • 障害別統計データの不備：障害者の人数や支援ニーズが把握されておらず、ニーズに応じた施策形成、必要なサービス整備、十分な予算確保が行われていない
物理的障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 手続きを行う行政機関へのアクセシビリティの欠如： <ul style="list-style-type: none"> - 行政機関までの距離が遠い - 行政窓口の施設がバリアフリーでない、障害者用のトイレがない - 行政機関へ赴くための費用（交通費、介助者、通訳者）や、同行する家族の機会費用がかかる - 同行する介助者の不在
情報面の障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 社会保障サービスに関する情報提供におけるアクセシビリティの欠如： <ul style="list-style-type: none"> - 多様な媒体・アクセシブルなフォーマットでの情報提供が行われていないため、受給資格のある制度について知らない - 複雑で理解しにくい内容 • 複雑で煩雑な申請手続き：申請方法が分からない、申請手続きの支援提供がない • 申請時の情報保障の未整備：手話通訳者、要約筆記者の不在
意識上の障壁 (否定的な態度・差別・無理解)	<ul style="list-style-type: none"> • 窓口の職員による偏見や差別的な態度：否定的・差別的な対応により必要な支援を受けることを諦める、職員の障害に対する無理解による誤った情報提供や手続きの遅延の発生 • 手続き時などにおける合理的配慮の欠如：行政官の無理解により、申請手続きやサービス提供場面において合理的配慮が提供されない（例：紫外線への抵抗力が弱いアルビニズムのある人が長時間屋外で待たされる）

出所： [1] [2] [10]等を基に調査チーム作成

また、社会保障分野の開発協力事業を実施する上でも、表 5-2 に示されたような障壁が存在することに十分留意する必要がある。これらの障壁により、障害者が事業活動やその成果にアクセスできず、結果として排除される状況が生じる可能性がある。具体的には、以下のような事例が挙げられる。

⁵ 国によっては、精神障害や難病などにより社会生活において支援が必要な状況があっても、障害として制度的に認定されず、障害者向けの社会保障サービスの対象とならない場合がある。

- 事業の設計や計画策定に関する関係者協議における、障害当事者（団体）参画の重要性が認識されていない⁶。
- 事業関係者による障害理解の不足により、就労支援プログラム等への参加が困難であると一方的に判断してしまう。
- 支援プログラムの対象者選定において、障害関連費用が考慮されず、障害者が対象外とされる。
- 事業活動や研修の参加募集案内がアクセシブルなフォーマットで提供されていないため、参加を希望し得る障害者に情報が届かない。
- 研修やセミナーの会場がアクセシブルでないため、障害者が参加を断念せざるを得ない状況が生じる。

このような排除の事例は、障害者が開発協力事業の恩恵を受ける機会を制限するだけでなく、事業の公平性や持続可能性にも影響を及ぼす可能性がある。そのため、事業の計画、実施、モニタリング、評価のすべての段階に障害の視点を取り込み、実践することが重要である。

5.6 社会保障分野における障害主流化に向けた対策と取組

5.6.1 障害インクルーシブな社会保障制度の重要な要素

ILO と国連児童基金（UNICEF）によるガイダンスノートである「Towards Inclusive Social Protection Systems: Enabling Participation and Inclusion of Persons With Disabilities（2024年）」は、共同声明（2019年）に基づき、障害インクルーシブな社会保障システムの重要な要素として、以下の4点を挙げている [1]。

(1) 参加とインクルージョンを支援するための多様な制度の組み合わせ

- 基本的な所得保障と障害関連費用の補償を提供する。
- 障害者の多様性とライフサイクルを通じて変化するニーズに対応するため、現金給付、現物給付、医療サービス、支援サービスを組み合わせる。
- 一般の社会保障施策における障害者のアクセシビリティの保障（障害主流化）と、一般の施策では満たされない障害に特化した施策の開発に両輪で取り組む（ツイントラック・アプローチ）。
- 支援へのアクセスと資源配分を最適化するためには、適切な障害認定とニーズ評価、ケースマネジメントが必要である。

⁶ 2025年の世界障害サミット報告書の中で、ケアエコノミーに関する政策協議において、これまでケアとサポートの提供者にのみ焦点が当てられ、支援を受ける側である障害当事者の意見が十分に反映されてこなかった点が問題として指摘されている。また、ケアとサポートを提供する立場にある障害者自身の声も、政策形成の過程から排除されてきた。結果として、障害者のニーズが適切に把握・反映されないことによる未充足ニーズの増加、ケアとサポートの質の低下、さらには障害者の権利が侵害されるリスクの高まりが懸念される [16]。

(2) アクセシビリティと無差別の確保

- ・ 障害者が他の人と平等に社会保障プログラムにアクセスするため、環境、コミュニケーション、情報、制度、態度の障壁を除去する。
- ・ 最も周縁化されたグループに積極的に働きかける。
- ・ 教育、保健、就労などの条件が給付に関連している場合、必要な調整を行う（例：子どもに教育を受けさせることが貧困手当の給付条件となっている場合、障害のある子どもの家庭が当該給付を受けることができない状況に直面する可能性がある）。

(3) 尊厳、自律、自己選択、人生に対するコントロール、プライバシーの尊重

- ・ 社会保障プログラムは、障害のある子どもや障害者、そしてその家族が直面する差別、偏見、疎外、排除、不平等を助長してはならない。
- ・ 例えば、施設入所を助長する支援、法的能力の否定や制限、特定の条件設定（給付を受けるために本人の意思に反した治療やプログラムへの参加を強制されるなど）、世帯単位の給付（障害者本人が受給し、管理できない）などが挙げられる。

(4) 障害当事者団体との意義ある協議

- ・ 社会保障システムの設計、実施、モニタリングにおいて、障害当事者団体と協議を行う。

5.6.2 障壁に対する取組事例

前項 5.5 で述べた障壁に対する取組例を表 5-3 に示す。

表 5-3 障壁に対する取組例

障壁	取組例
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度設計や見直しにおける障害当事者の参画 ・ 障害者のアクセシビリティの確保や、申請・手続きに必要な付加的費用のための予算配分 ・ 年齢、性別、社会経済指標で細分化した障害統計データの整備
物理的障壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の身近な場所で申請・手続きができるワンストップセンターの設置 ・ 申請・手続きのオンラインシステムの開発 ・ アウトリーチ・システムの開発（外出が困難な重度障害者等、状況に応じてアウトリーチによる情報提供、申請・手続きを可能にする） ・ 代理人による申請・手続きを可能とするような柔軟な制度設計 ・ 手続きを行う行政機関のバリアフリー化と障害配慮（1階に手続き窓口を開設するなど） ・ 申請・手続きに必要な付加的費用の補助 ・ 待ち時間や手続き時間の短縮
情報面の障壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセシブル・フォーマットによる情報提供（点字、音声読み上げ、字幕や手話通訳付き動画、イラストを用いた分かりやすい表現など） ・ 多様な手段による情報提供（書面、ウェブサイト、ラジオ、障害当事者団体等の市民団体を通じた情報提供、ソーシャルワーカーによるアウトリーチなど）

障壁	取組例
	<ul style="list-style-type: none"> 多様なフォーマットによる申請・手続きの対応 申請・手続きを行うための支援サービス（ボランティアを含む）の配置（同行援助、情報保障支援） 多様な手段による苦情申し立ての仕組みの確立
意識上の障壁（否定的な態度・差別・無理解）	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員に対する「障害と人権」に関する研修の実施（障害者の権利、インクルージョンの原則、無差別でアクセシブルなサービス提供の方法など） 業務マニュアルへの障害者のアクセシビリティ確保に関する内容の追加

出所：[1][2][10]等を基に調査チーム作成

5.6.3 他国際援助機関における取組事例

(1) IDPoor 質問票への障害項目の追加（カンボジア） [11][12][13]

カンボジア政府は、ドイツ国際協力公社（GIZ）の支援の下、貧困家庭の特定と社会保障サービスの提供を目的として、2007年に「IDPoor（National Identification of Poor Households Program）」を導入した。この制度は、全国規模で貧困層を体系的に把握し、医療、教育、現金給付などの支援を効果的に届けるための基盤となっている。

GIZの働きかけもあり、2022年には、IDPoorの審査手続き及び選定基準の見直しが行われ、障害に関する情報が新たに評価項目として追加された。これにより、障害児・者を世帯員に含む家庭は、生活上の制約や医療・介護にかかる追加的な支出が考慮され、貧困スコアが相対的に高く算出される仕組みとなっている。さらに、世帯の収入が貧困ラインをわずかに上回っている場合で、世帯員のうち少なくとも1名が中等度または重度の障害を有している場合には、貧困状態に至るリスクが高いと判断され、登録される。このような世帯に対しては、必要な時に適切な支援につなげるための仕組みが整備されており、社会的保護の網から漏れないよう配慮されている。

(2) 公共事業における障害者のインクルージョン（マラウイ） [11][14]

GIZの支援の下、2015年から2017年にかけて、マラウイにて障害者のインクルージョンを目的とした公共事業（Public Works Programme）のパイロット事業が実施された。本事業では、失業者や低所得者に一時的な就労機会を提供する公共事業への障害者の参加拡大が図られた。

実施主体である対象地区の評議会は、マラウイ障害者協議会と連携し、行政職員や地域組織を対象とした障害理解研修を実施した。研修では、障害者は「できない存在」ではなく、地域の発展に貢献する存在であることが強調された。また、障害当事者とその家族を対象とした啓発活動も行われ、地域全体の意識向上が図られた。さらに、地域レベルで活動する普及員（extension workers）のガイドラインには、障害インクルージョンに関する内容が組み込まれた。これらの取組により、障害者が公共事業に参加する際には、作業時間の短縮や、身体的状況に応じた代替作業の提供など、柔軟な対応がなされた。その結果、パイロット事業実施前には1%未満であった障害者の参加割合は、第3サイクルでは4.4%にまで向上した。

(3) 少女を対象とした社会保護プログラムにおける障害者のインクルージョン（ウガンダ） [1] [15]

「Girls Empowering Girls (GEG)」プログラムは、カンパラ首都庁が、UNICEF とベルギー政府の支援を受けて 2019 年に開始した、都市部に暮らす思春期の少女を対象とした社会的保護プログラムである。本プログラムは、少女たちが安全に成人へと移行し、自立と社会参加を実現できるよう支援することを目的としており、現金給付、ピア・メンタリング、福祉的支援へのリファーラルを組み合わせた統合的アプローチを採用している。

障害のある少女も平等に参加できるよう、様々な配慮が講じられている。現金給付においては、障害に伴う追加的な費用を考慮し、障害のある参加者に対して上乗せ給付が提供されている。また、障害の証明に必要な医療機関での診断書取得に関しては、プログラム側が予約支援や交通手段の提供を行うことで、手続きの負担軽減を図っている。ピア・メンタリングでは、グループ参加が困難な場合に個別対応を行うほか、手話通訳の提供などの合理的配慮がなされている。さらに、障害のある少女には、一般的な保健・教育・生活支援サービスに加えて、補助器具などの障害特化型サービスへのリファーラルも行われており、包括的な支援体制が整備されている。

5.7 社会保障分野における障害主流化に係る成果指標

共同声明（2019 年）の中で、障害インクルーシブな社会保障制度を評価する質問事項が整理されており、参考となる。

表 5-4 障害インクルーシブな社会保障制度の評価項目

実施レベル
<ul style="list-style-type: none">• 社会保障プログラム（サービス）の目的、設計、実施は、障害者のインクルージョンと参加を促進しているか。障害者の隔離や孤立を助長していないか。• プログラムは、障害者の多様性を十分に尊重し、障害者の尊厳、権利、可能性を促進する形で設計・広報・実施されているか。• プログラムは、障害者及びその中でも複数の障壁に直面しているサブグループ（女性、少数民族、先住民など）の選択、意思決定、自律性を促進するように設計・提供されているか。• プログラムの設計及び実施に、障害当事者団体は関与しているか。• プログラムに関する情報（資格要件、申請手続き、苦情や不服申し立ての方法など）は、すべての障害者にとって利用しやすい形で提供されているか。• 障害者のプログラムへのアクセスを妨げる物理的な障壁が存在しないか。• プログラムの職員は、サービス利用者である障害者に適切に対応し支援する準備ができていないか。• プログラムには、環境上の障壁により、障害者やその中の特定のグループ（女性、少数民族、先住民など）にとって遵守困難な要件が含まれていないか。• 児童手当は、子どもが家族とともに生活することを保障する目的で支給されているか。

- プログラムのモニタリング体制は、障害種別のデータを集計し、障害者及びその中のサブグループの参加とインクルージョンの程度を評価できるようになっているか。そのために、性別、経済状況、居住地（都市部・農村部など）といった追加的な要因に関するデータも収集されているか。
- 障害当事者団体は、プログラムのモニタリングに関与しているか。

システムレベル

- 社会保障制度や関連する戦略・計画の策定または改訂に向けた国家対話プロセスにおいて、障害のある女性を含む障害当事者団体との協議が想定されているか。
- 社会保障制度の国内モニタリング・プロセスに、障害当事者団体が関与しているか。
- 社会保障制度を管理する法的枠組みには、合理的配慮の提供義務及び障害に関連する要件への対応義務、ならびに障害を理由とする差別の禁止が含まれているか。
- 社会保障制度に割り当てられた資源は、現金給付と現物給付を組み合わせた制度及びプログラムを通じて、すべての障害者を十分に支援し得る水準となっているか。
- 社会保障のモニタリング・メカニズムは、異なる制度やプログラムからの障害関連データを統合し、障害者に提供される支援の妥当性及び有効性を評価できるようになっているか。

出所： [2]

第6章 運輸交通分野における障害主流化

6.1 ガイダンスノートが対象とする主な取組領域

運輸交通分野におけるガイダンスノートについては、運輸交通及び都市・地域開発分野の JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略、以下 JGA）に基づき、以下の4つの小分野を主な取組領域とする。

表 6-1 運輸交通分野のガイダンスノートが対象とする主な取組領域

取組領域	主な内容・活動
① グローバルネットワークの構築	空港の拡張/整備、交差点の改良（フライオーバー）
② 道路交通安全	交差点の改良（平面交差）、交通管制システムの導入
③ 都市公共交通推進	軌道系交通機関（都市鉄道）及びバス高速輸送システム（Bus Rapid Transit: BRT）の整備、都市鉄道・BRT・バス等の公共交通機関の運営組織の人材育成、公共交通機関の利用促進のためのモビリティマネジメント
④ 都市マネジメント・まちづくり	（公共交通を中心とした）都市開発/都市交通マスタープランの策定

出所： [1], [2]を基に調査チーム作成

6.2 障害の視点から見る運輸交通分野の基本的理解

まず本項において、障害の視点から見る運輸交通分野の基本事項を説明する。

6.2.1 障害の社会モデルの適用

運輸交通分野における障害者のアクセシビリティ（施設やサービス等の利用の容易さ）の確保においては、障害の社会モデルに対する理解が重要である。障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会や環境のあり方・仕組みといった社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるとする考え方を「障害の社会モデル」という [3]。例えば、車いす利用者が、車両や施設のユニバーサルデザインが未整備の公共交通機関を利用できないのは、障害者に機能障害があるからではなく、スロープやエレベーター等が整備されていないという社会的障壁によるものである。

公共交通事業者はすべての利用者に対して公平にサービス提供できるよう、社会的障壁をなくす努力が必要であり、そのためには物理的インフラ等のハード面の整備だけでなく、接遇等のソフト面も総合的に機能させて、より公平なサービス提供を目指す必要がある。また、障害を理由として乗車を拒否したり（利用拒否）、特定の時間帯しか乗車できないよう制限したり（制限）、障害者ではない者には貸さない条件を課したり（条件の賦課）することは「不当な差別的取扱い」であり、禁じられるべきである¹。

¹ 日本では障害者差別解消法によって、不当な差別的取扱いは法的に禁止されている。また、国土交通省は同省が所管する事業の事業者が差別の解消に向けた具体的取組を適切に行うにあたり、そうした取組の一般的な考え方を記載したものととして同法の規定にもとづき、「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 [34]」を公表するとともに、相談窓口の設置を義務化している。

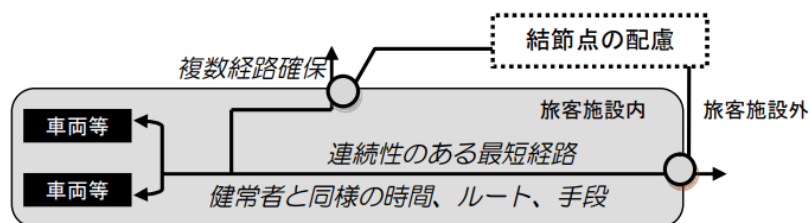
6.2.2 環境の整備と合理的配慮

先述の社会的障壁の除去にあたっては、「環境の整備」と「合理的配慮」が必要である。「環境の整備」とは、「企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、個別の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、不特定多数の障害者を主な対象として行う事前の改善措置のこと」 [4]、すなわちユニバーサルデザインを取り入れることである。「合理的配慮」とは、「障害者から社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの [4]」である。

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合は、その都度合理的配慮を提供するよりも、環境の整備を行うことが効果的であるとされている [4]。公共交通機関の整備においても、まずは環境の整備に取り組むことが不可欠である。その上で、障害者から合理的配慮の申出があった際には、障害者と事業者が建設的対話を重ね、解決策を検討していくことが重要である。

6.2.3 自立的な移動環境の構築

環境の整備の際には、障害者が可能な限り単独で、障害のない人と同様の時間・ルート・手段によって移動できるようにすることが求められる。そのためには、旅客施設及び車両等において、連続性のある移動動線を可能な限り最短経路で確保（移動円滑化）するとともに、その他の交通機関との結節点の移動動線の最適化を図ることで、自立的な移動環境を構築することが重要である [3]。移動円滑化のイメージを図 6-1 に示す。



出所： [3]

図 6-1 移動円滑化の基本イメージ

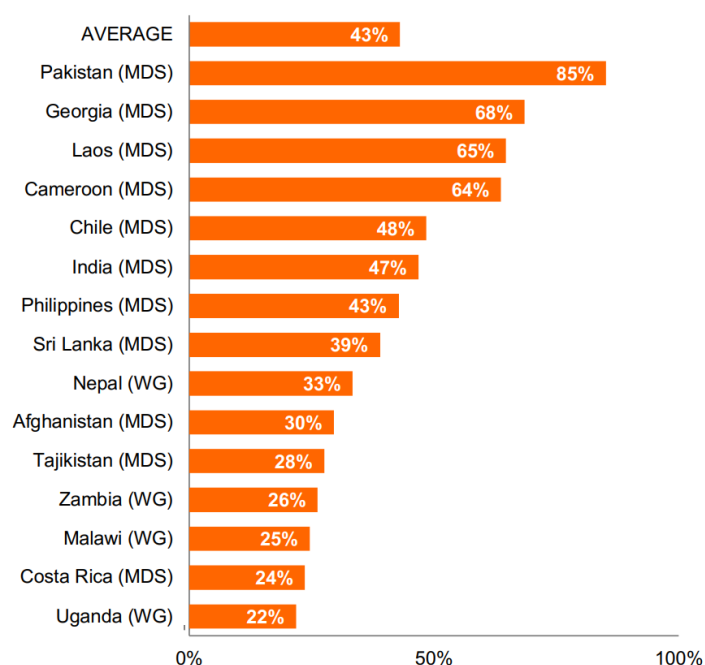
6.2.4 運輸交通分野での障害者のアクセシビリティ

障害者権利条約（CRPD）は、障害者が尊厳ある生活を営むために必要な道路や輸送機関及び関連する施設・サービスへの平等なアクセスの確保を、締結国に対して求めている（詳細は 6.4.2 を参照） [5]。

しかしながら現状では、障害者は移動に関する問題に多く直面し、障害のない者と比較すると移動頻度が少なく、一部の研究によれば、障害者は障害のない人と比べて移動頻度が 10～30%少ないとされている [6]。障害者の交通アクセシビリティの欠如は、障害者に経済的・社会的な損失をもたらす。経済的な損失としては、通勤が難しいために雇用機会が制限され、結果として障害者の労働所得が上

がないケースがある一方で、社会的な損失としては、通学が難しいために障害のある子どもの教育の機会が限定されることや、病院への移動が難しいために適切な医療を受ける機会が限られてしまうこと等が挙げられる。加えて、知人や地域コミュニティとの交流機会の減少といった損失もある。このようなアクセシビリティの制約による経済的・社会的な機会からの排除は、開発途上国において障害者が貧困状態から抜け出すことを妨げる要因となっている [7]。

世界保健機関（WHO）の推計によると、全世界の障害者のうち約80%が低中所得国に居住している [8]が、これらの国において障害者の交通手段のアクセシビリティは必ずしも十分ではない。また、WHO等のデータによれば（図 6-2）、開発途上国 15 か国において、交通アクセシビリティが不足していると考える障害者の割合は平均 43%に上る。特に、パキスタン（85%）やジョージア（68%）、ラオス（65%）、カメルーン（64%）といった国において高い割合となっている [9]。



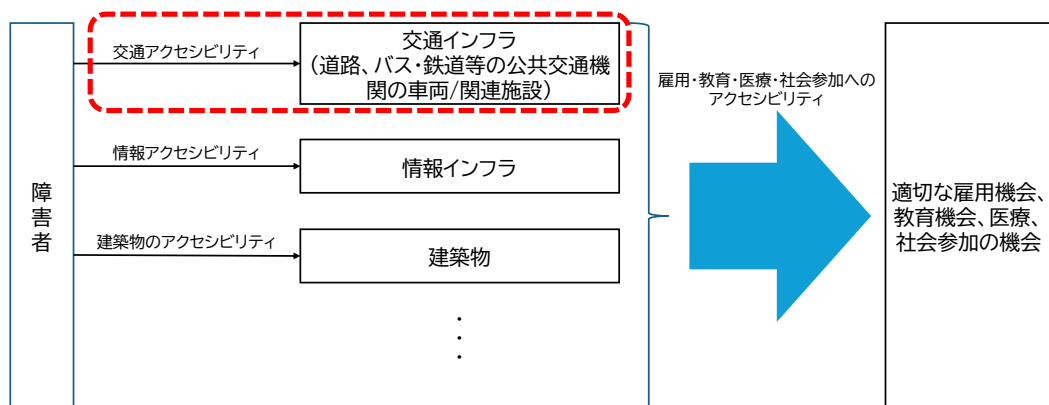
注：(MDS) は Model Disability Survey に基づき作成されたデータを示すものである。

(WG) は Washington Group Short Set of Questions に基づき作成されたデータを示すものである。

出所： [9]

図 6-2 交通アクセシビリティが不足していると考える障害者の割合（2021年/データの最新年）

以上を踏まえると、開発途上国における障害者の貧困状態の改善に向けては、雇用、教育、医療、趣味や余暇活動といった機会へのアクセシビリティを保障することが重要であり、そのためには、交通インフラに対する障害者の交通アクセシビリティの確保が不可欠である。雇用・教育・医療・社会参加等の機会へのアクセシビリティと交通アクセシビリティの関係性を図 6-3 に示す。



出所：調査チーム作成

図 6-3 雇用・教育・医療・社会参加へのアクセシビリティと交通アクセシビリティの関係性

6.3 障害の視点から見る運輸交通分野の問題

運輸交通分野を障害の視点からみた場合、主に以下の3つの問題がある。

6.3.1 交通手段のアクセシビリティに関する法律や基準、指針の未整備

開発途上国の多くは交通手段のアクセシビリティの確保について規定した障害者権利条約（CRPD）に批准しており、アクセシビリティを確保するためのユニバーサルデザインを推進することが求められている。ユニバーサルデザインの推進にあたっては、国家レベルでの交通手段のアクセシビリティに関する法律や基準、指針の策定が有効であるが、そうした法律や基準等が策定されていない国も存在する。多くの国や地域においては、政策や計画を実行するにあたっての明確な基準や専門的な知識を持った人材、資金等が不足しているために、それらの政策や計画の多くが実現できていない。

国連経済社会局（UN DESA）は、アジア・太平洋諸国の11か国において、バスのアクセシビリティに関する各種項目について、法的要件が存在する国の割合を整理している（表 6-2）。これによると、「移動用補助機器を使用する人のための十分に広い乗降ドア（89%）」、「視覚障害者を誘導するための誘導用ブロックや地表指標（88%）」、「物理的にアクセシブルでバリアフリーなバス停（78%）」等の項目については多くの国々において法的要件が存在している。一方で、「公共交通機関の障害者による円滑で安全な利用のための標準操作手順（56%）」、「字幕等の公共交通機関に関するアクセシブルなオンライン情報（63%）」等の一部の項目については半数近くの国で法的要件が存在していない [9]。ブラジル、コロンビア、ペルー等の多くのラテンアメリカ諸国では、長年、NGO や政府機関が非公式に策定した障害者の交通手段のアクセシビリティに関するガイドラインが公共交通機関に関連する施設や車両の仕様を計画・設計する際に参照されていたが、現在では国家的な法律において規定されている [7]。

表 6-2 アジア・太平洋諸国のうちの 11 か国においてバスシステムのアクセシビリティに関する法的要件が存在する国の割合（2022 年）

バスシステムのアクセシビリティに関する法的要件	割合
移動用補助機器を使用する人のための十分に広い乗降ドア	89%
視覚障害者を誘導するための誘導用ブロックや地表指標	88%
物理的にアクセシブルでバリアフリーなバス停	78%
補助移動装置の利用者が車両に乗車するための段差解消設備またはスロープ等の乗車装置を搭載したバス車両	78%
（中略）	
公式の公共交通ポータル上でアクセシブルな形式で説明された駅や車両のアクセシビリティ機能	63%
アクセシビリティサービスに関する利用者フィードバックの仕組みと、安全性及びアクセシビリティの問題に関するクレーム処理の手順	63%
字幕等の公共交通機関に関するアクセシブルなオンライン情報	63%
公共交通機関の障害者による円滑で安全な利用のための標準操作手順	56%

出所：[9]を基に調査チーム作成

6.3.2 政策や計画の策定段階における障害者の参画の不足

国連経済社会理事会（United Nations Economic and Social Council: ECOSOC）は、2020年にバンコクで開催された国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の運輸委員会（テーマ「交通分野における横断的課題 安全で包括的な交通と移動」）において、障害者の移動に係るニーズは交通政策及び都市計画政策の策定初期段階から考慮する必要があると指摘した [10]。国際公共交通連合（Union Internationale des Transports Publics）は、英国の地方自治体の交通計画をレビューした結果として、政策や計画を策定する際に障害者との協議を通じたニーズ把握が十分に行われていない場合には、アクセシブルな交通に関する政策や計画の質が一般的に低くなっている、と指摘している [11]。このように、政策や計画段階において、障害当事者団体との意見交換等を通じて障害者のニーズや意見を把握する機会を設けなかった場合、障害者のアクセシビリティを考慮した交通関連施設や車両の整備が実施されない、実施されたとしても障害者の実際のニーズに応えることができないといった問題が生じる。また、アクセシブルな交通を提供するためのコストは、施設や設備を新設する際に導入する場合と比較して、既存の施設や設備に追加導入する方が高額な費用がかかることから、障害者のアクセシビリティについてはプロジェクトの計画段階から検討する必要がある² [12]。

6.3.3 公共交通機関の職員や他の利用者の障害理解の不足

障害者がバスや鉄道等の公共交通機関を利用するかどうかを検討する際に、車両や関連施設（駅、バス停等）がバリアフリーであるかという点に加え、公共交通機関のスタッフや他の利用者の障害者に対する態度や認識も重要な検討要素となる。スタッフや他の利用者が障害者に対して否定的な態度をとった場合には、障害者は公共交通機関を利用することを避けるようになる。変革的都市モビリティイニシアチブ（Transformative Urban Mobility Initiative）は、世界中の障害者が公共交通機関を利用す

² 障害者のニーズ・意見を把握する際は、物理的な障壁、情報・コミュニケーション面の障壁等、多様な障壁について把握する必要があるため、複数の障害種別の障害当事者（団体）と意見交換をすることが必要である。

る際に日常的に差別を経験しており、また、地域社会が障害者の移動ニーズに対してほとんど注意を払っていないことが障害者の自信に悪影響を与え、外出する意欲を妨げていると指摘している [13]。

車両や関連施設のバリアフリー化が不十分な開発途上国であっても、周囲の人々が積極的に障害者を支援することで障害者は公共交通機関の利用に障壁を感じにくくなる。一方で、車両や関連施設のバリアフリー化が進んでいるヨーロッパでは、多くの障害者が車両に乗り込むのに時間を要するため、他の利用者に迷惑をかけているように感じ、公共交通機関の利用を避けているとの報告もある [14]。

以上から、障害者の交通手段へのアクセシビリティの向上に向けては、公共交通機関や道路等の交通インフラの計画・設計・整備・運営にかかわるすべての関係者及びそれらの利用者である一般市民に対して、障害者の移動に対する理解を深めるために、研修や啓発活動を推進していくことが必要である。

6.4 運輸交通分野における障害主流化の重要性

先述のとおり、障害者の社会サービス（医療、教育等）へのアクセスや社会参加を保障するためには、交通アクセシビリティの確保が必要不可欠な役割を果たす。

障害者が利用しやすい運輸交通の整備は、持続可能な開発目標（SDGs）の関連目標の達成、障害者権利条約（CRPD）の履行義務の遂行、さらには JGA の実現に向けて極めて重要である。

6.4.1 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

SDGs において運輸交通に特化したゴールは設定されていないものの、障害者が利用しやすい運輸交通を整備することにより、以下のゴールの達成に貢献することができる。

ゴール 1（貧困撲滅）、ゴール 2（飢餓・栄養）、ゴール 3（健康）、ゴール 4（教育）、
ゴール 8（経済成長・雇用）、ゴール 9（インフラ・産業）、ゴール 10（格差是正）、
ゴール 11（都市）

特に、ゴール 11（都市）のターゲット 11.2 では、「2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する」ことが掲げられている。このターゲットに対応する指標 11.2.1 では、障害者が明確に言及されており、障害者を含むすべての人々が公共交通機関に容易にアクセスできることの重要性が強調されている。

【ターゲット11.2】 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、**障害者**及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

【指標11.2.1】 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合（性別、年齢、**障害者別**）

6.4.2 障害者権利条約（CRPD）の履行

障害者権利条約（CRPD）では、第9条「施設及びサービス等の利用の容易さ」において、障害者が尊厳ある生活を営むために必要な道路や輸送機関及び関連する施設・サービスへの平等なアクセスを、締約国の義務として明記している。具体的に、障害者権利条約（CRPD）の第9条において締約国に求める運輸交通に関する主な規定は以下のとおりである [5]。

- 障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、都市と農村の双方において、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）等を利用する機会を確保するための適当な措置をとること
- 利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること
- 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること
- 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること

6.4.3 JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献

運輸交通分野のJGAは、目標として「モーダルシフト施策等の推進を通じて運輸交通分野における低・脱炭素化を進めつつ、国内及びグローバルにひろがる運輸インフラの整備や持続可能な維持管理、安全の確保に取り組むことにより、すべての人が安全で自由に移動できるようになり、必要なモノがあまねく世界にいきわたる社会を目指す。[1]」と掲げている。開発途上国において、人やモノの移動を支える運輸交通は、女性や障害者等の雇用機会の増大や教育及び医療アクセスの向上に寄与し、ひいては経済成長や貧困削減にも貢献する、経済的・社会的に不可欠な社会基盤である。そのため、運輸交通分野の国際協力事業において障害主流化の取組を進めることは、上記目標の達成にあたり重要である。

6.4.4 質の高いインフラ投資に関するG20原則

2019年6月の大阪サミットにおいて「質の高いインフラ投資に関するG20原則 [15]」が承認された。「質の高いインフラ」とは自然災害などに対する「強靱性」、誰ひとり取り残されない「包摂性」、社会や環境への影響にも配慮した「持続可能性」を有するインフラを指す。G20原則の原則1（持続可能な成長と開発へのインパクトの最大化）及び原則5（社会への配慮（利用の開放性を含む））にて、運輸交通分野における障害者のアクセシビリティの確保や包摂が言及されている。原則1.2は、「インフラの設備やサービスは持続可能な開発を中核に据えるべきであり、また、あらゆる人々にとってアクセス可能で有益である必要がある」ことを示しており、障害者を含むあらゆる人々のインフ

ラ（運輸交通インフラを含む）へのアクセシビリティの確保を規定している。また、原則 5.2 では、「インフラの設計、提供、管理に際しては、あらゆる人々、特に、女性や子供、移転を強いられるコミュニティや個人、障がい者、原住民や貧困層、社会の周縁に追いやられた人々など、とりわけ脆弱な状況にある人々の人権やニーズを尊重すべき」とされており、インフラ（運輸交通インフラ含む）の設計・運営・維持管理の段階でも障害者のニーズを反映、尊重することの重要性について言及している。

- 〔原則1〕 持続可能な成長と開発へのインパクトの最大化
- 〔原則1.2〕 インフラの設備やサービスは持続可能な開発を中核に据えるべきであり、また、あらゆる人々にとってアクセス可能で有益である必要がある。
- 〔原則5〕 社会への配慮（利用の開放性を含む）
- 〔原則5.2〕 インフラの設計、提供、管理に際しては、あらゆる人々、特に、女性や子供、移転を強いられるコミュニティや個人、**障がい者**、原住民や貧困層、社会の周縁に追いやられた人々など、とりわけ脆弱な状況にある人々の人権やニーズを尊重すべきである。

6.5 運輸交通分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁

運輸交通分野において、障害者が直面する主な障壁を表 6-3 に整理する。障害インクルーシブな運輸交通の構築に向けては、これら障害者が直面する多層的な障壁に対応するため、運輸交通に係る政策・計画の策定段階及び運輸交通インフラの設計・施工・運営/維持管理の各段階で障害の視点を組み込むことが重要である。

表 6-3 運輸交通分野において障害者が直面する障壁

障壁の種類	具体的な障壁の例
制度面の障壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセシビリティ基準が未策定である、または策定されていても実践に乏しいため、道路や公共交通機関のユニバーサルデザインが進まない。 ・ 政策や計画の策定段階での障害当事者の参加が限定的であり、運輸交通に係る政策や法制度、計画に障害者のニーズが十分に把握されていない。 ・ 差別的取り扱いを禁止する法律や指針及び相談、解決の仕組みがないために、差別的な扱いを受けた際に障害者個人では解決できない。
物理的な障壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザインが進んでいない公共交通機関の車両や関連施設があるために、公共交通機関の利用が困難である。（例：駅のホームに傾斜があったり、転落防止柵が設置されていないために、安心して鉄道を利用することが難しい。） ・ 道路のユニバーサルデザインが進んでおらず、歩道の利用や交差点の横断に難しさを感じる。（例：障害者によっては、横断歩道や歩行者用信号が設置されていないと、道路を横断する場所の判断が難しく、ストレスにもなる。）

障壁の種類	具体的な障壁の例
情報面の障壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報アクセシビリティが考慮されていないために、ウェブサイトや視覚表示装置、音声案内設備等の各種情報提供設備の整備が不十分で、公共交通機関に関する情報を得ることができない。（例：障害によっては、駅改札に駅員の代わりに設置されているインターホンではコミュニケーションをとることが難しい、タッチパネルによる予約は難しい等。）
意識上の障壁 (否定的な態度・差別・無理解)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の職員や他の利用者による障害者への偏見や差別的な態度/対応のために、障害者が公共交通機関の利用を避けたり、躊躇したりする。

出所： [16]及び障害当事者団体へのヒアリングを基に調査チーム作成

6.6 運輸交通分野における障害主流化に向けた対策と取組

6.6.1 課題に対する日本の対応状況

(1) 交通アクセシビリティに関する法律や基準、指針の整備

日本国内においては、障害者の交通アクセシビリティに関して、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進する法律として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が2006年に制定された。このバリアフリー法に基づいて、高齢者、障害者等の移動または施設の利用に係る負担軽減を通じて、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上させることに関する基本方針「移動等円滑化の促進に関する基本方針 [17]」が2011年に国土交通省、国家公安委員会、総務省及び文部科学省によって告示されている。

また、道路分野ではバリアフリー法に基づき、特定道路や旅客特定車両停留施設の新設や改築の場合には適合義務が課され、その他の道路においては努力義務となる「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準） [18]」が規定され、横断歩道の勾配や縁石の高さ等の基準を示している。加えて、道路管理者が道路施設等を新設、改築及び管理する際に、高齢者、障害者等をはじめとした全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間のあり方を検討する際に参考となる「道路の移動等円滑化に関するガイドライン [19]」が作成されている。

公共交通機関に関しては、公共交通事業者等が旅客施設及び車両等を新たに整備・導入等する際や、旅客施設及び車両等を使用して役務の提供をする際に義務基準として遵守しなければならない内容を示した「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（公共交通移動等円滑化基準） [20]」が規定されている。また、公共交通事業者等が、旅客施設及び車両等を新たに整備・導入等する際や、旅客施設及び車両等を使用して役務の提供をする際に、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の

ニーズに応えるための整備のあり方を検討する際に参考となる「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン）[3]」が作成されている。

※国際協力事業への応用アイデア

- 技術協カプロジェクトにおける運輸・交通分野のユニバーサルデザインに係る基準、指針、ガイドライン等の策定支援（例：都市交通マスタープラン策定や都市交通マネジメントに係る技術協カプロジェクト）

(2) 政策や計画の策定段階における障害者の参画

日本国内において、運輸交通分野に係る政策や計画の策定段階で障害者の参画が行われている事例を以下に整理する。

1) 道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会

「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の策定にあたり、国土交通省は関係省庁や学識者に加え、各障害者団体の代表等を委員とする「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会 [21]」を設置し、2020～2023 年度には6回の懇談会を実施した。

2) 成田空港ユニバーサルデザイン（Universal Design: UD）推進委員会

成田国際空港株式会社は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、学識者、空港関係者、各障害者団体の代表者等で構成されるUD推進委員会を2017年に設立し、UD推進のための指針となる「成田空港UD基本計画」を2018年に策定した。このUD基本計画に基づき、障害当事者の参加により様々な施策を具体化し、事後評価とそれを踏まえた改善までを実施している [22]。



出所： [22]

図 6-4 成田空港におけるUD推進の各フェーズへの障害当事者参加

3) 新幹線のバリアフリー対策検討会

国土交通省は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、新幹線のバリアフリー対策を抜本的に見直し、高速鉄道のバリアフリー環境を改善することを目的として、2019年に「新幹線のバリアフリー対策検討会」を設置した。検討会には、国土交通省の関係部局や新幹線の運行に関連するJR各社に加え、DPI日本会議や日本身体障害者団体連合会などの障害当事者団体の代表者が構成員として参画し、検討の初期段階から障害当事者の意見が積極的に取り入れられた。最終的に、4回のソフト・ハードWG（ワーキンググループ）と2回の新幹線車内の車いす用フリースペースに関する実証実験を経て、2020年10月の「車いす用フリースペース」の導入に向けた移動等円滑化基準等の改正に繋がった（2021年7月1日施行）[23]。³

4) 別府港UDターミナル推進協議会

株式会社商船三井は、大阪－別府間航路の新造船及び別府港新フェリーターミナルの新設にあたり、2021年に「別府港UDターミナル推進協議会」を設立し、計画段階から障害当事者団体等へヒアリングを行い、新造船（さんふらわあ くない / さんふらわあ むらさき）と新フェリーターミナル（別府国際観光港旅客ターミナル さんふらわあターミナル）の設計に反映した[24]。

※国際協力事業への応用アイデア

- 技術協力プロジェクトにおける、運輸交通分野に係る政策・計画策定支援時のワーキンググループやJCCへの障害当事者団体の参画や障害当事者団体へのヒアリングの実施（例：都市交通マスタープラン策定や都市交通マネジメントに係る技術協力プロジェクト）
- 運輸交通分野の無償資金協力/有償資金協力事業の事業計画策定時（準備調査）における障害当事者団体へのヒアリングの実施（例：都市鉄道や空港整備・拡張に係る無償資金協力/有償資金協力事業）

(3) 公共交通機関の職員や他の利用者の障害理解の促進

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえ、高齢者や障害者等が安心して公共交通を利用できるよう、交通事業者による接遇の質を統一・向上させるために、国土交通省は2018年に「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン [25]」を策定した。このガイドラインは交通事業者各社が自社の接遇マニュアルを作成・改定する際の指針として活用されている。加えて、このガイドラインの内容を業界単位で展開し、交通事業者による実施を促進するとともに、交通事業者が行う研修への障害当事者の参加を促すため、座学及び実習のカリキュラム・研修教材として「接遇研修モデルプログラム [26]」が作成された。このモデルプログラムは、鉄軌道編、バス編、タクシー編、旅客船編、航空編の5つの交通手段に対応している。

³ 新幹線のバリアフリー化に向けた障害当事者の参画については、JICA作成の以下の動画「インクルーシブな社会を目指して ～障害者運動から見た日本の物理的バリアフリーと街づくり～」で取り上げられている。
<https://www.youtube.com/watch?v=Hbbtifayv9o>

また、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、鉄道・バス事業者を対象に、接遇ガイドラインに準拠した高齢者や障害者への接遇・介助の基本を習得する研修プログラム（交通サポートマネージャー研修）を実施している [27]。研修には障害当事者が講師として参加し、座学、実技、グループワークを通じて、単なるノウハウの習得ではなく、障害への理解、コミュニケーションの取り方、ニーズに対する気づきの感覚を磨くことが重視されている（京都市交通局や神戸市交通局では同研修が職員研修の一環として位置づけられている）。



出所：[27]

図 6-5 障害当事者との意見交換
（交通サポートマネージャー研修）



出所：[27]

図 6-6 視覚障害者の接遇・介助方法の習得・
実技演習（交通サポートマネージャー研修）

また、市町村が作成する計画（バリアフリー基本構想）に基づき、一般の利用者の障害理解の促進を目的として、市町村や施設設置管理者が「教育啓発特定事業」を実施している。同事業の具体的な取組として、市町村が小中学校等と連携し、児童生徒等を対象として行う交通バリアフリー教室が挙げられる。同教室では、高齢者や障害者が公共交通機関を利用する際の疑似体験を児童生徒ができるようになっている。

【当日のタイムスケジュールの事例（複数のテーマを並行して実施した事例）】		
時間	4年1組 2.5名	4年2組 2.5名
9:30 ↓ 9:45	開 会 オリエンテーション （@体育館）	
9:45 ↓ 9:55	インターバル（休憩、会場の移動等）	
9:55 ↓ 10:15	バスの乗り方教室 （@駐車場）	車椅子利用体験 （@体育館）
10:15 ↓ 10:35	バス乗降体験 （@駐車場）	視覚障がい疑似体験 （@体育館）
10:35 ↓ 10:55	インターバル（休憩、会場の移動等）	
10:55 ↓ 11:15	車椅子利用体験 （@体育館）	バスの乗り方教室 （@駐車場）
11:15 ↓ 11:35	視覚障がい疑似体験 （@体育館）	バス乗降体験 （@駐車場）
11:35 ↓ 11:45	インターバル（休憩、会場の移動等）	
11:45 ↓ 12:00	ま と め 閉 会 （@体育館）	

出所：[28]

図 6-7 小学生を対象とした交通バリアフリー
教室のタイムスケジュール事例



出所：[29]

図 6-8 小学生を対象とした交通バリアフリー教室
の様子（車いす介助体験）

※国際協力事業への応用アイデア

- 技術協力プロジェクトにおける、公共交通機関の職員向けの接遇ガイドラインの策定支援及び公共交通機関の職員や小中学校の児童・生徒等の一般市民を対象とした交通バリアフリー教育の実施（例：バスや鉄道等の公共交通機関の運営・維持管理に係る技術協力プロジェクト）

6.6.2 他国際援助機関における取組事例

(1) 交通アクセシビリティに関する法律や基準、指針の整備

世界銀行は、運輸交通分野において、障害者を含む移動に制約のある人々のアクセシビリティ改善を目的とするプロジェクトの設計及び実施に関する実践的ガイダンスとして「Improving Accessibility to Transport for People with Limited Mobility (PLM); A Practical Guidance Note [7]」を作成している。このガイダンスは、主に以下の内容で構成されている。

- アクセシビリティに関する施策
- アクセシビリティの特徴
- アクセシビリティに関連する規制及び制度的枠組み
- アクセシビリティ改善のための資金源
- 運用ロードマップ

(2) 政策や計画の策定段階における障害者の参画

アジア開発銀行（ADB）とフランス開発機構の協調融資によって実施された「Peshawar Sustainable Bus Rapid Transit Corridor Project」では、プロジェクトの計画・実施・運営の各段階において、障害者や女性を含む様々な属性の市民が参加する手法を導入した。例えば、プロジェクトの計画段階で包括的な調査を行い、プロジェクトの利害関係者を特定し、特定した利害関係者と調整を行うための利害関係者マップを作成した上で、ワークショップ、公聴会、インタビュー、ソーシャルメディアやモバイルアプリを通じたユーザーフィードバック等を行った。特に地域の障害当事者団体と密接に協力し、整備する BRT に関連する施設や車両のアクセシビリティの確保を図った。



出所：[30]

図 6-9 Peshawar Sustainable Bus Rapid Transit Corridor Project で整備された BRT 駅



出所：[31]

図 6-10 BRT 車内の車いすスペース

(3) 公共交通機関の職員やほかの利用者の障害者理解の促進

世界銀行は、バス運転手などの公共交通機関の職員が、障害者や高齢者を含むすべての乗客に対して安全でアクセシブルなサービスを提供するための研修ツール、「Transit Access Training Toolkit[32]」を 2009 年に作成している。同ツールキットの構成は以下のとおりである。

- より良いサービス提供に向けた公共交通機関の運転手と職員の動機付けのための実践手法
- 公共交通機関の運転手と職員のためのポケットサイズのモデルガイド
- 公共交通機関の運転手と職員に対して安全でアクセシブルなサービス提供を促すポスター
- 公共交通機関の職員と地域社会全体に向けた公共広告モデル
- 公共交通機関の運転手と職員に対する障害啓発イベントの準備方法
- より包括的な研修のためのリソース

6.7 運輸交通分野における障害主流化に係る成果指標

アジア太平洋地域における障害者の権利の実現に向けて策定されたインチョン戦略（2013～2022 年）では、10 の大目標と 27 の中目標及び 62 の評価指標が設定されている。目標 3 では公共交通機関や情報・通信への障害者のアクセスの強化が大目標として掲げられており、3 つの中目標のうちの 1 つである目標 3.B では、障害者の公共交通機関のアクセシビリティとユーザビリティの向上が設定されている [33]。

- 〔目標3〕 物理的環境、公共交通機関、知識、情報、通信へのアクセスを強化する
- 〔目標3.A〕 国の首都にある公共施設の物理的環境のアクセシビリティを向上させる
- 〔目標3.B〕 **公共交通機関**のアクセシビリティとユーザビリティを向上させる
- 〔目標3.C〕 情報及び通信サービスのアクセシビリティとユーザビリティを向上させる
- 〔評価指標3.1〕 国の首都のアクセシブルな政府機関の建物の割合
- 〔評価指標3.2〕 アクセシブルな**国際空港**の割合
- 〔評価指標3.3〕 公共テレビのニュース番組における日次キャプション及び手話通訳の割合
- 〔評価指標3.4〕 国際的に認識されたアクセシビリティ基準に合致した公的文書及びウェブサイトの割合

- 〔評価指標3.5〕 支援機器や製品が必要な障害者の割合とそれを持っている人々の割合
- 〔評価指標3.6〕 障害者専門家の参加を必要とする政府アクセシビリティ監査プログラムの利用可能性
- 〔評価指標3.7〕 国際標準化機構（ISO）などの国際的に認められた基準を考慮し、公衆が利用できる建物のすべての設計の承認を規定する、バリアフリーアクセスに関する強制的な技術基準の存在
- 〔評価指標3.8〕 手話通訳者の数
- 〔評価指標3.9〕 国際標準化機構（ISO）などの国際的に認められた基準を考慮し、一般向けのウェブサイトを含むあらゆるICT関連サービスの承認を規定する、バリアフリーアクセスに関する強制的な技術基準の存在

上記のインチョン戦略における評価指標も踏まえ、本ガイダンスノートで活用可能な運輸交通分野の指標例を表 6-4 に示す。

表 6-4 評価指標の例

課題	指標例	測定手法
交通アクセシビリティに関する法律や基準、指針の整備	1. 国際的に認識されたアクセシビリティ基準に合致した公的文書（法律、基準、指針等） ⁴	1. ウェブサイトや公的文書の確認
政策や計画の策定段階における障害者の参画	1. 計画策定段階から障害当事者の参加を要求するプロジェクトの数（プロジェクト） ⁵	1. 当該プロジェクトの確認
公共交通機関の職員や他の利用者の障害理解の促進	1. 公共交通機関を利用する障害者を対象とした公共交通事業者向け接遇ガイドラインの有無 2. バリアフリー対応に関する接遇・介助技術に関する研修受講者の数（人） 3. 公共交通機関を利用する際に高齢者や障害者等を理解して行動できていると回答した人の割合（%） ⁶	1. 接遇ガイドラインの有無 2. 研修主催者を通じた研修受講者の数の把握 3. 公共交通機関利用者や地域住民に対するアンケート調査の実施

出所：調査チーム作成

⁴ インチョン戦略 評価指標 3.4 “Proportion of accessible and usable public documents and websites that meet internationally recognized accessibility standards” を参照

⁵ インチョン戦略 評価指標 3.6 “Availability of a government access audit programme that requires the participation of experts with disabilities” を参照

⁶ 国土交通省は改正バリアフリー法・UD 推進会議において、「心のバリアフリー」に関する目標として、アンケート調査において「公共交通機関を利用する際、高齢者、障害者、妊産婦等の立場を理解して行動ができている」と回答する人の割合を原則 100%とすることを設定している（2020 年時点：約 80%） [34]。

第7章 都市・地域開発分野における障害主流化

7.1 ガイダンスノートが対象とする主な取組領域

都市・地域開発分野におけるガイダンスノートについては、都市・地域開発分野の JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略、以下 JGA） [1]及び「まちづくり」クラスター事業戦略～人々のためのまちへ Cities for People～（以下、「まちづくり」クラスター事業戦略） [2]に基づき、以下の2つの小分野を主な対象領域とする¹。

- ① **都市開発**：都市マスタープラン（都市計画・開発マスタープラン、都市交通マスタープラン）、開発管理（土地利用規制、市街地開発事業制度、TOD（Transit Oriented Development（公共交通指向型都市開発））、スマートシティ、まちづくり（コミュニティまちづくり、エリアマネジメント）、G空間（地理空間）情報の整備・活用など
- ② **地域開発**：地域総合開発、回廊開発（地域のコネクティビティを向上させることによる新たな成長機会の創出）など

なお、本分野と関連する分野では、公共交通、防災・災害復興がある。公共交通に関して、道路交通安全、交通機関とその関連施設に関する事項は「運輸交通」分野、防災・災害復興に係る事項は「防災・復興」分野のガイダンスノートにて扱うこととする。

7.2 障害の視点から見る都市・地域開発の基本的理解

7.2.1 都市・地域と生活環境の状況

都市に居住する人口の割合は世界的に増加傾向にあり、2023年に57.3%であった都市人口の割合は、2050年には70%に達すると見込まれている [3]。その増加の大部分は、アフリカ及びアジア地域の低所得国及び低中所得国において生じるとされている [4]。一方、障害者人口は、現在全人口の16%程度を占めるが [5]、ほぼ同率で推移した場合、2050年の都市人口のうち、およそ10億人は障害者であると推計されている [6]。

一般的に、都市には農村部よりも多く、質の高いサービスが存在しており、人々はより充実したサービスやインフラ、雇用機会などを求めて農村部から都市へ移動する [4]。しかし、開発途上国では、急激な人口増加により都市における自然環境の悪化、インフォーマル居住地域の拡大、激しい交通混雑、大気汚染、廃棄物処理等衛生能力、インフラ整備不足などから生活環境の悪化を引き起こしている。また、中心都市への過度の人口や経済活動の集中、都市部と地方の格差、無秩序な市街地が拡大するスプロール、さらに気候変動による災害の激甚化なども都市における安全・快適な生活、サービ

¹ 本ガイダンスノートでの「都市開発」「地域開発」の定義は、JICA 課題別指針での定義にしたがい、都市開発を「人が多数集まって定住し、その結果、人口密度が極めて高いエリア。経済的・政治的・文化的、主要交通路の中心点を示す場所の開発」、地域開発を「単一の都市エリアだけでは解決できない広域的な問題、ニーズを抱えているエリア。都市及び農村等の地方部を含む場所の開発」とする [59]。

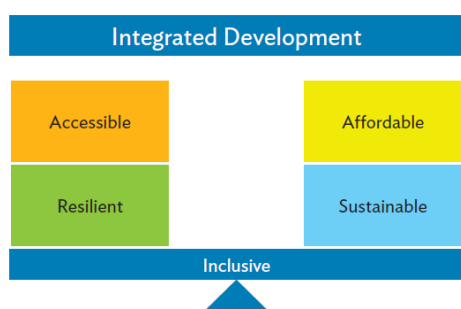
スや機会へのアクセスを脅かす。こうした課題は障害者の生活にも様々に影響を及ぼしていると考えられる [6] [7]。

7.2.2 インクルーシブな都市・地域

持続可能な開発目標（SDGs）で政策目標として示されるとおり、持続可能な都市・地域開発のビジョンの要素として、インクルーシブな都市・地域がある。インクルーシブな都市は、経済的な状況、性別、人種、民族、宗教に関わらず、すべての人が、都市が提供する社会的、経済的、政治的な機会に完全に参加し、力を持つことができる場所とされている。参加型の計画策定と意思決定による都市・地域ガバナンスがインクルーシブな都市の中核であるといえる [8]。

アジア開発銀行（ADB）は、UN-HABITAT の定義を踏まえつつ、インクルーシブな都市を、アクセシビリティ、アフォーダビリティ（支払い可能な価格の設定・維持）、レジリエンス（強靭性）、持続可能性の4つの要素に基づいて図 7-1 に示す枠組みで整理している。インクルーシブな都市とは、「都市に住むすべての住民及びその他の都市利用者に対し、都市サービス、社会サービス、生計機会へのアフォーダブルで公平なアクセスを提供し、安全で住みやすい環境を創出することで、人間の潜在能力の最適な発展を促し、人間の尊厳と平等の尊重を確保する都市」としている。

こうした都市は、すべての関係者による参加型の計画策定及び意思決定プロセスを通じたビジョンの構築、市民への知識や情報の共有、経済的に困難な立場にある人々や脆弱な人々に対する相互補助や社会的保護、環境的・社会経済的な脅威に対する強靭性の確保、資源の持続可能な利用を確保するための仕組み、といった要素に基づいて構築されるとしている [9]。



出所： [9]

図 7-1 持続可能な都市の姿

表 7-1 インクルーシブな都市の要素

アクセシビリティ	すべての個人やコミュニティが、安全・安心な住まいと信頼できる基本サービスを利用できる機会
アフォーダビリティ	個人が提供される住居、サービス、交通手段の恩恵を受けられる経済的余裕があるかどうかに加え、地方自治体や国家がそうしたサービスを体系的に提供できる能力の有無
レジリエンス	災害発生後に対応する受動的な概念ではなく、自然災害に対して「耐え、吸収し、回復し、再構築する能力」を事前に強化する能動的なアプローチ
持続可能性	責任主体（家族、地方自治体、国家など）が債務を返済し、住居またはサービス提供システムや貧困層向けインフラを運営・維持・更新・拡張する能力

出所： [9]を基に調査チーム作成

7.2.3 障害インクルーシブな都市・地域開発

(1) 障害の社会モデル

上述のインクルーシブな都市・地域とそれを実現する都市・地域経営及びガバナンスの中で障害を考える際、「障害の社会モデル」が基本的なアプローチとなる。同モデルは、障害者とみなされる人々に対する社会的排除や社会参加の制約そのものを障害ととらえる。障害は障害者の持つ機能の問題ではなく、障害者を取り巻く社会、環境にあり、障害を生み出しているのは、多様性に考慮しない社会、環境に存在する障壁にあるとする [10]。インクルーシブな都市・地域開発は、計画策定及び意思決定、サービスや資源への「アクセシビリティ」が重要な要素である。こうした要素を満たすためには、「障害の社会モデル」のアプローチに基づき、環境及びサービスの設計や提供方法、必要に応じた支援を検討することが求められる。

(2) 都市・地域開発とアクセシビリティ

2015年にナイロビで開催された「障害包摂とアクセシブルな都市開発に関するフォーラム（Forum on Disability Inclusion and Accessible Urban Development）」において、アクセシビリティは、経済的・社会的・文化的・政治的なエンパワメント、参加、包摂の手段であると同時に、障害者が人権を享受するための前提条件であることが強調された。アクセシビリティは、すべての人の完全かつ効果的な都市環境や経済活動への参加を可能にするものであり、持続可能でインクルーシブな都市開発に向けた政策では、その中核に位置付けられるべきである旨の提言もあった [11]。アクセシビリティは、物理的環境、交通機関、情報通信、公共施設及びサービスに加え、社会のあらゆるインフラ、サービス、活動に及ぶ [12]。

アクセシビリティは複合的な概念であり、物理的要素、コストの規模や支払い能力などの経済的要素、コミュニティ・社会の安全性や特定の主体に対する受容性などの社会的要素によって決まる [13]。また、都市・地域開発においてアクセシビリティを考える際には、単一の施設やサービスのバリアフリー化にとどまらず、「移動の連鎖（Travel Chain）」を考慮することが重要である。この「移動の連鎖」とは、最終的な移動の目的を達成するために必要な、出発地から目的地に至るまでのすべての要素（歩行環境、交通機関、乗り継ぎ地点など）を示す。アクセシビリティの目標は、すべての人があらゆる交通手段、サービス、施設、歩行環境にアクセスできるようにすることである。さらに、プライバシー、安全性、防犯性といった要素についても公平に配慮される必要がある [6]。

実効的な移動の連鎖を実現するには、障害者自身の参加とそれを可能とする適切な補装具²や介助等サービス、ユニバーサルアクセス³、合理的配慮⁴の組み合わせが必要である [14][10]。さらに、このよ

² 個人の機能や自立を維持・向上させ、福祉の増進を促進するもの（WHO. Global Report on Assistive Technology (2022)）。

³ 身体的または認知的な能力の有無に関わらず、すべての人が同じサービスや環境にアクセスし、利用すべきであるというもの [60]。

⁴ 障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要なとされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないもの [61]

うなインフラ整備やシステムの構築を可能とする統合的な土地利用計画、都市計画、交通計画や法規制の策定、実施・執行に向けた行政能力の構築が必要である。障害インクルーシブな都市の形成は都市・地域開発とそのマネジメントの幅広い分野における積極的な対応と配慮が必要であることを示している。

7.3 障害の視点から見る都市・地域開発分野の問題

7.3.1 住環境

(1) 住居と居住のための適切性

障害者が直面する深刻な課題として適切な住宅の確保がある。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic Social and Cultural Rights）の締約国の規約実施状況を検証している経済的、社会的及び文化的権利委員会（Committee on Economic, Social and Cultural Rights）では、住宅の確保に関する権利について、法的な権利（借地借家権の確保）、サービス・物資・設備・インフラの存在、価格と支払い能力（経済的側面）、居住性、場所の適切さなど複数の視点から定義している [15]。こうした要素について以下のような問題が指摘される。

居住の確保については、教育・雇用へのアクセスなどの複合的な要因から貧困に陥る障害者が多く、住宅困窮に直面する人の割合は高い⁵。また、ホームレスの人に占める障害者の割合は障害のない人も含めた全体と比較しても高い [15]。都市の貧困層を中心に借地借家権や土地所有権の保証が十分になされず、強制退去の防止等が十分に機能していないこともある [16]。加えて、女性に対する借地借家権や土地所有に関する権利の保証がより不十分であることが指摘される [15]。さらに、契約に関する情報提供や意思決定支援が適切に行われないため、不利な契約を結んでしまうなどの問題に直面する障害者もいる。異議の申し立てや補償請求に向けた制度や体制整備も十分でない [14] [17]。

住居を確保することができても、設計や仕様が障害や補装具等の利用に適さず改装が必要となることも多く、経済的な負担が大きい。さらに、必要な費用を負担できないため不適切な環境での居住を強いられる障害者も多い⁶。また、女性にとって水・電力等へのアクセスや衛生的でアクセシブルなトイレ等の衛生設備は特に重要であるが、こうした設備が未整備であったり、整備されていても仕様、設置場所に問題があり、健康被害や暴力を受けるリスクが高いなどの課題が指摘される [18]。

障害によっては住居とその周辺のデザインや仕様の工夫（例：サインなどを点字や色の組み合わせの工夫で示す、通路や出入口を車いす等が通れる広さや方向転換可能な規格にするなど）での対応が可能な場合から、介助サービスなどの人的な支援が必要な場合など、必要とされる支援や対応は多様であり、地域社会や様々な機関との連携が必要となる [19]。先進国であっても、障害者に対する住居

⁵ 例えば、ヨーロッパ諸国 36 か国を対象にした 2020 年の調査では、平均 16%の障害者が深刻な住宅困窮に陥っている事例を紹介している。高いところではトルコ、モンテネグロなどが 20%強となっている [14]。

⁶ 国連「障害と開発レポート 2024」によると、7か国の平均で 33%の障害のある回答者が現在の住居に住むのに適切でないと答えている。また、同報告書では、2011 年のアメリカでの調査を引用し、ユニバーサルアクセスを備えた賃貸住宅は 1%程度との報告を紹介している [14]。

の賃貸や改修への資金援助などの支援制度が整備されている一方で、障害者のニーズに即した住居の供給が適切に行われているかについては、十分な検証がなされていない [18]。

(2) 居住地域の課題

住宅だけではなく、居住する地域・コミュニティ全体に起因する課題も指摘される。低中所得国では急速な都市化による住宅市場のひっ迫から、インフォーマル居住地が拡大しており、障害者がこうした地域での居住を余儀なくされることも多い。こうした居住地域は、水供給や衛生等、電気・通信、地域内の移動などに係る通路等の基盤インフラの整備が不十分である。障害の有無にかかわらず、このような環境での生活は困難が伴うが、障害者はより深刻な問題に直面している。こうした地域では大気汚染等の公害、洪水等の気象災害へのリスクも指摘される⁷ [4] [14] [20]。

また、モータリゼーションの進展と急速なスプロールによる土地利用の変化は、企業、各種サービスの郊外化や拡散につながった。同一の都市圏に位置していても、様々なサービスや機会、施設等が容易にアクセスできる場所に集積して立地しておらず、アクセシビリティに影響を及ぼしている [13]。

7.3.2 移動とネットワーク

経済機会、教育・医療、日常生活に必要な各種サービスへのアクセシビリティは、移動に関する問題が大きく影響している。移動においては①補助する補装具、②行動を支援する介助者などの人的な支援、③交通手段とその仕様、④動きやすい環境、⑤器具やサービスを利用するための資金などの条件がそろっている必要がある⁸。また、アクセシビリティは前述のとおり、移動の連鎖（Travel Chain）がシームレスにつながっている状態であることが求められる。公共交通機関だけでなく、トリップの起点と終点の施設等のアクセシビリティ、各トランジットのポイント、各交通手段の状況の条件が十分でない場合、スムーズな移動が妨げられる。また、移動の支援のためのスロープやエレベーターなどが設置されても、ユーザーが大きく回り道を強いられる位置に設置されている場合もある [20]。表 7-2 に障害者の移動に係る問題を整理する。

⁷ Patrick ほかによる *Delivering Inclusive Design in Cities* では、ウランバートル（モンゴル）、バラナシ（インド）、ナイロビ（ケニア）、スラカルタ（インドネシア）、フリータウン（シエラレオネ）、メデジン（コロンビア）の6都市を対象に、障害当事者団体との協働による参加型調査を実施し、各都市のインフラの包摂性や各国・自治体の法制度整備の状況等について調査した。この調査では、バラナシ、ナイロビの事例として、住宅ストックの不足と価格による住宅確保の困難に加え、住宅におけるトイレなどの衛生施設整備に関する課題を指摘している。またバラナシについては、文化・宗教的に重要な都市である一方で、宗教施設のある川岸に車いす等でアクセスできないことから、伝統・社会文化とインクルージョンの両立という課題も指摘されている。

⁸ 障害者の生活を支える複層的な構造では、コミュニティ支援が欠かせない。この点についても別項で述べる [14]。

表 7-2 障害者の移動に係る問題

移動を支援する要素	問題
補装具、移動に係る介助等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場にない、入手できない。 ・ 介助する人材がいない。 ・ 経済的な理由から購入・依頼ができない。
歩行空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道が整備されていない、または整備不良で歩行が困難。 ・ 歩道や通路の仕様から車いす等での通行が困難。 ・ 店、車両、動物などの障害物などが多く、歩行が困難。 ・ スロープやエレベーターなど設備はあるが、遠い場所に設置されていて遠回りを強いられる。
公共交通 ⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通網が十分に整備されていない。 ・ 公共交通の交通施設や車両等がバリアフリーになっていない。 ・ 公共交通機関のオペレーターや乗務員等の障害への理解不足、偏見・差別等によりサービスや支援が適切に提供されない。不快な経験に遭遇する。 ・ 経済的な理由から料金が支払えない。
接続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各交通手段間の乗り換えや徒歩、公共交通機関などのシフトの結節点がバリアフリーになっていない。 ・ スロープやエレベーターなど設備はあるが、遠い場所に設置されていて遠回りを強いられる。

出所： [4] [13] [21]を基に調査チーム作成

7.3.3 経済機会、施設・サービスへのアクセス

都市生活は地方・農村と比較して様々な機会やサービスへのよりよいアクセスを提供する一方で、交通手段やインフラの仕様による物理的な性質、価格水準などの経済的な側面、差別・偏見等の社会的な状況、施設利用に関する規則といった制度に影響を受け、実際には必ずしも十分なアクセシビリティを確保できない問題が指摘される。

(1) 経済機会へのアクセスと貧困の定着

国連「障害と開発レポート 2024 年」によると、世界 90 か国の 15 歳以上 64 歳以下の生産年齢人口に占める労働人口の割合は、障害のない人では 56%であるのに対し、障害者では 27%にとどまっている。アジア、アフリカ、南米の 8 か国について実施した Model Disability Survey では、平均で 30%の障害者が職場の就労環境に困難を感じる、またはアクセスが困難であると回答している¹⁰ [14]。都市においては、地方・農村と比較して物価も高く、移動、家屋の改修や補装具など様々な出費を抱える障害者は、生計手段を持たないことによる貧困の定着が脅威となる [22]。

(2) 生活の質とアメニティ

アメニティやレクリエーションなどの社会生活や余暇などの施設へのアクセシビリティも十分に確保される必要がある。公園などの公共スペースにおけるアクセシビリティに加え、まちの活性化に向けた活動への包摂性の確保も重要である。インクルーシブなルールを導入したスポーツなど、障害者の参加が可能な仕組みは十分に用意されているわけではない。公共施設整備では、例えば、先進国

⁹ 公共交通について、交通機関・施設等に関しては第 6 章（運輸交通）を参照。

¹⁰ カメルーン、フィリピン、スリランカ、アフガニスタン、ウガンダ、チリ、ザンビア、コスタリカにおいて 2015 年から 2019 年に実施された Model Disability Survey の結果に基づく [14]。

でも、車いす利用者が利用できない公衆トイレは依然として33%存在するなど、移動や生活が十分に円滑に進められるわけではない [14]。観光に関するバリアフリーの取組も進められているが、歴史的建造物や文化的な街並みなどは、地域に居住している住民であってもアクセスできないなどの課題がある [20]。

7.3.4 安全・安心の確保

(1) 移動の安全

障害者は、視覚や聴覚の障害などの場合、信号、標識、警告音、道路等の路面や障害物の状況などに気づきにくいことや、車いす等の補装具での通行に適した通路がないことなどから、事故が多く、特に歩行者の死傷者が多い [23]。

(2) 犯罪への対応

障害者が、偏見・差別を背景にした暴力の被害にあうケースは少なくない。また、障害のある女性は暴力にあう割合が高い [4] [24]。公共スペースや道路、街灯の未整備などの保全等、設備の課題や、警察のキャパシティや地域社会との連携など、抑止が十分に機能していないことも課題である [13] [25]。

(3) 災害脆弱性と備え

経済的な困窮から、ハザードに対する曝露が高かったり都市基盤の整備が不十分な地域に居住したりする場合、被災リスクそのものが高くなる。また、障害者の教育や地域活動への参加機会が限られる場合、住居内の耐震の実施など、災害への備えや対応への知識が十分でないことも指摘される。さらに、災害時には、移動の困難さに加え、補装具や介助者による支援などが迅速に手配できないこと、警報や避難指示等の情報が受信可能な形で提供されていないことから、避難が遅れたり、自宅避難を余儀なくされたりすることが報告されている¹¹。

さらに、インフラ整備の障害の包摂性に関する調査では、高温や雨天といった常時の気象の状況や浸水等に対する対応が十分でないことが指摘された。インフォーマル居住地をはじめ、もともと適切な居住環境や接続性が確保されていない地域が、気候変動による様々な災害に見舞われることにより、医療、買い物、銀行など日常生活に必要なサービスへのアクセスが著しく阻害され、場合によっては生命・健康への被害リスクが増幅することとなる [20]。

7.3.5 情報・コミュニケーション

公共機関や各種サービス施設が提供するサービス、条件、アクセス方法について、提供される情報がアクセシブルでない場合がある [7]。また災害時における早期警戒や避難等の情報に関する課題は前項で述べたとおりである。

¹¹ 第8章（防災・復興）を参照。

7.3.6 地域開発と地方・農村の障害者を取り巻く環境

地方・農村における障害者の生活環境については、一般的に都市との比較で、障害者が利用可能な各種サービス、教育・経済の機会等のアクセスの面でより困難である可能性がある。また、国情や文化的な背景にもよるが、地方・農村ではより厳しい差別・偏見にさらされる場合がある。そのため、利用可能なサービスがある都市での居住を選択する障害者もいる [15]。地方・農村と首都などの大都市や地方都市の関係、都市と地方・農村へのサービス提供等の役割分担など、都市を超えた広域・地域における障害者の現状を理解する必要があるが、実情が十分に把握されていない。

7.4 都市・地域開発分野における障害主流化の重要性

既に述べたとおり、障害者が社会のあらゆる側面に主体的に参加するためには、インクルーシブな都市・地域の形成が不可欠である。国際社会では、障害主流化について方針や規範を定めて、普遍的な価値の実現に向け取組を進めている。都市・地域開発分野での協力を通じて、開発途上国の国家・地方自治体がこうした基盤を自律的に開発・運営する能力を得て、インクルーシブな都市を形成することは、国際社会が志向する価値の実現に向けて非常に重要である。

7.4.1 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

SDGs では、ゴール 11 において「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」が掲げられており、障害者など様々な人々のニーズに特に配慮しながら、すべての人に対して安全かつ手ごろで持続可能な交通システム、住宅及び基本的サービスへのアクセスを提供することが求められている。また、安全で包摂的かつアクセス可能な緑地や公共空間へのユニバーサルアクセスを確保することも掲げられている。また、その他の関連する目標としては、ゴール 9 が強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的な産業化の促進、イノベーションの推進を目指しており、すべての人に対する安価で公平なアクセスに重点をおいたインフラ開発をターゲットにしている [26]。障害に関連するゴール 11 のターゲット及び指標としては、以下が挙げられる。

〔ターゲット11.1〕 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

〔指標 11.1.1〕 スラム、インフォーマルな居住地及び不適切な住宅に居住する都市人口の割合

〔ターゲット11.2〕 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

〔指標 11.2.1〕 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合（性別、年齢、障害者別）

〔ターゲット11.3〕 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

〔指標 11.3.2〕 定期的かつ民主的に運営されている都市計画及び管理に、市民社会が直接参加する仕組みがある都市の割合

【ターゲット11.7】 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

〔指標 11.7.1〕 各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均（性別、年齢、障害者別）

〔指標 11.7.2〕 過去12か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合（性別、年齢、障害状況、発生場所別）

7.4.2 障害者権利条約（CRPD）の履行

障害者権利条約（CRPD）では、第3条「一般原則」において個人の自律、無差別、社会への参加と包摂、施設、サービス等の利用の容易さなどの原則を示すとともに、第4条で各締約国の義務として、法制度、政策・計画、ユニバーサルデザインの使用促進などを定めている。さらに、施設やサービスへのアクセシビリティ、移動の自由、生活基盤や住居等生活水準及び社会的な保障といった都市・地域政策に関連深い事項については、以下に示すとおり規定している [27]。

【第9条：施設及びサービス等の利用の容易さ】

- ・ 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、**都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。**

【第19条：自立した生活及び地域社会への包容】

- ・ 締約国は、**全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、**障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。

【第20条：個人の移動を容易にすること】

- ・ 締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。

【第28条：相当な生活水準及び社会的な保障】

- ・ 締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。
- ・ 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。

7.4.3 JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献

都市・地域開発分野の JGA では、その目的を「望ましい地域空間や地域社会を形成するという観点から、様々な開発資源を集め、調整し、最適な形で動員する機能を担う」とし、「地域の目指す姿を見据え、適切な土地の利用や施設の空間配置を定め、各主体の利害を調整し、計画、整備、運営管理等を行い、土地・空間機能を高めていく総合的なマネジメント機能を強化する」としている。この中で、インクルーシブな都市は、適切な住居とインフラ、教育、医療、経済的な機会、レクリエーションなど様々な機能やサービスへのアクセスを実現し、障害者の自立（自律）と社会参加を支えるものである。これらは、障害者だけではなく高齢者や子どもなど多様な人々に共通するニーズに応えるものであり、すべての人にとって暮らしやすい都市づくりにつながる。また、都市インフラは教育や医療をはじめ、様々なセクターにおける課題と横断的に関連している。JGA で取組の対象としている都市におけるサービス提供や地域開発における政策立案、計画策定から実施に至る都市・地域マネジメントに、障害インクルーシブな取組を主流化することは、「誰一人取り残さない」都市・地域形成に欠かせない [1] [2]。

7.4.4 ニュー・アーバン・アジェンダ

ニュー・アーバン・アジェンダは、2016 年に開催された国連「住宅及び持続可能な都市開発会議（HABITAT III）」において、人間の居住に関する幅広い問題と急速に進展する都市化に対応するために採択された国際的な取組の方針である。原則として、①誰も取り残さない、②持続可能でインクルーシブな都市経済の実現、③環境の持続可能性の確保を挙げている。持続可能で人間中心、ジェンダー課題に対応した総合的な都市及び地域開発を採用するとし、多様なステークホルダーとの協力による国家及び地方など適切なレベルでの都市政策の実施、ガバナンスの強化、長期計画、資金枠組みや手法について言及している。障害者を含めたインクルーシブな都市を実現するために、具体的な取組方針として以下の内容が盛り込まれた [28]。

- ・ 誰もが適切な住宅を得られるよう、ホームレス、低所得層、障害者等のニーズに配慮しつつ、差別・強制立ち退きを防ぎ、市民参加型の国、広域地方及び地方の住宅政策を促進する。
- ・ すべての人が差別なく基本的なインフラやサービスに安価かつ公平にアクセスできるようにし、特に脆弱な立場の人々のニーズに対応するため、法的、制度的、社会・経済的、物理的な障壁の除去を推進する。
- ・ 障害者がすべての公共施設やその他施設、サービスに容易にアクセスできるような、都市と人間居住に関する措置を促進する。
- ・ 障害などの多様な属性に配慮しつつ、土地登録やガバナンスの透明性と持続可能性を高めるため、信頼性の高いデータ整備と活用を進め、地方政府と関係者を支援しながら、公平で説明責任のある土地管理を促進する。
- ・ 障害者を含む多様な人々が都市・国土開発の意思決定に効果的に参加できるよう、地方自治体などのガバナンス能力を強化し、包摂的な統治プロセスの構築を推進する。
- ・ 障害者を含むすべての人の情報通信技術へのアクセシビリティを確保し、市民参加と責任あるガバナンスを促進するため、ICT政策やデジタルガバナンスツールの開発・普及と技術革新を推進する。これにより、都市計画や土地管理、サービスアクセスの改善を図る。

7.4.5 その他の国際動向

(1) アジア太平洋の障害者の「権利を実現する」インチョン戦略 (Incheon Strategy to “Make the Right Real” for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific)

インチョン戦略は、アジア太平洋地域における障害者への理解を深め、障害者施策の質を向上させることを目的として採択されたものである。インチョン戦略では障害インクルーシブな一連の開発目標を提示し、10の目標、27のターゲット、62の指標を含んでいる。このうち、都市・地域開発に関連する事項としては目標3で物理的環境、公共交通機関等のアクセスが挙げられている(表 7-3) [29]。

表 7-3 アジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略の都市・地域開発関連事項

目標3 物理的環境、公共交通機関、知識、情報及びコミュニケーションへのアクセスを高めること	
ターゲット	3.A 国の首都において、公に開かれた物理的環境のアクセシビリティを増大させる 3.B 公共交通機関のアクセシビリティ及び利便性を高める 3.C 情報及びコミュニケーション・サービスのアクセシビリティ及び利便性を高める 3.D 適切な支援機器または支援製品を必要としながらそれを持たない障害者の割合を半減させる
主要指標 (Core Target)	3.1 国の首都において、アクセシブルな政府機関の建築物の割合 3.2 アクセシブルな国際空港、港湾及び主要交通拠点の割合 3.3 公のテレビニュース番組に毎日字幕及び手話通訳が付与されている割合 3.4 国際的に認められたアクセシビリティ基準を満たす、アクセシブルかつ利用可能な公的文書及びウェブサイトの割合 3.5 支援機器または支援製品を必要とし、それを所有する障害者の割合
補助的指標 (Supplementary indicators)	3.6 障害のある専門家を参加させることを求める政府のアクセス監査制度の有無 3.7 一般市民が利用しうる建築物のあらゆる設計を承認する際に適用される、国際標準化機構 (ISO) による基準のような国際的に認められた基準を考慮に入れた、バリアフリー・アクセスに対する義務的な技術基準の有無 3.8 手話通訳者の数 3.9 一般向けのウェブサイトなど、あらゆる出版及び情報通信技術 (ICT) 関連のサービスを承認する際に適用される、国際標準化機構 (ISO) による基準のような国際的に認められた基準を考慮に入れた、バリアフリー・アクセスに対する義務的な技術基準の有無

出所： [29]を基に調査チーム作成

(2) G7 都市大臣会合

第1回ポツダム会合、第2回香川・高松会合に続き、2024年にはイタリアにおいて第3回目のG7都市大臣会合が開催された。本会合では、インクルーシブな都市や支払い可能な価格を設定・維持した（アフォードブル）住宅等のテーマを含めた優れた都市政策への共同理解を深め、都市の潜在力を最大限に引き出すための共同行動が決定された。その中で、障害者の包摂に関連し、社会的に脆弱な立場にある人々に対するサービス提供によるソーシャル・インクルージョンの推進、住まいを失うおそれのある人々を含むすべての人に対する住宅の支払い可能な価格の設定・維持（アフォードビリティ）及びアクセシビリティの確保、さらに公共政策決定過程への参加促進のための情報アクセシビリティの改善などが示された [30]。

7.5 都市・地域開発分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁

都市・地域開発において障害者が直面する障壁の例を表 7-4 に整理する。物理的障壁では、住宅、地域の交通、その他の公共施設単体に関する障壁だけでなく、都市・地域全体のインフラの未整備や接続性など、面的に存在している。また、障害者の人権を明示した政策・基準・規範が未整備であることに加え、こうした政策策定や個別の施設整備の設計・デザインへの障害当事者（団体）の参画が不十分であることは、政策・制度の障壁として挙げられる。また、障害者を取り巻く地域社会全体においても、意識上の障壁がある。なお、障壁は国情や経済発展、各種インフラの整備の状況により度合いや性質に違いがあることに留意する必要がある。

表 7-4 都市・地域開発における主な障壁とその例

障壁	例
1. 物理的障壁	
都市・地域における基礎インフラの未整備	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な移動が可能な環境の欠如、サービスへのアクセスを困難にするインフラ整備の遅れ、無秩序な開発とスプロールによるサービス拠点の分散
適切でアフォーダブルな住宅の供給不足	<ul style="list-style-type: none"> アフォーダブルな住宅の供給量の不足 住宅及びその周辺の施設の設計、仕様がバリアフリーでない
各種施設等の設計や仕様のアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道、トイレ、廃棄物処理等の施設の供給不足と設計・仕様がバリアフリーでない、障害者の利用が容易でない 道路、交通インフラがバリアフリーでない。バリアフリーに向けた設備（スロープ、エレベーターなど）が移動経路上で回り道を強いるなどの位置に設置されている。 公共施設、商業施設等生活に必要な施設、公園等アメニティ、レクリエーション施設がバリアフリーでない
経済的状況、人的な支援の不足	<ul style="list-style-type: none"> 生活を支える補装具、適切な住居の確保や既存住居の整備を困難にする貧困、雇用アクセスの不足等経済状況 日常生活を送るために必要な補装具や介助者、利用可能で適切な交通手段の不足、必要なサービス等にアクセスするための資金などの不足
2. 情報面の障壁	
施設、交通に関する情報のアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> 施設に関する情報、公共交通、道路上の標識や案内板などがアクセシブルなフォーマットで提供されていない
災害に関する情報へのアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> 災害に関する情報、早期警戒や避難情報等は伝達方法が一媒体に偏るなどアクセシブルな方法で提供されていない
3. 制度的障壁	
法規制・政策	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約（CRPD）や、国際人権規約に対応する国内法の未整備。施行法・細則など施行・執行に係る制度整備不足 障害当事者（団体）の政策・計画の策定・評価プロセスへの参画機会不足
インフラ・公共サービス施設、建造物に関するバリアフリーに関する基準・規制	<ul style="list-style-type: none"> アクセシビリティにかかわるインフラ、公共サービス施設におけるバリアフリー、合理的配慮に関する基準、規制の未整備 住宅・店舗・その他建造物等の建築基準等での基準、規制の未整備 基準・規制の行政の施行体制、能力、資金の不足
政策実施に係る政府の能力と仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 都市・地域開発計画策定時における障害当事者（団体）の関与の機会不足 福祉、住宅、公共サービス、交通含めた公共施設担当政府機関、民間企業や地域社会などとの連携をスムーズに進めるための障害に関する専門官やフォーカルポイントの未設置 事業実施体制、予算確保、モニタリングの実施の不十分
モニタリングや苦情申し立ての機能	<ul style="list-style-type: none"> 障害当事者（団体）も参加した政策・施策実施に関するモニタリングの不十分、苦情申し立ての仕組みの未整備

障壁	例
4. 意識上の障壁	
政府、行政職員、公共サービス提供にかかわる職員の知識・意識	<ul style="list-style-type: none"> 政府、行政職員の障害と人権に関する知識と意識啓発の不十分。 公共交通や公共サービスを提供する機関の職員の、障害と人権、バリアフリーに関する知識不足。
障害者に対する偏見・差別	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の居住やサービス利用に関する、コミュニティや社会にある障害に対する偏見・差別。

出所： [15][13][20]を基に調査チーム作成

7.6 都市・地域開発分野における障害主流化に向けた対策と取組

7.6.1 都市・地域開発と障壁に対する対応

(1) 良好な都市・地域形成とユニバーサルデザインの導入

開発途上国の都市化とインフラ整備の現状から、障害者が直面する障壁への対応において、コンパクトで都市機能へのアクセシビリティが確保された基礎インフラ整備や、良好な市街地や地域の形成が欠かせない。移動の連鎖を認識した施設配置や面的なインフラ整備と個別のインフラ・施設のバリアフリーの取組の両方が必要となる。公共交通指向の開発（TOD）なども取り入れた土地利用計画、交通計画の策定と実施を可能とする官民の能力、予算配分等都市経営の能力が必要となる [13]。

インフラ、施設、公共サービス等を設置・整備する際には、ユニバーサルデザインを取り入れたバリアフリーなデザイン・設計が必要である。移動の連鎖を確実にするために、移動を支援する設備等（スロープやエレベーター）は移動経路上で使いやすい導線上に設置するなどの工夫も求められる。新設の場合には、当初からバリアフリーの仕様を取り入れておくことで施設・インフラのライフサイクルコストを低減することが期待される。また、バリアフリーの仕様であることは、障害者に限らず、高齢者、子どもを含む多様な利用者にとっても使いやすい施設であるといえる¹² [6][21]。

(2) 障害当事者参画による政策・制度・事業のPDCA

障害の社会モデルのアプローチに基づき、障壁を適切に除去するため、制度・施策の検討、活動の計画策定、実施体制の構築においては障害者の参画が不可欠となる。「わたしたちのことを、わたしたち抜きに決めないで（Nothing about Us, Without Us）」の原則に基づき、政策や計画の策定から実施、モニタリングに至るプロジェクトサイクルにおいて、障害当事者の参画を確保することは障害インクルーシブな都市・地域開発事業において欠かせない [6][10]。また、計画・政策のインパクトを知るためには、障害当事者の参画によるモニタリングとインパクトの検証が必要である。このPDCAサイクルのプロセスに障害当事者が参画することで、政策・施策の実効性やインフラ整備等の基準の妥当性、有効性が検証され、必要に応じて改善・修正されることが期待される。

¹² 例えば、住宅等の整備において、障害者などのアクセシビリティ確保のための追加措置を新設時に含めた場合、費用は全体の1%増だが、整備後に追加で対応すると20%に上る場合があるとの研究結果が報告されている [62]。

(3) 障害に関する詳細データの収集と活用

障害者の生活や公共サービスへのアクセシビリティ、直面する課題などに適切に対応し、施策やインフラの設計・仕様の作成、効果検証など、(2)で述べたPDCAが有効に機能するためには、データの収集と活用が必要となる。必要とされるデータには、障害者に関する細分化した情報に加え、政策や計画の策定、適切な体制整備を阻害する障壁を把握するための情報も含まれる [10]。

7.6.2 障壁に対する取組事例

都市・地域開発分野において障害者が直面する障壁に対する取組事例を表 7-5 にまとめた。法制度整備では、各国が障害者権利条約（CRPD）の批准を受けて、各セクター・分野において実施可能な法整備及び執行・実施体制の構築を進めており、バリアフリーに関する法令や建築基準等の策定についても、同様に整備が行われている。また、コンパクトで都市機能へのアクセシビリティが確保された基礎インフラ整備や良好な市街地や地域形成に向けた土地利用計画、交通計画の策定が必要となる [13]。表 7-5 では、都市や特定の地区を対象とした開発計画やインフラ整備計画を障壁項目で分類しているが、実際取組では、事業の中での障害当事者（団体）の参加による設計・実施を進めるだけでなく（例：ベトナム、メキシコの事例）、都市や地区のガバナンスにおける障害当事者（団体）の参加を制度化し、持続的に都市・地区の管理・経営に結び付けている事例が複数ある（例：マレーシア・イスカンダル地区、バルセロナの事例）。

日本でも、バリアフリー基本構想を市町村に「住民提案」できる制度が創設され、面的な整備方針に障害当事者含めた住民参加の政策・計画策定の仕組みが導入されている。このような事例は、都市、地域開発、特定地区など、様々なレベルの都市・地域開発の事業の中で、合理的配慮やユニバーサルデザインを取り入れた取組の事例として参考になるだけでなく、障害当事者参画による政策・施策、事業計画・実施の進め方についての先行事例として参考にできる。7.6.3～7.6.5 ではこの表から主要な事例を紹介し、JICA 事業への示唆について整理する。

表 7-5 都市・地域開発分野の障壁に対する取組の例と好事例

障壁と取組対象	取組の例	日本国内及び海外の事例
物理的障壁		
都市・地域における基礎インフラの未整備	<ul style="list-style-type: none"> 障害インクルーシブな都市・地域の基礎インフラの整備 ユニバーサルデザインの採用 建築物に対する ISO 基準等アクセシビリティに係る基準の適用 許認可、認証業務に向けた体制の整備 	【世銀】 Vietnam Scaling Up Urban Upgrading Project における基礎インフラ整備事業 （交通機関・交通施設のバリアフリーの取組については第 6 章（運輸交通）を参照）
適切な住宅供給	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅、集合住宅に係るユニバーサルデザイン等基準の策定 公営住宅のユニバーサルデザイン採用 許認可、認証業務に向けた体制の整備 	【日本】住宅セーフティネット制度
各施設等の設計や仕様	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの採用 	【日本】バリアフリー法建築設計基準、移動円滑化基準

障壁と取組対象	取組の例	日本国内及び海外の事例
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に対する ISO 基準等に関するアクセシビリティに係る基準の適用 アクセシビリティに関する基準の設定と遵守 	<p>【国際パラリンピック委員会】アクセシビリティガイドの策定</p> <p>【メキシコ】インクルーシブなアプローチのポケットパーク設計・整備 [31]</p>
情報面の障壁		
施設、交通に関する情報のアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> 点字、音声、手話、分かりやすい言語や図・絵などアクセシブルフォーマットによるハザードマップの作成 	<p>【日本】障害対応ハザードマップの作成</p> <p>【国際パラリンピック委員会】アクセシビリティガイドの策定</p> <p>【アメリカ】シアトルオンライン地図の取組（Access Map）</p> <p>（交通機関・交通施設のバリアフリーの取組については第6章（運輸交通）を参照）</p>
災害に関する情報へのアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> 気象・災害情報、早期警戒の伝達方法の改善 障害者参加の防災教育、避難訓練 	<p>（第8章（防災・復興）の取組を参照）</p>
制度的障壁		
法規制・政策	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約（CRPD）に関する周知と、国内法の整備、施行細則等施行に向けた規則・基準、標準運用ルールなどの整備 都市・地域における障害者の権利履行状況の確認 都市・地域開発、計画、インフラ整備、各種公共施設整備・運営に係る法制度、政策における障害者の権利、配慮等に関する確認と記載 面的なインフラ整備に係る計画策定と実施 	<p>【インドネシア】障害者権利条約（CRPD）批准後の国内における法制度整備とアクセシビリティに関する各種法令の整備、セクター別アクセシビリティ基準の策定 [10]</p> <p>【スペイン】バルセロナの包摂性を重視した都市計画策定と実施</p> <p>【日本】バリアフリー法に基づく地域整備（明石市における地区計画等作成など）</p>
インフラ・公共サービス施設、建造物に関するバリアフリーに関する基準・規制	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー、合理的配慮等に関する基準、規制の策定・明確化 許認可等を行う機関の能力向上 許認可業務のための予算確保 	<p>【日本】バリアフリー法建築設計基準、移動円滑化基準</p> <p>【世銀】建築基準の設定に関する技術協力 [32]</p>
政策実施に係る政府の能力と仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 障害に係るフォーカルポイントの任命 障害者及び当事者の関与による政策・計画等の策定、実施、モニタリング・評価の実施 	<p>【世銀】National Slum Upgrading Project（Kotaku”Our City”）</p> <p>【日本】バリアフリー法基本方針住民提案制度、移動等円滑化評価会議の設置</p> <p>【スペイン】包摂性を重視した都市環境の評価と市民参加手法</p>
モニタリングや苦情申し立て機能	<ul style="list-style-type: none"> 苦情申し立て窓口や機能の確立、担当官、予算配置 障害者及び障害当事者団体の参加の仕組みの確立とモニタリングの実施 	<p>【マレーシア】イスカンダル地区の開発（スマート統合モビリティ管理システム、市民フィードバックポータル、障害者向けフィードバックポータル設置） [33]</p> <p>【日本】バリアフリー法の移動等円滑化評価会議の設置</p>
4. 意識上の障壁		
政府、行政職員、公共サービス提	<ul style="list-style-type: none"> 政府、行政職員に対する障害と人権、インクルーシブな都市に関する研修の実施 	

障壁と取組対象	取組の例	日本国内及び海外の事例
供にかかわる職員の知識・意識		
障害者に対する偏見・差別	・ 一般、民間ビジネスを対象にした障害と人権に関する啓発等	【スウェーデン】アクセシビリティに取り組む企業に対する表彰事業 [34]

出所：調査チーム作成

7.6.3 日本における取組

(1) 面的な整備及び障害当事者参加を重視した法制度整備

日本におけるバリアフリー法の施行と継続的な制度改善の取組は、①面的なバリアフリーに向けた施策、②基準の設定による制度的障壁の除去、③障害当事者参画による政策策定・制度構築とスパイラルアップの仕組みに整理できる。これらの取組は、施策・計画策定に向けた法体系、ユニバーサルアクセスの実現に資する各基準の技術的な内容、施行体制、当事者参画による制度整備の進め方において参考となる¹³。日本では、公共施設や交通機関の利用における高齢者や障害者の利便性向上を目的として、1994年に「ハートビル法」（特定建築物のバリアフリー化）、2000年に「交通バリアフリー法」（駅や車両等のバリアフリー化）が制定された。これらの法は建物・交通それぞれの整備を進めるもので、空間全体の連続的な移動のしやすさを実現し、施設単体より広域にバリアフリーを展開するには限界があった。このため、2006年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」が制定された。同法は前述の2法を統合し、バリアフリー施策を「点」から「面」へ、「施設」から「移動の連続性」へと進化させ、ユニバーサルデザインの理念に基づいて、誰もが利用しやすい都市環境づくりを目的としている [35]。同法施策のうち、上述①、②、③に関する施策を以下にまとめる。

1) バリアフリー基本構想と移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の策定

バリアフリー基本構想は、市町村が駅やバスターミナル等の旅客施設や、高齢者・障害者が利用する建築物、都市公園等が集まる重点整備地区等を設定し、当該地区で面的かつ一体的なバリアフリー化を推進することのために、具体的な事業を位置付けた計画である。計画の実効性を高めるため、計画策定段階から高齢者や障害者等が協議会等を通じて参画し、実際の移動環境を点検・検証することで、当事者の視点を反映させた施策立案が求められている。住民が地域のバリアフリー基本構想を市区町村に提案できる「住民提案制度」も設けられた [36]。加えて、2020年には移動等円滑化促進方針（マスタープラン）が制度に加わり、合意形成や事業化に要するタイムラグを考慮し、事業化の動きがなくても、市町村全域のバリアフリー化の考え方を共有し、事業化への準備をするための政策ツールも設けられた [37]。

¹³ JICA ではインフラ整備事業における当事者参加に関する日本の経験を障害当事者団体へのインタビューの形でまとめた映像資料「インクルーシブな社会を目指して～障害者運動から見た日本の物理的バリアフリーと街づくり」を作成している。日本語のほか、英語、西語で作成し、公開しているため、海外での事業での活用も可能となっている（日本語版 <https://youtu.be/Hbbtifayv9o>、英語版 <https://youtu.be/pZr8qggdb5w>、スペイン語版 https://youtu.be/nl45_RQpW-k）

2) 施設整備の具体的な基準設定

バリアフリー法以前の旧ハートビル法、旧交通バリアフリー法、及びバリアフリー法では、指定された種類の建物・交通施設の基準をそれぞれ設置し、新設・改良時の適合を義務付けていた。また、既存の場合等は、適合努力義務とするほか、整備目標を基本方針で設定することとしていた。バリアフリー法では、旧2法を統合し、整備義務化の対象主体の範囲を広げた。加えて、条例による地方自治体の各地域の状況に合致した基準の設定を可能としている。具体的な基準としては以下が挙げられる。

表 7-6 バリアフリー法における施設整備の基準

基準	概要
建築設計標準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物のバリアフリー設計のガイドライン ・ ハード・ソフト両面で必要とされる標準的な整備を、実際の設計でどのように計画し、具現化していくかを示す設計情報等
移動円滑化基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関（駅・車両など）、路外駐車場、都市公園、道路等、高齢者や障害者の利用が想定される施設・空間を対象。 ・ 移動しやすさを確保するための構造、設備、案内等の基準

出所：[38][39]を基に調査チーム作成

3) 障害当事者参画とスパイラルアップの仕組み

バリアフリー法では、具体的な施策や措置について、当事者が参加して検証し、新たな施策や措置に結びつけるスパイラルアップの仕組みを取り入れている。1)で述べたとおり、基本構想の策定から当事者の意見を反映する措置を講じることを定めている。また、2018年の新法改正により、国土交通省は関係行政機関、及び高齢者や障害者等当事者、地方公共団体、施設設置管理者等の関係者で構成される「移動等円滑化評価会議」を設置した。本会議はバリアフリーの進展の状況を把握・評価することを目的としている。中央のほか、10の地域ブロックにおいて分科会が設けられ、定期的、継続的に実施されている [40]。

当事者参画による詳細な仕様などの検討に関しては、東京オリンピック・パラリンピックに向けた新国立競技場整備事業が一例として挙げられる。同事業では、「業務要求水準書」において、障害者をはじめ、高齢者や子育てグループなどの当事者団体とのワークショップを通じて、関係者の意見を集約することが指示され、事業者が複数回のワークショップを実施し、設計図やサンプル模型等を開示した詳細な検討を行った [41]。

上記の東京オリンピック・パラリンピックにおける経験に加え、当事者参画による施策評価と検証の結果、2025年には、建築物を整備する際の当事者参画の企画、留意事項、実施事項等具体的な方法をまとめた「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」が、建築基準設計標準の別冊として作成された。同ガイドラインは、建築プロジェクトの構想段階から維持管理・運営に至る各段階での当事者参画の方法をまとめ、様々なインフラ・建築物整備への当事者参画の裾野を広げる内容となっている [42]。

4) 地方自治体における面的整備の取組事例（明石市の事例）

地方自治体では、バリアフリー法で定める基本構想や条例等を使った面的整備を進めている。ここでは、兵庫県明石市の事例を挙げる。同市では、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定、重点地区を設定するとともに、重要度等を加味した市独自の「準整備地区」を指定するなど、面的な整備に取り組んできた。同市は2019年に「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画」を策定、JR明石駅を中心とした概ね半径1kmのエリアを対象とし、駅周辺の移動経路や公共施設・商業施設の整備、ユニバーサルツーリズムの推進、啓発行事開催といった取組施策を掲げている。計画策定にあたっては、高齢者や障害当事者をはじめ、市民の幅広い声を反映するため、表7-7のとおり、複数の意見聴取の取組を実施している [43]。

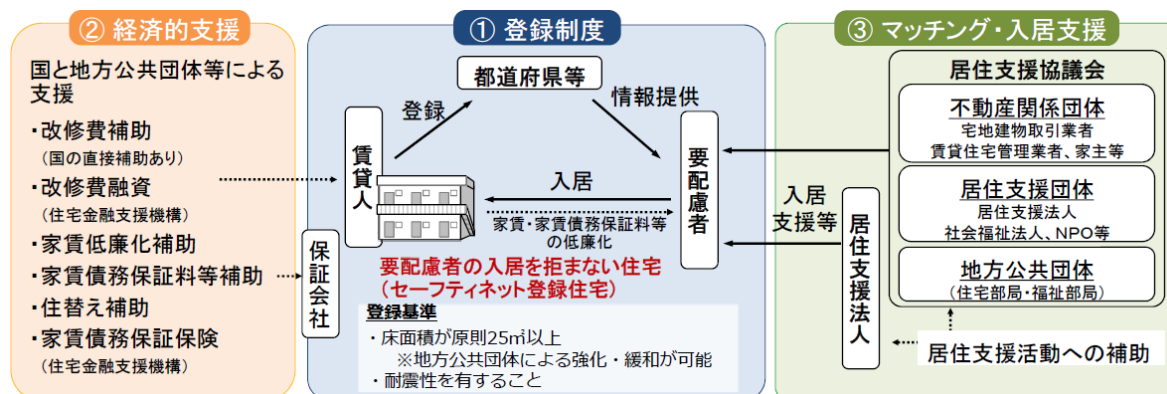
表 7-7 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画」策定時における意見聴取の取組

バリアフリーチェックの実施	専門家アドバイザー（建築士、介護福祉士）、障害当事者、県職員、市職員によるバリアフリーチェック、あかしインクルーシブ条例検討会委員、障害当事者、市職員によるまち歩きを実施
市民アンケートの実施	障害当事者団体、子育て世代、市民を対象に、各エリアにおけるバリアフリー状況の満足度等に関するアンケートを実施
「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会」の設置	行政、高齢者・障害者等の当事者、施設管理者等の関係者から構成され、取組方針の検討、事業実施、取組の定期的な評価・見直しを実施
協議会委員への骨子案に対する意見聴取	各種団体を代表する協議会委員に対し、本計画に対しての意見聞き取りを実施

出所：[43]を基に調査チーム作成

(2) 住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度は2017年に制定された。これは、住まいの確保が難しい住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子育て世帯など）のための住まいとして、民間の空き家や空室の活用を促進させるための制度である。本制度は、①要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③要配慮者のマッチング・入居支援により構成されている。



出所：[44]

図 7-2 住宅セーフティネット制度のイメージ

本制度では、住居の確保に困難が伴う要配慮者への支援手法として、「入居を拒まない住宅」の情報アクセシビリティの向上、経済的支援提供の仕組み整備を行っている。住宅分野における社会的セーフティネットの機能強化手法の参考事例となっている [44]。

7.6.4 他国際援助機関等による取組

国際的な潮流の中で、他ドナーや国際機関は、都市・地域開発分野における障害主流化の取組を推進するため、事業の計画・実施に際して適用される配慮事項に関する基準やルールを策定、運用している。これらの基準及び適用に向けた実施体制と運用方法は、開発協力事業におけるインフラ・施設整備やプロジェクトの計画・管理において参考となる。

(1) 世界銀行の取組

世界銀行は、環境社会配慮の手続きの一環として、事業における障害主流化の基準やガイドラインを策定し、その実効的な運用を推進している。アクセシビリティに関しては、テクニカルノートを策定し、具体的な配慮事項を明示することで、事業の設計・実施段階における実践的な対応を促している。各事業評価においては、アクセシビリティに関する活動の受益者満足度、アクセシビリティに関する手法、活動の有効性など該当する各種データの収集を行い、取組の実効性も確認している [45]。

環境社会配慮の基準や義務事項、手続き等については、プロジェクトの準備段階から実施段階でのモニタリング、事後評価に適用される環境社会基準（ESS）を定めている。この中で障害者に対する配慮を含めており、環境社会配慮に係る評価やプロジェクト計画・実施においての要求基準と対応を定めている。都市・地域開発分野に関わる基準では、住民協議や説明会にすべての関係者が参加できるよう物理的・情動的障壁を取り除くことや、障害者や高齢者など社会的に周縁化されやすい立場の人々に影響を及ぼすプロジェクトでは、アクセシビリティを確保することが必須とされている [46]。

また、「アクセシビリティに関するテクニカルノート」は、横断的な内容だけでなく、都市計画、インフラ開発と運営管理など、特定分野に絞った複数のコンポーネントで構成される。主に世界銀行の担当職員、プロジェクト実施主体、及び環境社会配慮専門家を対象に、特に障害者に焦点を当てたプロジェクト実施上のアクセシビリティに関連する障壁、推奨事項、方法論、戦略を示している [47]。

(2) アジア開発銀行（ADB）の取組

ADB は、都市・地域開発分野でのインクルーシブな都市開発を進めるために、「インクルーシブな都市を実現するためのツールキット（Tool Kit for Inclusive Urban Development）」を作成している。この資料は主にアジア開発銀行職員及びその他関係者を対象としており、都市における脆弱層を含むすべての人々のニーズを的確に把握し、実効性のあるインクルーシブな都市の形成に向けたプロジェクトの計画・設計・実施を支援するための実践的な手法や評価基準をまとめている [9]。

(3) 国際パラリンピック委員会による施設のアクセシビリティガイド策定

国際パラリンピック委員会（IPC）は、世界的なバリアフリー整備の基準として「IPC アクセシビリティガイド」を策定し、4年ごとに更新している。このガイドは、オリンピック・パラリンピックの開催都市が、誰もが参加・観戦しやすいインクルーシブな大会を実現するために、必要な施設の整備やサービスの提供指針を示すものである。競技会場に加え、ホテルなどの宿泊施設や公共交通機関から、接遇、刊行物、ウェブサイトといった情報提供手段に至るまで、幅広い分野にわたるアクセシビリティ基準が詳細に定められている [48]。

7.6.5 海外のプロジェクト事例

(1) 住民や専門家の参画によるアクセシブルなインフラ開発（ベトナム）

世界銀行による「Vietnam Scaling Up Urban Upgrading Project（2017-2024）」は、ベトナム国内の7都市を対象に、持続可能な都市インフラの開発支援を目的として実施された。都市化への対応と、高齢者や障害者など多様な市民が等しく恩恵を享受できる包摂的な都市環境の実現を目指している。

本プロジェクトでは、計画段階よりユニバーサルデザインの専門家や障害当事者を含む多様なステークホルダーを起用し、実地調査・アクセシビリティ監査が実施された。これに基づき、インフラ開発におけるユニバーサルアクセスの設計原則を組み込んだ技術基準や設計方針を策定し、利用者ニーズの反映を図った点が特徴である。さらに、コミュニティの参加を促進するために定期的な住民ミーティングを開催し、準備段階においては対象地域の99.1%、実施段階においても97.8%の世帯が参加した。これらの場で、住民は技術的基準や設計内容について議論を行い、特に障害者や高齢者、女性など多様な立場の意見が公平に集約されるよう、各世帯を訪問して意見聴取を行うなどの配慮もなされた [49]。

計画から実施段階まで一貫して当事者やユニバーサルデザインの専門家の意見を反映させる仕組みを整えて、物理的インフラ整備における利用者のアクセシビリティ確保を図った手法が参考となる。

(2) 包摂性を重視した事業計画立案・策定と都市環境の評価（スペイン）

スペイン・バルセロナ市は、基礎的な公共サービスやアメニティへのアクセスを確保し、インクルーシブなアプローチのまちづくりを進めてきた。また、「ピープル・ファースト（人間中心）」の都市の構築を目指しており、その中で、「その場所に暮らす人々を主な構成要素とする生態系（エコシステム）」として都市を捉える「エコシステムミック・アーバニズム（Ecosystemic Urbanism）」という理論を提唱している。本理論に基づき、同市は4つの評価軸（コンパクトさと機能性、複雑性、効率性、社会的包摂性）と45の指標で都市環境を評価し、都市の持続可能性を検証している。評価軸の一つである「社会的包摂性」では、異なる所得層や文化・民族背景等を持つ人々の、適切な住宅に居住している割合、公共施設へのアクセス、また施設までの所要時間等が評価項目として挙げられている [50] [51]。

同市は、「ピープル・ファースト」そして「エコシステムミック・アーバニズム」の理念に基づき、「スーパーブロック構想」を推進している。本構想は、複数街区を一体化して歩行者優先空間を創出するものである。各街区中、車両の進入を制限することで生み出された空間を、コミュニティで決めた整備方針や使い方に基づき活用し、歩行者空間や公共空間の提供、緑化などを実現している。本構想の計画段階において、同市は、障害当事者も参加したアクセシビリティ確保に関するプラットフォームである「バルセロナ・アクセシビリティ委員会（Mesa de Accesibilidad de Barcelona）」と協働し、ユニバーサルアクセスに関する基準等を共同で策定した。これにより、ブロック内では段差や障害物の排除、視覚障害者向けの触知式歩道や方向指示などの設置が行われ、障害者や高齢者を含むすべての人が安全に移動することが可能となっている [52]。ブロック内での都市環境や市民団体によるイベントなどの活動量は上述の指標に基づき測定され、その結果をもとに合理的かつ効果的な政策の策定が進められている [53]。

また、本構想は「対話と参加型の都市プロジェクト」として位置づけられている。市民参加型デジタルプラットフォーム「Decidim」や「参加型予算制度」が導入され、市民自身がプロジェクト提案や実現可能性の検討に参加し、市の予算を活用し地区で実施する施策を決定することができる [54]。障害者や子ども・若者など、一般的に声を上げることが難しいとされる人々の参加を促す特別セッションも設けられ、都市の評価手法と市民参加の両面で、包摂性が都市経営の重要な軸として位置付けられている。同市では、市民を中心に捉えた恒常的な意見収集と予算措置による施策実現、効果の適切な評価を可能にする継続的かつ自律的な制度設計がなされており、これは、他都市・地域がインクルーシブなまちづくりにむけた制度を検討する際の参考となる事例である。

(3) 当事者ニーズに応じた移動支援ツール（アメリカ）

アメリカ・シアトル交通局(Seattle Department of Transportation: DOT)は、アメリカ障害者法(Americans with Disabilities Act: ADA)に基づき、交通局に ADA 調整官を配置して、公共通行権(Public Right of Way)のアクセシビリティ確保に向けた取組を企画、実施、管理している。SDOT ADA プログラムは、公道の物理的環境整備(歩道と車道間のカーブランプ、歩道、信号等、インフラ整備)と地理情報システム(GIS)を使ったオンライン地図による情報提供(Seattle Accessible Route Planner)、障害当事者参画による歩行者アクセスアドバイザー委員会(Pedestrian Access Advisory Committee)の活動を行っている [55]。

Accessible Route Planner は、坂道や工事区域などの物理的な障壁により移動が困難な歩行者や車いす利用者等のために、個々のニーズに応じた経路を提供するオンライン地図「Access Map」を、GISを使って開発・提供している [56][57]。当初はユーザーが地図上の情報を参照しながら自身でルートを判断する仕組みであったが、現在では出発地と目的地を入力するだけで、地図に蓄積されたアクセシビリティ関連データをもとに、自動的に最適なルートを提案する機能が実装されている。本ツールはパソコン、スマートフォン、タブレット等からアクセス可能であり、歩道、縁石のスロープ、視覚障害者用信号の有無、信号付き・表示付き横断歩道の位置、道路の傾斜、工事区域、一時的な通行止め

等、歩行環境に関する多様な情報を地図上に表示。条件によってルートが提案が表示され、ユーザーがニーズに合わせてルートを選ぶことができる。

本事例は、障害当事者参画によるアドバイザー、インフラ整備と平行して、ユーザーが日常的に活用できる最新データを提供することで、移動におけるアクセシビリティを統合的に高める取組である。また、ソフトウェア開発をワシントン大学が担うなど、地域の様々な機関との連携によりプロジェクトが進められており、この点についても、インクルーシブなまちづくりを目指す他地域にとって参考となる事例である。

7.7 都市・地域開発分野における障害主流化に係る成果指標

都市・地域開発分野における成果指標については、JGA（都市・地域開発）のクラスターのうち、最終的な成果指標が示されている「まちづくり」クラスターの指標に基づく成果指標案を表 7-8 に示す。

表 7-8 都市・地域開発分野「まちづくり」クラスターの障害主流化指標案

直接成果	指標	障害主流化指標の案
【最終成果】 グリーン、レジリエント、インクルーシブな都市の発展を、デジタル等新しい技術を適切に活用の上、実現・継続できるサステナブルな都市を増やす。	2030年までに20都市で都市開発（計画立案、制度構築、開発管理及び誘導・規制等を含む計画の実施、住民参加等）を改善する。	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに**都市で障害当事者の参画の元、障害インクルーシブな都市開発を実現する。
【中間成果】 都市計画マスタープランに沿って、基幹インフラの整備が行われる。	<ol style="list-style-type: none"> 公共交通や上下水道、廃棄物等の基幹インフラ/公共サービスへのアクセスが改善した人口の増加 都市内における自然災害（地震・洪水等）への強靱性が向上した人口の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通や上下水道、廃棄物等の基幹インフラ/公共サービスへのアクセスが改善した障害者の人口/割合 都市内における自然災害への強靱性が向上した障害者の人口/割合の増加
【直接成果】 プロジェクトを展開している都市/自治体において、ネットゼロ・レジリエント、インクルーシブな都市計画マスタープランが策定され、そのために必要な計画策定能力が強化される	<ol style="list-style-type: none"> 2030年までに地理空間情報等が整備された都市数 2030年までに都市計画マスタープランが策定された都市数 2030年までに都市計画マスタープランで気候変動緩和への貢献量が明示された都市数 2030年までに都市計画マスタープランに係る研修受講者数 「まちづくり」クラスター事業戦略に参加した日本の地方自治体 	<ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報等に障害者等や社会的弱者の状況がわかる詳細データが含まれていた都市数 都市計画マスタープランに障害者に関する配慮について言及し、具体的にアクセシビリティ等を入れた都市数 都市計画マスタープランに係る研修の中で障害と人権、インクルーシブ都市に関する内容含むコース数 都市計画マスタープランで障害と人権、インクルーシブ都市に関する内容を受講した研修者数（そのうち障害者の受講者数）

出所： [2]を基に調査チーム作成

また、インクルーシブな都市について、世銀のアクセシビリティテクニカルノートでは、インチョン戦略の指標を参考にし、詳しい施設仕様等を別途技術的な参考資料として取りまとめている。しかし、インチョン戦略で挙げられている指標は首都のみの政府機関へのアクセシビリティや空港・港湾へのアクセスなど、一般的な都市レベルでの適用には適切でない（表 7-3 参照）。そのため、JICA 技術協力開発課題別の標準指標例及び代表的教訓レファレンスを参考に、以下のとおり例を挙げた。

表 7-9 都市・地域開発における障害主流化指標事例

アウトカム	指標事例
物理的障壁除去	<ul style="list-style-type: none"> • 政府・公共機関、公園、防災施設、交通施設等インフラ施設への障害者のアクセシビリティは確保されているか • 都市整備事業が促進されたことにより供給された住宅のユニバーサルアクセスに対する対応の割合 • ユニバーサルアクセスに対応した住宅にアクセスできた障害者数
情報面の障壁除去	<ul style="list-style-type: none"> • 作成されたデジタル地図等がアクセシブルなフォーマットで提供されているか
プロジェクト実施手法に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> • 空間計画、交通計画等の作成において、障害者に関し細分化した情報を収集しているか • 都市・地域開発計画策定において障害当事者（団体）が参画しているか • 都市・地域開発事業を実施する際に障害当事者（団体）がコンサルテーション等で実効性のある参画をしているか • 都市・地域開発計画・事業において、利害関係者に含まれる障害当事者が苦情申し立てを行う窓口等システムが提供されているか • プロジェクト実施に関わるカウンターパートに対する、人権や障害インクルーシブな都市・地域開発に関する意識啓発や能力強化を行ったか

出所： [58] [10]を基に調査チーム作成

第8章 防災・復興分野における障害主流化

8.1 ガイダンスノートが対象とする主な取組領域

JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略、以下 JGA）の「防災・復興を通じた災害リスク削減」、クラスター事業戦略「事前防災投資実現」（以下、防災・復興クラスター戦略）及び「社会保障・障害と開発」の JGA を基に、本ガイダンスノートで扱う取組領域を表 8-1 に整理する [1][2][3]。

表 8-1 防災・復興分野のガイダンスノートが対象とする主な取組領域

防災・復興クラスター	主な取組領域
① 自然災害リスク軽減に向けた事前防災投資	<ul style="list-style-type: none"> 特定ハザードに関する災害リスク削減全体計画・マスタープラン等の策定能力向上 事前防災投資事業計画の策定防災施設の整備・維持管理能力向上
② 総合防災体制構築に向けた事業及び活動	<ul style="list-style-type: none"> 防災計画・戦略等の総合的な策定能力向上 防災リスク理解に向けた気象及び関連ハザード観測体制能力強化 早期警戒、非構造物対策含めた防災計画・実施能力強化
③ 災害復興における活動	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画の策定、復興に向けた住宅事業 経済インフラ、防災インフラ等の復旧・復興事業 国及びコミュニティの脆弱性の克服に向けた事業

出所： [1][2][3]を基に調査チーム作成

防災・復興分野の JGA が災害復興で対象とする活動は、インフラや住宅等のハード面での復興を通じた災害リスク削減が中心のため、本報告書においても、社会・経済的な復興は基本的には対象外とする。

8.2 障害の視点から見る防災・復興分野の基本的理解

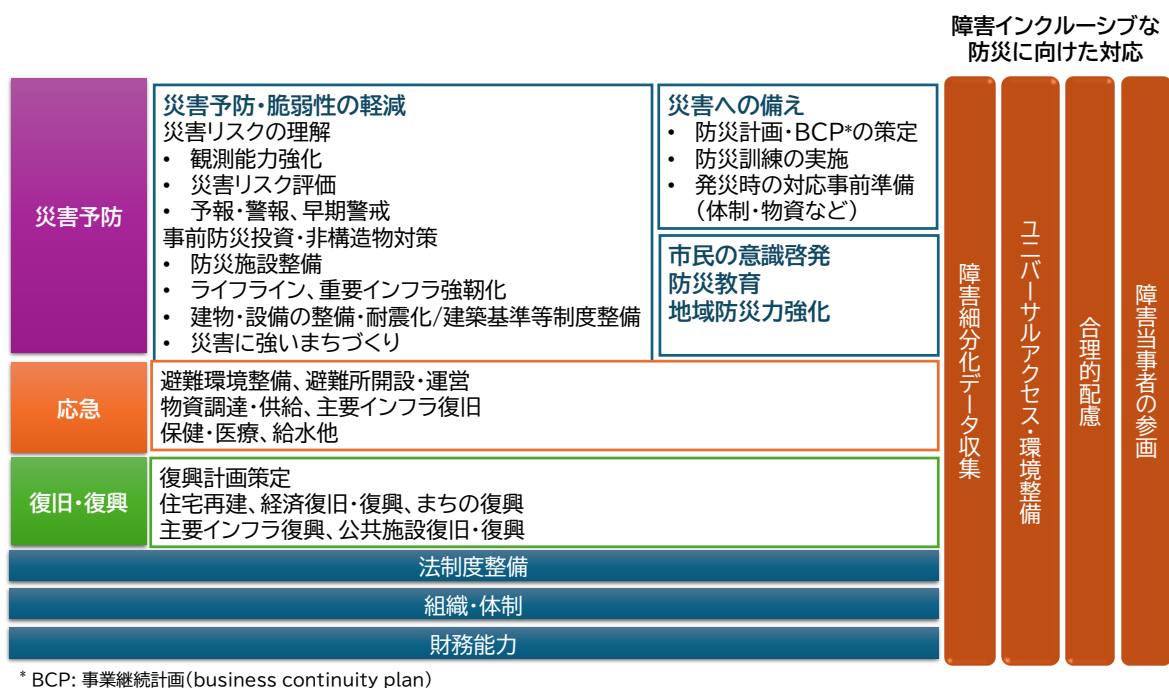
8.2.1 障害インクルーシブな防災・復興

障害インクルーシブなアプローチでは、障害者とみなされる人々に対する社会的排除や社会参加の制約そのものを障害と捉える「障害の社会モデル」を適用する。日本では、災害時対応について、以前は「災害弱者」として捉えていた対象を、適切な支援が提供されれば自立した対応が取れる「要配慮者」「避難行動要支援者」「災害時要援護者」として捉え、制度構築を進めてきた [4]。

さらに、障害インクルーシブな防災では、こうした障壁を取り除くだけでなく、防災・復興に向けた活動全般において障害当事者が積極的に参加することによって、障害者だけでなく、社会を構成する多様な人々の災害リスクの削減を図る [5]。

防災・復興では、災害リスク削減に向けたマルチハザード・アプローチに基づき、災害施策のタイムフレーム（災害予防、応急、復旧・復興）に沿った政策・施策が策定され、活動が行われる。図 8-1 は、こうした政策・施策と障害インクルーシブな防災に向けた対応（障害主流化の取組）の関係を示したものである。障害インクルーシブな防災では、障害細分化データの収集、障害者の直面する障壁

の除去と対応に向けたユニバーサルアクセスの適用や環境の整備、合理的配慮の提供、そして障害当事者参画が行われることが必要である [5]。



出所： [6]を基に調査チーム作成

図 8-1 防災・復興に関する政策・施策と障害主流化の取組

8.3 障害の視点から見る防災・復興分野の問題

8.3.1 防災・復興時における障害者の状況

障害者や高齢者などは、人口構成比に比べて災害時に死傷する割合が特に高い。東日本大震災では障害者の死者数の割合は全体の割合の約 2 倍というデータがある [7]。一方、災害によって避難を余儀なくされる障害者の数については、正確に把握できていない。国際避難民モニタリングセンター (International Displacement Monitoring Centre) によると、災害による避難民は、2019 年の時点で、全世界で 510 万人とされる。しかし、災害時の障害者に関するデータは非常に限られていることから、この数は過小評価された結果とされている [8]。

災害復興においても、障害者が直面する課題、その結果災害リスクに関連深い脆弱性のさらなる悪化など、障害者は災害による負のインパクトをより強く受けている可能性がある。例えば、居住場所の確保や雇用・教育機会へのアクセスの回復に困難をきたすことが多いと考えられる。生活再建に係る様々な制限、施設・サービス・情報に対するアクセス制限、経済機会等の制限により生活再建が進まないだけでなく、新たな負傷等による負担の増加など、貧困やその他社会・経済的な負担の増加が起りうる [9]。さらに、高い災害リスクにさらされている障害者は、気候変動による災害の激甚化に伴い、より深刻な負のインパクトを受ける可能性が高いことが指摘されている [10]。

8.3.2 障害者が直面する災害リスクと災害被害

(1) 高い災害リスク¹

障害と貧困は高い相関関係が指摘され、この点から個人やコミュニティがもともと置かれているハザードに対する「曝露」と「災害脆弱性」について留意する必要があることが指摘される [11]。障害者は教育・就業の制限、偏見やスティグマにより、貧困に陥っている者が多いが、こうした経済社会的な状況により、浸水や土砂災害等の被害を受けやすい地域など、条件や居住環境が不適切な地域に居住せざるを得ない場合も多い。そのため、ハザードに対して過度に曝露した地域に居住する者も多い。住居の構造や耐久性の不足から、地震による家屋の倒壊での死傷者も多いと考えられる。被災により新たな障害を負って、さらなる経済的な困窮など負のスパイラルに陥ることもある² [12]。

(2) 災害への備え（Disaster Preparedness）の課題

災害時に人命を守るため、あらかじめリスクやハザードを理解し、発災前に行動を起こす災害への備えが重要である。国連防災機関（UNDRR）の障害者に対する調査³では、適切な早期警戒があれば、「特に問題なく避難できる」と回答している割合は39%である一方、早期警戒があっても避難について17%が「非常に困難」、6%が「不可能」と答えている。一方、災害時対応について、個別計画を持っているかという質問に対し、2023年には84%が「持っていない」と答えている [13]。災害への備えや避難行動が十分にとられない理由を下記にまとめる。

1) 災害リスク・早期警戒に係る情報へのアクセス

UNDRR の調査では、居住するコミュニティにおいて、災害リスクに関する情報について44%が「あるかどうかわからない」と答えている。加えて、「アクセシブルな形態での提供がない」が12%であり、「情報が理解できる形で提供されている」と答えた割合は全体の11%であった [14]。例えば、早期警戒情報では、視覚・聴覚障害、知的障害等の場合、気象等の変化に気づくのが遅れるだけでなく、自治体等による早期警戒情報や避難指示等があっても画像、光、音声等に気づかず避難行動等に結び付けられないことも発生する⁴。

2) 防災に関する情報と災害への備えに対する意識の不足

障害者が災害に関する知識を十分に得られないという課題がある。バヌアツの調査では、調査対象となったサイクロン災害に先立って防災に関する知識があったという回答は、障害がない人に比べて

¹ 仙台防災枠組 2015-2030（SFDRR）では、災害リスクをハザード（人命の喪失、負傷、所有物への損害、社会・経済の停滞や環境悪化を及ぼす現象）、曝露（ハザードを受けやすい範囲にある状態）、脆弱性（災害のインパクトに対する感受性、感応度）、キャパシティ（当該のコミュニティや社会が持つ、災害リスク軽減、強靭性につながる様々な性質の総合）の要素で成り立つとしている [23]。

² Nossal Institute と Christian Blind Mission（CBM）の調査によると、バヌアツの熱帯低気圧 Pam の被災に関する調査では、障害者は障害のない人口と比較して2.45倍けがをする者が多かった [14]。

³ 対象は世界132か国、全体で約6,300人からの回答を分析したもの。2015年第3回国連防災世界会議に先駆け、2013年に実施した調査から10年を機に実施された [13]。

⁴ 例えば、聴覚障害者が防災無線に気づかないケースがありうる。

障害者のほうが低かった⁵。障害者の居住では、経済的な理由もあり、耐震などの災害リスク軽減の対応がなされていないことが多い。災害時の避難についても、具体的な避難場所・避難経路・避難方法等の検討など準備がなされていない場合が多い⁶。また、女性、子どもの情報受信や判断については、社会文化的な背景から、情報の発信だけでは避難行動や具体的な対策に結びつきにくいこともある [15]。

8.3.3 障害者が直面する応急時の課題

(1) 避難時の移動の制限と施設・サービス・情報通信等へのアクセス

障害によっては、避難行動を迅速に行うためには、補装具や介助の要否等の状況に対応した支援が必要となる。開発途上国では平時から補装具等を持っていなかったり、支援体制がなかったりすることもあり、そうした背景を踏まえた準備がなされていないと避難が困難となる。また人工呼吸器などの継続的な医療的措置が必要な障害者もいる。災害時には、道路・電力・通信等のインフラへのダメージから、平時に受けていたサービス等にアクセスできない事態も発生しうる [11]。加えて、偏見、受け入れ側の体制不備などにより、避難所の受け入れや滞在ができないケースも報告されている [16]。

(2) 応急時の課題

発災後の応急時には、様々な課題が複合的に起こるとともに、災害対応を行う自治体などの機関も被災している可能性もあり、迅速で十分な支援等を得ることが難しい。こうした中で、特に障害者が直面する課題について、①被災情報に係る状況共有と各種コミュニケーションの困難、②避難場所の生活環境、③物資へのアクセスについての課題例を表 8-2 にまとめる。

⁵ バヌアツのサイクロン被災者に対する調査では、障害のない人に比して障害者は、災害に関する知識習得の機会や避難等も含めた災害対応に関する知識を得る機会が少ないことが指摘されている。併せて、同調査では、障害者と障害のない人々の就学率の差についても重要な要素として指摘をしている [14]。

⁶ 日本での調査結果では、障害者が住居の耐震化などを行っている率は障害のない人と比較して低かった。また日本の在宅要介護高齢者の避難に関する意識調査では、介護度が高い人の避難に対する認識率が低い調査結果がある [17]。

表 8-2 避難及び応急時において障害者が直面する課題事例

課題	状況
被災状況や支援ニーズ等の通信・コミュニケーションの困難	<ul style="list-style-type: none"> 自治体等による障害者の安否確認の困難⁷ 災害情報、支援等に関する情報を得ることができない 周囲等へ支援ニーズの伝達に必要な通信・コミュニケーション環境がない
避難場所と生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 偏見、受け入れ側の体制不備などにより、避難所の受け入れや滞在ができない 【自宅・その他施設】 電力、給水等の公共インフラの不備、共同の水場など施設の破損、そこに至る通路の状況で利用できない 【避難所】 避難所におけるトイレ・シャワー等の衛生設備が利用できない（例：車いす等の利用者が使える仕様になっていないなど） 施設利用や各種サービス、被災状況等の情報を得ることができない 【衛生・安全】 女性が暴力にあうリスクがある 周囲との交流やコミュニケーションが取れず、心理的なダメージが増える 体を動かすことがないなどからの健康面の悪影響を受ける
食料品・日用品・薬品等へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 物資の配布場所にアクセスできず、物資などを確保できない サービスの有無、提供場所や提供方法の問題でサービスの利用ができない 物資配布、サービス等の情報を得ることができない

出所：障害当事者団体へのヒアリング、[11][17][18]などを基に調査チーム作成

応急時には、移動や情報・コミュニケーション手段へのアクセスが限られる障害者は安否確認、避難支援や救助要請などを行う手段が非常に限られる。また、避難所等の施設については、ジェンダーなどの要素との複合性、障害種や度合いなどによってさまざまな課題に直面する。女性に対する暴力などが発生する可能性も高まることもある。適切な避難施設がなく、自宅や場合によっては屋外などでの避難を余儀なくされる人々も少なくない。

8.3.4 障害者が直面する災害復興時の課題

災害復興時に障害者が直面する課題には、災害復興による生活再建、被災を教訓とした将来の災害リスク削減の取組への包摂という2点が挙げられる。前者について、東日本大震災など日本国内及び海外の復興時に障害者が直面した課題例を表 8-3 にまとめる。

⁷ 東日本大震災の際には、安否確認に障害当事者団体が会員名簿を使うなどして安否確認を行ったが、個人情報保護の規定や、避難所以外の場所にとどまる人も多かったことなどから、避難実態の把握に時間を要した [18]。

表 8-3 災害復興において障害者が直面する課題例

課題	状況
住居・生活環境の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の土地への移住や避難先での定着を余儀なくされる ・ 身体的な障害、経済的な理由から自力での住宅の再建に時間がかかる ・ 住宅等が提供された場合でも、玄関、トイレ、浴室など障害者、介助等の対応に適さず利用できない ・ 共同の水場、トイレ等の施設、交通施設などにたどり着けない、またはあっても補装具の有無や仕様によって利用できない ・ 道路インフラ等の損害により移動が困難になる
日常のサービスアクセスの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資等へのアクセスが困難（移動の困難、情報アクセスの課題） ・ 被災、避難等の過程で補装具等を紛失、その後入手できない ・ 近隣の支援者や各種サービスが不在
復興支援、補償等へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興支援・補償等に関する情報を得られない、知らない ・ 支援、補償等の受給資格等を認められない ・ 補償や支援を受領するために行政機関に行くことができない、または手続きを自分で行うことが難しいため、支援・補償を受けることができない
雇用確保と就労の困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労していた職場を失う ・ 適切な職を見つけることが困難

出所： [18][19][20][21][22]を基に調査チーム作成

災害復興は、生活再建を進めつつ、将来の災害リスクを可能な限り削減していく「より良い復興（Build Back Better: BBB）」を進める機会とも言える。しかし、実際には、災害リスクがより高まる可能性もある。例えば、障害の有無に関わらず国内避難民となることもある。被災者の多くが、雇用や生計の回復に困難を抱える⁸。また、地震災害では、負傷により障害を負う者も多いが、こうした障害者への支援では、復興支援段階で車いす等補装具の供与など一時的な支援に限られ、住居の改修、生業の再構築、コミュニティとの協力関係の形成などまで支援が追い付かないことが多い [9]。

また、障害者の課題解決という点でも、災害復旧後も各種施設でのバリアフリーなどが進んでいない、障害者への偏見が残り、コミュニティとの協力関係が進まないなどの問題が指摘される [22]。

⁸ 台風ヨランダの被災後のフィリピンでの調査では、地域の商店等がなくなり、生活用品やサービスが得られず生活水準が下がったことや、生業を失ったこと、その分の減った収入を借金などして対応していることなどが報告されている [53]。

8.4 防災・復興分野における障害主流化の重要性

防災・復興における障害主流化を行うことは、人命喪失の回避に加え、災害リスクと貧困の負のスパイラルに陥る可能性を断ち切り、インクルーシブな経済開発を進める上で欠かせない取組と位置付けられる。障害者に対する災害被災のインパクトは、データ整備が十分でないことから十分にわかっていないことも多いが [11]、災害リスク軽減につながるハザードのインパクトや曝露軽減に取り組む必要があると考えられる。

その中で、障害者を防災の取組に包摂することは、高齢者や子どもも含めた幅広い層への災害リスク削減・管理につながるため、正のインパクトの増幅が期待できる。また、特にハード面等での対策では、計画時に様々な裨益者を想定したユニバーサルデザインなどのコンセプトを踏まえておく方が、総じて施設のライフサイクルのコスト低減につながる [11]。このような背景を踏まえて、国際社会においても防災・復興における障害主流化の取組を進めてきており、案件レベルでの障害主流化はこれに貢献するものと位置付けられる。

8.4.1 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

ゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」のもとで、能力強化、社会的・経済的・政治的な包摂、法の下での平等、機会均等を目指している。また、防災・災害復興について特に関連深いのは、貧困撲滅（ゴール1）、都市（ゴール11）、気候変動（ゴール13）であり、仙台防災枠組2015-2030（SFDRR）に沿った目標の達成が掲げられている。なお、ゴール1（貧困撲滅）のターゲット1.5、ゴール11（都市）のターゲット11.5、11b、ゴール13（気候変動）の13.1は共通指標を採用している。

- 〔ターゲット1.5〕 2030年までに貧困や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害への曝露や脆弱性を軽減する。
- 〔指標1.5.1〕 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数
- 〔指標1.5.2〕 グローバルGDPに関する災害による直接的経済損失
- 〔指標1.5.3〕 仙台防災枠組2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数
- 〔指標1.5.4〕 仙台防災枠組に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合

〔ターゲット11.5〕 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

〔ターゲット11b〕 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

〔ターゲット13.5〕 すべての国において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

8.4.2 障害者権利条約（CRPD）の履行

障害者権利条約（CRPD）は、障害者の人権及び基本的自由の享受を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、あらゆる分野に広く適用される包括的な規範である。第3条では、個人の自律・自立の尊重、社会への完全かつ効果的な参加及び包容、機会の均等、施設及びサービス等の利用の容易さ、男女の平等などが「一般原則」として示されている。第4条（一般的義務）では、条約履行に係る立法・行政措置の義務付け、ユニバーサルデザインの製品やサービスの推進、第10条では、生命に対する権利が規定されている。さらに、防災・災害復興を進める際に関連深い条文では、第9条の施設・サービス利用の容易さ、第19条の自立した生活及び地域社会への包容が挙げられる。

また、発災前後の避難・復旧に関わる条文として、危険な状況及び人道上の緊急事態に関する第11条が挙げられる。災害復興局面では、土地利用やインフラへのアクセス、経済社会復興等の要素も含み、法の前に等しく認められる権利（第12条）など、関連条文についても留意する必要がある。防災・災害復興では障害者権利条約（CRPD）の原則に則り、支援相手国の条約の履行に貢献する形での支援が求められる。

8.4.3 JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献

防災・復興分野のJGAでは、自律的な防災関係組織の確立を通じて、災害被害の死者、被災者数、及び経済損失の削減へ貢献するとしている。災害時に相対的に死傷率の高い障害者を災害リスク削減・復興のガバナンス体制に組み込み、ニーズに対応した取組を行うことは、被災者を減じるだけでなく、高齢者、子どもといった災害弱者も同時に考慮した支援を展開することになるため、JGAの目的の達成に貢献する。

8.4.4 仙台防災枠組 2015 - 2030（SFDRR）達成への貢献

仙台防災枠組 2015-2030（SFDRR）は第3回国連仙台防災会議で採択された合意文書で、先行の兵庫行動枠組を踏まえて策定された。「人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減する」を目的とし、ハザードへの曝露と脆弱性の軽減、強靱性の強化を包括的に追求するゴールを設定している。また、指針（Guiding Principle）においては、特に19条で（d）全社会型（all-of-society）参画と協力の必要性、（g）マルチハザード・アプローチ、障害の有無などの別で集計されたアクセシビリティの高い情報の共有による包摂的な政策決定など、障害インクルーシブな防災の基本的なアプローチを示した。

SFDRRでは、7つのグローバルターゲットとともに、災害リスクの理解（優先行動1）、災害リスク管理に向けたリスク・ガバナンス（優先行動2）、強靱性の強化に向けた災害リスク削減への投資（優先行動3）、効果的な応急対応のための災害への備えの強化とより良い復興（BBB）（優先行動4）を設定している。優先行動4では、障害者、女性など様々な主体のエンパワメントやインクルーシブな取組を求めている。また、特にSFDRRでは、ステークホルダーとの連携が不可欠な要素とされ

ている。災害リスク評価、防災計画・活動立案・実施においては、市民社会、ボランティア及びボランティア団体とコミュニティ団体等ステークホルダーとの連携が重要であり、特にユニバーサルデザインなど必要・留意事項を踏まえた上で、障害者及び障害当事者団体との連携が不可欠であるとしている [23]。

8.4.5 人道憲章と人道に対する最低基準（スフィア基準）の適用

人道支援分野では、紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的として、1997年にNGOグループ、国際赤十字・赤新月運動によってスフィア・プロジェクトが立ち上げられた。このプロジェクトを通じて、人道危機の影響を受けたすべての人々の権利についての共通認識を明文化した人道憲章（The Humanitarian Charter）、権利保護の原則（Principles of Protection）、人道支援の最低基準（Core Humanitarian Standards：CHS）が定められた。CHSは、人道援助機関やNGO等が共通して使用する基準であり、人道支援の妥当性の確保、人道支援が必要とされる形と時宜での提供などの行動の規範を9つのコミットメントとして定めている。さらに、「人間の存続のために必要不可欠な4つの要素」として、①給水、衛生、衛生促進、②食糧安全保障及び栄養、③避難所及び避難先の居住地、④保健医療を挙げ、各要素に対して詳細な数値を含めた基準を設定している。

原則として、支援への偏りのないアクセスを掲げ、障害者などが直面する障壁に着目した活動計画の策定の必要性を示している。さらに、例えば、避難所及び避難先の居住地については、避難から応急時期の避難場所に関する基準だけでなく、復興時の居住形態や居住場所のシナリオ、土地の使用権の有無、将来の強制立ち退き等のリスクなどへの留意、他の分野やサービスへのアクセスなど、活動の計画から支援提供に関するガイドラインがまとめられている [24]。

8.4.6 関連する国際動向

防災・災害復興分野では、上述の国際的な動きに加えて、地域別の障害者包摂の動きがあり、法制度整備や知識共有等の取組が進められてきた。以下に事例を示す。

(1) アジア太平洋の障害者の「権利を実現する」インチョン戦略（Incheon Strategy to "Make the Right Real" for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific）

国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）は、「アジア太平洋障害の10年（1992-2012、その後10年延長）」及び「びわこミレニアム・フレームワーク」の成果を踏まえ、2012年にインチョン戦略を採択した。同戦略では障害インクルーシブな災害リスク削減（Disability Inclusive Disaster Risk Reduction: DiDDR）を打ち出した。また、実施状況について各国がモニタリングを行った。防災・災害復興に関しては、目標7に示されている（表8-4参照）。

表 8-4 アジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略の防災・災害復興関連事項

目標7 障害インクルーシブな災害リスク軽減及び災害対応を保障すること	
ターゲット	7.4 障害インクルーシブな災害リスク削減計画を強化する。
主要指標 (Core Target)	7.B 災害への対応にあたり、障害者に対して速やかに、かつ適切な支援を提供する対策の実施を強化する。
補助的指標 (Supplementary indicators)	7.4 災害で死亡した、または重傷を負った障害者数 7.5 被災した障害者を支援する能力のある心理的・社会的支援サービス担当職員の有無 7.6 災害のために準備され災害に対応できる、障害者のための支援機器及び支援技術の有無

出所：[25]を基に調査チーム作成

本戦略は 10 年のスパンで実施され、参加国は UNESCAP に対して実施状況を報告している。2022 年に行われた実施報告では、防災分野に重点を置くとした国は、2013 年から調査が実施された時点（2022 年）までの調査対象国全体のうち 13.6%であった。しかし、2024 年以降、2030 年までの優先事項とした国は 40.9%となっており、今後、障害者の災害リスク削減への取組に重点を置く国が増加する可能性が示唆される [26]。

(2) 障害と災害リスク管理に関するダッカ宣言 (Dhaka Declaration on Disability and Disaster Risk Management)

本宣言は、2015 年に開催された「ダッカ障害と災害リスク管理会議 (Dhaka Conference on Disability & Disaster Risk Management)」において採択されたもので、政府、国際機関、NGO、障害者と障害当事者団体、学術機関、専門家など様々なステークホルダーが効率的に協力することを掲げている。具体的には 5 年間にわたり、障害者権利条約 (CRPD) や SFDRR に沿って、防災分野への障害対応を行う各国政府フォーカスポイントの設置や政策策定、地域におけるプラットフォームの形成などを目指す [27]。

(3) 障害者の権利大洋州フレームワーク 2016-2024 (Pacific Framework for the Rights of Persons with Disabilities 2016-2024)

2010 年の大洋州障害に関する地域戦略 (Pacific Regional Strategy on Disability:2010-2015) の評価と障害者権利条約 (CRPD)、インチョン戦略、SDGs を踏まえて策定されたものである。本戦略は、大洋州各国政府の障害者の権利擁護と確保、取組の促進を支援し、各国政府の協力のもと、調整と協力を促進するための地域枠組みの構築を目的としている。また、ゴール 4 に災害リスク管理を挙げ、気候変動の適応施策や災害リスク管理計画・政策において、障害者を含めた対応を進めることとしている [28]。

8.5 防災・復興分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁

8.5.1 防災・復興分野における障壁の具体例

防災・復興分野において障害者が直面する課題の要因の一部となる障壁について表 8-5 に整理する。各障壁は、防災・復興に関わるすべてのプロセスにわたって存在しており、重層的に関連している場合がある。例えば、防災計画の段階において、政策・制度的障壁だけでなく、物理的・情報・コミュニケーションの障壁により障害者の計画策定への参加が限られれば、有効な対策が盛り込まれない可能性があることなどが挙げられる。また、平時においても介助を必要とする障害者を想定し、発災、復興時を通じて物理的、人的な支援の提供に関する障壁について十分に留意する必要がある。

表 8-5 防災・復興分野で障害者が直面する障壁

障壁	障壁と具体例
物理的障壁	<p>【交通機関・道路等の状況（発災後はその復旧度合いも含め）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所、応急復興時必要なサービスの配布場所、移動経路がアクセシブルでない。 <p>【インフラ・建物等の設計・デザイン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育・医療機関、災害時避難所、公共サービス拠点の施設設計がバリアフリーでない。 復興時の仮設住宅や復興住宅のアクセス、設備等がバリアフリーでない。 個人の住居について、耐震や住居内の移動のしやすさへの対応が十分でない。 <p>【人的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動に加え、生きるために必要な介助（食事、排せつ等）や支援が提供されない。
情報面の障壁	<p>【ハザード情報、防災計画の情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハザードや防災計画に関する情報が、アクセシブルフォーマットで提供されない（点字、音声、手話、分かりやすい言語や図・絵などの活用）。 <p>【気象・災害情報・早期警戒】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象・災害情報、早期警戒がアクセシブルフォーマットで提供されない。 <p>【公共の支援・サービス・物資に関する情報】</p> <p>応急・復興時のサービス・物資配布等に関する情報、各種支援や復興時の補償等に関する情報がアクセシブルフォーマットで提供されない。</p>
政策・制度的障壁	<p>【法制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害関連法の中で障害者に関する対応を明確にしていない。 障害者の権利に関する法制度や災害関連法での関係する事項の施行に向けた細則等が策定されていないなど、施行・執行に向けた法制度が整備されていない。 障害者の補償や支援に対する権利を認めない。 障害者の独立性を確保し、家族の介助を前提としない制度設計となっていない。 <p>【政策・計画における対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災計画・復興計画が障害者に関する取組について言及していない。 政策・戦略、計画策定プロセスにおいて障害当事者（団体）が参画していない。 <p>【防災におけるガバナンス体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各担当ライン省庁、中央－地方、地域社会、障害当事者（団体）などの多様なアクターの調整による障害インクルーシブな防災ガバナンス体制が構築されていない。 <p>【復興における補償、サービス手続きの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興時の補償や支援等のサービスについて、書類の準備、窓口へのアクセスなどの課題から適切な受給が不可能。

障壁	障壁と具体例
	<p>【財政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の災害への備えを対象とした予算措置がない。
意識上の障壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方行政、防災関連機関、地域社会において、障害者の状況への理解や防災に向けた包摂の重要性への認識が十分でない。 ・ 行政職員側の理解不十分により障害者のニーズに対応するサービスが提供されない。 ・ 障害者に対する偏見や差別から、防災・復興活動への障害者の参加が阻害される。

出所： [20]を基に調査チーム作成

8.5.2 事前投資、災害リスク管理、復興における障壁とその性質

上記で説明した防災・復興に係る障壁については、事前防災投資、災害リスク削減・管理、復興の各段階で障害者が直面する課題につながっている。また、複合的な障壁や横断的な障壁として、障害を包摂した防災ガバナンス体制も含めた政策・制度的障壁が挙げられる。以下、防災・復興への取組の段階と横断的障壁についてまとめる。

(1) 事前防災投資に関する障壁

事前防災投資においては特定のハザードを想定した事前防災設備投資に向けた計画策定、施設整備等に向けた能力向上、施設整備を想定している。特定ハザードに対する計画策定、施設整備の対象としては、①障害者含めた地域住民の利用が想定される施設（教育・医療施設、防災関連機関庁舎などの公共建造物、避難施設）、②治水・砂防等特定ハザードに対応する大規模施設で一般的な市民等の直接の利用が想定されていないものがある。このうち、①については、災害時の避難所や公共サービス機能を維持する施設等が含まれ、障害者の利用も想定される。こうした施設の物理的アクセシビリティが十分でない場合、障壁となる可能性がある。

一方、②の大規模インフラ整備については、一般的に規模、事業の場所、工事等の性質、調達・雇用の状況や土地収用・住民移転の有無による周辺住民や経済活動への影響がありうると想定できる。こうした事業における障壁の考え方については、「8.5.3 大規模インフラ整備」にまとめた。

(2) 災害リスクの理解及びリスク管理に係る障壁

事前防災投資で防ぎきれない残余リスクに対しては、政府、地域やコミュニティ、そして個人レベルで災害への備えを進める。この段階における障壁は、災害に関する理解、ハザードや早期警戒情報などの情報・コミュニケーションに係る障壁、防災措置や避難行動に備える体制づくりに向けた政策・制度、さらに障害者に対する意識上の障壁が挙げられる。防災措置や避難行動については、障害者のニーズに対応した情報のフォーマットや提供方法などの障壁に加え、平時の障害者の避難訓練や教育・地域活動への参加機会に限られることにも着目する必要がある [29]⁹。障害者側が知識を得る機会が少ないことが、災害理解や避難行動への準備に向けた能力強化に影響を及ぼすことが指摘される。

⁹ 日本で実施された2017年の日本障害者リハビリテーション協会による全国自治体調査では、障害者の地域の防災訓練への参加があると答えた自治体は全体の24.8%にとどまった [42]。

また、避難行動をとるにあたって移動の困難などに対応するためには、人的支援などの対策を検討する必要がある。こうした対策は、行政に加え、地域やコミュニティでの平時のネットワークや人間関係も重要な要素となる¹⁰。このように、複数の障壁が重層的に作用し、防災計画を策定しても、避難訓練などによる具体的な動きや実施可能性の確認などが不十分であるなど、災害発生時にインパクトを与えることになる。

(3) 復興における障壁

発災後の緊急対応から徐々に生活再建、復旧復興を進める中で今後の災害に対するリスク軽減を図る措置を並行して進める局面では、住居や生活再建に関する支援の物理的なアクセシビリティ、補償や支援に関する情報アクセスなど、短期的な取組に加え、長期的な災害リスクの低減に向けて、都市・地域開発や経済開発など他の分野での取組との調整と役割分担も必要である。

障害者と障害当事者団体が復興計画策定に参加する際には、様々な障壁があると考えられる。法制度面の不備、被災による行政能力の低下、偏見・差別等、様々な理由から障害者の有意義な参加が阻害されることに特に留意すべきである¹¹。

(4) 政策制度及び計画の施行・執行の確実性

防災・復興の取組の中に障害者の視点を有効に組み込み、確実に災害のインパクトを軽減したり早期の復興に結びつけたりするためには、防災・復興政策における障害者の権利の位置付けを確認し、具体的な施策の施行、執行につなげる必要がある。政策・制度面での障壁は、①政策・制度の整備状況、②執行に向けたガバナンス構造、③障害当事者の参加の3点から構成される。

①については、世界銀行によるカリブ諸国9か国の調査において下記の課題が指摘された [30]。

- 障害者の権利に係る法令の執行に向けた細則等施行のための法令等が未整備
- 災害リスク削減や災害時対応に係る法令と施行に係る法令は整備済みだが、障害者に対する対応の言及がない

これは障害者の権利に関する政策を施行することが困難であることに加え、防災・復興の枠組みの中での対策を担保する仕組みが形成されていないということになる。

②については、防災・復興、そして障害に係る行政機構は、関係する複数のライン省庁、中央－地方政府・自治体の重層的な構造になっているが、政策実施においては行政機構が断片化しており、有効な機能に向けた行政の能力強化が必要であることが指摘される [30] [31]。

¹⁰ 障害当事者団体へのヒアリング

¹¹ 震災直後には、例えば、被災障害者を支援するみやぎの会が2011年に当時の宮城県知事あて要望書を提出し、県及び市町村の震災復興計画策定に係る会議への障害者参画を要望している（出所：<https://jdf-hq-hp.normanet.ne.jp/demand/20110823.html>）。一方、内閣府が実施した東日本大震災被災の市町村向け復興計画の策定状況に関するアンケート調査では、復興計画で重視した内容として「安全なまちをつくる」と回答した市町村は全体の90%であったが、「障害者等の意見を反映させる」と回答した市町村は35%にとどまり、選択肢の中で最も低い割合であった [52]。

③に関して、防災計画に関する UNDRR の調査では、地域の防災計画が障害者のニーズを踏まえた内容となっていると回答した障害者の割合は8%にとどまった¹²。防災計画策定への障害当事者の参加について法制度で明確に規定されておらず、計画策定に参加する仕組みがない国もある [32]。

一方、障害者が政策制度や計画の策定に参加する際にも様々な障壁に直面することが指摘されている。政策、制度、計画等策定に係る作業等プロセスにおいて、会議や情報共有等の具体的な実施方法に見られる障壁の事例を表 8-6 にまとめる。

表 8-6 政策・制度、計画策定プロセスにおいて障害者が直面する障壁

障壁	障壁と具体例（カッコ内は特に関連深い障害種例）
物理的障壁	・ 会議等の会場への交通、建物等のアクセスが困難
情報面の障壁	・ 政策・制度、計画の内容についての情報がアクセシブルフォーマットで提供されない
意識上の障壁	・ 政策担当者、行政官の障害に対する理解不足、偏見 ・ 政策担当者、行政官の能力不足

出所： [11] [32]を基に調査チーム作成

8.5.3 大規模インフラ整備

事前投資や復興支援にあたっては、防災施設や公共施設、住宅等のインフラ整備事業が実施されることもある。その際には、インフラとそれを通じて提供されるサービス自体へのアクセシビリティに加えて、事業実施時に必要な配慮事項についても留意する必要がある。計画に関する周知、居住地移転も含むインパクトや補償等、権利や要望を伝えるための情報コミュニケーションや苦情処理等が挙げられる。また、災害では、多くの障害者が職業や生計手段を失う可能性があり、復興時の生計の回復や労働における社会参加の点も重視される。プロジェクトにおける雇用、現金給付プログラム等への参加に対する法的、差別・偏見などの障壁についても留意する必要がある [33]。

8.6 防災・復興分野における障害主流化に向けた対策と取組

8.6.1 防災・復興分野における障害主流化対策の項目

障害インクルーシブな防災・復興分野の事業を実現するためには、前項で述べた様々な障壁を除去するとともに、防災・災害復興分野の施策・制度設計・計画策定時から障害当事者が参画した障害主流化の取組を進めることが重要である。このために、障害者に対する差別や偏見を除去し、障害者の権利保護やアクセシビリティの確保を明確に位置付ける法制度整備やそれを実施する行政機関の能力強化が必要となる。第3回国連防災世界会議のインクルーシブ防災に係る会合等でも確認された「わたしたちのことを、わたしたち抜きに決めないで (Nothing about Us, Without Us)」を原則とし [34]、障害者の実質的な関与による対応の検討・実施方法を取り入れることが求められる。

¹² 地域の防災計画策定への参加ができていないと回答した割合は86%に達した [13]。

災害リスク管理、応急の局面では、地域でのコミュニケーションや支援が欠かせない。こうした対応を無理なく実施できる障害インクルーシブな地域づくりについては、防災分野だけでなく、セクター横断の取組と連携したアプローチも必要である。さらに、SFDRRが指針として挙げるとおり、災害リスク削減に向けた取組には正確で詳細に分類された障害者に係るデータを用いた、包括的かつ科学的な情報に基づいた意思決定が欠かせない。政策・戦略、上流の計画から各種事業、活動の実施方法まで、それぞれの段階の設計・デザインに適切なデータを活用することが必要となる。障害種別や居住地域等に分類したデータは、避難及び発災後の対応を展開する際に重要な情報となる。

8.6.2 障壁に対する取組事例

(1) 国内・海外における障壁に対する取組

前項で述べた障壁に対する取組の例及び好事例を表 8-7 に記載する。このような取組には、コミュニティや自治体レベルでの支援も含まれ、規模や主なカウンターパート等の点から、単純な比較や参照は適切でないものもある。しかし、活動における障害細分化データの収集や地域の障害当事者団体との協力体制の構築などの点で参考となる事項もある。

表 8-7 防災・復興分野の障壁に対する取組の例と好事例

障壁と取組対象	対応方法	JICA、他機関、日本国内の事例
物理的障壁の除去		
避難時の移動の困難	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時避難についての計画策定 	<p>【日本】避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、指定福祉避難所の指定</p>
建物、インフラ等のアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン採用 建築物の国際標準化機構（ISO）基準採用 アクセシビリティに関する基準設定と遵守 	<p>【世界銀行】アクセシビリティに関するテクニカルノートの作成、大規模インフラ整備、都市計画などに関するアクセシビリティ確保のガイドライン作成</p> <p>【日本】仮設・復興住宅の仕様ガイドライン作成</p>
重要インフラの設計・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 教育・医療機関等重要インフラの強靱性やアクセシビリティの確保 避難所等の設計、設備に関するマニュアル等の整備 インフラの整備・設計における障害当事者（団体）の参加 	<p>【JICA】バングラデシュにおける多目的サイクロンシェルター建設</p> <p>【世界銀行】ルーマニアにおける地震等災害時の避難所も兼ねる消防署の改築支援</p> <p>【ADB】バングラデシュのベンガル湾沿岸地域におけるコミュニティ参加による排水設備、地域の広場などの計画、設計、設置</p> <p>【NGO】フィリピンにおけるコミュニティインフラの整備マニュアル作成における NGO や障害者団体の参加</p> <p>【日本】避難所運営に関するマニュアル作成</p>
情報・コミュニケーション障壁の除去		
災害リスクに関する情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 障害に配慮したハザードマップの作成 	<p>【日本】障害対応ハザードマップの作成</p>
気象・災害情報、早期警戒	<ul style="list-style-type: none"> 気象・災害情報、早期警戒の伝達方法の改善 	<p>【JICA】インドネシア国地震・津波観測及び情報発信能力向上プロジェクト（地震・津波情報伝達フロ</p>

障壁と取組対象	対応方法	JICA、他機関、日本国内の事例
		一、プロトコル作成、情報伝達訓練、障害者向けの教材作成 【日本】気象・災害情報、早期警戒警報の伝達方法の複数メディアの活用防災行政無線、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策促進法の制定 [35] 【オランダ】アプリを使ったインクルーシブ警報の展開 [36]
政策・制度障壁と障害者・障害者団体の政策策定・実施への関与		
法制度の整備	・ 防災・復興における障害者の権利や配慮の明確化	【インドネシア】障害者法で、中央、地方政府の障害者に対する適切な滞在・居住地を確保する義務を有する旨を明記 【世界銀行】資金支援拠出、活動内容についての交渉で相手国の努力事項として協議
	・ 国内法の整備、施行細則等施行に向けた規則・基準、標準運用ルールなどの整備	—
	・ 災害リスク削減、障害者の権利を保護する各分野の国際的な規範、基準の適用（例：建築基準）	【世界銀行】建築基準の設定に関する技術協力 [37]
政策・制度、計画策定の体制強化	・ 障害に係るフォーカルポイントの任命 ・ 障害者及び当事者の関与による政策・計画等の策定、実施、モニタリング・評価の実施	【NGO】バングラデシュにおける Gaibandha Model による障害者のエンパワメント、災害リスク削減に向けた活動についての主体的な関与など
障害主流化に係る政策策定、実施に係る行政官の育成	・ 行政官の意識啓発、技能強化	【JICA】エクアドル国地域における障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災の実施能力強化（国別研修）、障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災制度強化を通じたインクルーシブ防災条例策定支援（国別研修）、チリ国防災インクルーシブなレジリエント都市（第三国研修） 【世界銀行】防災手法に関する実務者向け研修
障害当事者の地域防災計画、活動への参画の仕組みづくり	コミュニティ、障害当事者の防災に係る計画策定の制度構築	【日本】地区防災計画制度における障害当事者（団体）の参加
	コミュニティ、障害当事者による防災に係る計画策定	【NGO】バングラデシュにおける Gaibandha Model による障害者のエンパワメント、災害リスク削減に向けた活動についての主体的な関与など
障害の状況等に分類されたデータの収集		
	復旧局面での被災者情報収集	【オーストラリア】メルボルン大学 Nossal Institute と Christian Blind Mission (CBM) によるバヌアツにおける被災調査
	地域のプロファイリング等	—

出所：各種資料を基に調査チーム作成

このほか、大規模インフラ整備においては、日本では、大規模インフラ整備におけるバリアフリー、平時における施設の多目的利用等を想定した設計を導入している [38]。また、JICA では課題別研修による行政官に対するインクルーシブ防災に向けた能力強化も行っている。

(2) 国内における取組

日本の防災・復興分野での障害者の包摂は、度重なる災害における障害者・高齢者の被害を受けて、徐々に法制度整備が進められてきた。災害復興を契機に政策・施策の改善、さらに被災地域において支援にあたる障害当事者団体など当事者の関与が進められてきたことが制度改善につながっている。

災害発生の可能性が高まるなか、必要な措置を要する「災害弱者」という概念が1991年度版防災白書で言及されたのち、2004年新潟・福島豪雨水害、台風23号水害、中越地震の際の高齢者や障害者の被災状況から、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが作成された。また、障害者を「医療モデル」に基づき、機能障害により「何らかの能力がない、できない人」と捉える「災害弱者」ではなく、障害者の社会参加を阻む障壁を問題とする「障害の社会モデル」の観点から [4]、「災害時要援護者」の概念が考案された。さらに、東日本大震災の被害を受けて、2013年に災害対策基本法を改正し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するものを「要配慮者」とした上で、このうち、避難において特に必要な措置を要するものを「避難行動要支援者」と定めた。これにより、避難行動要支援者の名簿を作成、地方公共団体の災害時の対応計画でも活用を促した [34]。

また、2013年の災害対策基本法を受けて、防災基本計画が修正され、地域防災計画への女性、障害者を含む多様な主体の参画が明記され、上述の避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者、障害者の避難誘導、安否確認についての体制整備について言及している。併せて、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定するとともに、「避難所運営ガイドライン」「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」などを整備し、自治体等における取組の促進を図っている [39][40][41]。

一方、2017年の調査では、障害者の防災計画策定への参加状況は限定的であることが認められた。地域防災計画への障害者の関与については、回答自治体（516自治体）のうち、地方防災会議に障害者が委員として参加している自治体は6.0%、地域防災計画の策定にあたって障害者への意見聴取などを行う自治体は6.4%であった。障害者が参加する地域の協議会等での防災についての協議や障害当事者団体へのヒアリング実施はそれぞれ8.7%、11.6%であったが、障害当事者団体との有効な協力などにより障害者が関与した政策・制度策定の体制づくりは引き続き取り組んでいく必要がある [42]。

(3) ドナー・国際機関による取組

1) 世界銀行・災害削減復興グローバル・ファシリティ（GFDRR）

世界銀行の事業における取組では、事業全体に対する環境社会配慮に関する方針とガイダンスに加え¹³、アクセシビリティに関するテクニカルノートを作成している。テクニカルノートではデジタル情報等の設計、防災セクターも含めた各セクターで整備するインフラ、施設整備、仕様において留意すべき点をまとめている [43]。

¹³ Environmental and Social Framework (ESF)、Environmental and Social Assessment (ESA)

また、防災・復興分野では、マルチドナーのパートナーシップである GFDRR（Global Facility for Disaster Reduction and Recovery）において防災分野の資金協力、技術協力、調査研究等を行っており、防災に向けた政府や関係者の能力向上、アドボカシーを進めている。GFDRR では、災害リスク管理、復興プロセスにおける障害を包摂したプロジェクトの実施ガイドラインを策定している [31][20]。

2) UNDRR 強靱な都市づくり (Making Cities Resilient 2030: MCR2030)

UNDRR の取組では、オペレーションにおける障害インクルージョンの方針の策定と、SFDRR の実施に向けたデータ整備に関する方針の整理、災害リスク削減・気候変動に係るテーマ別グループ（Stakeholder Group of Persons with Disabilities: Thematic Group on Disaster Risk Reduction）との協力など、障害当事者団体とのパートナーシップ形成を進めている。

また、世界の都市が参加する「強靱な都市づくり（Making Cities Resilient 2030: MCR2030）」を実施している。MCR2030 は、JICA をはじめ、国際機関、国連機関、国際赤十字委員会をコア・パートナーとして 2020 年に設立され、10 年間のプログラムとして活動を開始している。地域ごとの調整委員会を統括する Global Coordinating Committee は UNDRR 代表と Resilient-City Network の事務局長が共同議長として統括する。都市が 2030 年までに包摂的、安全、強靱、持続可能となるため形成されたイニシアチブで、①エビデンスに基づく情報を提供し、各都市の災害リスク削減と強靱性に向けた各都市の理解を深める、②地方政府の資金アクセス、計画策定能力、能力強化を通じて地域の強靱性を高める戦略や計画の実施を支援することを目的としている。参加都市は強靱性ロードマップを用意し、各自の取組の進捗状況をスコアカードで評価し、他国の他都市と共有することでピアレビューと知識・経験の共有を図っている。現在 92 か国、1,800 以上の都市が参加している [44]。

MCR2030 では、災害リスク軽減と都市の強靱性の取組に障害者を包摂した取組を評価するために、スコアカードに追加する形として、Annex for Inclusion of Persons with Disabilities V1.0 を作成した。基本 10 要素に対する評価設問内容は表 8-8 のとおりである [45]。

表 8-8 MCR 2030 障害者の包摂に関する追加指標

<p>Essential 1 強靱性の向上に向けた組織 Q1.1 誰一人とりのこさない Q1.2 組織、調整、参加</p> <p>Essential 2 現在と将来のリスク・シナリオを特定、理解し、活用する Q2.1 障害を包摂したリスク分析とリスク・シナリオのデザイン Q2.2 カスケード効果</p> <p>Essential 3 強靱性向上への財務能力の強化 Q3.1 インクルーシブな財政メカニズム</p> <p>Essential 4 強靱な都市開発 Q4.1 インクルーシブで強靱な都市デザイン Q4.2 建築基準法と基準（国、地方自治体による建築基準でのアクセシビリティの扱いの有無）</p>	<p>Essential 06 強靱性向上に向けた制度のキャパシティ強化 Q6.1 キャパシティ向上と強靱化に向けた包摂 Q6.2 アクセスできる言語</p> <p>Essential 7 強靱性に向けた社会のキャパシティの理解と強化 Q7.1 障害当事者（団体）の積極的な参加 Q7.2 障害当事者（団体）による能力向上と同団体に対する能力向上</p> <p>Essential 8 インフラの強靱性の向上 Q8.1 暴力からの保護</p> <p>Essential 9 効果的な緊急応急対応の確認 Q9.1 インクルーシブな安否確認、モニタリング、早期警戒 Q9.2 訓練</p>
---	--

<p>Q4.3 建築基準法と基準（国、自治体による建築基準の実施・執行の実態・実効性） Q4.4 環境的障壁の除去 Essential 5 自然のエコシステムで形成されている保護機能向上に向けた自然の緩衝地帯の保全</p>	<p>Q9.3 意識啓発とマルチ・シナリオによる訓練 Essential 10 復興の迅速化とBBB Q10.1 インクルーシブな復興と復旧 Q10.2 教訓の蓄積</p>
--	---

出所： [45]を基に調査チーム作成

この取組について、2024年には21のパイロット都市を対象に、スコアカードの評価を行った。この結果、①細分化されたデータの不在、②政策担当者の災害リスク削減と障害者に関する知識不足、障害者と障害当事者団体の災害リスク削減に関する知識不足、③障害当事者（団体）の災害リスク削減のプロセスへの参加が不十分であること、④地方政府等に障害インクルージョンに関する担当官が任命されていない、という共通の課題が指摘された [46]。

(4) JICA 及びその他国際的な障害主流化の取組事例

1) JICA による地震等観測及び情報発信に向けたプロジェクト [47]

インドネシア国地震・津波観測及び情報発信能力向上プロジェクト（2020～2025年）は、インドネシア気象気候地理物理庁に対して、地震及び津波の観測から情報伝達までの一連の能力向上を行う技術協力プロジェクトである。活動のコンポーネントに地震・津波情報の地方政府から村レベルに伝達するための能力強化があり、活動の中では障害当事者団体も参加した伝達訓練の実施や視覚障害者向け解説教材の開発を行っている。

2) JICA による災害復興プロジェクト

災害復興におけるプロジェクトでは、被災地域の社会経済インフラ、障害者を含む被災者の住宅等の復興の側面に加え、将来の災害リスク軽減に向けた取組も含まれる場合がある。こうしたプロジェクトは、事前防災投資と性質が似ていることもあるため、障害者の案件計画・実施段階での参画や、具体的に導入された合理的配慮等の実践など参考となる事例がある。

例えば、フィリピンの台風ヨランダによる災害の復旧復興支援においては、障害者を含む多様な人々が参加し、合意形成を重ねながら災害復旧・復興計画が策定されている。インフラの復旧・復興では、州保健所に障害者が使えるトイレの設置、避難経路の導線の改善などの工夫がなされた [48]。

インドネシアの中部スラウェシ州における震災を受けた支援では、空間計画に関するトレーニングを実施し、制度理解と規制等に関する理解を深めるために障害者も含む住民への啓発活動を実施している。また、パイロットプロジェクトにおいては、包摂性を担保するために、障害者の現状に関する情報収集・分析を行った。一方、この際に、自治体では障害者の定義が正しく理解されず、現状把握のためのデータ等情報収集が困難であったことが報告されている。平時におけるデータ収集や障害に関わる行政との調整による体制整備が必要であることが指摘される [49]。

3) 障害者の参加による災害リスク管理体制の構築

バングラデシュでは、国際 NGO である Christian Blind Mission (CBM)、バングラデシュの NGO である Centre for Disability in Development、Gaya Unnayan Kendra が、バングラデシュ北部の Gaibandha 県において、障害当事者の参画を通じ災害リスク管理体制の構築に向けた活動を行った。当該地域はモンスーン期の洪水に毎年見舞われてきた地域であった。プロジェクトでは、①障害者と障害当事者団体のキャパシティ向上、②地方政府に対するインクルーシブ災害リスク管理についてのアドボカシー、③災害リスク管理インフラやコミュニティレベルでの災害リスク管理の構築、④学校と協力した世帯レベルの災害リスクへの意識啓発、⑤持続可能で強靱な生計創出と支援に取り組んでいる。

対象はコミュニティレベルであるものの、本件のアプローチには様々な観点からより広域の体制構築に参考となる要素が含まれている。特に、政策策定やインフラ整備などの防災投資に向けたアドボカシー活動、政府と障害者を含む地域との協力関係の構築などが挙げられる。活動にあたっては、コミュニティの状況や障壁に関する詳細な調査と分析を行い、コミュニティレベルの意識啓発や能力強化を行った上で、自助グループを形成、このグループを中心にコミュニティの災害管理委員会を発足し、さらにより広範囲の区レベルの災害管理委員会を形成していった。このような組織を通じて、コミュニティ周辺で破損が見られた堤防の改修、地方政府の庁舎のアクセシビリティ向上などに対しアドボカシーを行い、政府との協力関係を形成していった [32] [50] [51]。

8.7 防災・復興分野における障害主流化に係る成果指標

防災・復興分野の事業における障害主流化の成果を計測する指標について、UNDRR の Making Cities Resilient (MCR) を用いた障害インクルージョンに向けた対策項目と指標例の整理を行い、表 8-9 にまとめた。

表 8-9 防災・復興分野の対策分野と指標例

障壁と取組		アウトプット・アウトカム指標例
物理的障壁の除去		
避難時の移動の困難	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の緊急時避難についての個別計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の災害時避難に関する個別計画は策定されているか
建物、インフラ等のアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの採用 建築物に対する国際標準化機構 (ISO) 基準の採用 アクセシビリティに関する基準の設定と遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 国・自治体の建築基準は障害者のアクセシビリティについて適切な内容となっているか (MCR4.2) 障害者のインフラへのアクセシビリティに関する国・自治体の建築基準や規制は適切に執行されているか (MCR4.3)
	<ul style="list-style-type: none"> アクセシビリティ、包摂性に配慮した建物、インフラの復旧・再建 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・再建された建物やインフラは、障害当事者 (団体) の適切な関与により、災害前より障害者などに対するアクセシビリティ、包摂性が向上したか (MCR10.1)
重要インフラの設計・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 教育・医療機関、避難所、行政機関等重要インフラの耐震基準、バリアフリー等の基準作成 	<ul style="list-style-type: none"> 国・自治体の建築基準は障害者のアクセシビリティについて適切な内容となっているか (MCR4.2)

障壁と取組		アウトプット・アウトカム指標例
	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等の設計や設備に関するマニュアル等の整備 場合によっては、インフラの整備・設計における障害当事者（団体）の参加 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者のインフラへのアクセシビリティに関する国・自治体の建築基準や規制は適切に執行されているか（MCR4.3）
	<ul style="list-style-type: none"> アクセシビリティ、包摂性に配慮した建物、インフラの復旧・再建 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・再建された建物やインフラは、障害当事者（団体）の適切な関与により、災害前より障害者に対するアクセシビリティ、包摂性が向上したか（MCR10.1）
情報面の障壁		
災害リスクに関する情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 障害者による情報取得・利用に配慮したハザードマップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> リスク分析結果は障害者にとってアクセシブルで理解しやすい形態で公表されているか（MCR2.1） 災害リスクや強靱性確保に関する各種資料は障害者にとってアクセシブルで理解しやすい形態になっているか（MCR6.2）
気象・災害情報、早期警戒	<ul style="list-style-type: none"> 気象・災害情報、早期警戒の伝達方法の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 国・地方自治体は気象、地震、火山、津波などのマルチハザードの観測能力と障害を考慮し、障害者に効果的に伝達できる早期警戒警報発出の資機材や手段を持っているか（MCR9.1）
政策・制度的障壁		
法制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防災・復興における障害者の権利や配慮明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスク削減に係る各種計画、戦略等は障害者について言及し、リスク管理の対象として含めているか（MCR1.1）
	<ul style="list-style-type: none"> 国内法の整備、施行細則等施行に向けた規則・基準、標準運用ルールなどの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者のインフラへのアクセシビリティに関する国・自治体の建築基準や規制は適切に執行されているか（MCR4.3）
	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスク削減、障害者の権利を保護する各分野の国際的な規範、基準の適用（例：建築基準） 	<ul style="list-style-type: none"> 国・自治体の建築基準は障害者のアクセシビリティについて適切な内容となっているか（MCR4.2） 障害者のインフラへのアクセシビリティに関する国・自治体の建築基準や規制は適切に執行されているか（MCR4.3）
政策・制度、計画策定の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 国・地方自治体に障害に係るフォーカルポイントを任命する 障害当事者の関与による政策・計画等の策定、実施、モニタリング・評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 障害インクルーシブな災害リスク削減に関する人材育成には、障害者、行政官、民間企業、NGO など様々な人々が参加可能か。こうした活動は障害当事者（団体）が積極的に関与して計画・実施されているか（MCR6） 障害当事者（団体）は防災計画に積極的に関与しているか（MCR7.1） 地方自治体は障害者を含めた避難訓練や災害を想定した機会を実施しているか（MCR9.2）
災害復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスク削減、障害者の包摂性を高めた復興計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 災害被害や災害前の状況を十分に検証し、障害者、その他性別、年齢、収入や地域などの要素を考慮した災害インパクトの分析から被害の要因を検証する明確なプロセス・メカニズムが構築されているか。こうしたプロセス、メカニズムは復興計画の策定・実施に適切に生かされているか（MCR10.2）
障害主流化に係る政策策	<ul style="list-style-type: none"> 行政官の意識啓発、能力強化 	<ul style="list-style-type: none"> 障害インクルーシブな災害リスク削減に関する人材育成には、障害者、行政官、民間企業、

障壁と取組		アウトプット・アウトカム指標例
定、実施に係る行政官の育成		NGO など様々な人々が参加可能か。こうした活動は障害当事者（団体）が積極的に関与して計画・実施されているか（MCR6）
障害者参画とキャパシティ・ビルディング		
地域防災計画、活動の権限の付与	<ul style="list-style-type: none"> • コミュニティ、障害当事者が参加した防災計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者は地域の都市計画に意義のある形で参画しているか（MCR4.0）
	<ul style="list-style-type: none"> • コミュニティ、障害当事者による防災に係る計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 障害当事者（団体）は防災計画に積極的に関与しているか（MCR7.1） • 障害当事者が災害リスク削減に向けてデザインして計画した人材育成の取組・訓練はあるか（MCR7.2）

出所： [45]を基に調査チーム作成

第9章 ガバナンス分野における障害主流化

9.1 ガイダンスノートが対象とする主な取組領域

ガバナンス分野の JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略、以下 JGA）に基づき、「法の支配の実現」と「行政機能強化」の2分野をガイダンスノートが対象とする主な取組領域とする（表 9-1）。「海上保安能力強化」は、JGA においてガバナンス分野及び運輸交通分野の取組範囲に含まれるが、障害者権利条約（CRPD）をはじめとする国際的なルールや規範等において、同分野に特化した障害主流化の取組は明示的に言及されておらず、障害主流化との関連性は他の分野と比較して限定的である。そのため、ガイダンスノート及び本報告書では、海上保安能力強化を対象分野に含めないこととする。

表 9-1 ガバナンス分野のガイダンスノートが対象とする主な取組領域

取組領域	取組内容
1. 法の支配の実現クラスター	
法・司法	<ul style="list-style-type: none"> 法令整備・運用支援（民法、民事訴訟法起草及び運用の支援、知的財産制度の構築等） 司法アクセスの改善（法律扶助制度の構築、調停制度の普及・促進等） 法曹（判事、検察官等）人材の育成
警察	<ul style="list-style-type: none"> 市民と警察の信頼関係の構築 警察官の能力強化
メディア	<ul style="list-style-type: none"> 公共放送の機能強化 メディア関連制度の改善と向上
選挙管理	<ul style="list-style-type: none"> 有権者教育強化
ビジネスと人権	<ul style="list-style-type: none"> 脆弱層の権利を守るための取組（児童労働撤廃への取組等）
2. 行政機能強化クラスター	
公務員制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> 公務員の試験・研修制度構築の支援 市民へのサービスデリバリー向上に寄与する地方行政官の人材育成
公共人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> リーダーとして活躍することが期待される人材の育成
地方政府の計画策定・実施能力向上	<ul style="list-style-type: none"> 市民の参加、協働を踏まえた地方行政による開発計画策定、事業実施を可能にする中央・地方の制度構築の支援
参加の促進と透明性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 行政の調達制度改善の支援 情報公開に関する制度構築及び手続整備の支援

出所：JGA, [1], [2]を基に調査チーム作成

9.2 障害者の視点から見るガバナンス分野の基本的理解

国連の定義によれば、「グッド・ガバナンス」は8つの特徴を持ち、その一つに「公平性と包摂性」が含まれる。同定義を補足する文書において「公平性と包摂性」は次のように説明されている [3]。

社会の幸福 (well being) は、すべての構成員がその社会と関わりを持っていると感じ、排除されていると感じないことが不可欠である。これには、すべてのグループ、特に最も脆弱なグループが、自らの幸福を維持、または向上させる機会を得ることが求められる [3]。

すなわち、障害者が社会から排除される現状を是正し、障害インクルージョンを推進することは、グッド・ガバナンスの実現に不可欠な要素であり、ガバナンス分野の国際協力においても、同様に優先的に取り組むべき課題である。

9.3 障害の視点から見るガバナンス分野の問題

障害者がガバナンス分野において直面する主な問題として以下の5点が挙げられる。

- (1) 障害者に対し差別的な法制度、規則、慣例等が多数存在し、差別に対する平等かつ効果的な法的保護が欠如している
- (2) 障害者は法的能力が否定されることによって、障害のない人と同等に人権を享有できない状況にある
- (3) 障害者は司法へのアクセスが阻害されている
- (4) メディア及び行政機関が発信する情報のアクセシビリティと内容に問題がある
 - (4)-1) 障害者はメディア及び行政機関が発信する情報へのアクセスが困難である
 - (4)-2) メディアにおいて、障害者の描写が不正確、または誤っている
- (5) 障害者は政策及び計画に係る意思決定プロセスへの参加が制限されている

(1) 障害者に対し差別的な法制度、規則、慣例等が多数存在し、差別に対する平等かつ効果的な法的保護が欠如している

障害者に対し差別的な法制度、規則、慣例等は、障害者の権利保障を阻害する要因となっている。多くの国では、婚姻、財産管理、投票、就労等の権利に関して、障害を理由とした制約が法令や制度に記載されている。また、差別禁止や合理的配慮の提供に関する規定が存在しない、あるいは実効性を欠いていることも少なくない。この結果、障害者は司法救済を求める際に不利な立場に置かれ、差別的な対応に対する平等かつ効果的な法的保護を受けられない状況にある [4]。

(2) 障害者は法的能力が否定されることによって、障害のない人と同等に人権を享有できない状況にある

多くの国において、代理人による意思決定制度（後見人制度や強制治療を認める精神保健法など）の下で、障害者の法的能力が法令や制度により否定されている [5]。法的能力が認められることは、他の基本的人権を享有するために不可欠であり、反対に、法的能力の否定によって、障害者は様々な公的・私的活動を行うことが困難になる。法的能力が否定された場合、以下の権利・活動が制限される [5]。

- 司法へアクセスすること（司法へのアクセスについては、下記 (3)「障害者は司法アクセスが阻害されている」を参照）
- 自由に移動すること
- どこで誰と生活するかを選択すること
- 自由に表現すること
- 婚姻をすること、家族を形成すること
- 治療に同意すること
- 投票すること、選挙に立候補すること 等

(3) 障害者は司法へのアクセスが阻害されている

上記(1)に記載のとおり、障害者に対して法的能力を否定する法令や制度が依然として存在している。法的人格は、司法の場において対等な立場に立ち、権利を主張する上で不可欠であるため、これらを否定する法令や制度は障害者の司法アクセスを著しく阻害する [5]。また、司法アクセスが法令により制限されていない場合においても、司法手続に関する情報へのアクセシビリティが不十分であることから、障害者が必要な法的支援にアクセスできない状況が多く見受けられる [6] [7]。さらに、警察官などの「初期対応者（first responders）」による障害者への対応における、障害と人権に対する理解の不足¹、並びに司法手続における合理的配慮（手話通訳、字幕、点訳、絵カード、分かりやすい言い換え等）の欠如は、障害者の司法アクセスを阻害する要因であると指摘されている [8] [9]。また、日本の民事裁判手続のように司法手続のデジタル化の進展は、通信技術の活用によって様々な物理的障壁の解消が望める一方、IT システムの利用が苦手または困難な人の司法アクセスがさらに阻害される懸念も指摘されている²。

以上の状況から、障害者は法的な解決が必要となった際に、障害のない人と比べて、司法制度において平等な対応が得られないという状況がある³。

(4) メディア及び行政機関が発信する情報のアクセシビリティと内容に問題がある

1) 障害者はメディア及び行政機関が発信する情報へのアクセスが困難である

障害者は、メディアによる情報の取得にあたって様々な困難を抱える。例えば、視覚障害のある人の場合、テレビ放送の視聴にあたっては、映像のみで提供される情報へのアクセスに大きな制約が生じる [10] [11]。同様に、聴覚障害のある人は音声のみで提供される情報へのアクセスが困難である。その結果、「知る権利」が十分に保障されず、意思決定を行うことが困難になる。

同様に、行政機関は情報発信機関として、提供する文書やオンラインサービスを誰もがアクセスでき、利用可能な形式で提供する必要があるが、現状においては課題がある [7]。また、上記(3)「障害者は司法へのアクセスが阻害されている」で述べたように、行政機関の職員による態度や障害と人権に対する無理解が、障害者による行政サービスの利用（情報の照会を含む）を妨げ、結果として障害者の行政サービスへのアクセスが阻害されている [7]。

2) メディアにおいて、障害者の描写が不正確、または誤っている

メディアにおいて、障害者の描写が不正確な場合がある。例えば、障害は多様であるものの、報道では特定の障害に偏ることが多い。また、障害者を社会の構成員としてではなく、保護の対象として表現するなど、「障害の慈善モデル」や「障害の医学モデル」に基づく表現がメディアにおいて頻繁

¹ 勾留、収容において、関係者の障害と人権に関する無理解が障害者への虐待にもつながるケースが報告されている。

² 障害当事者団体ヒアリング

³ 例えば、国連経済社会局（UN DESA）の調査（2018年）によると、3か国において法的助言を必要とした障害者のうち、平均で86%がその助言を受けられなかった [7]。

に用いられている [12]。こうした偏見やステレオタイプは、障害に対する社会の無理解を維持し、障害者の社会への参画を阻害する要因となっている [12]。

(5) 障害者は政策及び計画に係る意思決定プロセスへの参加が制限されている

政治への参加は、国際法⁴において基本的人権として保障されているにもかかわらず、障害者の政治への参加は依然として阻害され、時には否定される状況がある。例えば、中央ないし地方政府による政策策定プロセスに関するアクセシブルな情報の欠如、政治参画の場（パブリックコメントの会場、有権者登録の会場、投票所等）への移動手段の欠如、バリアフリー施設の未整備等が、障害者の意思決定プロセスへの参加を妨げる要因となっている [13]。また、障害者権利条約（CRPD）において障害当事者団体の政策・計画策定への参加が規定されているものの、これらの団体は意思決定プロセスへの十分な参加機会を得られていない。国際障害同盟（International Disability Alliance: IDA）が2022年に実施した「障害当事者団体に対する政策策定への参加に関する調査」によると、障害当事者団体の意思決定プロセスへの参画は進展しているものの、意思決定において意味のある関与は実現されていないと報告されている（調査結果の詳細は表 9-2 に記載のとおり） [14]。

その結果、障害者のニーズが政策や計画等に十分反映されず、障害のない人と平等に公共サービス及び公共財の便益を享受することができない状況が生じている。例えば、障害者とその家族の自律を考慮しない、短期的かつ一時的な支援（食品給付等）に留まる地方自治体の施策や、アクセシビリティを考慮しない公共インフラ整備等が挙げられる。これらの課題は、計画段階において障害当事者の参画が十分に確保されていないことに起因している [15]。なお、障害当事者団体が政策及び計画の策定に継続的に参画することは、当事者団体のエンパワメント及び能力強化に貢献するものである。このため、行政が障害当事者団体の参画を制度的に保障することは、当事者団体による「より意味のある関与」を可能にし、結果として障害者の視点がよりの確に政策や計画に反映されることが期待される。

表 9-2 障害当事者団体の政策策定への参加に関する調査（IDA, 2022 年）の主な結果

番号	結果
1.	障害当事者団体の影響力は緩やかだが着実に高まっており、国際協力関係団体との関係に対する満足度は増加している一方、 <u>各国政府との関係に対する満足度は減少している。</u>
2.	障害当事者団体は以前よりも広範囲な問題について政策策定プロセスで政府等から意見が求められ、その内容は通常、障害当事者団体の優先課題と整合している。
3.	<u>参加の頻度及び意思決定における協働の程度は依然として限られているものの、参加の形態はより正式なものへと変わりつつある。</u>

⁴ 例えば、市民的、政治的権利に関する国際規約第 25 条を参照。

「すべての市民は、第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

- (a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加すること。
- (b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。
- (c) 一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること。」

番号	結果
4.	多様な障害当事者団体が意思決定において依然として取り残されている。
5.	アクセシビリティや合理的配慮等、参加の前提条件が全体的に悪化していると認識されている。
6.	障害当事者団体は依然として意味のある関与を行使するための能力、資源、機会を欠いている。
7.	COVID-19 パンデミックは障害者に不均衡に影響を与え、障害当事者団体の活動にも影響を与えた。

※下線部分は調査チームによる

出所： [14]を基に調査チーム作成

また、障害者は就労機会への平等なアクセスにおいて制度的・社会的な障壁に直面しており⁵、公務員として採用される機会が限られている。その結果、公務員として行政における意思決定プロセスへの障害者の参画も十分に確保されておらず、障害当事者の視点が政策形成に反映されにくい状況がある。

9.4 ガバナンス分野における障害主流化の重要性

前項 9.3 で述べたように、障害者の法的能力を否定する法令及び制度は、他の基本的人権の享有を阻害し、社会的な排除を助長する要因となる。よって、インクルーシブな社会の実現に向けては、障壁となる制度等の改善に取り組むことが不可欠である。さらに、障害者が意思決定プロセスに主体的に関与することは、分野横断的に障害インクルージョンを推進するための基盤となる。したがって、ガバナンス分野においては、障害者を含むすべての人の参画の機会を保障する制度設計が特に求められる。こうした観点から、ガバナンス分野は障害インクルージョンの実現に向けて優先的に取り組むべき分野の一つである。

9.4.1 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

ガバナンス分野における障害主流化は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に大きく貢献するものである。表 9-3 に示すとおり、特に「国内及び国家間の不平等を是正する（ゴール 10）」及び「公正、平和かつ包摂的な社会を推進する（ゴール 16）」の達成への貢献が挙げられる。

表 9-3 障害と関連するガバナンス分野の SDGs

ゴール	ターゲット	グローバル指標(※)
10 国内及び国家間の不平等を是正する（格差是正）	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口の割合（年齢、性別、障害者別）
	10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	10.3.1 国際人権法の下で禁止されている差別の理由において、過去12か月の間に差別又は嫌がらせを個人的に感じたと報告した人口の割合

⁵ 例えば [57]を参照。

ゴール	ターゲット	グローバル指標(※)
16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する（平和・ガバナンス）	16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。	16.3.1 過去 12 か月間に、(a)身体的暴力、(b)心理的暴力及び/又は(c)性的暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合
		16.3.3 過去 2 年間に紛争を経験し、公式又は非公式の紛争解決メカニズムにアクセスした人口の割合（メカニズムの種類別）
	16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	16.6.2 最後に利用した公共サービスに満足した人の割合
	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	16.7.1 国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関（(a) 議会、(b) 公共サービス及び(c)司法を含む。）における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合
		16.7.2 国の政策決定過程が包摂的であり、かつ応答性を持つと考える人の割合（性別、年齢別、障害者及び人口グループ別）
	16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	16.10.2 情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択している国の数
16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	16.b.1 国際人権法の下で禁止されている差別の理由において、過去 12 か月の間に差別又は嫌がらせを個人的に感じたと報告した人口の割合	

※障害主流化に関連する指標のみ記載

出所：SDGs 及び [16]を基に調査チーム作成

9.4.2 障害者権利条約（CRPD）の履行

障害者権利条約（CRPD）は、障害者が他の者と平等に人権と基本的自由を享受することを目的としており、ガバナンス分野が果たす重要な役割を強調している（ガバナンス分野に関連する条項は本章の別添資料 1 を参照）。障害者権利条約（CRPD）では、関連する諸条文が相互に関連しつつ、ガバナンス分野における障害者の権利を包括的に保障しており、締約国には、これらの権利に基づくガバナンス分野の障害インクルージョンに向けた継続的な取組が求められている。

法整備支援に関しては、第 4 条「一般義務」において、障害者の権利保障のための法律や制度の整備・改正を求めており、第 5 条「平等及び無差別」では、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供を含む平等な扱いの保障が規定されている。さらに、第 12 条「法律の前に等しく認められる権利」では、障害者が法的能力を享有すること及びその行使を保障することが義務付けられている。加えて、第 14 条「身体的自由及び安全」では、障害者が不法にまたは恣意的に自由を奪われないこと、障害の存在をもって自由の剥奪を正当化しないことを確保する義務等が明記されている。

司法アクセスについては第13条「司法手続の利用の機会」で、メディアについては第8条「意識の向上」、第9条「施設及びサービス等の利用の容易さ」、第21条「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」でそれぞれ規定されている。

行政機能強化に関しては、第4条「一般義務」及び第33条「国内における実施及び監視」において障害者権利条約（CRPD）の実施に向けた法令及び政策の策定・実施・モニタリング（監視）への障害当事者の関与が求められている。また、第29条「政治的及び公的活動への参加」では、障害者が選挙に参加し、投票する権利が保障されており、第27条「労働及び雇用」では、公的部門における障害者の雇用が規定されている。

9.4.3 JICA グローバル・アジェンダ（JGA）達成への貢献

JGAにおいて、「法の支配の実現」クラスターの目標は「普遍的な価値（基本的人権、自由、平等）に基づき、法令の整備・運用能力や司法アクセスの向上、公共放送とメディアに対する支援を通じ、基本的な権利・自由の保障・実現及び公正かつ透明なビジネス環境整備を目指す。」と設定されている [17]。この目標の達成に向けては、国際人権法（特に障害者権利条約（CRPD））と整合する国内法の整備及びその適切な運用の促進、障害者の司法アクセスの向上、警察による障害者対応の質の改善、障害者の有権者としての権利保障等に取り組むことが求められる。これらの取組により、JICAのガバナンス分野における事業の受益者を拡大し、最も取り残されているグループの一つである障害者の基本的な権利の保障に貢献することが可能である。また、メディアのアクセシビリティを向上させ、すべての人々の情報へのアクセシビリティを確保することで、「知る権利」の保障に貢献できる。さらに、メディアにおける障害の適切な表現を促進することは、障害者の社会的包摂及び人権の保障（公的活動への参画等）に間接的に寄与するものである。

「行政機能強化」クラスターにおいては、「法の支配等の普遍的価値及び住民との協働の視点に基づいて適正かつ効率的な行政サービスを提供できる中央・地方の公務員制度の構築、人材育成を図るとともに、受益者へのサービスデリバリーに必要な計画立案、事業実施の能力の強化を図ること」が目標として示されている。この目標の達成に向けては、中央・地方政府の行政関係者による障害と人権に関する理解の促進と意思決定プロセスにおける障害者の参画の確保が重要である。これにより、障害者を含むすべての人々のニーズに応じた、適正かつ包摂的な公共サービスの提供が可能となる。

9.4.4 関連する国際動向

- 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（2013年採択） [18]

盲人である者、視覚障害者、知覚若しくは読字に関する障害のある者、身体的な障害により書籍の利用が困難な者等⁶が著作物を利用する機会を促進するため、締約国は国内の著作権法において、アクセシブルな複製物（点字図書等）に関する著作権の制限または例外の規定を設けるとしたものである。同条約により規定されている例外では、「権限を与えられた機関」（英：Authorized entity、点字図書館等を指す）が著作者の承諾を得ることなく、利用しやすい様式の複製物を作成し、受益者に提供することを認めている。また、各締約国において、権限を与えられた機関が作成したアクセシブルな複製物を国境を越えて交換することが可能となっている。

- 障害者の司法へのアクセスに関する国際原則とガイドライン（International Principles and Guidelines on Access to Justice for Persons with Disabilities）（2020年） [19]

国連の障害者の権利に関する特別報告者（Special Rapporteur on the rights of persons with disabilities）、障害者権利委員会委員長（Chair of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities）、障害とアクセシビリティに関する事務総長特使（Special Envoy of the Secretary-General of the United Nations on Disability and Accessibility）により作成され、障害者の司法制度への平等なアクセシビリティを保障するための原則、及びそれらを実装するための具体的な指針（ガイドライン）を提供するもの。以下の10の原則を示している⁷。

- ▶ 原則 1 すべての障害者は法的能力を有し、障害を理由に司法へのアクセスを拒否されることはない。
- ▶ 原則 2 施設及びサービスは、障害者の無差別かつ公正な司法への平等なアクセシビリティを確保するために、普遍的に利用可能（アクセシブル）でなければならない。
- ▶ 原則 3 障害のある児童を含む障害者は、適当な手続上の配慮を受ける権利を有する。
- ▶ 原則 4 障害者は、障害のない人と平等に、適時に、かつ利用しやすい（アクセシブルな）方法で、法律上の通達及び情報にアクセスする権利を有する。
- ▶ 原則 5 障害者は、国際法で認められているすべての実体的及び手続的な保障措置を障害のない人と平等に受ける権利を有し、国家は適正手続を保障するために必要な便宜を提供しなければならない。
- ▶ 原則 6 障害者は、無償または負担しやすい費用で法的支援を受ける権利を有する。
- ▶ 原則 7 障害者は、障害のない人と平等に司法の運営に参加する権利を有する。
- ▶ 原則 8 障害者は、人権侵害及び犯罪に関し、苦情を申し立てる権利及び法的手続を開始する権利を有し、その申立が調査され、実効的な救済を受ける権利を有する。
- ▶ 原則 9 効果的かつ強固なモニタリング・メカニズムは、障害者の司法へのアクセスを支援する上で重要な役割を果たす。
- ▶ 原則 10 司法制度に従事するすべての者は、特に司法アクセスに関し、障害者の権利に対応する啓発及び研修プログラムを提供されなければならない。

⁶ 詳細はマラケシュ第4条「受益者」に記載のとおりである。

⁷ [53]を参考に和訳。

- 障害者のためのインクルーシブで質の高い警察サービス：10の行動分野（For inclusive quality police services for persons with disabilities: 10 areas of action）（2021年） [20]

障害とアクセシビリティに関する国連事務総長特使により作成され、障害者が警察のサービスに平等にアクセスできるようにするための原則（「行動分野」）とそれらを実装するための具体的な指針（ガイドライン）を提供するもの。以下の10の行動分野が示されている。

- ▶ 行動分野1 啓発活動
- ▶ 行動分野2 情報へのアクセス及びコミュニケーション手段の確保
- ▶ 行動分野3 警察施設への自由なアクセス
- ▶ 行動分野4 都市部等における警察官と障害者の関わり
- ▶ 行動分野5 障害者が直面する危機的状況
- ▶ 行動分野6 災害等緊急事態
- ▶ 行動分野7 法執行の実施
- ▶ 行動分野8 障害者が当事者となる犯罪
- ▶ 行動分野9 国境警備
- ▶ 行動分野10 警察組織内及び地域社会における警察の教育的役割

9.5 ガバナンス分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁

障害者が直面する障壁は、法制度、物理的環境、情報アクセシビリティ、社会的態度、経済的要因など多岐にわたり、相互に影響し合いながら障害者の参画や権利行使の機会等を制限している。したがって、障害者の権利保障に資するガバナンスの構築にあたっては、これらの複合的な障壁を体系的に把握し、制度設計・運用のあらゆる段階において障害者が排除されるリスクを最小化する視点が重要である。表 9-4 に具体例を示す。

表 9-4 ガバナンス分野において障害者が直面する障壁

障壁	具体例
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 差別的な法令等の存在、及び障害者の権利を保障する法令の不在：障害を理由に婚姻、投票、就労等の権利を制限する法令や規則が残存しており、障害者に対する平等な法的保護を欠いている。このような差別的な法制度は、障害者権利条約（CRPD）が求める「平等及び無差別」の原則に反し、障害者の社会参加を根本的に阻害している。 また、障害者の権利を保障する基本法及び実施計画、合理的配慮の否定を含む障害に基づく差別を禁止する法律の不在も障壁となっている。 • 法的能力の制限を正当化する制度：障害者の法的能力を否定する法令や制度（例：代理人による意思決定制度）は、本人の意思の尊重を妨げ、司法にアクセスすることを含め、様々な人権の行使を制限する。 • 選挙に立候補することを制限する法制度：多くの国において、選挙に立候補するための要件を定める法制度は「能力」、「適性」、「不健康」等という文言を含み、その解釈によって、障害者の立候補が拒否されることがある。 • 司法手続における手続上の配慮の欠如：司法手続において、情報通信技術

障壁	具体例
	<p>(ICT) やコミュニケーション支援機器の活用、コミュニケーション支援（手話通訳、字幕、点訳や絵カード、分かりやすい表現など）、刑事司法手続において情報の取得・利用やコミュニケーション支援をする者を立ち合わせる「立会いの制度」の構築等⁸の整備が不十分である。結果、障害者の権利行使が困難となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害者のための救済措置⁹の欠如：救済措置（非司法的なものを含む）は、司法アクセス確保のため欠かせない要素であるものの、障害者のための救済措置が十分に講じられていないことが多い¹⁰。 • 公務員及び公共人材育成における障害者へのサービスデリバリーに関する視点の欠如：公務員及び公共人材の育成において、障害のある市民へのサービスデリバリーに関する視点が不足している。その結果、行政サービスは障害者のニーズに合うように設計されておらず、行政機関の職員の態度や無理解が障害のある市民による利用を抑制し、障害者は行政サービスを障害のない人と等しく享受できない。 • 障害者の応募を妨げる応募条件：公務部門において、能力や適性とは関係のない条件が応募資格や採用基準として設定される場合があり、これにより障害者が本来応募可能なポジションへの応募を控えざるを得ず、公務員としての雇用機会が不当に制限されることがある¹¹。
物理的障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 各種施設のアクセシビリティの欠如：警察署や裁判所、収容施設等の司法関係施設、市役所、保健所、コミュニティセンター等行政サービスを提供する機関の施設、並びに投票所、パブリックコメントの会場、議会、政党の施設等の政治参画の場への移動手段が限られており、バリアフリーな施設（エレベーターが設置されている裁判所庁舎等¹²）及び設備（筆談ボード等のツール、投票所において車いすのまま利用できる高さ・構造を備えた記載台等）も不足している。
情報面の障壁	<ul style="list-style-type: none"> • アクセシブルな情報の欠如：公的機関による情報（特に司法手続、行政手続、選挙、政策策定プロセスに関する情報）及びメディアによる情報が、アクセシブルな形式（点字、音声、分かりやすい言語等）で提供されていない。
意識上の障壁 (否定的な態度・差別・無理解)	<ul style="list-style-type: none"> • 法律行為を行う能力に関する偏見：精神障害のある人の判断能力、法律行為を行う能力に関して、誤った考え（能力について、一律に「できる・できない」という線引きをすることを前提とする「事理弁識能力」の考え方等¹³）が存在し、この考えが一律的な能力制限等、差別的な仕組みの根拠となっている。 • 障害者の意思決定プロセスへの参画に対する意欲ないし能力に関する偏見：障害者は政治や政策策定プロセスへの関心や能力がないとする偏見が存在する¹⁴。その結果、選挙制度等政治参画の仕組みは障害者のニーズを無視したり、意思決定プロセスへ参加するために必要な支援（投票所への移動支援等）を得

⁸ 手続上の配慮の例は [9]を引用。

⁹ 人権侵害や差別的取扱いを被った場合、または被る可能性が高い場合に、手続を通じて被害除去や被害回復等を図る制度や手段のこと。

¹⁰ 国連障害者権利委員会が加盟国に対して救済措置の構築の欠如を指摘したケースには、差別的取扱い、障害を理由とする自由の剥奪、法的能力の否定、強制不妊手術等がある [22]（脚注 181～189）。

¹¹ [46]及び [62]を参照。

¹² 日本弁護士連合会の 2023 年人権擁護大会の決議によると、2023 年時点で日本国内には、エレベーターが設置されていない 2 階建ての裁判所庁舎（独立簡裁を含む）が 200 以上存在していた [26]。

¹³ 詳細は [54]を参照。

¹⁴ 例えば、ハノイ市の障害者の家族 50 世帯を対象とした調査において、世帯の半数は障害者が「政治課題に関心を持つ必要がない」ことを理由とし、「投票する必要がない」と考えると回答した [55]。

障壁	具体例
	<p>られなかったりする状況が生まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害者の就労に関する偏見：多くの雇用主や人事担当者が障害者の職務適性に疑問を持ち、障害のない人を優先する傾向がある。このため、障害者が公務員として雇用されることが妨げられる。 • 窓口等の対応者による偏見や差別的な態度：司法関係者（特に警察等初期対応者）による障害者への偏見や無理解が、司法手続の利用を抑制する。なお、障害者が勾留・収容・保護される際、刑事、児童保護、司法の関係者による障害と人権に対する無理解等が障害者の虐待に至る場合もある¹⁵。同様に、行政サービス手続を行う行政職員や、政党職員、議会職員、投票所職員が、障害と人権や合理的配慮に関する十分な知識や技能を身に付けておらず、障害者の行政サービスへのアクセス、政治参画が阻害される。 • 情報発信者（特にメディア）による偏見：情報発信者が持っている偏見（障害の慈善モデルや障害の医学モデルに基づき、障害者を保護の対象とすること等）が、メディアにおいて障害者の誤った描写を普及させ、社会全体の無理解を維持させる。

出所：主に [7], [13], [21], [22], [23], [24]及び [9]を基に調査チーム作成

9.6 ガバナンス分野における障害主流化に向けた対策と取組

9.6.1 障壁に対する日本国内の取組

前項で述べた障壁に対する取組の例を下表に記載する。

表 9-5 ガバナンス分野の障壁に対する取組の例

障壁	取組の例
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者の法的能力を否定する、障害者の立候補を制限する等、差別的な法令または条項の撤廃 • 各種手続において配慮の提供を求める対応要領等の策定・施行
物理的障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 司法関係施設、行政関連施設、及び政治参画の場の施設のバリアフリー化（スロープ、エレベーター、点字ブロックの設置等）¹⁶ • 司法関係施設、行政関連施設、及び政治参画の場のアクセシビリティ向上のための設備整備（筆談ボードや老眼鏡・拡大鏡等ツールの常備、投票所において車いすのまま利用できる高さ・構造を備えた記載台の設置等）
情報面の障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 公的機関が発信する情報（特に司法手続、行政手続、選挙、政策策定プロセスに関する情報）について、アクセシブルな形式（点字、音声、分かりやすい言語等）で提供することを求める規定、指針等の策定 • メディアによる情報のアクセシビリティを保障するため、字幕放送、解説放送、手話放送、分かりやすい言葉の使用、文字の表示時間の調整等、ユニバーサルデザインを通してアクセシブルな形態で提供されることを求める指針等の策定 • 障害者のコミュニケーションを保障するためのツールの作成、配布（コミュニケーションボード、投票支援カード等）

¹⁵ 例えば、カナダでの移民収容 [58]、オーストラリアでの拘留における障害者への虐待が [61]報告されている。

¹⁶ 例えば、日本の最高裁判所のバリアフリーについて [25]を参照

意識上の障壁 (否定的な態度・差別・無理解)	<ul style="list-style-type: none">• 司法関係者及び行政関係者を対象とした啓発活動、研修の実施• 合理的配慮の提供に関する優良事例集の作成と普及• 障害者の雇用を促進する法令の制定• 政策策定プロセスにおいて障害者の参画、または障害者当事者（団体）の意見聴取を求める方針等の設定
---------------------------	---

出所：主に [25], [26], [27], [10], [11]及び以下「1) 法的能力を否定する仕組みの撤廃に資する取組」から「4) 意思決定プロセスへの参画を促進するための取組」まで引用している文献を基に調査チーム作成

また、「9.3 障害の視点から見るガバナンス分野の問題」¹⁷で整理した課題に対する日本国内の取組事例を、以下に紹介する。

1) 法的能力を否定する仕組みの撤廃に資する取組

国連障害者権利委員会は、2022年10月7日付の「日本の第1回政府報告に関する総括所見」において、下記の点に対して懸念を示した。

意思決定能力の評価に基づき、障害者、特に精神障害者、知的障害者の法的能力の制限を許容すること、並びに、民法の下での意思決定を代行する制度を永続することによって、障害者が法律の前にひとしく認められる権利を否定する法規定（第27パラグラフ第(a)項） [28]

その後、2024年2月に、法務大臣が法制審議会に対して成年後見制度の見直しについて諮問を行い、同審議会が同月に「民法（成年後見等関係）部会」を設置した。2025年7月時点では、同部会による検討が継続されているが、2025年6月10日開催の部会会議において、成年後見人に包括的な代理権を付与し、必要がなくなったとしても制度の利用が終了しないことから本人の自己決定を必要以上に制限するとされている¹⁸民法第859条の見直しについて検討等を行っている [29]。同検討は能力の制限を正当化する法制度という障壁の解消に向けた取組である。

2) 司法へのアクセスの確保のための取組

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（2023年3月14日に閣議決定）に従い、警察庁及び最高裁判所が、警察庁及び裁判所の職員の業務を対象とする対応要領を作成し、公表した。

- 警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
(2023年12月15日最終改正) [30]
- 裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
(2024年4月5日実施) [31]

¹⁷ 9.3 で挙げた問題「障害者に差別的な法制度、規則、慣例等が多数存在し、差別に対する平等かつ効果的な法的保護が欠如している」について、障害者が障害のない人と同等の権利を保障する上では、障害者の権利保障を実現するための法律や政策の整備、合理的配慮の否定を含む障害による差別の法的な位置付けと差別禁止のための法制度の確立が重要である。

¹⁸ 例えば [56]を参照。

これらの対応要領は、職員による不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務を定めており、これらの義務を監督する責務を負う職員の役割、違反があった場合の懲戒処分、相談体制の整備の必要性、並びに職員を対象とした研修及び啓発の必要性について明記している。

また、内閣府は、障害者に対する差別の解消に向けた取組として、相談窓口「つなぐ窓口」を設置している。同窓口では、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供についての相談を地方自治体や各省庁の適切な相談窓口に取り次ぐとともに、障害者差別解消法に関する質問への回答を提供することにより、障害者に対する救済措置を講じている [32]。

3) 公共サービス・情報へのアクセシビリティに関する取組

総務省は、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」（2018年2月7日策定、2023年10月17日改定）により、放送事業者別（NHK、地上系民放等）の字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めている [33]。

また同省は、国及び地方公共団体等の公的機関によるウェブアクセシビリティ対応を支援することを目的として、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（2024年）を通達した。同ガイドラインでは、公的機関においてウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景、日本産業規格（JIS）の基準「JIS X 8341-3」に基づき実施すべき取組項目と手順、重視すべき考え方等を解説するとともに、優良事例集を提供している [34]。

さらに、国の機関が設置する公共サービスの窓口業務に従事する職員の障害に対する理解を促進し、障害者を含むすべての人々の公共サービスへのアクセスを向上させるため、内閣府は2005年に「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を発行している [35]。また、同様の目的のもと、独自のガイドラインやマニュアルを作成している地方公共団体も存在する¹⁹。

4) 意思決定プロセスへの参画を促進するための取組

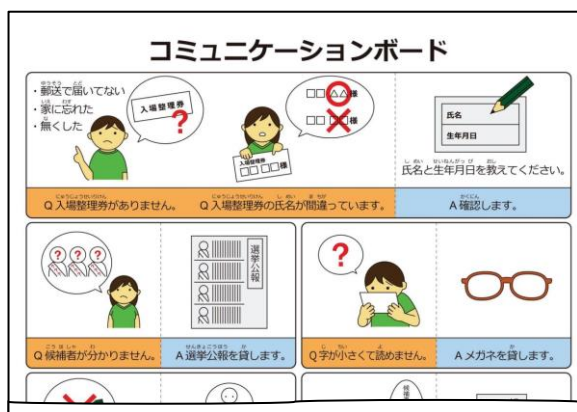
日本は、障害者基本法において、障害に関する政策及び計画の策定プロセスにおける障害当事者（団体）の参画を定めている（障害者基本法第10条及び第11条）。障害者施策推進本部（当時）は1995年5月に「市町村障害者計画策定指針」を策定し、同方針において障害者団体の意見を障害者計画に反映させるように努めることを求めている [36]。この指針により、計画策定プロセスへの障害当事者の参画が促進されている。内閣府による調査「地方公共団体における障害者計画の策定状況等について」（2014年）によると、都道府県の80.9%、指定都市の70.0%が、障害者計画の策定にあたり障害当事者へのヒアリングを実施したと回答している [37]。

また総務省は、投票所における障壁の解消を推進するために「障害のある方に対する投票所での対応例について」（2023年）という資料を作成している。同資料では投票所での対応について、障害者に対する共通の対応、障害種別の対応例、並びに投票方法（点字投票、代理投票等）に関する説明を

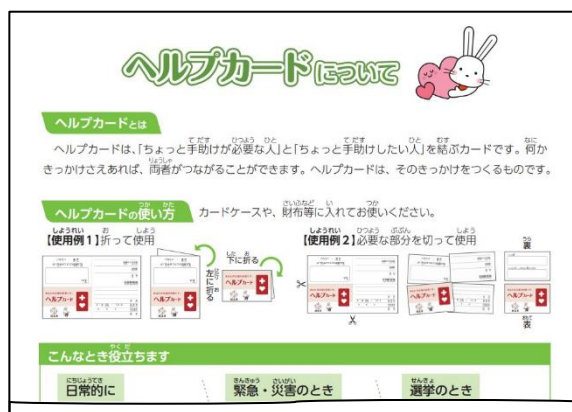
¹⁹ 例えば、大阪府障がい者差別解消ガイドライン（2025年3月）を参照 [60]

提供している [38]。さらに、地方公共団体が障害者の投票のために作成しているツール（コミュニケーションボード、投票支援カード、代理投票のためのヘルプカード、音声コードを付した案内の配布、知的障害者のための投票をサポートする動画等）を収集、公表している（図 9-1 を参照）。

さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を設定している選挙管理委員会がある。例えば、新潟県の選挙管理委員会は、上記「2) 司法へのアクセスの確保のための取組」で紹介した、警察庁、最高裁判所と同様に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（2023年3月14日閣議決定）に基づく選挙における対応要領を施行している [39]。



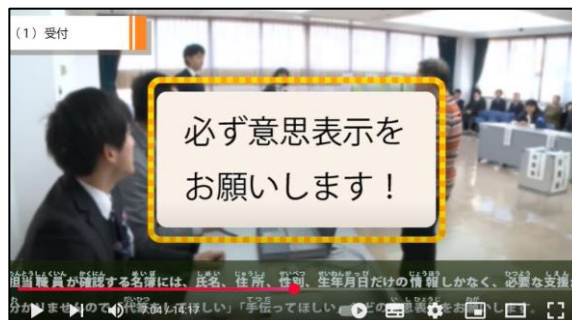
衆議院選挙用コミュニケーションボードの例
(東京都作成)



投票支援カードの例
(福島県福島市作成)



代理投票に関する案内リーフレット
(東京都狛江市作成)



知的障害者への投票支援に関する動画
(東京都狛江市作成)

出所： [38]を基に調査チーム作成

図 9-1 総務省が公表している障害者に対する投票所での対応のためのツールの例

また、公務部門での雇用に関して、障害者雇用促進法²⁰第 38 条（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）は、国及び地方公共団体における障害者雇用率を設定している。2025 年 9 月時点での国及び地方公共団体の法定障害者雇用率は 3.0%²¹である。また、国及び地方公共団体を含む全雇用主に適用される規定（厚生労働省作成の「障害者差別禁止指針」 [40]、「合理的配慮指針」 [41]等）のほか、

²⁰ 障害者の雇用の促進等に関する法律（1960 年法律第 123 号）

²¹ ただし、経過措置として、2026 年 7 月までは 2.8%に設定されている [59]。

厚生労働省や人事院等が公務部門における障害者の雇用に関する基本方針や手引き等を作成している。例えば、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（2018年10月23日）[42]、「職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針」（2018年12月27日）[43]、障害者雇用促進法第7条により国及び地方公共団体に作成が義務付けられている「障害者活躍推進計画」の作成の手引き[44]（計画書の例、具体的な取組事例を含む）、「公的機関における障害者への合理的配慮事例集」[45]がある。さらに、内閣官房内閣人事局、厚生労働省、人事院が「公務部門における障害者雇用マニュアル」[46]を作成している。

なお、国の機関に配置された障害のある職員を支援するため、厚生労働省は「国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業」を実施している。本事業では、障害のある職員に対して適切な支援を行うため、「個別支援者」を配置し、選任された職員に対しては、職場適応支援に必要な専門的知識及びスキルを習得するための研修が提供される（研修内容は民間の「ジョブコーチ養成研修」に準ずる）[46]。

9.6.2 他国際援助機関における取組事例

(1) ドイツ国際協力公社（GIZ）地方分権及び地方政府開発支援プログラム （2017年 - 2020年）（ベナン） [47]

本件はベナンにおいて、地方分権の過程で地方政府に権限移譲された業務とサービスの効果的な実施を支援したプロジェクトである。地方政府による開発計画策定業務において、障害者の参画を促進するために、障害者のニーズ調査、障害者の権利及びアクセシビリティに関する研修モジュールの開発、地方政府職員及び障害当事者団体構成員の能力強化を実施した。その結果、下記の活動が地方政府の年次投資計画に含まれるようになった。

- 防災活動関係者を対象とした障害インクルージョンに関する能力強化の実施
- 公共インフラのバリアフリー化（市場、トイレなど）
- 障害者の生計支援（農業訓練など）
- 補助器具（車いす等）の配布
- 地方政府における障害者の権利委員会の設立

(2) GIZ 人権促進と汚職防止のための司法及び刑務所改革プログラム （2012年 - 2021年）（バングラデシュ） [47]

本件はGIZが実施した司法アクセス改善のプロジェクトである。バングラデシュにおける障害者権利条約（CRPD）の遵守状況に関する調査の結果を踏まえて、下記の取組が実施された。

- 障害者のニーズが反映されるよう刑務所法の改正法案の草案支援
- パラリーガル（法律支援者）を対象とした、障害者の権利に関するモジュールを含む研修の実施
- 裁判外紛争解決手続として導入した修復的司法（Restorative Justice）において、障害者が手続の場所及び時間を選べるように設計

- 事件に優先順位を付ける事件調整委員会（Case Coordination Committees）委員に対し障害者の権利及びニーズに関する啓発活動を実施
- 障害者がパラリーガルからサービスを受ける件数のモニタリング

(3) 障害者の権利促進に関する国連パートナーシップ（Global Disability Fund (旧 UNPRPD)） 障害者のための障壁のない司法へのアクセス（2016年 - 2021年）（カンボジア） [48]

本件は、障害者の権利を保護することを目的に、司法アクセスの向上を図るため、国連開発計画（UNDP）及び国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が実施したプロジェクトである。下記の取組を通じて障害者の権利保護を向上させた。

- カンボジア国家障害者戦略計画（2019年～2023年）への司法アクセスに関する取組の組み込み
- 国家障害法（National Disability Law）の改正プロセスにおける障害者の参画を促進
- 障害者のための法律扶助に関する手引きの作成
- 裁判官、検察官、裁判所書記官及び弁護士、社会問題・退役軍人・青少年更正省（Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation）、及び障害者活動協議会（Disability Action Council）職員を対象とした障害者権利条約（CRPD）に関する研修の実施
- 司法アクセスの向上のためのアドボカシーに関する障害当事者団体の能力強化

(4) Global Disability Fund 障害者の権利促進プロジェクト（2012年 - 2017年） （インドネシア） [49]

本件は、障害関連行政の能力強化及び障害データ収集の改善を通じて障害者の権利に関する政策の推進を図るプロジェクトである。

成果1「ネットワーク構築、関係者間の連携促進、優良事例の共有、及び公務員の研修を通じて、市政府の能力を強化する」において、同成果を担当した国連教育科学文化機関（UNESCO）が下記の活動を実施した。

- 法制度の障害者権利条約（CRPD）との整合性調査の実施、調査結果に基づき国会及び社会省に提言
- 障害者法の草案に関する、障害当事者団体と立法府の対話の実施促進
- 全国5都市の地方政府職員及び障害当事者団体を対象とした、障害者権利条約（CRPD）並びに障害者の権利保障のための計画及び予算策定に関する研修の実施
- 市政府及び障害当事者団体が参加する「インクルーシブ都市ネットワーク」の創設と会議の開催

(5) 欧州安全保障協力機構民主制度・人権事務所（OSCE-ODIHR）による、障害者の政治参画促進の取組 [50]

OSCE-ODIHRは、加盟国における障害者の権利を促進するために、下記の取組を実施している。

- 国会における障害インクルージョンに関する調査：国会や政党の障害インクルージョンの現状を評価する監査手法を用い、結果に基づき国会及び政党に対し技術支援を実施

- eラーニングツールの提供：「障害者の参加促進：国会と政党のためのインタラクティブツール」により、障害者が直面する課題とその解決方法を学ぶ教材を提供
- 若者向けメンタリングプログラム：障害のある若者と国会や地方議会等の職員をマッチングし、政治参画を促進
- アクセシブルな情報発信の推進：知的障害者等の参加を促進するため、読みやすい版（Easy-to-Read: ETR）形式での情報提供を推進。ETR の研修や資料作成、オンラインコミュニティの形成も支援。

9.7 ガバナンス分野における障害主流化に係る成果指標

OHCHR は、障害者権利条約（CRPD）に定められている義務の達成状況を測定するための指標例を作成している [51]。ガバナンス分野と関連性が高い条項（本章の別添資料 1 を参照）の指標に基づき、表 9-6 にガバナンス分野の事業における障害主流化に係る指標例を示す。

表 9-6：ガバナンス分野の事業における障害主流化指標例

分野	指標例
1.法の支配の実現クラスター	
法・司法	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者に対するスティグマや差別を永続させる法律の規定の有無 • 当事者が参画した法制度改革等の検討会の回数 • 障害に関するヘイトクライム及び有害な慣行、並びに障害者に関する偏見の是正に関する研修を受けた司法関係機関職員の割合 • 法学教育（大学やその他の教育機関）の中で、障害者の法的能力の権利と意思決定支援の権利に関する必修のコースの有無 • 障害者の法的能力の権利及び意思決定支援の権利に関する啓発活動の実施回数（対象：障害者、公証人、裁判官・裁判所職員、医療・金融サービス提供者、支援者、家族、地域社会） • 法的能力の行使制限または障害者権利条約（CRPD）第 12 条違反に関する苦情の受理・調査・裁定割合、申立人有利の裁定割合、裁定遵守割合（制度別に集計） • 法的手続において、障害者のための無料法律扶助へのアクセスを確保した者の割合 • 障害者の法的手続参加のための手続的配慮及び性別・年齢に応じた配慮の要請件数と提供割合（性別、年齢、障害種別、法律分野、手続種類、関係者の役割別） • 障害と人権について研修を受けた司法、法曹界のメンバーの数と割合 • 司法制度及び関連機関において、間接的な参加者（証人、鑑定人、陪審員等）として法的手続に参加する障害者の数と割合
警察	<ul style="list-style-type: none"> • 障害に関するヘイトクライム、有害な慣行、障害者への定型化された観念との闘いに関する研修受講者の割合（警察及び関係機関職員） • 警察及び関係機関職員の採用・任務遂行における合理的配慮の要請件数と提供割合 • 障害者権利条約（CRPD）に関する研修受講者の数と割合（警察及び関係機関職員）

分野	指標例
メディア	<ul style="list-style-type: none"> 障害者に関する報道・障害者の多様性・障害者との協議促進に関するメディア規制当局の具体的計画の有無（インクルーシブな指針、報道ガイドライン、障害者団体との協議の仕組みを含む） 障害者に対応した報道に関する倫理規定等、明文化した方針を採用している公共・民間メディア企業の数と割合 ニュース・時事報道に登場する障害者の数と割合（キャスター、解説者、専門家、一般市民等の役割別、性別・年齢・障害別集計） マスメディア及びインターネット事業者に対する情報通信アクセシビリティに関する義務的基準を定める法的枠組の有無 手話言語通訳、音声説明、字幕、及びその他のアクセシビリティ確保手段を用いるテレビ放送番組数の割合、及び放送時間の割合 情報アクセシビリティ及びその義務基準の啓発キャンペーンの活動数、受講人口の割合 アクセシビリティに関する基準遵守の指導を受けた、公衆に情報及びサービスを提供する民間事業者の数と割合
選挙管理	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿に有権者登録されている障害者の数と割合（性別、年齢、障害、管轄区別に集計） 障害者の投票権に関する研修受講者数と割合（うち、特に選挙業務に従事する人（公務員、投票所職員、選挙監視員、市民）の数と割合） アクセシビリティ面での支援または合理的配慮の提供を受けて投票権を行使した障害者の数 選挙手続において、選挙管理機関のオブザーバー、またはその他の役割として公務を遂行した障害者の数 投票率（障害別に集計）
ビジネスと人権	<ul style="list-style-type: none"> 障害者に関する規定を含む強制労働の禁止と撲滅のための法律及び政策の有無 障害のある子どもに関する規定を含む「最悪の形態の児童労働」²²の禁止と撲滅のための法律及び政策の有無 強制労働に従事している人の数と割合（性別、年齢、障害別に集計）
2.行政機能強化クラスター	
公務員制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関において、障害者権利条約（CRPD）に基づく平等及び非差別に関する研修受講者数と割合 公務部門における合理的配慮の要請件数と提供割合 障害者の全国分布と比較した公的機関（国会及び地方議会、公共サービス、司法）におけるポストの割合 アクセシビリティ基準に準拠した政府のウェブサイト及びアプリの割合 公共サービス利用にて代替通信手段の利用を認められた障害者の割合 障害者の情報アクセシビリティに関する研修を受けた人の数と割合 公務部門において障害者雇用を促進する国家戦略や計画（一般に含める形または障害特化の形）の有無

²² 国際労働機関（ILO）の「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」（1999年6月17日採択）を参照。

分野	指標例
公共人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> • コミュニケーションと情報へのアクセスに責任を持つ公共人材のうち、障害者の情報へのアクセスとコミュニケーションの代替様式に関する研修を受けた人の数と割合。 • 全国分布と比較した、公的機関（国会及び地方議会、公共サービス、司法）におけるポストの割合（性別、年齢、障害者、人口グループ別に集計） ※SDG 指標 16.7.1
地方政府の計画策定・実施能力向上	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者の権利に関する政策・プログラム等の設計・実施・モニタリング及び研修・研究への障害当事者の関与を目的に実施された協議実施の回数 • 障害当事者が参画した、地方政府による計画策定のワークショップ、協議会等の回数 • 地方政府による計画策定にあたって、ヒアリングを受けた障害当事者の数 • 意思決定が包括的であると考える人口の割合（性別、年齢、障害、人口グループ別に集計）※SDGs 指標 16.7.2
参加の促進と透明性の向上	<ul style="list-style-type: none"> • 情報公開請求に対するアクセシブルな形式での回答件数と割合 • ユニバーサルデザイン及びアクセシビリティの基準を採用する公共調達指針の数

出所：障害者権利条約（CRPD）第1～4条、第5条、第8条、第9条、第12条、第13条、第21条、第27条、第29条及び第33条の指標（[51]）に基づき、日本障害者協議会による仮訳（[52]）を参考に調査チームにて作成

別添資料1：ガバナンス分野において障害者権利条約（CRPD）締約国に義務付けられている事項一覧

条項	条文
<p>第四条 一般的義務 第1項 第(a)号～第(c)号</p>	<p>1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。</p> <p>(a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。</p> <p>(b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。</p> <p>(c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。</p>
<p>第四条 一般的義務 第3項</p>	<p>締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。</p>
<p>第五条 平等及び無差別 第1項、第2項</p>	<p>1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。</p> <p>2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。</p>
<p>第八条 意識の向上 第2項 第(c)号</p>	<p>2 このため、1の措置には、次のことを含む。</p> <p>〔略〕</p> <p>(c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。</p>
<p>第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ 第1項 第(b)号</p>	<p>1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。</p> <p>〔略〕</p> <p>(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）</p>

条項	条文
<p>第十二条 法律の前にひとしく認められる権利 第1項～第4項</p>	<p>1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。</p> <p>2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。</p> <p>3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。</p> <p>4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。</p>
<p>第十三条 司法手続の利用の機会</p>	<p>1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。</p> <p>2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。</p>
<p>第十四条 身体の自由及び安全</p>	<p>1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。</p> <p>(a) 身体の自由及び安全についての権利を享有すること。</p> <p>(b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剝奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剝奪が障害の存在によって正当化されないこと。</p> <p>2 締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する。</p>
<p>第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会 第(c)号、第(d)号</p>	<p>締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。</p> <p>〔略〕</p> <p>(c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。</p> <p>(d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。</p>

条項	条文
<p>第二十七条 労働及び雇用 第1項 第(g)号、第(h)号</p>	<p>1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。</p> <p>〔略〕</p> <p>(g) 公的部門において障害者を雇用すること。</p> <p>(h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。</p>
<p>第二十九条 政治的及び公的活動への参加</p>	<p>締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。</p> <p>(a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。</p> <p>(i) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。</p> <p>(ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。</p> <p>(iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。</p> <p>(b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。</p> <p>(i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。</p> <p>(ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。</p>
<p>第三十三条 国内における実施及び監視 第2項、第3項</p>	<p>2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。</p> <p>3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。</p>

出所：障害者権利条約（CRPD）を基に調査チーム作成

参考文献

【第1章（業務の目的・方法）】

1. World Health Organization. Global Report on Health Equity for Persons with Disabilities. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2026 年 1 月 10 日.) <https://www.who.int/publications/i/item/9789240063600>.
2. United Nations Department of Economic and Social Affairs. Factsheet on Persons with Disabilities. (オンライン) (引用日: 2025 年 1 月 10 日.) <https://www.un.org/development/desa/disabilities/resources/factsheet-on-persons-with-disabilities.html>.
3. United Nations Human Rights Office of the High Commissioner. Foundations, Promoting the Rights of Persons with Disabilities through the Sustainable Development Goals: a Resource Package. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 7 月 10 日.) <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/disability/sdg-crpd-resource/policy-guidelines/foundations-noimages-v2.pdf>.
4. United Nations. Disability Inclusion Strategy. (オンライン) (引用日: 2025 年 2 月 10 日.) https://www.un.org/en/content/disabilitystrategy/assets/documentation/UN_Disability_Inclusion_Strategy_english.pdf.

【第2章（教育）】

1. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ No.8 教育 クラスタ事業戦略「誰ひとり取り残さない教育の改善クラスター」. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.) https://www.jica.go.jp/activities/issues/education/_icsFiles/afieldfile/2024/07/29/Cluster3.pdf.
2. 一木玲子. 障害者権利条約から見た日本の特別支援教育の課題－誰も排除しないインクルーシブ教育を実現するために. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.) https://keiho.repo.nii.ac.jp/record/355/files/publication_2020-07.pdf.
3. United Nations. The Salamanca Statement on Principles, Policy and Practice in Special Needs Education. (オンライン) 1994 年. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000098427>.
4. 嶺井正也. インクルーシブ教育の原点を確認する～サラマンカ宣言から 25 年～. (オンライン) 2021 年. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.) https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/record/11657/files/5041_0001_02.pdf.
5. 黒田一雄. 障害児と EFA ―インクルーシブ教育の課題と可能性―. (オンライン) 2007 年. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.) <https://cice.hiroshima-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/03/10-2-3.pdf>.
6. Ritter L.Carol, Michel S.Charles , Irby Beverly. Concerning Inclusion: Perceptions of Middle School Students, their Parents, and Teachers. (オンライン) 1999 年. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.) <https://journals.sagepub.com/doi/10.1177/875687059901800203>.
7. 竹沢昌子. アメリカのメリーランド州モンゴメリー郡における障害児教育に関する調査報告. (オンライン) 2015 年. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.) <https://meio-u.repo.nii.ac.jp/record/1318/files/No20p095.pdf>.
8. 石川ミカ. 日本障害者リハビリテーション協会. 障害者権利委員会 インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第 4 号（2016 年）（仮訳）. 障害保健福祉研究情報システム. (オンライン) (引用日: 2025 年 6 月 20 日.) https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc4_2016_inclusive_education.html.
9. United Nations Children’s Fund. Inclusive Education-Including Children with Disabilities in Quality Learning: What Needs to be Done? (オンライン) 2017 年 9 月. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.) https://www.unicef.org/eca/sites/unicef.org.eca/files/IE_summary_accessible_220917_brief.pdf.

10. United Nations. Disability and Development Report 2024-Accelerating the realization of the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities. (オンライン) 2024年11月20日. (引用日: 2025年6月20日.) <https://social.desa.un.org/publications/un-flagship-report-on-disability-and-development-2024>.
11. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization International Forum on Inclusion and Equity in Education, Every Learner Matters: (concept note). (オンライン) 2019年. (引用日: 2025年8月25日.) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000371096>.
12. United Nations Children’s Fund. Seen, Counted, Included: Using data to shed light on the well-being of children with disabilities. (オンライン) 2021年11月. (引用日: 2025年8月10日.) https://data.unicef.org/wp-content/uploads/2022/12/Disabilities-Report_11_30.pdf.
13. United Nations Children’s Fund. In Focus: Quality inclusive education-Upholding the rights of all children to an education that equips. (オンライン) 2024年10月. (引用日: 2025年9月12日.) <https://www.unicef.org/eca/media/37321/file/In%20Focus%20Quality%20inclusive%20education.pdf>.
14. Carlos Ríos Espinosa and Laura Canineu Maria. No segregation of people with disabilities in schools. Human Rights Watch. (オンライン) 2020年10月27日. (引用日: 2025年9月2日.) <https://www.hrw.org/news/2020/10/27/no-segregation-people-disabilities-schools>.
15. SDGs 市民社会ネットワーク. 目標4のターゲット・実施手段と指標. (オンライン) (引用日: 2025年8月25日.) <https://www.sdgs-japan.net/goal4>.
16. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization. Education 2030 Incheon Declaration-Towards Inclusive and Equitable Quality Education and Lifelong Learning for All. (オンライン) 2015年. (引用日: 2025年8月25日.) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000233137>.
17. 文部科学省. 仁川（インチョン）宣言（仮訳）. (オンライン) (引用日: 2025年5月25日.) <https://www.mext.go.jp/unesco/002/006/001/shiryo/attach/1360521.htm>.
18. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization. Cali Commitment to Equity and Inclusion. (オンライン) 2019年. (引用日: 2025年6月20日.) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000370910>.
19. World Bank Group. Guidance Note: Criteria for the World Bank’s Disability-Inclusive Investment Project Financing (IPF) in Education. (オンライン) 2021年4月. (引用日: 2025年6月20日.) <https://documents1.worldbank.org/curated/en/712711627321467972/pdf/Criteria-for-the-World-Bank-s-Disability-Inclusive-Investment-Project-Financing-IPF-in-Education-Guidance-Note.pdf>.
20. Panda, Aruna. Achieving Inclusive Education: Strategies, Barriers, and Solutions. (オンライン) 2024年7月3日. (引用日: 2025年8月25日.) <https://www.irjweb.com/viewarticle.php?aid=Achieving-Inclusive-Education%3A-Strategies%2C-Barriers%2C-and-Solutions>.
21. United Nations Development Programme EU. Accessibility of Education: Challenges Faced by People with Disabilities in the Pursuit of Fundamental Rights. (オンライン) 2024年2月20日. (引用日: 2025年5月25日.) <https://www.undp.org/european-union/stories/accessibility-education-challenges-faced-people-disabilities-pursuit-fundamental-rights>.
22. Global Partnership for Education. Removing barriers to education for girls and boys with disabilities. (オンライン) 2025年4月23日. (引用日: 2025年5月25日.) <https://www.globalpartnership.org/blog/removing-barriers-education-girls-and-boys-disabilities>.
23. Bulat, M. Hayes and Jennae Anne. Disabilities Inclusive Education Systems and Policies Guide for Low- and Middle-Income Countries. (オンライン) 2017年7月. (引用日: 2025年8月25日.) <https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED581498.pdf>.
24. Center for Applied Special Technology (金子, バーンズ訳) . 学びのユニバーサルデザイン(UDL) ガイドラ

- イン全文 Version2.0. (オンライン) 2011 年 2 月 1 日. (引用日: 2025 年 6 月 10 日.)
<https://udlguidelines.cast.org/static/udlg-fulltext-v2-0-japanese.pdf>.
25. 中央教育審議会. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）, 参考資料 21. (オンライン) 2012 年. (引用日: 2025 年 6 月 10 日.)
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/07/23/1321673_1.pdf.
26. 中央教育審議会. 特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第 3 回）配付資料 3. (オンライン) 2010 年. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/siryo/1297408.htm.
27. 中央教育審議会. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）. (オンライン) 2012 年 7 月 23 日. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm.
28. 内閣府障害者施策担当. 障害者差別解消法「合理的配慮の提供等事例集」. (オンライン) 2017 年 4 月. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.) <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>.
29. 津江保彦, 野田稔. 障害を持つ学生が履修する実験・実習・巡検等での修学支援. (オンライン) 2021 年. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.) <https://kochi.repo.nii.ac.jp/record/8586/files/26-6.pdf>.
30. 並木重宏. 科学教育における障害学生の支援について. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.) https://www.jstage.jst.go.jp/article/resja/34/4/34_117/_pdf/-char/ja.
31. 平林ルミ. 特別支援教育における合理的配慮の動向と課題-学習障害のある子どもにおける ICT 活用の現状に焦点をあてて-. (オンライン) 2017 年. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/arepj/56/0/56_113/_pdf.
32. 小林洋司, 浦東聖野. 合理的配慮をめぐる対話を阻むもの : 自己開示を可能にする条件の検討. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 9 月 10 日.) https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaass/33/0/33_39/_pdf/-char/ja.
33. World Bank Group. Equity and Inclusion in Education in World Bank Projects: Persons with Disabilities, Indigenous Peoples, and Sexual and Gender Minorities. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/590781562905434693/pdf/Equity-and-Inclusion-in-Education-in-World-Bank-Projects-Persons-with-Disabilities-Indigenous-Peoples-and-Sexual-and-Gender-Minorities.p>.
34. Save the Children. Mainstreaming Inclusive Education: Sharing Good Practices. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.) <https://resourcecentre.savethechildren.net/document/mainstreaming-inclusive-education-sharing-good-practices>.
35. Asian Development Bank. ADB BRIEFS No.311 "Making Space: Women's Participation in Higher Education in Solomon Islands". (オンライン) 2024 年 8 月. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.)
<https://www.adb.org/publications/women-participation-higher-education-solomon-islands>.
36. International Labour Organization. Disability Inclusion in the Bangladesh Skills System. (オンライン) 2017 年 2 月 2 日. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.) <https://www.ilo.org/publications/disability-inclusion-bangladesh-skills-system>.
37. Cecilia Mezzanotte, Claire Calvel. OECD Education Working Papers No. 300-Indicators of Inclusion in Education: A Framework for Analysis. (オンライン) 2023 年 10 月 26 日. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.)
https://www.oecd.org/en/publications/indicators-of-inclusion-in-education_d94f3bd8-en.html.
38. Erasmus+ Programme. Inclusive Higher Education Framework and Indicators. (オンライン) 2021 年. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.) https://inclusivehe.eu/images/toolkit_docs/Framework_and_Good_Practice_Indicators.pdf.
39. International Labour Organization. Policy Brief: Making TVET and Skills Systems Inclusive of Persons with

Disabilities. (オンライン) 2017 年 11 月 27 日. (引用日: 2025 年 6 月 25 日.)

<https://www.ilo.org/publications/making-tvet-and-skills-systems-inclusive-persons-disabilities>.

40. 国立特別支援教育総合研究所. 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（第7回）配布資料 資料2. 文部科学省. (オンライン) (引用日: 2025 年 9 月 2 日.)
https://www.mext.go.jp/content/20230126-mxt_tokubetu02-000027268_4.pdf.

【第3章（保健医療）】

1. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）No.6. 保健医療. (オンライン) 2025 年 4 月. (引用日: 2025 年 12 月 4 日.)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/_icsFiles/afieldfile/2025/05/02/health_text2.pdf.
2. Debate: can we achieve universal health coverage without a focus on disability? Kuper, H., & Hanefeld, J. 1.; BMC Health Services Research, 2018 年, 第 18 巻.
3. World Health Organization. Global report on health equity for persons with disabilities. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2025 年 12 月 1 日.) <https://www.who.int/publications/i/item/9789240063600>.
4. World Health Organization and United Nations Children’s Fund. Global report on assistive technology. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2025 年 12 月 1 日.) <https://iris.who.int/server/api/core/bitstreams/17a1cbf6-be26-466c-9fca-ab80eeb2d192/content>.
5. United Nations General Assembly. Political declaration of the high-level meeting on universal health coverage: Resolution adopted by the General Assembly (A/RES/74/2). (オンライン) 2019 年 10 月 18 日. (引用日: 2025 年 12 月 1 日.) <https://docs.un.org/en/a/res/74/2>.
6. World health organization. The Highest Attainable Standard of Health for Persons with Disabilities: Resolution EB148.R6. (オンライン) 2021 年 1 月 25 日. (引用日: 2025 年 12 月 1 日.)
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/EB148/B148_R6-en.pdf.
7. International Classification of Functioning, Disability and Health Research Branch. Functioning Section in ICD-11. (オンライン) n.d.. (引用日: 2025 年 8 月 12 日.) <https://www.icf-research-branch.org/?view=article&id=667&catid=282>.
8. World Health Organization. Rehabilitation 2030: A Call for Action. (オンライン) 2017 年. (引用日: 2025 年 12 月 1 日.) https://cdn.who.int/media/docs/default-source/documents/health-topics/rehabilitation/callforaction2.pdf?sfvrsn=50299fc6_2&download=true.
9. World Health Organization. Strengthening rehabilitation in health systems (WHA76.6; A76_R6-en). 76th World Health Assembly. (オンライン) 2023 年 5 月 30 日. (引用日: 2025 年 12 月 1 日.)
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA76/A76_R6-en.pdf.
10. Kuper, H., and P. Heydt. The Missing Billion: Access to Health Services for 1 Billion People with Disabilities. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 12 月 1 日.)
https://static1.squarespace.com/static/5d79d3afbc2a705c96c5d2e5/t/5f284cb69af8a9396df3f81c/1596476607957/v3_TheMissingBillion_revised_0620.pdf.
11. Missing Billion Initiative and Clinton Health Access Initiative. Reimagining health systems that expect, accept and connect 1 billion people with disabilities. (オンライン) 2022 年 9 月. (引用日: 2025 年 12 月 1 日.)
https://static1.squarespace.com/static/5d79d3afbc2a705c96c5d2e5/t/634d9409d12381407c9c4dc8/1666028716085/MBReport_Reimagining+Health+Systems_Oct22.
12. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ No.6 保健医療 クラスター事業戦略「保健医療サービス提供強化～強靱・公平・持続可能な UHC の達成～」. (オンライン) 2025 年 4 月. (引用日:

2025年12月1日.)

https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/_icsFiles/afieldfile/2025/05/02/honbun250502_1.pdf.

13. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ No.6 保健医療 クラスタ事業戦略「感染症対策・検査拠点強化クラスター」～人の命・生活を脅かす感染症の拡大を防ぐ世界を～.(オンライン) 2024年4月.(引用日: 2025年12月1日.)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/_icsFiles/afieldfile/2024/04/30/honbun240430.pdf.
14. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ No.6 保健医療 クラスタ事業戦略 「母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケア強化」.(オンライン) 2023年4月.(引用日: 2025年12月1日.)
https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/health/ku57pq00002cy8ad-att/mch_handbook.pdf.
15. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ No.6 保健医療 クラスタ事業戦略 「医療保障制度強化クラスター」.(オンライン) 2024年4月.(引用日: 2025年12月1日.)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/_icsFiles/afieldfile/2024/04/30/240430_honbun.pdf.
16. Kuper H, Azizattunisa' L, Rodríguez Gatta D, et al. Building disability-inclusive health systems.. 2024年5月, Lancet Public Health, 第9巻, ページ: e316-e325.
17. World Bank. Disability-Inclusive Health Care Systems: Technical Note for World Bank Task Teams. (オンライン) 2022年.(引用日: 2025年12月1日.)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099524311222210510/pdf/IDU0cd3e4708097b304a2409b260be352fdb18f.pdf>.
18. United Nations Children's Fund Innocenti. Global Office of Research and Foresight. From Insight to Inclusion: How UNICEF evidence impacts children with disabilities. (オンライン) 2025年3月.(引用日: 2025年12月1日.) <https://www-self.unicef.org/innocenti/media/10796/file/UNICEF-Innocenti-Disability-From-Insight-to-Inclusion-2025.pdf>.

【第4章（栄養の改善）】

1. 国際協力機構（JICA）. グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）7. 栄養の改善 ～「JICA 栄養宣言」の推進.(オンライン) 2021年.(引用日: 2025年8月24日.)
https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/nutrition/ku57pq00002cy9oo-att/nutrition_text.pdf.
2. Malnutrition and disability: unexplored opportunities for collaboration. Groce, N. et al. 4, 2014年, Paediatrics and International Child Health, 第34巻, ページ: 308-314.
3. Department of Foreign Affairs and Trade. Multisectoral Nutrition Programming Guidance Note. (オンライン) 2024年.(引用日: 2025年12月1日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/multisectoral-nutrition-programming-guidance-note.pdf>.
4. World Health Organization. Global report on health equity for persons with disabilities. (オンライン) 2022年.(引用日: 2025年8月24日.) <https://www.who.int/publications/i/item/9789240063600>.
5. United Nations Children's Fund. Seen, Counted, Included: Using data to shed light on the well-being of children with disabilities. (オンライン) 2021年.(引用日: 2025年8月24日.) <https://data.unicef.org/resources/children-with-disabilities-report-2021/>.
6. United Nations Department of Economic and Social Affairs. Disability and Development Report 2024: Accelerating the realization of the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities. (オンライン) 2024年.(引用日: 2025年8月24日.)
<https://indico.un.org/event/1010238/attachments/20948/59724/DDR%202024%20Full%20report%20-%20Unedited.pdf>.

7. Office of the High Commissioner for Human Rights. Policy Guidelines for Inclusive Sustainable Development Goals: Food and Nutrition. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2025 年 8 月 24 日.)
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/thematic-brief-food.pdf>.
8. United Nations Children’s Fund. UNICEF Fact Sheet, Children with Disabilities. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2025 年 8 月 24 日.) https://www.unicef.org/sites/default/files/2022-10/GIP02115_UNICEF_Children-with-Disabilities-Factsheet-final%20-%20accessible.pdf.
9. Prynne, J.E. & Kuper, H. Perspectives on Disability and Non-Communicable Diseases in Low- and Middle-Income Countries, with a Focus on Stroke and Dementia. 3488, 2019 年, International Journal of Environmental Research and Public Health, 第 16 巻.
10. Holden, J, and Corby, N. Nutrition programming for people with disabilities: evidence and learning, Disability Inclusion Helpdesk Research Report No. 6. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 8 月 24 日.)
<https://www.sddirect.org.uk/sites/default/files/2022-07/Q6-%20Disability%20and%20nutrition%20programming.pdf>.
11. World Food Programme. Disability inclusive school feeding practice guide. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2025 年 8 月 24 日.) <https://www.wfp.org/publications/disability-inclusive-school-feeding-practice-guide-regional-bureau-asia-and-pacific>.
12. Bechange, S., Jolley, E., Jeyam, A., Okello, G., Wekesa, B., & Schmidt, E. Disability and labour market participation among smallholder farmers in Western Kenya. 1: PLoS ONE, 2024 年, 第 19 巻.
13. African Union Development Agency – New Partnership for Africa’s Development (NEPAD). Inclusive pathways: Enhancing participation of farmers with disability in agriculture. (オンライン) 2023 年 7 月 21 日. (引用日: 2025 年 8 月 14 日.) <https://www.nepad.org/blog/inclusive-pathways-enhancing-participation-of-farmers-disability-agriculture?utm>.
14. World Food Programme. Summary Brief on Disability Inclusive School Feeding, A Practice Guide, 2023. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2025 年 8 月 24 日.) <https://www.wfp.org/publications/disability-inclusive-school-feeding-practice-guide-regional-bureau-asia-and-pacific>.
15. World Food Programme. Disability Inclusion Guidance Note: Resilience and Food System Program. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2025 年 8 月 24 日.) <https://reliefweb.int/report/afghanistan/disability-inclusion-guidance-note-resilience-and-food-system-program>.
16. Food and Agriculture Organization. Project Highlights: Building Local Resilience in Syria (BLRS) Project. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2025 年 8 月 24 日.)
<https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/766e9a1d-4a92-464c-8df1-be0fec6076a5/content>.
17. Food and Agriculture Organization. Disability is never an obstacle at farmer field schools. (オンライン) 2024 年 1 月 10 日. (引用日: 2025 年 7 月 20 日.) <https://www.fao.org/syria/news/details/Disability-is-never-an-obstacle-at-farmer-field-schools/en>.
18. 国際協力機構 (JICA) . JICA グローバル・アジェンダ No.7 栄養の改善 クラスタ事業戦略「ライフコースを通じた栄養改善」. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 8 月 24 日.)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/_icsFiles/afieldfile/2024/08/21/nutritioncluster.pdf.

[第 5 章 (社会保障)]

1. United Nations Children’s Fund, International Labour Organization. Towards Inclusive Social Protection Systems Enabling Participation and Inclusion of Persons with Disabilities. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 4 月 7 日.) https://socialprotection.org/system/files/Disability%20inclusive%20SP%20joint%20Guidance_v1.0_.pdf.

2. International Labour Organization and International Disability Alliance. Joint statement: Towards inclusive social protection systems supporting the full and effective participation of persons with disabilities. (オンライン) 2019年. (引用日: 2025年4月7日.) <https://www.social-protection.org/gimi/gess/Media.action?id=16753>.
3. WAM NET. 障害者福祉制度解説. 障害者福祉制度の概要. (オンライン) (引用日: 2025年8月20日.) <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/system/>.
4. United Nations Department of Economic and Social Affairs. The Disability and Development Report 2024, “Accelerating the realization of the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities.” (オンライン) 2024年. (引用日: 2025年3月1日.) <https://social.desa.un.org/publications/un-flagship-report-on-disability-and-development-2024>.
5. United Nations Department of Economic and Social Affairs. Ageing and disability. (オンライン) (引用日: 2025年3月1日.) <https://social.desa.un.org/issues/disability/disability-issues/ageing-and-disability>.
6. World Bank. Disability Inclusion. (オンライン) (引用日: 2025年3月1日.) <https://www.worldbank.org/en/topic/disability>.
7. United Nations Department of Economic and Social Affairs. Leaving no one behind: the COVID-19 crisis through the disability and gender lens. (オンライン) 2020年. (引用日: 2025年4月7日.) https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2020/05/PB_69.pdf.
8. International Labour Organization. World Social Protection Report 2024-26: Universal social protection for climate action and a just transition. (オンライン) 2024年. (引用日: 2025年3月1日.) <https://www.ilo.org/publications/flagship-reports/world-social-protection-report-2024-26-universal-social-protection-climate>.
9. United Nations. A/70/297: Report of the Special Rapporteur on the rights of persons with disabilities. (オンライン) 2015年. (引用日: 2025年3月1日.) <https://www.ohchr.org/en/documents/thematic-reports/a70297-report-special-rapporteur-rights-persons-disabilities>.
10. World Bank. Creating Disability Inclusive ID Systems. (オンライン) 2020年. (引用日: 2025年3月1日.) <https://documents1.worldbank.org/curated/en/967741605683569399/pdf/Creating-Disability-Inclusive-ID-Systems.pdf>.
11. Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit. Ensuring social protection for persons with disabilities matters. (オンライン) 2021年. (引用日: 2025年5月15日.) <https://www.giz.de/en/downloads/giz2022-en-social-protection-disabilities.pdf>.
12. ACCESS 2. Enhancing Disability Inclusion, Equity and Rights in Cambodia: a resource for action. (オンライン) 2024年. (引用日: 2025年5月15日.) https://access2cambodia.org/wp-content/uploads/2025/01/ACCESS%20Enhancing%20DI%20in%20Cambodia_Final_Eng_19Nov2024.pdf.
13. Department of Identification of Poor Household. About. (オンライン) (引用日: 2025年5月15日.) <https://idpoor.gov.kh/en/about/>.
14. Rural 21. Leave no one behind-mainstreaming disabilities in national public works programmes. (オンライン) 2017年9月15日. (引用日: 2025年5月15日.) <https://www.rural21.com/english/a-closer-look-at/detail/article/leave-no-one-behind-mainstreaming-disabilities-in-national-public-works-programmes.html>.
15. United Nations Children’s Fund. Families Forward: Impact of GirlsEmpoweringGirls. (オンライン) 2024年4月15日. (引用日: 2025年5月15日.) <https://www.unicef.org/uganda/stories/families-forward-impact-girlsempoweringgirls>.
16. Global Disability Summit. Global Disability Inclusion Report: Accelerating Disability Inclusion in a Changing and Diverse World. (オンライン) 2025年3月. (引用日: 2025年8月20日.)

<https://www.globaldisabilitysummit.org/resource/global-disability-inclusion-report/>.

[第6章（運輸交通）]

1. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）No. 2 運輸交通. (オンライン) (引用日: 2025年8月1日.) https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/transport/ku57pq00002cyb22-att/transport_text.pdf.
2. 国際協力機構（JICA）. クラスタ事業戦略「まちづくり～人々のためのまちへ Cities for People～」. (オンライン) (引用日: 2025年8月20日.) https://www.jica.go.jp/activities/issues/urban/_icsFiles/afieldfile/2025/01/07/20241210_cleanrev2_2.pdf.
3. 国土交通省. 公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））. (オンライン) 2024年. (引用日: 2025年8月1日.) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html.
4. 内閣府. 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト. (オンライン) (引用日: 2025年8月1日.) <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp>.
5. 外務省. 障害者の権利に関する条約（外務省仮訳）. (オンライン) (引用日: 2025年5月27日.) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>.
6. Parkほか. Investigating the barriers in a typical journey by public transport users with disabilities. *Journal of Transport & Health*, 2018年, 第10巻.
7. World Bank. Improving Accessibility to Transport for People with Limited Mobility; Practical Guidance Note. (オンライン) 2013年. (引用日: 2025年8月1日.) <https://documents1.worldbank.org/curated/en/575221468278939280/pdf/Accessibility0Report0Final.pdf>.
8. World Health Organization. World Report on Disability. (オンライン) 2011年. (引用日: 2025年8月1日.) <https://www.who.int/teams/noncommunicable-diseases/sensory-functions-disability-and-rehabilitation/world-report-on-disability>.
9. United Nations Department of Economic and Social Affairs. Disability and Development Report 2024; Accelerating the realization of the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities. (オンライン) 2024年. (引用日: 2025年8月1日.) <https://social.desa.un.org/publications/un-flagship-report-on-disability-and-development-2024>.
10. United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific. Safe and inclusive transport and mobility Note by the secretariat. (オンライン) 2020年. (引用日: 2025年8月1日.) https://www.unescap.org/sites/default/files/EN_4_SAFE%20AND%20INCLUSIVE%20TRANSPORT%20AND%20MOBILITY.pdf.
11. Transport Association of Public International. Improving access to public transport. (オンライン) 2004年. (引用日: 2025年8月1日.) <https://www.itf-oecd.org/sites/default/files/docs/04access.pdf>.
12. World Bank. For Persons with Disabilities, Accessible Transport Provides Pathways to Opportunity. (オンライン) 2015年. (引用日: 2025年8月1日.) <https://www.worldbank.org/en/news/feature/2015/12/03/for-persons-with-disabilities-accessible-transport-provides-pathways-to-opportunity>.
13. Transformative Urban Mobility Initiative. Disability Inclusive Public Transport; Practical steps to making public transport disability inclusive. (オンライン) 2019年. (引用日: 2025年8月1日.) https://www.transformative-mobility.org/wp-content/uploads/2023/03/HVT-Disability_STANDARD_ONLINE_v2A-E49nOR.pdf.
14. United Nations Development Programme. A Review of International Best Practice in Accessible Public Transportation for Persons with Disabilities. (オンライン) 2014年. (引用日: 2025年8月1日.)

- <https://www.undp.org/malaysia/publications/review-international-best-practice-accessible-public-transportation-persons-disabilities>.
15. 外務省. 質の高いインフラ投資に関する G20 原則（日本語仮訳）. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/infrastructure/index.html>.
 16. World Bank. Technical Note on Accessibility; Part 3: The Thematic Fact Sheets; Fact Sheet 3: Accessibility in the Transportation Sector of Operations. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://thedocs.worldbank.org/en/doc/31614367f4fd3ec4dfce873759b7761b-0320012022/original/WBG-TECHNICAL-NOTE-PART-3-3.pdf>.
 17. 国土交通省ほか. 移動等円滑化の促進に関する基本方針. (オンライン) 2018 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001379349.pdf>.
 18. 国土交通省. 移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令. (オンライン) 2006 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001400936.pdf>.
 19. 国土交通省. 道路の移動等円滑化に関するガイドライン. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/kijun/kijun.html>.
 20. 国土交通省. 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令. (オンライン) 2006 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html.
 21. 国土交通省. 道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会. (オンライン) (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/universal-design/>.
 22. 成田国際空港株式会社・中央大学研究開発機構. 成田国際空港におけるユニバーサルデザインの取り組み. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.narita-airport.jp/files/fd437499547767bcb50530a9e53f32eee76ecd7e7b617533c498ecadb758d635>.
 23. 国土交通省. 新幹線の新たなバリアフリー対策. (オンライン) (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk7_000018.html.
 24. 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団. 新造船とフェリーターミナルのユニバーサル・デザイン化の取り組みについて. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/benkyo/result/pdf/20240524_02.pdf.
 25. 国土交通省. 公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.mlit.go.jp/common/001236569.pdf>.
 26. 国土交通省. 交通事業者向け接遇研修モデルプログラム. (オンライン) (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000317.html.
 27. 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団. 交通サポートマネージャー（旧 BEST 研修）. (オンライン) (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/best/manager.html>.
 28. 国土交通省. 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン 実施マニュアル（バリアフリー教室編）. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001494600.pdf>.
 29. 国土交通省. 交通バリアフリー教室 in 石岡市立小幡小学校. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000349621.pdf>.
 30. Asian Development Bank. A newly completed bus rapid transit system is transforming lives of people in Peshawar, Pakistan. (オンライン) 2021 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://www.adb.org/results/newly-completed-bus->

rapid-transit-system-transforming-lives-peshawar-pakistan.

31. Institute for Transportation & Development Policy. Peshawar: Building out Accessible and Inclusive Public Transport for All. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://itdp.org/wp-content/uploads/2022/06/MOBILIZE-PESHAWAR-HIGH.pdf>.
32. World Bank. Transit Access Training Toolkit. (オンライン) 2009 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) <https://documents1.worldbank.org/curated/en/656911604339592731/pdf/Transit-Access-Training-Toolkit.pdf>.
33. United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific. Incheon Strategy to "Make the Right Real" for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific. (オンライン) 2012 年. (引用日: 2025 年 8 月 1 日.) [https://www.unescap.org/sites/default/files/Incheon%20Strategy%20\(English\).pdf](https://www.unescap.org/sites/default/files/Incheon%20Strategy%20(English).pdf).
34. 国土交通省. 国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2025 年 8 月 20 日.) <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001733879.pdf>.

[第 7 章（都市・地域開発）]

1. 国際協力機構（JICA）. グローバル・アジェンダ No.1 都市・地域開発. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2025 年 3 月 20 日.) <https://www.jica.go.jp/activities/issues/urban/index.html>.
2. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ No.1 都市・地域開発「まちづくり」クラスター事業戦略～人々のためのまちへ Cities for People～. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 3 月 20 日.) https://www.jica.go.jp/activities/issues/urban/_icsFiles/afieldfile/2025/01/07/20241210_cleanrev2_2.pdf.
3. UN Trade and Development. Handbook of Statistics 2024. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 4 月 10 日.) <https://unctad.org/publication/handbook-statistics-2024>.
4. United Nations Children's Fund. Global Disability Inclusion Report. (オンライン) 2025 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) <https://www.globaldisabilitysummit.org/resource/global-disability-inclusion-report/>.
5. World Health Organization. Disability. (オンライン) (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) <https://www.who.int/health-topics/disability>.
6. Disability Inclusive and Accessible Urban Development Network. The Inclusion Imperative: Towards Disability-inclusive and Accessible Urban Development. (オンライン) 2016 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Housing/Disabilities/CivilSociety/CBM-TheInclusionImperative.pdf>.
7. World Health Organization and World Bank. World Report on Disability. (オンライン) 2011 年. (引用日: 2025 年 3 月 20 日.) <https://www.who.int/teams/noncommunicable-diseases/sensory-functions-disability-and-rehabilitation/world-report-on-disability>.
8. UN Habitat. The Global Campaign on Urban Governance : Concept Paper, 2nd Edition. (オンライン) 2002 年. (引用日: 2025 年 8 月 12 日.) <https://unhabitat.org/sites/default/files/download-manager-files/Global%20Campaign%20on%20Urban%20Governance.pdf>.
9. Asian Development Bank. Enabling Inclusive Cities. (オンライン) 2016 年. (引用日: 2025 年 6 月 6 日.) <https://www.adb.org/documents/enabling-inclusive-cities>.
10. World Bank. Kotaku Guideline for Disability Inclusion. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2025 年 8 月 12 日.) <https://documents1.worldbank.org/curated/en/099819401222443265/pdf/IDU175f35c9f149be1458318ec61979fcfa7dd5e.pdf>.
11. United Nations Department of Economic and Social Affairs. Accessibility and Disability Inclusion in Urban Development. (オンライン) (引用日: 2025 年 3 月 20 日.) <https://www.un.org/disabilities/documents/2015/accessibility-urbandevelopment.pdf>.

12. 障害保健福祉研究情報システム. 一般的意見第2号（2014年）第9条：アクセシビリティ.(オンライン) 2014年.(引用日: 2025年6月25日.)
https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc2_2014_article9.html.
13. Institute for Transportation & Development Policy (ITDP), World Enabled. Access and Persons with Disabilities in Urban Areas. (オンライン) 2022年.(引用日: 2025年3月18日.) <https://itdp.org/publication/access-for-all-persons-with-disabilities/>.
14. United Nations. Disability and Development Report 2024. (オンライン) 2024年.(引用日: 2025年4月8日.)
<https://reliefweb.int/report/world/disability-and-development-report-2024-accelerating-realization-sustainable-development-goals-and-persons-disabilities>.
15. UN Habitat. Housing for Persons with Disabilities. (オンライン) 2015年.(引用日: 2025年7月10日.)
[https://unhabitat.org/sites/default/files/download-manager-files/right%20to%20accessible%20housing%20Final%20word%20footnotes%20%20JO%2004%2008%20%2016%20\(3\).pdf](https://unhabitat.org/sites/default/files/download-manager-files/right%20to%20accessible%20housing%20Final%20word%20footnotes%20%20JO%2004%2008%20%2016%20(3).pdf).
16. Special Rapporteur on Adequate housing. Guiding Principle on Security of Tenure for the Urban Poor. (オンライン) 2014年.(引用日: 2025年7月10日.)
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Housing/Guide-SecurityTenureGuidelinesEN.pdf>.
17. Northern Uganda Land Platform (NULP). Enhancing awareness of landrights of persons with disabilities in Acholi-land. (オンライン) 2017年.(引用日: 2025年7月10日.)
https://www.trocaire.org/sites/default/files/resources/policy/180116_final_report_pwds_and_land_rights_-_nulp.pdf.
18. Organisation for Economic Co-operation and Development. A crisis on the horizon: Ensuring affordable, accessible housing for people with disabilities. (オンライン) 2021年.(引用日: 2025年7月10日.)
https://www.oecd.org/en/publications/crisis-on-the-horizon-ensuring-affordable-accessible-housing-for-people-with-disabilities_40e857a1-en.html.
19. Gender-Based Violence Working Group for East and Southern. Gender-Based Violence and Disability Inclusion: Fact Sheet. (オンライン) 2023年.(引用日: 2025年7月10日.) <https://gbvaor.net/node/1916>.
20. Patrick M, ほか. Delivering Inclusive Design in Cities: A Global Action Report. (オンライン)(引用日: 2025年7月10日.) www.at2030.org/inclusive-cities.
21. World Bank. Building Code Checklist for Universal Accessibility. Global Facility for Disaster Risk Reduction. (オンライン) 2025年.(引用日: 2025年7月25日.)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099012725142095036/pdf/P1760681fae1720ec1883910910368435cb.pdf>.
22. World Health Organization, United Nations Children’s Fund. Global report on assistive technology. (オンライン) 2022年.(引用日: 2025年5月10日.) <https://www.who.int/teams/health-product-policy-and-standards/assistive-and-medical-technology/assistive-technology/global-report-on-assistive-technology>.
23. Vinand M Nantulya R Reich Michael. The neglected epidemic: road traffic injuries in developing countries. (オンライン) 2002年.(引用日: 2025年5月9日.) <https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC1123095/>.
24. UN Women. Disability Inclusion and Gender-Based Violence Prevention. (オンライン) 2023年.(引用日: 2025年6月6日.) https://gbvaor.net/sites/default/files/2023-11/GBV%20and%20Disability%20Inclusion%20Fact%20Sheet_Nov23_FINAL.pdf.
25. Jagori. Building Safe and Inclusive Cities for Women: A Practical Guide. (オンライン) 2011年.(引用日: 2025年7月10日.) www.jagori.org.

26. United Nations. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（和文）. (オンライン) 2015 年. (引用日: 2025 年 3 月 20 日.)
https://www.un.org/ja/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/.
27. United Nations. 障害者の権利に関する条約（和文）. (オンライン) 2008 年. (引用日: 2025 年 3 月 20 日.)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html.
28. UN-Habitat. ニュー・アーバン・アジェンダ（和文）. (オンライン) 2016 年. (引用日: 2025 年 3 月 20 日.)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunyabetsu/bunya/page18_000146.html.
29. Economic and Social Commission for Asia and the Pacific. アジア太平洋障害者の 10 年（2013-2022）に関する閣僚宣言、およびアジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略（JDF 仮訳）. 障害保健福祉研究情報システム. (オンライン) 2012 年. (引用日: 2025 年 7 月 10 日.)
https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon_strategy121123_j.html.
30. 国土交通省. G7 都市大臣会合（G7 Sustainable Urban Development Ministers' Meeting）. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.) https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/toshi_daisei_tk_000085.html.
31. United Nations. Good Practices of Accessible Urban Development. (オンライン) 2016 年. (引用日: 2025 年 5 月 9 日.) <https://desapublications.un.org/publications/good-practices-accessible-urban-development#:~:text=This%20new%20publication%20on%20%E2%80%9C%20Good%20Practices%20of%20Accessible,incluing%20persons%20with%20disabilities%20and%20other%20special%20needs.>
32. Global Facility for Disaster Reduction and Recovery. Stronger Building Codes for a Safer More Resilient Future. World Bank. (オンライン) (引用日: 2025 年 5 月 9 日.)
<https://www.worldbank.org/en/topic/disasterriskmanagement/publication/stronger-building-codes-for-a-safer-more-resilient-future>.
33. Green Kimberley. Integrated accessibility into urban development: Case studies from Global Future Cities South-East Asia Programme. Global Future Cities Programme. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.)
<https://www.globalfuturecities.org/article/integrated-accessibility-urban-development-case-studies-global-future-cities-south-east>.
34. Asian Development Bank. Inclusive Cities – Urban Area Guidelines. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2025 年 4 月 8 日.) <https://www.adb.org/publications/inclusive-cities-urban-area-guidelines>.
35. 国土交通省総合政策局安心生活政策課. バリアフリー法に基づく取組の状況と今後の課題. (オンライン) 2014 年. (引用日: 2025 年 8 月 8 日.) <https://cir.nii.ac.jp/crid/1520009407557157376>.
36. 東京都都市整備局. 面的なバリアフリー化の取組について. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 6 月 25 日.) https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/machizukuri/chiki_shuyaku/machizukuri_link/area.
37. 国土交通省. 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改訂について. 国土交通省. (オンライン) (引用日: 2025 年 8 月 25 日.)
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001387556.pdf>.
38. 国土交通省. 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準. (オンライン) 2025 年. (引用日: 2025 年 8 月 8 日.) https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000658.html.
39. 国土交通省. バリアフリー法関連情報. (オンライン) (引用日: 2025 年 8 月 6 日.)
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>.
40. 国土交通省. 移動等円滑化評価会議. (オンライン) (引用日: 2025 年 8 月 6 日.)
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000160.html.
41. 独立行政法人日本スポーツ振興センター. 新国立競技場整備事業におけるユニバーサルデザインワー

- クショップについて. 独立行政法人日本スポーツ振興センター. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 8 月 25 日.) <https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/sonota/universaldesignworkshoptnitsuite.pdf>.
42. 国土交通省. 建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン. (オンライン) 2025 年 5 月. (引用日: 2025 年 8 月 21 日.) https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html.
43. 明石市. 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 8 月 6 日.) https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/seisaku_shitsu/zyutentikuzikkoukeikaku.html.
44. 国土交通省. 住宅セーフティネット制度. (オンライン) 2025 年. (引用日: 2025 年 7 月 1 日.) https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html.
45. 国際協力機構 (JICA)、コーエイリサーチ&コンサルティング. JICA 事業の障害主流化促進にかかる情報収集・課題分析業務 業務完了報告書. (オンライン) 2023 年 8 月 1 日. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000051038.pdf>.
46. World Bank. Environmental and Social Standards (ESS). (オンライン) 2025 年. (引用日: 2025 年 6 月 20 日.) <https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/environmental-and-social-framework/brief/environmental-and-social-standards>.
47. World Bank. The World Bank Technical Note on Accessibility. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2025 年 8 月 8 日.) <https://www.worldbank.org/en/topic/disability/publication/technical-note-on-accessibility>.
48. 国際パラリンピック委員会. アクセシビリティガイド -オリンピック・パラリンピック大会のインクルーシブなアプローチ-. (オンライン) 2013 年. (引用日: 2025 年 8 月 6 日.) <https://www.parasports.or.jp/paralympic/what/data.html>.
49. World Bank. Learning from Vietnam’s Urban Upgrading Projects. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2025 年 6 月 2 日.) https://www.thegpsc.org/sites/default/files/vietnam_urban_upgrading_draft_202004_rev_0.pdf.
50. 鷲尾和彦. 車道の使い方を市民が決める。バルセロナの「スーパーブロック計画」とは. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2025 年 7 月 1 日.) <https://forbesjapan.com/articles/detail/36266>.
51. Rueda Salvador. Superblocks for the Design of New Cities and Renovation of Existing Ones: Barcelona’s Case. (オンライン) 2018 年. (引用日: 2025 年 8 月 6 日.) <https://feut.org/wp-content/uploads/2017-RUEDA-S-SUPERBLOCKS-FOR-THE-DESIGN-OF-NEW-CITIES-AND-RENOVATION-OF-EXISTING-ONES-BARCELONAS-CASE.pdf>.
52. European Union. Green Axes and Squares o BCN’s Example (オンライン) (引用日: 2025 年 9 月 8 日.) <https://prizes.new-european-bauhaus.europa.eu/past-applications/green-axes-and-squares-bcns-eixample>
53. 生活総研. CITY BY ALL. (オンライン) 2021 年. (引用日: 2025 年 9 月 8 日.) <https://seikatsusoken.jp/seikatsuken2050/16819/>.
54. Barcelona City. New participatory budgets: decide what’s best for your neighbourhood. (オンライン) (引用日: 2025 年 8 月 19 日.) https://www.barcelona.cat/barcelona-pel-clima/en/news/new-participatory-budgets-decide-whats-best-for-your-neighbourhood-1439847?utm_source=chatgpt.com.
55. City of Seattle. Seattle Department of Transportation . Official Website of the City of Seattle. (オンライン) (引用日: 2025 年 8 月 25 日.) <https://www.seattle.gov/transportation/projects-and-programs/programs/ada-program>.
56. The Seattle Department of Transportation (SDOT). Seattle Accessible Route Planner. (オンライン) (引用日: 2025 年 7 月 1 日.) <https://www.seattle.gov/transportation/projects-and-programs/programs/ada-program/accessible-route-planner>.
57. Devin Coldewey. AccessMap finds routes that avoid common pitfalls for those with limited mobility. (オンライン) 2017 年. (引用日: 2025 年 7 月 1 日.) <https://techcrunch.com/2017/02/01/accessmap-finds-routes-that-avoid->

common-pitfalls-for-those-with-limited-mobility/?utm_source=chatgpt.com.

58. 国際協力機構（JICA）. 技術協力 開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓レファレンス. (オンライン) 2022年4月. (引用日: 2025年5月10日.)
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>.
59. 国際協力機構（JICA）. 課題別指針 都市・地域開発 第2版. (オンライン) 2017年. (引用日: 2025年3月20日.) https://www.jica.go.jp/activities/issues/urban/ku57pq00002cu424-att/guideline_urban.pdf.
60. SMOWL TECH. The importance of Universal accessibility: principles and noteworthy examples. (オンライン) 2024年. (引用日: 2025年6月25日.) https://smowl.net/en/blog/universal-accessibility/#elementor-toc_heading-anchor-0.
61. 国連総会. 障害のある人の権利に関する条約 仮訳. (オンライン) 2008年. (引用日: 2025年6月25日.)
https://jdf-hp.normanet.ne.jp/shiryo/convention/30May2008CRPDtranslation_into_Japanese.html.
62. World Health Organization, World Bank. World Report on Disability. (オンライン) 2011年. (引用日: 2025年5月10日.) <https://www.who.int/teams/noncommunicable-diseases/sensory-functions-disability-and-rehabilitation/world-report-on-disability>.

【第8章（防災・復興）】

1. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）No 20 防災・復興を通じた災害リスク削減. (オンライン) (引用日: 2025年5月10日.)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/ku57pq00002cy5n0-att/disaster_text.pdf.
2. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ No.20 防災・復興を通じた災害リスク削減 クラスタ事業戦略「事前防災投資実現」. 2023年. (オンライン) (引用日: 2025年5月10日.)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/_icsFiles/afieldfile/2023/07/13/20230711_01.pdf.
3. 国際協力機構（JICA）. JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）No.9 社会保障・障害と開発. (オンライン) (引用日: 2025年5月10日.) https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/index.html.
4. 立木茂雄. 基調講演 排除のない防災へ 地域防災セミナー災害時要援護者対策の在り方を考える. (オンライン) 2016年. (引用日: 2025年7月1日.) https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2016/11/201604_187.pdf.
5. Disability Inclusive DRR Network and Christian Blind Mission. Disability Inclusive Disaster Risk Management: Voices from the field&good practices. (オンライン) 2013年. (引用日: 2025年5月10日.)
<https://reliefweb.int/report/world/disability-inclusive-disaster-risk-management-voices-field-good-practices>.
6. 内閣官房防災長設置準備室. 防災庁設置準備アドバイザー会議 第1回 資料1 政府における防災施策・体制の現状等について. (オンライン) 2025年. (引用日: 2025年6月5日.)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou_preparation/dai1/siryou1.pdf.
7. 立木茂雄. 高齢者、障害者と東日本大震災：災害時要援護者避難の実態と課題. 消防防災科学センター. (オンライン) 2013年. (引用日: 2025年5月10日.)
https://www.isad.or.jp/pdf/information_provision/information_provision/h25/higashinohon25_4-2-5c.pdf.
8. International Displacement Monitoring Centre. IDMC. (オンライン) 2021年3月. (引用日: 2025年5月10日.) www.internal-displacement.org.
9. 阪本真由美, 矢守克也. 災害障がい者の生活再建支援に関する研究—インドネシア・ジャワ島中部地震災害の事例より—. 国際開発研究. (オンライン) 2010年. (引用日: 2025年5月10日.)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jids/19/1/19_35/_article/-char/ja/.
10. UN High Commissioner for Refugees. Analytical study on the promotion and protection of the rights of persons

- with disabilities in the context of climate change. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
<https://digitallibrary.un.org/record/3865080>.
11. Global Facility for Disaster Reduction and Recovery. Disability Inclusion in Disaster Risk Management: Promising Practices and Opportunities for Enhanced Engagement. (オンライン) 2017 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
https://www.gfdr.org/sites/default/files/publication/GFDRR%20Disability%20inclusion%20in%20DRM%20Report_F.pdf.
 12. World Bank. Unbreakable: Building the Resilience of the Poor in the Face of Natural Disasters. 2017 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) <https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/512241480487839624/unbreakable-building-the-resilience-of-the-poor-in-the-face-of-natural-disasters>.
 13. United Nations Office for Disaster Risk Reduction. 2023 Global Survey Report on Persons with Disabilities and Disasters. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) <https://www.undrr.org/report/2023-gobal-survey-report-on-persons-with-disabilities-and-disasters>.
 14. Nossal Institute and Christian Blind Mission. Disability Inclusion in Disaster Risk Reduction: Experience of people with disabilities in Vanuatu during and after Tropical Cyclone Pam and recommendations for humanitarian agencies. (オンライン) 2017 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
https://mispgh.unimelb.edu.au/_data/assets/pdf_file/0011/2567576/WEB-DIDRR-Report-14112017.pdf.
 15. Global Alliance on Accessible Technologies and Environments. Guideline on Inclusive Disaster Risk Reduction: Early Warnings and Accessible Broadcasting. Prevention Web. (オンライン) (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
preventionweb.net/files/42819_42819didrrguidelineearlywarninganda.pdf.
 16. 小野浩. 東日本大震災における障害のある人の被災状況と支援活動. 障害保健福祉研究情報システム. (オンライン) 2013 年 3 月. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/bf/jdf_201303/jdf_1-1-03.html.
 17. 石塚裕子. 災害と障害—インクルーシブな防災を実現するための視座—. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) https://www.jstage.jst.go.jp/article/jais/21/3/21_1/_pdf.
 18. 武田輝也. 避難場所・応急仮設住宅での障害者・高齢者の生活環境支援—東日本大震災における宮城県石巻地域での取り組み—. (オンライン) 2017 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/resja/32/2/32_80/_article/-char/ja/.
 19. 内閣府. 障がい制度改革推進会議第 37 回資料 6 (JDF みやぎ支援センター活動報告). (オンライン) 2012 年 1 月. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_37/pdf/gijiroku.pdf.
 20. Global Facility for Disaster Reduction and Recovery. Disability-Inclusive Disaster Recovery. World Bank. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/265011593616893420/pdf/Disability-Inclusive-Disaster-Recovery.pdf>.
 21. Internal Displacement Monitoring Centre & Asian Development Bank. Harnessing Development Financing for Solutions to Displacement in the context of disasters and climate change in Asia and the Pacific. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) https://api.internal-displacement.org/sites/default/files/publications/documents/idmc-2024-harnessing-development-financing-for-solutions-to-displacement.pdf?_gl=1*1wwgu87*_ga*MTg5MTQwMzM3Ny4xNzQ3NzcxNzA0*_ga_PKVS5L6N8V*czE3N

Dk5NzcxNjYkbzlkZzEkdDE3NDk5Nzc.

22. Jerome, Zayas; Garcia, Jocelyn Cevallos; Lacsamana, Laniza; Garcua, Ferdilizah Dandah; Albuero-Canete, Kaira Zoe;. Build Back Better: Making Inclusion Work in Disaster Recovery in the Aftermath of Typhoon Haiyan. Prevention Web. (オンライン) 2017年. (引用日: 2025年5月10日.)
https://www.preventionweb.net/files/submissions/65859_buildbackbettermakinginclusionworkindisasterrecoveryintheaftermathoftyphoonhaiyan.pdf?startDownload=true.
23. United Nations Office for Disaster Risk Reduction. The Sendai Framework Terminology on Disaster Risk Reduction. (オンライン) (引用日: 2025年5月10日.) <https://www.undrr.org/drr-glossary/terminology>.
24. Sphere Association. The Sphere Handbook: Humanitarian Charter and Minimum Standards in Humanitarian Response, fourth edition. (オンライン) 2018年. (引用日: 2025年5月10日.)
www.spherestandards.org/handbook.
25. United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific. Incheon strategy to "Make the Right Real" for persons with disabilities in Asia and the Pacific. (オンライン) 2012年. (引用日: 2025年4月25日.) <https://www.unescap.org/resources/incheon-strategy-%E2%80%9Cmake-right-real%E2%80%9D-persons-disabilities-asia-and-pacific>.
26. United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific. Review of Implementation of the Incheon Strategy to "Make the Right Real" for person with disabilities in Asia and the Pacific. (オンライン) 2012年. (引用日: 2025年4月25日.) https://www.unescap.org/sites/default/d8files/event-documents/CSD2022_4_E_0.pdf
27. The Dhaka Declaration on Disability and Disaster Risk Management. (オンライン) (引用日: 2025年4月25日.) https://www.preventionweb.net/files/47068_dhakadeclarationfinal.docx.
28. Pacific Framework for the Rights of Persons with Disabilities 2016-2024. (オンライン) (引用日: 2025年4月25日.) <https://pacificdisability.org/wp-content/uploads/2024/04/Pacific-Framework-Rights-of-PWD.pdf>.
29. United Nations Department of Economic and Social Affairs. Disability and Development Report: Accelerating the realization of the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities. (オンライン) 2024年. (引用日: 2025年5月10日.)
<https://indico.un.org/event/1010238/attachments/20948/59724/DDR%202024%20Full%20report%20-%20Unedited.pdf>.
30. Global Facility for Disaster Reduction and Recovery. Disability Inclusion in Disaster Risk Management: Assessment in the Caribbean Region. Prevention Web. (オンライン) 2022年. (引用日: 2025年6月16日.)
<https://www.preventionweb.net/media/78821/>.
31. Global Facility for Disaster Reduction and Recovery. Disability Inclusion in Disaster Risk Management Operations: An Exploration of Good Practices and Resources. GFDRR. (オンライン) 2022年. (引用日: 2025年5月10日.) <https://www.gfdr.org/en/publication/disability-inclusion-disaster-risk-management-operations-exploration-good-practices-and>.
32. Arbeiter-Samariter-Bund Deutschland e.V. (ASB), 等. Including Persons with Disabilities in Disaster Risk Reduction: A research Study from Eight Countries of Africa, Asia and South/Central America. Disability inclusive Disaster Risk Reduction Network. (オンライン) 2022年. <https://didrn.net/including-persons-with-disabilities-in-disaster-risk-reduction-a-research-study-from-eight-countries-of-africa-asia-and-south-central-america/>.
33. Inter-Agency Standing Committee. IASC Guidelines, Inclusion of Persons with Disabilities in Humanitarian Action, 2019. IASC. (オンライン) 2019年. <https://interagencystandingcommittee.org/iasc-guidelines-on-inclusion-of-persons-with-disabilities-in-humanitarian-action-2019>.

34. 立木茂雄. 災害と障がいのある人たち－障害者の権利条約 11 条「リスク状況および人道上の緊急事態」に求められる措置の視点から－. (オンライン) 2018 年. (引用日: 2025 年 4 月 25 日.)
<https://www.tatsuki.org/papers/HyogoJinkenJournal/Bulletin2018.pdf>.
35. 内閣府. 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進. 内閣府. (オンライン) (引用日: 2025 年 4 月 25 日.) <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku.html>.
36. United Nations Office for Disaster Risk Reduction. Good practice 5 Inclusive development of an accessible public warning system app in the Netherlands. Multi-hazard early warning systems Mapping good practices around the world. (オンライン) <https://www.undrr.org/words-into-action/guide-multi-hazard-early-warning/map#map-5>.
37. Global Facility for Disaster Reduction and Recovery. Stronger Building Codes for a Safer More Resilient Future. World Bank. (オンライン) <https://www.worldbank.org/en/topic/disasterriskmanagement/publication/stronger-building-codes-for-a-safer-more-resilient-future>.
38. 国土交通省. 河川事業概要 2007. 国土交通省ホームページ. (オンライン)
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/gaiyou2007/pdf/c4-2-1.pdf.
39. 内閣府. 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針. 防災情報のページ. (オンライン) 2013 年 8 月. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/kankyokakuho.html>.
40. 内閣府. 避難所運営ガイドライン. 内閣府防災情報のページ. (オンライン) 2016 年 4 月. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_guideline.pdf.
41. 内閣府. 福祉避難所の確保・運営ガイドライン. 内閣府防災情報のページ. (オンライン) 2016 年 4 月. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf.
42. 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会. 障害者と防災施策に関する全国自治体調査報告書. 2017.
43. World Bank. The World Bank Technical Note on Accessibility. The World Bank Technical Note on Accessibility. (オンライン) (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
<https://www.worldbank.org/en/topic/disability/publication/technical-note-on-accessibility>.
44. United Nations Office for Disaster Risk Reduction. MCR2030 Making Cities Resilient. (オンライン) (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) <https://mcr2030.undrr.org/cities>.
45. United Nations Office for Disaster Risk Reduction. Disaster Resilience Scorecard for Cities : Annex for the inclusion of persons with disabilities. (オンライン) 2022 年 12 月. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
<https://mcr2030.undrr.org/disability-inclusion-scorecard>.
46. United Nations Office for Disaster Risk Reduction. Advancing Disability Inclusion in Local Disaster Risk Reduction. UNDRR. (オンライン) 2024 年 1 月 16 日. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
<https://www.undrr.org/publications/report-disability-inclusion-scorecard-assessment>.
47. 国際協力機構 (JICA) . インドネシア国地震・津波観測及び情報発信能力向上プロジェクト事業完了報告書. (オンライン) 2025 年. (引用日: 2025 年 7 月 10 日.)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12389847.pdf>.
48. 国際協力機構 (JICA) . フィリピン共和国 2020 年度外部事業評価報告書開発調査型技術協力「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000048824.pdf>.
49. 国際協力機構 (JICA) . インドネシア国中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト【開発計画調査型技術協力】(ファスト・トラック制度適用案件) 最終報告書要約. (オンライン) 2021

- 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_108_12342093.html.
50. Christian Blind Mission. Saving Lives and Leaving No One Behind: The Gaibandha Model for disability-inclusive disaster risk reduction. (オンライン) 2018 年. (引用日: 2025 年 4 月 2 日.)
<https://www.cbm.org/dam/jcr:f2f36014-7f52-43cb-85d1-e416e8a81b4c/Saving%20Lives%20and%20Leaving%20No%20One%20Behind%20The%20Gaibandha%20Model%20for%20disability-inclusive%20disaster%20risk%20reduction.pdf>.
51. Christian Blind Mission Global Disability Inclusion, Humanity & Inclusion (HI) and International Disability Alliance (IDA). Inclusion of persons with disabilities in humanitarian action: 39 examples of field practices and learnings from 20 countries, for all phases of humanitarian response. (オンライン) (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) <https://reliefweb.int/report/world/inclusion-persons-disabilities-humanitarian-action-39-examples-field-practices-and>.
52. 内閣府. 東日本大震災における被災地方公共団体の復興計画の分析調査報告書. 内閣府防災情報のページ. (オンライン) 2012 年 3 月 1 日. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.)
https://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/pdf/201204_higashinohon.pdf.
53. Brookings Institutions & International Organization for Migration. Resolving Post-Disaster Displacement: Insights from the Philippines after Typhoon Haiyan (Yolanda). (オンライン) 2015 年. (引用日: 2025 年 5 月 10 日.) <https://www.brookings.edu/articles/resolving-post-disaster-displacement-insights-from-the-philippines-after-typhoon-haiyan-yolanda/>.

[第 9 章 (ガバナンス)]

1. 国際協力機構 (JICA) . アフリカ地域 (広域) アフリカの角地域の若者、脆弱層および女性への支援アプローチの検討に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート. (オンライン) 2025 年 4 月. (引用日: 2025 年 6 月 28 日.) <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000054511.pdf>.
2. 国際協力機構 (JICA) . JICA におけるガバナンス支援 ―民主的な制度づくり、行政機能の向上、法整備支援― 調査研究報告書. (オンライン) 2004 年. (引用日: 2025 年 4 月 30 日.)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11810272.pdf>.
3. United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific. What is Good Governance? (オンライン) 2009 年. (引用日: 2025 年 5 月 25 日.) <https://repository.unescap.org/server/api/core/bitstreams/7ac82496-f2f7-4b14-bce1-b1ba22e53dbd/content>.
4. Convention on the Rights of Persons with Disabilities. General comment No. 6 on equality and non-discrimination. (オンライン) 2018 年. (引用日: 2025 年 8 月 20 日.)
<https://documents.un.org/doc/undoc/gen/g18/119/05/pdf/g1811905.pdf>.
5. Convention on the Rights of Persons with Disabilities. General comment No. 1 Article 12: Equal recognition before the law. (オンライン) 2014 年 5 月 19 日. (引用日: 2025 年 4 月 22 日.) <https://docs.un.org/en/CRPD/C/GC/1>.
6. Department of Justice (USA). Advancing Equal Access to Justice for Americans with Disabilities: Moving Towards Closing the Justice Gap on the 33rd Anniversary of the ADA. (オンライン) 2023 年 7 月 26 日. (引用日: 2025 年 4 月 22 日.) <https://www.justice.gov/archives/atj/blog/advancing-equal-access-justice-americans-disabilities-moving-towards-closing-justice-gap>.
7. United Nations Department of Economic and Social Affairs. Disability and Development Report 2024 - Accelerating the realization of the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 5 月 7 日.) <https://social.desa.un.org/sites/default/files/inline-files/DDR%202024%20Full%20report%20-%20Unedited.pdf>.

8. UN Special Rapporteur on the rights of persons with disabilities. International Principles and Guidelines on Access to Justice for Persons with Disabilities. (オンライン) 2020年8月. (引用日: 2025年4月22日.)
https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Disability/SR_Disability/GoodPractices/Access-to-Justice-EN.pdf.
9. 日本弁護士連合会. 障害のある人に対する司法手続における手続上の配慮を保障する制度構築等を求める意見書. (オンライン) 2025年3月19日. (引用日: 2025年4月22日.)
<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2025/250319.html>.
10. 総務省. 視聴覚障害者向け放送普及行政の指針. (オンライン) 2012年10月. (引用日: 2025年5月7日.)
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_37/pdf/s2-1.pdf.
11. European Audiovisual Observatory. Accessibility of audiovisual content for persons with disabilities. (オンライン) 2023年. (引用日: 2025年5月7日.) <https://rm.coe.int/iris-plus-2023-01en-accessibility-of-audiovisual-content-for-persons-w/1680ab1bdc>.
12. United Nations Development Programme. Guidelines for disability representation in the media. (オンライン) 2023年. (引用日: 2025年4月22日.) https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2023-10/disability_in_the_media_1.pdf.
13. United Nations Department of Economic and Social Affairs. Toolkit on Disability for Africa - Participation in Political and Public Life. (オンライン) 2017年. (引用日: 2025年4月22日.)
<https://www.un.org/esa/socdev/documents/disability/Toolkit/Participationin-Political-Publiclife.pdf>.
14. International Disability Alliance. 2022 Report Not just ticking the disability box? Meaningful OPD participation and the risk of tokenism. (オンライン) 2022年. (引用日: 2025年4月22日.)
https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/ida_global_survey_2022_final.pdf.
15. United Nations Development Programme. Meaningful Participation of Persons with Disabilities in Decision-Making Processes. (オンライン) 2023年. (引用日: 2025年4月22日.)
https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2023-10/undp-georgia-human-rights-pwds-participation-decision-making_2023-eng.pdf.
16. Office of the High Commissioner for Human Rights. Promoting the Rights of Persons with Disabilities through the Sustainable Development Goals - A Resource Package (Foundation). (オンライン) 2024年. (引用日: 2025年4月25日.) <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/disability/sdg-crpd-resource/policy-guidelines/foundations-noimages-v2.pdf>.
17. 国際協力機構 (JICA) . JICA グローバル・アジェンダ (課題別事業戦略) No. 12 ガバナンス. (オンライン) (引用日: 2025年5月16日.)
https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/ku57pq00002cy7ye-att/governance_text.pdf.
18. The Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons Who Are Blind, Visually Impaired or Otherwise Print Disabled. (オンライン) 2013年. (引用日: 2025年5月2日.)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000343335.pdf>.
19. UN Human Rights Special Procedures. International Principles and Guidelines on Access to Justice for Persons with Disabilities. (オンライン) 2020年8月. (引用日: 2025年5月2日.)
https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Disability/SR_Disability/GoodPractices/Access-to-Justice-EN.pdf.
20. Special Envoy of the UN Secretary-General on Disability and Accessibility. For inclusive quality police services for persons with disabilities: 10 areas of action. (オンライン) 2021年. (引用日: 2025年5月8日.)
<https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2021/08/Guidelines-For-Inclusive->

Police-Services-PwD-ENG.pdf.

21. Organization for Security and Co-operation in Europe Office for Democratic Institutions and Human Rights (OSCE-ODIHR) . Guidelines on Promoting the Political Participation of Persons with Disabilities. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 6 月 8 日.) <https://www.osce.org/files/f/documents/b/6/414344.pdf>.
22. Eilionóir Flynn, Catriona Moloney, Janos Fiala-Butora, Irene Vicente Echevarria. Final Report Access to Justice of Persons with Disabilities. (オンライン) 2019 年 12 月. (引用日: 2025 年 8 月 15 日.) https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Disability/SR_Disability/GoodPractices/CDLP-Finalreport-Access2JusticePWD.docx.
23. Tbilisi State University Disability Research Center. Supporting the Employment of the Persons with Disabilities in the Public Sector. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2025 年 6 月 8 日.) https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2022-07/undp_georgia_dg_pwds_public%20sector_2022_eng.pdf.
24. World Health Organization. Community-based rehabilitation: CBR guidelines (Social Component). (オンライン) 2010 年. (引用日: 2025 年 6 月 8 日.) https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/44405/9789241548052_social_eng.pdf?sequence=13&isAllowed=y.
25. 最高裁判所. 最高裁判所のバリアフリー情報. (オンライン) (引用日: 2025 年 7 月 23 日.) <https://www.courts.go.jp/saikosai/about/barrierfree/index.html>.
26. 日本弁護士連合会. 子ども・高齢者・障害者を含む住民の人権保障のために、地域の家庭裁判所の改善と充実を求める決議. (オンライン) 2023 年 10 月 6 日. (引用日: 2025 年 7 月 23 日.) https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/civil_liberties/2023/2023_2.pdf.
27. 横浜市港北区. 投票所のバリアフリーに関する取り組み. (オンライン) 2025 年 5 月 23 日. (引用日: 2025 年 7 月 23 日.) <https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kusei/shikai-senkyo/senkyo-barrirfree.html>.
28. 障害者の権利に関する委員会. 日本の第 1 回政府報告に関する総括所見 (外務省により仮訳) . (オンライン) 2022 年 10 月 7 日. (引用日: 2025 年 6 月 15 日.) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>.
29. 法務省法制審議会民法 (成年後見等関係) 部会. 部会資料 1 8 - 1 についての説明案. (オンライン) 2025 年 6 月. (引用日: 2025 年 6 月 15 日.) <https://www.moj.go.jp/content/001441006.pdf>.
30. 警察庁. 警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令 (2015 年 11 月 17 日警察庁訓令第 19 号、2023 年 12 月 15 日 警察庁訓令第 10 号により改正) . (オンライン) (引用日: 2025 年 6 月 15 日.) https://www.npa.go.jp/laws/notification/kunrei/2023_taiouyouryou_kunrei.pdf.
31. 最高裁判所裁判官会議. 裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (2024 年 3 月 27 日議決) . (オンライン) (引用日: 2025 年 6 月 15 日.) https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/R60415_syougaisya_rubinashi_PDF.pdf.
32. 内閣府大臣官房政府広報室. 事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化. (オンライン) 2025 年 4 月 21 日. (引用日: 2025 年 8 月 13 日.) <https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>.
33. 総務省. 放送分野における情報アクセシビリティに関する指針 (2018 年 2 月 7 日策定、2023 年 10 月 17 日改定) . (オンライン) (引用日: 2025 年 6 月 15 日.) https://www.soumu.go.jp/main_content/000906717.pdf.
34. 総務省. みんなの公共サイト運用ガイドライン (2024 年版) . (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 6 月 15 日.) https://www.soumu.go.jp/main_content/000945249.pdf.
35. 内閣府. 公共サービス窓口における配慮マニュアル. (オンライン) 2005 年. (引用日: 2025 年 8 月 19 日.)

- <https://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>.
36. 障害者施策推進本部. 市町村障害者計画策定指針. (オンライン) 1995年5月. (引用日: 2025年6月15日.) <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/chihou/gaiyou7-5.html>.
 37. 内閣府. 地方公共団体における障害者計画の策定状況等について. (オンライン) 2014年3月31日. (引用日: 2025年6月15日.) <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/h26sakutei/pdf/1-1-2.pdf>.
 38. 総務省. 障害のある方に対する投票所での対応例について. (オンライン) 2023年1月. (引用日: 2025年6月16日.) https://www.soumu.go.jp/main_content/000858883.pdf ※各種ツールが掲載されている URL : https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/torikumi_senkyo/index.html.
 39. 新潟県選挙管理委員会. 新潟県選挙管理委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領 (2025年4月1日最終改正) . (オンライン) 2016年4月1日. (引用日: 2025年6月22日.) <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/441798.pdf>.
 40. 厚生労働省. 障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針 (平成27年厚生労働省告示第116号) . (オンライン) 2015年3月25日. (引用日: 2025年6月22日.) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000082149.pdf>.
 41. 厚生労働省. 雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針 (平成27年厚生労働省告示第117号) . (オンライン) 2015年3月25日. (引用日: 2025年6月22日.) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000082153.pdf>.
 42. 公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議. 公務部門における障害者雇用に関する基本方針 . (オンライン) 2018年10月23日. (引用日: 2025年8月19日.) <https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000478395.pdf>.
 43. 人事院. 職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針. (オンライン) 2018年12月27日. (引用日: 2025年8月19日.) <https://www.jinji.go.jp/content/900018125.pdf>.
 44. 厚生労働省. 障害者活躍推進計画の作成手引き. (オンライン) 2023年4月. (引用日: 2025年6月22日.) <https://www.mhlw.go.jp/content/000639334.pdf>.
 45. 厚生労働省. 公的機関における障害者への合理的配慮事例集【第七版】(地方公共団体等). (オンライン) 不明年. (引用日: 2025年6月22日.) <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001230965.pdf>.
 46. 内閣官房内閣人事局, 厚生労働省, 人事院. 公務部門における障害者雇用マニュアル. (オンライン) 2024年1月. (引用日: 2025年8月15日.) https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/shougaisha_manual_240129.pdf.
 47. Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit. Disability Inclusion Matters: Including Persons with Disabilities in the Promotion of Good Governance. (オンライン) 2019年. (引用日: 2025年6月22日.) <https://www.giz.de/de/downloads/giz2019-en-disability-inclusion-matters-good-governance.pdf>.
 48. United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities. End of Project Report - Access to justice without barriers for persons with disabilities. (オンライン) 2021年. (引用日: 2025年7月24日.) <https://www.undp.org/cambodia/projects/access-justice-without-barriers-persons-disabilities-a2j>.
 49. United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities. End of Project Report - Promoting rights of people with disabilities in Indonesia. (オンライン) 2018年. (引用日: 2025年7月24日.) https://mptf.undp.org/sites/default/files/documents/30000/unprpd_phase_i_end_of_project_report_final_indonesia.pdf.

50. Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE). Promoting the Political Participation of People with Disabilities in the OSCE Region. (オンライン) 2022 年 11 月 29 日. (引用日: 2025 年 6 月 28 日.)
<https://www.osce.org/files/f/documents/1/0/531722.pdf>.
51. Office of the High Commissioner for Human Rights. Promoting the Rights of Persons with Disabilities through the Sustainable Development Goals: A Resource Package (SDG-CRPD Resource Package). (オンライン) 2020 年. (引用日: 2025 年 6 月 30 日.) <https://www.ohchr.org/en/disabilities/promoting-rights-persons-disabilities-through-sustainable-development-goals-resource-package-sdg>.
52. 特定非営利活動法人日本障害者協議会. 障害者権利条約と世界の国々《JD 仮訳》. (オンライン) 2025 年 6 月 26 日. (引用日: 2025 年 6 月 30 日.) https://www.jdnet.gr.jp/report/17_02/170215.html.
53. 法務省法制審議会. 障害のある人の刑事手続きにおける情報通信技術に関するヒアリング提出資料. (オンライン) 2023 年 4 月 21 日. (引用日: 2025 年 5 月 2 日.) <https://www.moj.go.jp/content/001397453.pdf>.
54. DPI 日本会議. 成年後見制度の見直しに対する DPI の意見. (オンライン) 2024 年 9 月 2 日. (引用日: 2025 年 6 月 1 日.) <https://www.moj.go.jp/content/001424525.pdf>.
55. International Foundation for Electoral Systems. Equal Access : How to Include Persons with Disabilities in Elections and Political Processes. (オンライン) 2014 年. (引用日: 2025 年 6 月 8 日.)
https://www.ifes.org/sites/default/files/migrate/equal_access_how_to_include_persons_with_disabilities_in_elections_and_political_processes_2.pdf.
56. 法務省民事局. 成年後見制度の見直しに向けた検討. (オンライン) 2025 年 6 月. (引用日: 2025 年 6 月 15 日.) <https://www.moj.go.jp/content/001441009.pdf>.
57. Convention on the Rights of Persons with Disabilities. General comment No. 8 on the right of persons with disabilities to work and employment. (オンライン) 2022 年 10 月 7 日. (引用日: 2025 年 4 月 22 日.)
<https://docs.un.org/en/CRPD/C/GC/8>.
58. Human Rights Watch. Canada: Abuse, Bias Against Immigration Detainees with Disabilities. (オンライン) 2024 年 12 月 3 日. (引用日: 2025 年 8 月 15 日.) <https://www.hrw.org/news/2024/12/03/canada-abuse-bias-against-immigration-detainees-disabilities>.
59. 厚生労働省職業安定局. 障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引. (オンライン) 2025 年 5 月. (引用日: 2025 年 8 月 15 日.) <https://www.mhlw.go.jp/content/001102025.pdf>.
60. 大阪府. 大阪府障がい者差別解消ガイドライン（第 4 版）. (オンライン) 2025 年 3 月. (引用日: 2025 年 8 月 19 日.) https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/30751/r703_sabetsukaisyou_guidelines.pdf.
61. Patrick McGee, Maree Higgins, Eileen Baldry, Karen Daniels, Hope Siciliano. National Forum on Cruel, Inhuman and Degrading Treatment of People with Disability in Detention Report. (オンライン) 2024 年 5 月. (引用日: 2025 年 8 月 15 日.)
https://www.researchgate.net/publication/380488047_National_Forum_on_Cruel_Inhuman_and_Degrading_Treatment_of_People_with_Disability_in_Detention_Report.
62. Al-Zu'bi Hadeel, Ghofran Hilal. Access to Public Employment for Persons with Disabilities in Jordan: Legal Framework, Policy, and Barriers. Scandinavian Journal of Disability Research. (オンライン) 2024 年 2 月 12 日. (引用日: 2025 年 8 月 15 日.) <https://doi.org/10.16993/sjdr.1072>.